

名古屋学院大学国際文化学部国際文化学科
2025 年度 卒業論文

佐伯 奈津子ゼミ

上原 夏歌／神谷 美羽／北村 ひかり／實藤 奈乃／菅沼 凜／高橋 玖見
田邊 侑里／塚野 咲花／西村 由利江／水谷 凜／三田村 彩加／森島 愛

韓国映像コンテンツが描く韓国社会

——映像メディアが果たす社会的役割

26W0032 上原 夏歌 9

はじめに

第1章 韓国の民主化と政治体制の変遷

第1節 軍事クーデターと社会の混乱

第2節 民主化運動と社会の変化

第3節 韓国の民主化と2024年の戒厳令

第2章 映像にみる韓国社会の特徴

第1節 学歴社会と教育熱

第2節 若者の生きづらさ（n放世代・スプーン階級論・ノオリョク）

第3節 兵役制度と男性の社会的役割

第3章 映像メディアの影響と役割

第1節 映画が与えるポジティブな影響

第2節 映画が与えるネガティブな影響

おわりに

日中道德教育の比較研究——国民像形成の視点から 26W0053 神谷 美羽 33

はじめに

第1章 日本の道德教育

第1節 日本の道德教育のあゆみ

第2節 日本の道德教育の課題点

第3節 日本の道德教育の改善点

第2章 中国の道德教育

第1節 中国の道德教育のあゆみ

第2節 中国の道德教育の課題点

第3節 中国の道德教育の改善点

第3章 日中の道德教育の比較と考察

第1節 共通点と相違点

第2節 重視される価値観

第3節 国民像の違い

おわりに

日本で働くムスリムの課題と企業の取り組み

——インドネシアの労働環境と比較して

26W0059 北村ひかり 57

はじめに

第1章 イスラームの基本的価値観と労働観

第1節 礼拝・食・服装などの基本的慣習

第2節 イスラーム的労働観

第3節 インドネシアの労働環境

第2章 日本におけるムスリム労働者の現状と課題

第1節 女性のヒジャブ着用と礼拝

第2節 断食

第3節 まとめ

第3章 日本企業の取り組み事例

第1節 女性のヒジャブ着用と礼拝

第2節 断食と食事

第3節 まとめ

おわりに

アパレル業界のいまをコーディネートするサステナブルファッション

——消費者の受容から見る持続可能な実践

26W0090 實藤 奈乃 75

はじめに

第1章 ファッション産業の構造的課題とサステナビリティ

第1節 ラナ・プラザ事故と構造的課題

第2節 FASHION REVOLUTION の誕生と意義

第3節 透明性をめぐる課題

第2章 消費の現場 ファッション都市

第1節 ファッション都市と、浮き彫りになる課題

第2節 アパレルブランドの取り組み

第3節 消費の現場から生まれる変化の可能性

第3章 日本におけるサステナブルファッション

第1節 ウルトラファストファッションの人気と裏に潜む課題

第2節 日本に根強く残る古着文化

第3節 サステナブルファッションへの取り組み

おわりに

トロントの再生型観光——環境・文化資源を活かした都市観光の実践

26W0097 菅沼 凜 89

はじめに

第1章 トロントと再生型観光の背景

第1節 トロントの都市的特徴の観光の位置づけ

第2節 再生型観光とは何か

第3節	トロントにおける再生型観光への関心と動き
第2章	トロントにおける再生型観光の取り組み
第1節	Toronto Island Park——都市近接自然と観光の共生
第2節	High Park——持続可能な観光体験
第3節	Toronto International Film Festival (TIFF) ——文化遺産の再生型観光
第3章	再生型観光の課題と展望
第1節	現状と課題
第2節	他都市との比較と教訓
第3節	トロントにおける再生型観光の可能性と提案
おわりに	

スウェーデンと日本の若者における選挙に対する意識の違い

——教育環境と社会構造の比較を通じて 26W0100 高橋 玖見 105

はじめに	
第1章	日本とスウェーデンの若者の選挙意識とその背景
第1節	日本の若者の選挙意識：その特徴と背景要因
第2節	スウェーデンの若者の選挙意識：積極性を支える社会的背景
第3節	両国の若者の選挙意識の比較とその構造
第2章	若者の選挙意識の差を生む社会・文化・教育要因
第1節	両国の社会・文化環境が若者の政治態度に及ぼす影響
第2節	教育環境の比較：政治的関心を育てる仕組みと方法
第3節	若者の意識差を生む複合的要因の整理
第3章	日本とスウェーデンの比較から見える若者参画の可能性
第1節	日本とスウェーデンにおける若者の選挙意識の比較結果
第2節	本研究における調査方法と分析上の限界
第3節	今後の展望：若者の選挙意識を高めるための示唆
おわりに	

フィンランドと日本の ICT 初等教育の違い

——日本の ICT 教育における質的課題の考察 26W0113 田邊 侑里 119

はじめに	
第1章	日本の ICT 初等教育の現状と課題
第1節	ICT 教育導入前の日本の初等教育
第2節	ICT 教育の導入から近年の現状
第3節	ICT 教育導入後の現状、変化と課題点
第2章	フィンランドの ICT 初等教育の実態

第1節	いち早くデジタル教育を導入した背景
第2節	ICT教育導入後による課題
第3節	フィンランドの現在のICT初等教育
第3章	日本とフィンランドにおけるICT初等教育の比較と考察
第1節	ICT初等教育における共通点と相違点の概略
第2節	日本とフィンランドにおけるICT初等教育の課題比較
第3節	今後の日本のICT初等教育に向けて
おわりに	

ファッションはなぜ繰り返すのか——流行の循環メカニズムとその社会的背景

26W0119 塚野 咲花 133

はじめに	
第1章	日本のファッション歴史（戦前）
第1節	江戸時代
第2節	明治時代
第3節	大正時代
第2章	日本のファッション歴史（戦後）
第1節	1950年代～
第2節	1970年代～
第3節	1990年代～現代
第3章	なぜファッションは繰り返すのか
第1節	ファッションサイクル
第2節	メディア・SNSの影響
第3節	ファッション業界戦略
おわりに	

外国人の子どもへの教育の実態

——外国人児童にとってあるべき日本の教育環境 26W0140 西村由利江 147

はじめに	
第1章	外国人の子どもへの教育の実態
第1節	外国籍児童生徒数の増加と日本語指導の必要性の高まり
第2節	児童生徒が直面する課題
第3節	保護者が直面する課題
第2章	愛知県の外国人の子どもとその保護者に対する支援
第1節	日本語指導・教科指導
第2節	共生・アイデンティティ
第3節	保護者との連携

第3章 課題と改善策

第1節 外国人の子どもへの支援における課題

第2節 課題の改善策を考察する

第3節 これからの日本のために

おわりに

「推す」という行為の意味——SNS時代のファン文化と自己肯定感の関係性

26W0169 水谷 凜 163

はじめに

第1章 「推し」に生きる若者の現状と SNS 社会の変容

第1節 「推し活」の台頭

第2節 SNS の役割

第2章 「推し活」と若者のアイデンティティ形成

第1節 自己肯定感の理論

第2節 「推し活」と自己肯定感の関係

第3節 依存や負の側面

第3章 SNS コミュニティとファン文化の特徴

第1節 ファンコミュニティの形成

第2節 SNS における可視化と評価の構造

第3節 アルゴリズムとファン文化の変容

第4章 「推し活」文化の国際的特徴——日本と韓国の比較を中心に——

第1節 日本における「推し活」文化の特徴

第2節 韓国における「推し活」文化の特徴

第3節 日韓の比較から見える課題

第5章 SNS 時代における「推し活」の意味と課題

第1節 若者にとっての「推し活」の再定義

第2節 比較と評価のなかで生じる葛藤

第3節 「推し活」との距離の取り方と今後の可能性

おわりに

ファストファッション業界が抱える問題

——大量生産・大量廃棄がもたらす影響

26W0170 三田村彩加 175

はじめに

第1章 ファストファッションとは

第1節 歴史的背景

第2節 消費者にどのような影響を与えるか

第3節 経済効果や雇用の側面

第2章 ファストファッションがもたらす問題点

第1節 環境への影響

第2節 労働・人権問題

第3節 消費者意識

第3章 業界や各国の取り組み

第1節 ブランドのサステイナブル戦略

第2節 リサイクル・回収の取り組み

第3節 企業による消費者参加型の取り組み

おわりに

出産と子育てを安心してできる社会とは

——日本とオクラホマ州の制度の違いから考える

26W0181 森島 愛 189

はじめに

第1章 出産を支える仕組み

第1節 日本における出産制度

第2節 オクラホマ州における出産制度

第3節 日本とオクラホマ州の比較

第2章 育児を支える仕組み

第1節 日本における育児支援制度

第2節 オクラホマ州における育児支援制度

第3節 日本とオクラホマ州の比較

第3章 子育てにやさしい社会とはなにか

第1節 子育てを支える制度と社会インフラ

第2節 文化と人の繋がりがつくるやさしさ

第3節 これからの日本の子育て支援の課題

おわりに

名古屋学院大学国際文化学部国際文化学科

2025 年度 卒業論文

<指導教員 佐伯奈津子>

韓国映像コンテンツが描く韓国社会

映像メディアが果たす社会的役割

26W0032 上原 夏歌

はじめに

韓国社会は、急速な経済成長を遂げる一方で、学歴競争や終わらない競争社会、兵役制度など特有の社会問題を抱えている。これらの問題は若者を中心に社会全体に深刻な影響を与えており、個人の生き方や価値観を大きく左右している。

近年の韓国ドラマや映画は単なる娯楽にとどまらず、現代社会の問題をリアルに描き出すことで視聴者に問題意識を喚起し、社会批判や制度改革のきっかけとなってきた。実際に映像コンテンツが社会運動や法改正に影響を与えた事例も存在し、その影響は国内だけではなく世界中の共感を集めている。

本論文の目的は、韓国映像コンテンツに描かれる社会問題を分析し、そこに映し出される韓国社会の特徴を明らかにすることである。さらに、映像メディアが社会問題を可視化することで視聴者にどのような影響を与え、どのような社会的役割を果たしているのかを考察する。

第1章では、『ソウルの春』、『タクシー運転手～約束は海を越えて～』などの歴史映画作品を通じて、国家暴力・民主化運動・市民の抵抗・個人の声の抑圧といったテーマと自身の留学中の経験とも重ねながら考察する。第2章では、韓国ドラマにおける学歴社会と親の教育熱、終わらない競争社会と若者の生きづらさ、兵役問題について韓国ドラマをとり挙げ、分析する。第3章では、映画『トガニ 幼き瞳の告発』と『ミッドナイト・ランナー』を事例として、韓国映像メディアが与える影響の正負両面を分析し、その社会的役割について考察する。

本論文は、韓国映像コンテンツを通じて韓国社会の構造的問題を明らかにすることで、韓国社会への理解を深めると同時に、現代の日本社会が抱える社会問題を考察する視点を提供する点に意義がある。そして、映像メディアが社会問題を可視化し、社会に影響を与える存在であることを示す点において、映像メディアの社会的役割を考え直すきっかけとなることが期待される。

第1章 韓国の民主化と政治体制の変遷

第1節 軍事クーデターと社会の混乱

1979年10月26日、当時の韓国大統領であった朴正熙が、中央情報局・金載圭によって暗殺される事件が発生した。朴正熙大統領は、国内で深まった政治的混乱や腐敗を背景に1961年5月の「5・16軍事クーデター」を主導して実権を掌握した。その後、「漢江の奇跡」と称される高度経済成長を実現した一方で、「人権無視」や「開発独裁」と評される政治手法に対する批判も受けていた[牧野 2025: 102]。朴正熙暗殺事件は、1961年から続いた独裁政権の終わりを意味するとともに、市民たちは民主化への期待を膨らませた。しかし、すぐには民主化にはいたらなかった。

朴正熙射殺事件の翌日である10月27日、済州島を除く全国に非常戒厳令が宣布された。

同日、崔圭夏国務総理が大統領権限を代行したが、その一方で軍内部では主導権をめぐる対立が進行していた。すなわち、維新体制からの転換を模索する鄭昇和陸軍参謀総長を中心とする上層部と、全斗煥保安司令官らを中心とする軍中堅層による「ハナ会」勢力との間で権力争いが顕著化していた〔文 2015：137〕。このように最高権力者であった朴正熙の死によって、次期権力者が不在という政治的空白の期間が生じ、権力は崔圭夏、軍上層部、そして全斗煥保安司令官率いるハナ会という複数に権力が分散する状況となった。この分散した権力構造は、軍事クーデターを引き起こすには絶好のチャンスであったといえる。

この政治的空白期の混乱は、映画『ソウルの春』（2023）にも描かれている。作品では、1979年の朴正熙暗殺以降に続く政局不安と、1979年12月に発生した「12・12軍事反乱」を主題とし、史実にもとづきながら軍内部の対立構造と権力争いが時系列に沿って描写されている。映画のなかでは、軍事クーデターに抵抗する首都警備司令官イ・テシんと、ハナ会を率いる全斗煥との対立構図が描かれており、軍内部で指揮権の所在の曖昧さが引き起こす混乱や緊張感が強調されている。とくに印象的なのは、ソウル市中心部という一般市民の生活圏と隣接した空間で激しい武力衝突が発生していた点である。銃撃戦が都市空間で発展される描写は、当時の政治的混乱と国家権力が市民の安全を十分に保障できていなかった状況を強く印象づけている。

また、映画を通して浮かび上がるのは、軍と政治の密接な関係性である。作中では、軍部が大統領の意思決定に強く介入し、場合によってはそれを左右する場面が描かれている。これは、徴兵制を基盤とする韓国社会において軍が国家権力の中核を担ってきた歴史的背景を反映していると考えられる。『ソウルの春』は、民主化という国民の期待する「ハッピーエンド」を描く作品ではない。物語は、最終的にハナ会を中心とする新軍部が実権を掌握するという結末を迎える。これは、朴正熙による長期独裁政権の終結に民主化への期待を抱いていた市民にとって、解放ではなく新たな軍事政権の始まりを意味していた。映画終盤に描かれる期待から失望へと転じるエンドロールは、当時の国民の感情を象徴的に表現している。

このように『ソウルの春』は12・12軍事反乱そのものを描くだけでなく、軍が政治の実権を掌握する国家構造が形成されていく過程を可視化した作品であり、韓国が現在のような民主化体制にいたるまでの歴史を理解する知る上で重要な役割を果たしている。そして、この軍事政権の成立こそが、翌1980年に発生する光州事件を引き起こす重要な要因となった。次節では、本節で明らかにした軍事クーデター後の権力構造を踏まえ、光州事件における国家暴力と市民抵抗について論じ、さらに、韓国の民主化過程を考察していく。

第2節 市民の民主化運動と社会の変化

1980年4月以降、舎北炭鉱における労働者と市民の抗議行動を契機として、労働争議は全国的に拡大する兆しを見せた。また、学生運動も活発化し、戒厳令解除や早期改憲を求めたり、大規模な街頭デモがソウル及び地方都市で展開されたりするなど、社会全体に政治的不安が広がっていた〔文 2015：137-138〕。このように、朴正熙大統領暗殺後、民主化への

期待をもった市民・学生の民主化デモが活発になり、ソウルだけにとどまらず、地方都市でも次々にデモが起きていった。

1980年5月17日、新軍部は非常戒厳令を全国へ拡大し、翌18日には金大中、文益煥、金鍾泌、李厚洛など26人を逮捕・拘束した。さらに、政治活動の停止、言論統制、大学の休校などの強硬措置が実施され、いわゆる「5・17クーデター」を実施した。これにより、約半年間続いた「ソウルの春」は終結し、全国的な民主化運動は抑圧されたが、唯一これに抵抗した都市の学生・市民の存在が指摘されている〔文 2015：138-139〕。

以上のように、1979年10月の朴正熙暗殺以降、韓国社会では学生運動のみならず、労働者や地方都市の市民を巻き込んだ大規模な民主化運動が急速に広がっていった。これらの運動は、特定の都市や集団に限定されたものではなく、全国的な広がりをもつ社会運動へと発展しつつあった点に特徴がある。しかし、こうした民主化の動きを新軍部は「政治的混乱」および「国家保安の脅威」と位置づけ、戒厳令の全国拡大という強硬手段によって抑え込もうとした。

1980年5月17日、全斗煥は戒厳令を大韓民国全地域に拡大し、全ての政治活動の中止やマスコミの出版報道及び放送は事前検閲を受けること、大学の休校などを布告した。これを5・17クーデターとよび、光州事件は、5・17クーデターに対する反発運動を鎮圧する過程で起こった悲劇である〔木村 2023：49-52〕。

ここで注目すべき点は、これらの一連の強硬措置がおこなわれた時点では全斗煥はまだ正式な大統領の地位に就いていなかったという事実である。しかし実際には、12・12クーデター以降、全斗煥を中心とする新軍部が軍の指揮と権力を掌握しており、国家の重要な意思決定に強い影響力を及ぼしていた。光州事件はこのような新軍部による実質的な権力掌握と、戒厳体制の強化によって引き起こされた事件である。民主化を求める市民の動きに対して、軍が武力を用いて介入した点において、光州事件は新軍部の政治支配が暴力的であったということを象徴する出来事であった。光州では警察署が占拠され、MBC放送局が焼き討ちに遭うなど事態は激化していった。しかし、MBCは戒厳軍による一方的な声明のみを報道し、市民側の状況や被害は伝えられなかったとされる。

また、光州は軍によって完全に封鎖され、市外との通信や交通手段は遮断された。全国向けの報道では、光州市民は「暴徒」や「不純分子」として描かれ、事件の責任が市民側にあるかのような印象が強調されていた〔文 2015：141-142〕。このように光州事件は軍による武力行使のみならず、情報の遮断と歪曲というかたちでさらに市民を苦しめた。当時の状況は厳格な報道統制のもとで全国的にはほとんど共有されず、光州の外にいた人びとにとって事実の実態は不可視のものとなっていた。

2017年に公開された映画『タクシー運転手～約束は海を越えて～』を通して、多くの人、とくに事件を詳しく知らない若い世代に光州事件という歴史を可視化するきっかけとなった。映画では、主人公が光州を脱出した直後、隣町の飲食店で市民が事件について語る場面が描かれる。そこでは「学生デモのせいで軍人に死傷者が出ている」という会話があり、そ

の情報源としてニュースや新聞が挙げられていた。実際に映し出される新聞には、「光州デモで軍人〇名死亡」といった見出しが掲げられており、軍の被害のみが強調されている。

しかし、국가기록원 [国家記録院] (年不詳) によると、犠牲者のうち軍人 23 名、警察は 4 名だったのに対し、市民は 162 名と市民の方が多く命を落としていることがわかる [국가기록원]。映画『タクシー運転手〜約束は海を越えて〜』が可視化したもっとも重要な点は、軍事的暴力そのもの以上に、報道統制によって形成された歪曲された情報によって当時光州で起きていた事実がほとんど知られていなかったという点である。

以上のように、光州事件においては軍事的暴力と並行して、報道統制による情報操作が重要な役割を果たしていたことがわかる。光州事件の収束後、全斗煥は国保委(国家保衛非常対策委員会)を通じて実権を掌握し、事件を金大中のような「不純分子」にそそのかされた「内乱陰謀」と位置づけ真相を封印した。この公式見解は事件への誤った理解を広め、地域間の対立を助長した。

1980 年 8 月には崔圭夏大統領が辞任し、全斗煥は間接選挙によって大統領に就任、翌 1981 年には第五共和国が成立し、その後 6 年 7 カ月におよぶ新軍部の強権支配がつづくことになる [文 2015 : 146-147]。光州事件は韓国民主化運動の象徴的出来事として語られることが多いが、事件直後に民主化が実現したわけではない。むしろ事件後には全斗煥を中心とする新軍部政権が成立し、強権的な統治体制が約 7 年間続いた。しかし、光州で起きた出来事とその抑圧の記憶は、市民たちの教訓となり 1987 年の民主化運動へとつながる重要な原点となった。次節では、こうした過程を経て韓国社会がどのように民主化へ向かったのかを整理したうえで、戒厳令とメディア統制という問題が現代にどのように引き継がれていくのかを論じる。

第 3 節 韓国の民主化と 2024 年の戒厳令

光州事件以降、韓国社会は長期にわたり新軍部政権の強権的支配下に置かれていたが、1980 年代後半に入ると民主化を求める動きが再び活発化する。その直接的な契機となったのが、1987 年 1 月に発覚したソウル大生・朴鍾哲の拷問致死事件である。この事件は、政権による暴力と隠蔽に対する国民的怒りを引き起こしたとされ、6 月 10 日の国民大会を皮切りに全国的な抗議運動へと発展した [文 2015 : 159-160]。このように、光州事件以降も国民の民主化要求は断続的に続いており、それは 1980 年代後半になるにつれ、新軍部政権がもはや無視することのできない社会的動きへと発展していった。その結果、1987 年 6 月 29 日に¹民主化宣言を発表するにいたった。

韓国では 1961 年の軍事革命以降、軍を基盤とする政治体制が続いていたが、1987 年 12

¹ 1987 年 6 月 29 日、新軍部政権は、直選制改憲、拘束者釈放、言論の自由の保障、地方自治制の実施、大学の自律化、そして反体制運動家の赦免・復権などを盛り込んだ「六・二九民主化宣言」を発表した [文 2015 : 160]。

月に初の民主的直接選挙によって制度的な転換が図られたとされている[中川 1994:225]。この選挙によって盧泰愚が選出され、民主的な選出手続きが導入された。さらに 1993 年には 32 年ぶりに文民出身の金泳三大統領が誕生し、1961 年以降の軍事クーデター以降、朴正熙、全斗煥、盧泰愚と続いていた軍人出身者による軍事政権は幕を閉じた。韓国の民主化は、ある特定の年代を機に民主化に切り替わったのではなく、1987 年の民主的直接選挙を出発点とし、1993 年の文民政権成立を経て段階的に進展したと理解できる。

韓国の歴史において戒厳令は、軍事政権期を中心に幾度となく発令され、国家権力が政治や社会を直接統制する手段として用いられてきた。民主化を経た現在の韓国においても、2024 年には 1980 年光州事件以降 44 年ぶりに戒厳令が再び発令され、民主化後の社会における権力行使の在り方を再認識する契機となった。

わたしは当時、韓国・釜山に留学中で、宣布されてからの国民の様子を現地で見る事ができた。戒厳令発令当時、確実な情報がなく、SNS やインターネット上での情報でソウルがどのような様子なのかうかがうことしかできなかった。留学生たちは、確実な情報と現状がわからないなかで、「母国に帰れなくなるのではないか」「または、留学期間を残し、強制的に帰国しなければならないのか」など、心配とパニックになっていた。

また、戒厳令発令時、わたし自身は 45 年前にも今回と同様な戒厳令が発令されていたこと、多くの人が犠牲になったことを知らなかった。しかし、SNS 上で過去の戒厳令で軍の統制下におかれた市民の様子を見たり、語学堂の先生から聞かされた当時の話を聞いたりして、このままでは 45 年前と同じことが繰り返されるのではないかと不安になった。韓国の政治について、戒厳令が発布されるまでは、詳しく知ろうとしなかったわたしは、実際に戒厳令発布時に韓国に住んでいることで韓国の政治の現状、45 年前の光州事件のことについて知りたいと思い、光州事件がもとになっている映画『ソウルの春』、『タクシー運転手〜約束は海を越えて〜』を鑑賞し、当時の市民の様子と軍と市民の関係や、今回の戒厳令とどう違うのかを感じた。

広島平和研究所の孫賢鎮氏は 2025 年、過去の歴史的戒厳令と 2024 年の戒厳令の違いについて、一番大きな違いは軍や政治家たちが従わなかったことだと述べている[孫 2025: 1-3]。今回、戒厳令が宣布されてから、在籍 190 名全員が戒厳令解除の要求をおこない、軍の様子も 44 年前とは違っていた。その理由として、現役兵の親世代が民主化運動を経験したため、学習効果ができ、市民には銃を向けるなど伝わり、軍が市民を武力で統制するといった様子が見られなかったこと、また、市民から見た軍の印象が大きく変わっていることが挙げられている。以前は、市民を武力で制圧する恐怖の対象だったのに対し、今回は軍が国民を守る存在となっている。

そして、過去の戒厳令との大きな違いは、SNS の普及である。SNS が普及することで、国内外にソウルの様子が発信され、軍が簡単に動けないといった様子がみられた。映画『タクシー運転手〜約束は海を越えて〜』からもわかるように、光州事件のときは光州の人以外町の様子や現状が知られていなかった。逆に言うとこれは、マスコミの統制ができていたと

ということだ。2024 年の戒厳令は、時期・時間的な理由で、マスコミの統制がしっかりとできていなかった、午後 10 時台に発令したことで国民の多くが起きている時間であったため、国会議事堂に市民、マスコミが殺到したことで、さまざまな判断ミスが重なったという[孫 2025 : 1-3]。

このように、2024 年の戒厳令は過去の戒厳令とは異なり、市民・軍・メディアの関係性が大きく変化していることを示した出来事であった。留学中にこの状況を体験したことは、韓国社会の民主化の成果と、その不安定さの両面を考えるきっかけとなった。

第 2 章 映像に見る韓国社会の特徴

第 1 節 学歴社会と教育熱

韓国社会において「学歴」は、個人の将来や社会的評価を大きく左右するきわめて重要な要素である。日本においても、高学歴や大企業への就職を志向する傾向はみられるが、韓国における学歴の重みはそれ以上であり、学歴が人生の成功や評価に大きな影響を与える指標として機能している。教育社会学研究者の李恩珠（2014）は、康ジュンマン（2010）を引用して、韓国が学歴社会になった背景について、「植民地統治や朝鮮戦争を経験した韓国国民において、学歴のみが略奪や破壊の恐れのない唯一の資産である」と指摘している[李 2014 : 201]。こうした歴史的背景のもと、韓国では現在にいたるまで厳しい学歴社会・競争社会が継続しており、社会のなかで生き抜くためには競争に勝ち抜くことが求められている。

この競争社会を背景に韓国では、教育環境を重視して居住地を選択する動きがみられる。その代表例が、ソウル市江南区・大峙洞である。大峙洞には教育熱の高い家庭が集まり、多数の学習塾が集中している。その結果、子どもたちは幼少期から塾中心の生活を送り、学校教育に加えて深夜まで続く課外教育を受けることが一般化している。このような環境で育つ子どもたちは「大峙洞キッズ」と呼ばれている。大峙洞では、幼少期から過度な受験競争にさらされる子どもたちの姿が日常化している。たとえば、「自分の体重の三分の一にもなるかばんを持って塾を転々とする小学生」が日常的にみられるとされる。中学生は入学と同時に大学受験を見据えた学習を開始し、高校生の中には、法律で規制されている深夜時間帯まで課外授業を受ける者も存在する。しかし、こうした教育環境は大峙洞の子どもたちに限られたものではない。大峙洞キッズは、韓国社会における過度な教育競争と親の教育熱の現実を象徴的に示す存在である[金 2019 : 22-23]。

このような行き過ぎた教育熱に対して、韓国で複数の規制措置が導入されてきた。「先行学習」「先行学習禁止法」「深夜教育禁止条例」という単語は日本ではあまり聞きなれないものであるが、いずれも過度な私教育を抑制することを目的としている。金（2019）は、「先行学習」こそが強みであると同時に問題点として 3 点を指摘している。

第一に先行学習の普及によって公教育が崩壊し、学校授業への向き合い方が変化している

点である。具体的には、授業中に塾の宿題をおこなう生徒や、塾に備えて授業中に睡眠をとる生徒の存在、また教師側も生徒がすでに先行学習を済ませていることを前提に基礎的な説明を省略する傾向がみられる。

第二に、発達段階や思考水準とかけ離れた学習内容が、思考力や学習意欲の低下を招き、理解を伴わない表面的・機械的な学習を助長する危険性があるという点である。

第三に、先行学習は経済的負担が大きく、家庭に過度な負担を与える点である。教育部と統計庁が発表した「2017 年小中高校の私教育費調査」結果によると、生徒一人あたりの月平均学校外教育費は 27 万 1000 ウォンに達しており、この数値は 2007 年の調査開始以降、継続的に上昇している [金 2019 : 32-33,71]。

こうした問題を受け、2014 年朴槿恵政権は「公教育正常化促進法及び先行教育規制に関する特別法」(通称：先行学習禁止法)を制定した。また、先行学習規制に加え、学習塾による深夜教育を制限する「深夜教習禁止条例」も存在する。金 (2019) によれば、2008 年にソウル市教育庁によって条例が制定され、学習塾は夜 10 時以降の授業を禁止された [金 2019 : 38]。学習時間そのものを法的に制限する制度が設けられている点は、日本と比較しても特徴的であり、韓国社会における学歴意識の強さを示している。

一方で、先行学習や深夜教育が規制されたあとも、教育競争が社会全体を巻き込む状況は続いている。その象徴が、大学修学能力試験 (수능 : 스넌) である。스넌は単なる入学試験に留まらず、社会全体を巻き込む国家的行事として扱われている。試験当日は受験生の移動を円滑にするために交通規制がおこなわれ、遅刻した受験生を警察が試験会場まで送り届けたり、英語のヒアリングの時間帯は韓国全域ですべての飛行機の離着陸が制限されたりするなど、国家レベルでの対応がとられている [金 2019 : 61]。このような状況は、学歴が個人の将来を大きく左右すると認識されている韓国社会の特徴を象徴しているといえる。

教育競争の激化は、家庭内に大きな影響を及ぼしており、とくに母親の役割が強調される傾向にある。李 (2014) は、結婚後に社会的に孤立しやすい母親にとって、子女教育が自己評価を得るための唯一の手段となりやすいと指摘している [李 2014 : 202]。この構造のなかで、子どもの成績は母親自身の評価と結びつき、過度な教育介入が生じる背景となっている。具体的な事例として、麻浦区在住の会社員 D (5 歳の子どもをもつ母親) は「専門職や公務員でなければ生きられない」「親が貧しくて教育投資をしてくれなかったため出世できなかったという恨みを聞きたくない、それは、親として罪である」と述べ、教育投資への強い不安を語っている [李 2014 : 207]。また、一山市在住の E (小学校 3 年生、1 年生の子どもをもつ母親) は、「孫の学歴によって遺産配分や嫁の序列が決まる」という価値観が存在すると述べており、学歴が家族全体の評価と結びついている現状がうかがえる [李 2014 : 207]。

このような学歴社会、競争社会の構造は、韓国ドラマにおいて多くの作品が学歴社会をテーマとして取り上げている。競争社会のなかで生きる学生の生きづらさや両親の望む理想を

追求される様子が描かれていて学歴社会の問題点を可視化することができる。ドラマ『SKY キャッスル』では、SKY キャッスルという誰もが憧れるマンションに住む子どもたちの生存競争の様子をとおして、韓国社会が抱える構造的な問題点を浮き彫りにしている。SKY とは、S=ソウル大学、K=高麗大学、Y=延世大学を意味しており、SKY 大学への進学が人生の成功と結びつけられる価値観と、親による過度な教育介入や高額な教育投資が描かれている。これらの描写は、教育機会が家庭の経済力に左右され、幼少期から競争がはじまっている韓国社会の構造を可視化している。

李 (2019) によると、経済危機以降の韓国社会について、「共同体的価値観から個人・家族単位の生存競争社会へと移行」しており、過剰な私教育市場の形成は、経済不安や区教育への不信、早期に成果を求める親の心理に起因するという [李 2014 : 209]。したがって、韓国の学歴社会は、植民地支配や戦争、経済危機といった歴史的経験のなかで形成された側面をもち、社会を迅速に再建するための一つの戦略であったと理解できる。すなわち、韓国社会において学歴は、単なる個人の能力指標ではなく、競争社会を生き抜くための手段であり、個人を超えた家族単位の生存競争として機能している。

第2節 流行語からみる若者の生きづらさ

熾烈な学歴社会や就職競争などを経験する若者世代はつねに競争を強いられ、将来の不安と向き合う機会が多い。こうした韓国社会にある学歴社会などの構造的な問題が若者世代の意識や人生選択にどのような影響を与えているのか。「n 放世代」とは、社会・経済的な状況によって、定数「n」個のものを諦めなければならない世代を指す言葉である。[李 2021 : 8-9] 恋愛・結婚・出産を諦めた「三放世代」から始まり、就職と家に加わった「五放世代」、さらに人間関係や希望、健康、美容までを含む「九放世代」へと、放棄の対象が増加してきたことから、「n 放世代」という総称が用いられるようになった [李 2021 : 9]。

この放棄の増加は、単に個人の選択の問題ではなく、韓国社会における学歴社会や就職難、家庭格差といった韓国社会に存在する構造的要因によって引き起こされている。特とくに就職難は深刻で、雇用労働部の調査によると、「2019 年の韓国での求人数は 135 万 1945 に過ぎないが、求職数は 278 万 7425 にのぼる。求人倍率は 0.49」であったとされており [雇用労働部 2019 ; 李 2021 : 4]、大学を卒業しても正規雇用に就けない若者が増加している現実が存在する。また、いくら努力しても変わらない家庭背景による格差「スプーン階級論²」「ノオリョク³」といった言葉が誕生するなど、逃れられない現実がある。

² 2015 年 10 月に登場した新語であり、親の社会的地位や財産に応じて、社会が階級に分かれることを意味する [李 2021 : 7]。

³ 2015 年 7 月に現れた新語であり、「努力」を意味する「노력(ノリョク)」のノに長音を付け、伸ばして発音することで、年長世代が若い世代にあまりにも努力を強いることを皮肉な口調で話すときに用いられる [李 2021 : 8]。

実際に大学進学に関しては、2015 年の研究によれば、親の経済力によってソウル大学に合格できる可能性が 80～90%ほど異なることが明らかになったことが分かっている [李 2021 : 8]。このような構造的な問題は、若者の心理や人生選択にも影響を及ぼす。努力しても報われないという挫折感や、将来への不安が増大し、諦める対象が増えることで n 放世代の生きづらさが形成されると考えられる。

こうした若者の生きづらさは、韓国社会においてイシューになっており、韓国ドラマの描写にも反映されている。『ミセン (未来)』では、高卒・無職歴という主人公の立場を通して、韓国の就職市場における厳しい選別構造が描かれている。作中の「チャンスを得るにも資格がいる」というセリフは、努力以前に就職への参加条件（大学卒業、インターン経験済、語学等）が設定されている現実を象徴している。

また、『恋のドキドキシェアハウス～青春時代～第 2 章』『チーズ・イン・ザ・トラップ』は、いずれも大学生の日常を描いた作品であるが、作中では学費や生活費を稼ぐために長時間のアルバイトをおこない、休学を検討せざるを得ない場面が描かれている。たとえば、1 日 7 時間におよぶ労働によって、インターンや経歴・資格に時間を割くことができず、その結果として就職に不利な立場に置かれる様子が示されている。これは、家庭の経済状況によって努力の方向性や機会そのものが制限される現実を表しており、前述した「スプーン階級論」や「ノオリョク」を象徴する描写であると言える。これらのドラマは、統計だけでは見えにくい心理的な部分や現実の若者世代が抱える生きづらさを理解する上で、具体的なイメージを与えてくれる。

n 放世代の増加に伴う問題点として、結婚や出産を諦める若者が増加し、少子化が加速している点が挙げられる。日本貿易振興機構 (JETRO) によると、韓国の合計特殊出生率は 2024 年時点で 0.75 と極めて低い水準にとどまっている [日本貿易機構 2025]。また、2023 年には 0.72 を記録し、出生率は OECD 加盟国のなかでもっとも低い水準であった [日本貿易機構 2024]。n 放世代の生きづらさは、国内の就職難や将来への不安から、海外で職を求める動きとして表れている。労働政策研究・研修機構によると、2024 年時点で海外就職のための求職情報を登録した韓国人は 3.5 万人に急増しており、同制度を通じて就職に成功した者は 5720 人、そのうち日本で就業した者が最多の 1531 人 (27%) にのぼるという結果になっている [労働政策研究・研修機構 2025]。こうした傾向は、韓国国内で将来を描きにくい若者が海外の労働市場にチャンスを求めていることを示している。

このように、n 放世代の生きづらさが海外流出というかたちで可視化されているが、すべての若者が国外へ移動できるわけではない。多くの若者は国内に留まりながら、社会や将来に対する不安を持って生きている。金 (2019) は、N 放世代の若者が直面する就職難と社会的疎外感について、具体的な事例を通して指摘している。たとえば、中小企業を退職後、再び就職活動をおこなっているチョ・ユナ氏は、「韓国に住むことをあきらめようかと考えている」と述べ、就職の困難さから海外移住さえ視野に入れている [金 2019 : 111]。この事例は、若者が労働市場のみならず、韓国社会そのものから距離を取ろうとする姿勢を表して

いるといえる。このまま、学歴社会をはじめとする競争社会が続くと、何かを諦めなければいけない人々、n 放世代を生きる若者の社会からの離脱が著しくなるのではないか。

第3節 兵役制度と男性の社会的役割

韓国における兵役制度は、韓国男性にとって避けては通れない通過点であり、男性の人生設計や価値観の形成にも大きな影響を与えている。兵役を通して得られる成長や人間関係が人生の財産になる一方で、若い時期に一定期間の兵役を義務づけられることは、いましかできない挑戦や経験を中断せざるを得ないという心理的・時間的な制約を生み出している。このように、兵役は人生設計そのものに良くも悪くも影響を及ぼす存在として機能している。

兵役法第3条兵役義務によって、「大韓民国の男性には兵役義務を遂行しなければならない」と定められている。一般的に、兵役法にもとづき、満19歳の年に兵役判定検査を受け、現役服務の対象とされた男性は、通常20歳から28歳までのあいだに入営する義務がある。また、現在の兵役期間は、陸軍18カ月、海軍が20カ月、空軍が21カ月と定められている[법제처 국가법령정보센터 2025]。これは、一部例外はあるが、芸能人やスポーツ選手にも同様に課せられる義務であり、兵役制度は一般人、芸能人関係なくすべての男性の人生設計の妨げとなりうる。たとえば、スポーツ選手は、20歳から28歳という一番体力があり、結果に期待ができる時期に約1年半という貴重な時間を兵役に捧げなければいけない。

しかし、韓国の兵役制度には身体的理由以外にも兵役義務が免除または特例として軽減される制度が存在する。兵役法第68条の11によると、スポーツ分野で国際的な成果を挙げた選手に対し、兵役特例が認められている。同条では、オリンピック3位以上、アジア競技大会で1位を獲得した選手が対象とされる[법제처 국가법령정보센터 2018]。この制度の事例として、サッカー選手ソン・フンミンが2018年アジア大会での金メダルを獲得し兵役免除を受けたこと、さらに2022年杭州アジア大会で優勝したチームの一員としてイ・ガンインも同様の特例の恩恵を受けた[Alex Fisher 2018 ; The Korea Times 2023]。

これは、国の名誉に大きく貢献したと判断され、兵役につく代わりに「芸術・体育要員」としての代替服務をおこない兵役免除というかたちになる。完全な兵役免除と誤解されがちだが、法律上は「代替服務への転換」である。兵役特例の対象者は、約4週間の基礎軍事訓練を受けたのち、体育・芸術分野において代替的な勤務をおこない、一定時間のボランティア活動を終えることで兵役義務を終える制度となっている[박병수, 김양희 2018]。

このような兵役特例は、国際大会でよい成績を取めたスポーツ選手だけが適用される。一方で、スポーツ選手には一定の条件下で兵役特例が認められているのに対し、芸能人に対しては原則として同様の制度は存在しない。この点について、康熙奉(2016)は、芸能人の活動が国家の貢献として公式に評価されにくい点に言及している。すなわち、芸能活動は国威発揚よりも個人の成功や商業的価値として捉えられやすく、その結果、兵役特例の対象外とされてきた[康 2016 : 97-99]。このように、芸能人には原則として兵役特例が認められていない。実際、国際的な音楽市場において顕著な成果を挙げ、韓国の国家イメージの向上や

経済効果に大きく関わったと評価されてきた BTS を巡っては、兵役特例の是非が一時的に社会的議論となった。しかし、最終的に、芸能人に対する兵役特例は制度化されず、BTS のメンバーも活動の最盛期に兵役を遂行することになった。芸能人であっても兵役によってキャリアの中断を前提とした人生設計を余儀なくされることがわかる。さらに、兵役制度が人生設計に与える影響は、時間的制約に留まらない。兵役期間中の人間関係や上下関係、いじめやジェンダーといった問題も個人の価値観の形成に影響を及ぼしている。

こうした兵役をめぐる葛藤は、入隊前のみならず、入隊後においても多くの問題を引き起こしている。ドラマ『D.P.～脱走兵追跡官～』はそのような兵役制度の影の側面を、脱走兵を追う兵士と脱走を決断した脱走兵の双方の視点からリアルに描いた作品である。シーズン1の第4話では、いじめを受けていた兵士が、先輩兵からの命令によって新兵に暴力をふるう場面が描かれている。この描写は単なる軍内暴力の再現にとどまらず、「被害者が加害者へと変化していく構造」を示し、暴力の連鎖を象徴している。

実際に 2014 年に京畿道漣川郡で発生した漣川後任兵暴行致死事件では、「主犯のイ・某兵長が、被害者が転入して来る前から同僚兵士たちを絶えず殴打していた。苛酷行為に加担したチ・某上等兵は、被害者が転入して来る前に主犯が兵長から死ぬほど殴られたと述べた」[진명선 2014]と証言しており、暴力が連鎖的に受け継がれていたことがわかる。つまり、『D.P.』で描かれた暴力の構造は、現実の軍組織に存在する縦社会を忠実に反映しているといえる。

また、作中では、人を殴ることに抵抗を感じて柔道をやめたと語る穏やかな兵士が、軍内のいじめによって精神的に追い詰められ、最終的には刃物と警察から奪った拳銃を手し、加害者に復讐を試みる場面が描かれている。この描写は、軍という閉鎖的で暴力が連鎖する環境が、個人の人格や価値観を根本から変えてしまうほどの影響力をもつことを示している。

兵役義務は、韓国籍を有するすべての男性に課されるものであり、セクシュアリティを問わず適用される。『D.P.』シーズン2第3話では、自分の性別に悩みを抱える男性が兵役制度を遂行するなかで経験する葛藤や苦難が描かれている。彼は人生の新たな挑戦を試みようとした矢先に兵役徴収されたひとりであった。最終的に、彼は自由を求め脱走し、夢を叶える直前で命を落とす。本来奪われるべきではない自由が、兵役制度によって精神的・肉体的苦痛と共に奪われている可能性を示唆されている。

さらに、同作でいじめの末に自殺未遂を図った脱走兵が次のように語っている。「軍隊が変わるとでも？我々の部隊の水筒に書かれた文字を知っていますか？『1953』、朝鮮戦争の時のです。水筒すら変わらないのに…」このセリフは、軍社会の組織や形態が長年にわたり継続され、容易には変化しないことを象徴している。とくに最終話のタイトルである「傍観」は、軍内で発生する問題を見過ごす内部の姿勢と、社会の外部にその現実が十分に認識されていない状況を表している。

以上のように、兵役は単なる一定期間の義務ではなく、入隊前から除隊後にいたるまで、韓国男性の人生設計に長期的な影響を及ぼしている。近年では兵役期間の短縮が進められ

ているものの、兵役逃れや入隊延期をめぐる報道が繰り返し社会的関心を集めている点からも、兵役が韓国社会において重い意味をもつ制度であることがうかがえる。兵役制度は、韓国特有の歴史的背景のもとで形成された、文化的・社会的特徴の一つとして位置づけられる。さらに、除隊後も予備軍として訓練に参加しなければならない点を踏まえると、兵役は韓国男性にとって生涯にわたって影響を及ぼす制度であると言える。そのなかで、どのようなライフプランのもと、どのタイミングで兵役義務を果たすのかが重要な課題となっている。

第3章 映像メディアの影響と役割

第1節 映画が与えるポジティブな影響

韓国の映像コンテンツは、国内外を問わず大きな社会的影響力をもつメディアであり、時には社会問題の認識を促し、制度改革にまで影響を及ぼす力をもっている。その代表的な事例が、2011年9月22日に公開された映画『トガニ 幼き瞳の告発』である。本作は、俳優コン・ユ演じる教師が赴任先の聾学校で起こっている暴力や性暴力の実態に直面し、事件の真相を明らかにしていく物語である。映画では、被害を訴えられない障害児童の状況、行政や司法の黙認といった問題が描かれている。この映画は実際に2005年光州仁和聾学校で起きた性暴力事件をもとに制作された作品である。

光州仁和聾学校性暴力事件とは、2000年代初頭から2005年にかけて、韓国・光州市の聴覚障害児教育施設において、教職員が生徒に対して長期間にわたり性暴力を行っていた事件である [이무영 2011]。

この事件については、映画が公開される以前にも人権団体による街頭運動や報道、さらにはコン・ジヨンによる同名小説を通じて社会への事件告発が試みられてきたが、どれも十分な社会的反響を得るにはいたらなかった。しかし、映画『トガニ』は公開初日から13万の観客を動員し、最終的には466万以上の観客が足を運んだ。また、観客動員のみならず、鑑賞後の行動や社会的議論を誘発する契機となった点で、ほかの表現媒体とは異なる結果をもたらした[계 2014: 86]これは、映画がもつ力が、小説や報道よりも大きいことを示していると同時に、事件そのものだけでなく、当時の法制度が抱えていた問題点を可視化した点でも大きな意義をもつ。

そして、映画『トガニ』を通じて「トガニシンドローム」と呼ばれる大きな世論の動きが生まれ、社会的怒りと共感を呼び起こし、2011年に再捜査の実施や性暴力犯罪の処罰などに関する特例法、別名「トガニ法」が制定された [유 2012: 156, 161-162]。トガニ法では、公訴時効の延長・廃止、抗拒不能条文の削除、非親告罪化などがおこなわれ、被害者保護と加害者処罰の強化が図られた。

第一に、非親告罪化である。まず、親告罪とは、公訴を提起するために、被害者またはその他の告訴権者による告訴が必要となることを指す。親告罪の描写は作中でも登場している。被害者ミンスの保護者が加害者側と示談し、告訴が取り下げられる場面が描かれている。被

害者本人は加害者を許していないにもかかわらず、保護者の判断によって事件がなかったことにされる構造が強調されている。この描写は、当時の児童性暴力犯罪の一部が親告罪として扱われていた法制度を象徴的に可視化しているとともに、学校・施設という権力関係のなかで、被害者が告訴しづらい構造だったということがわかる。親告罪が採用されていた背景には、性犯罪を公にすることが被害者の名誉を害する可能性があること、また被害が私的領域に属するものと考えられていたことがある。しかし、実際には、被害者が告訴できない状況に置かれることが多く、加害者が示談や圧力によって処罰を免れる事例が多発していた。映画におけるミンスの悲劇は、この制度的欠陥が生んだ二次被害を象徴している。法改正後の非親告罪化により、児童・心身微弱者への性暴力を非親告罪化にすることで被害者の告訴が無くても国家が訴追できるようになった。これにより、処罰の空白が大幅に減り、被害者保護が強化された [정재준 2012 : 59-62]。

第二に、障がい者・児童に過度な立証責任が課されていた点と聴覚障害児が意志表示をおこなう手段が限られていた点が挙げられる。作中では、聴覚障害をもつ児童が法廷で証言する場面が描かれるが、当時の状況を細部まで再現することを求められたり、識別能力を試されたりするなど、被害者側が繰り返し「証明」を要求される様子が描かれている。明確な抵抗や暴行・脅迫の存在が重視され、改正前の性犯罪関連法において、被害者側に過度な立証責任が課されていた実態を反映している。法律改正前は、抵抗や脅迫の有無・程度を中心に性交の強制性が判断され、被害者が救助を求めなかったことや明確な拒否意志を示さなかった点を「承諾」とする傾向が強かった。とくに、叫び声や積極的な抵抗が見られなかったという理由で被害者側に不利な判断が下されることが多く、これは「抵抗の欠如＝同意」とみなす解釈がなされていた。実際に、2005年に起きた仁和聾学校の事件の際も、学生たちが手話で嫌だと表現し、体をひねって抵抗するという意思を示したため、性暴力特別法上『抗うことができない』状態ではなかったと判断し、加害者に対し、1審と2審では無罪が宣告されている [엄형국 2011]。とくに障害をもつ被害者の場合、その証明がきわめて困難であった。改正後の抗拒不能条文の削除によって、抵抗できないことを証明する必要がなくなり、被害者が被害を証明するハードルが下がった [정재준 2012 : 57-58]。

第三に、性暴力犯罪に対する刑量がきわめて軽かった点が挙げられる。性的虐待で告発された6人の学校職員らのうち、2人は保護観察を受け、2人は1年と2年の懲役刑を受け、残りの2人は時効に達したため、罰せられなかった [이무영 2011]。映画は、「2011年現在、一部の加害者は復職し裁判は終了したこと、真実を解明する闘いはいまもなお続いていること」という文字で終了する。これは、加害者の罪の軽さゆえに簡単に社会復帰をし、何事もなかったように生活していることを意味し、改正前の法律は被害者に寄り添うどころか逆に加害者に有利な法律になっていることがわかる。トガニ法は刑罰の強化を目的とした法改正であり、施行後は性暴力犯罪に対する処罰が厳格化された。さらに、映画『トガニ』の公開は法改正にとどまらず、事件の再捜査を促す契機となった。再捜査後の2012年には、前行政室長に懲役8年の判決が言い渡されるなど、関係者に対して有罪判決が下された

[정대하 2012]。

第四に、公訴時効制度もまた被害者救済を妨げる要因であった。公訴時効は証拠の効力の低下による公正な判断の困難化といった理由などから設けられてきたが、性暴力犯罪、とくに未成年被害者の公訴時効停止や延長、さらに 13 歳未満の児童に対する性犯罪については公訴時効の廃止がおこなわれ、被害者保護の強化が図られた。今回取り上げたトガニ法（改正案）いずれにしても、加害者処罰の強化、被害者保護の強化を目的としている [정재준 2012 : 63-68]。

このように、韓国映像コンテンツが与えるポジティブな影響には、法改正という共感という枠組みを超えた結果として表れている。実在の事件を映像化することで社会的関心を喚起し、制度改正にまで影響を及ぼした点において、韓国映像コンテンツが社会問題の認識を促す有効な媒体であることを示している。

第 2 節 映画が与えるネガティブな影響

第 1 節で述べたように韓国映像コンテンツが社会に与える影響は計り知れない。ポジティブな影響を与える一方で、ある特定の人物やコミュニティに対するネガティブな印象を与えることもある。その代表的な例が朝鮮族と呼ばれる人びとである。朝鮮族は、韓国映画内で中国系朝鮮族が悪者として描かれている場面が多々見られる。朝鮮族とは、中国 55 の少数民族の一つであり、朝鮮半島にルーツをもつ者とその子孫を指す。さらに、朝鮮族は朝鮮語と中国語を使用するバイリンガルであるとされている [新井 2023 : 165-166]。

国籍法によると、韓国籍をもつ者は法的に「韓国人(韓国国民)」として扱われる [법제처 국가법령정보센터 2022]。と定められており、つまり中国籍をもつ朝鮮人はたとえ同じ言語を話し、文化的に近い存在でも、韓国人とは扱われない。このように、韓国社会における朝鮮人の立ち位置は、同じ言葉を話す「外国人」と位置付けられている。この朝鮮人を定義にして、映画ではなぜ悪役として描かれることが多いのだろうか。

1980 年代以降、中国の改革開放宣言と韓国の経済発展により中国朝鮮族の逆移動の現象がみられた。韓国での朝鮮族の仕事は、土木、建築、製造業、工場などいわゆる 3K⁴と呼ばれる劣悪な環境下で就労することになった。また、1999 年から中国朝鮮族の集住化現象がおき、朝鮮族タウンの形成で、エスニシティが強化していった。当初朝鮮族タウンを中心とした地域は犯罪などが多く、韓国社会では、「無法地帯」というイメージとともにメディアにより「スラム文化地域」と非難された [李 2004 : 83,86,88]。

さらに、韓国政府の国籍政策によって、朝鮮族は中国籍を保持するため外国人として扱われ、1998 年の在外同胞特例法でも優遇対象から除外された。この制度的な区分が韓国社会において「下層」「非洗練」危険」といったステレオタイプがつけられ「朝鮮族」というカテゴリーが認識されていったとされている [李 2004 : 91-92]。このように、韓国社会にお

⁴ 「きつい・汚い・危険」を意味し、労働環境が過酷であるとされる職種の総称である。

いて中国朝鮮族は同じ言葉を話す外国人という異質な存在として位置しており、朝鮮族に対する偏見が形成されていった。また、3Kをおこなう、仕事にする人びとと認識され、自分たちよりも下の存在として認識されていったと考える。こうした社会的偏見は映像コンテンツにも反映され、映画において朝鮮族が犯罪者や暴力的な集団として描かれる傾向が顕著にみられる。

2017年に公開された映画『犯罪都市』は、韓国国内で大ヒットし以降シリーズ化されるほど大衆的な影響力をもつ作品である。本作では、中国朝鮮族出身の犯罪組織対韓国警察という構図で描かれ、その描写はきわめて暴力的かつ残虐性の強いものである。朝鮮族ギャングが殺人・暴力・恐喝などを繰り返し、韓国社会に脅威を与える集団として表象されている。このような描写は、映画としての娯楽性を高める一方で、朝鮮族に対して「危険」「犯罪的」「非人道的」といったステレオタイプを強化しうる側面をもつ。また、作品の大衆的影響力の大きさから朝鮮族のネガティブなイメージを強化した作品であると言える。

さらに、2017年に公開された『ミッドナイト・ランナー』は、永登浦区の大林駅周辺での犯罪を描くが、この地域は韓国国内最大の朝鮮族集住地域である。映画内で実際に「大林駅12番出口」の標識が映ることで、「大林洞＝朝鮮族の街＝犯罪組織のアジト」というイメージを観客に強く印象付けた。この描写に対して、在韓同胞連合会や地域団体などは抗議し、上映禁止仮処分の申請や広報活動を通じて、朝鮮族への否定的なイメージの修正を求めた。映画製作者のキム・ジェジュン代表は謝罪のコメントはしたが、映画の興行は予定通り上映され、韓国の観客動員数上位にランクインする結果となった。

調査によれば、朝鮮族の犯罪率は韓国人より低く、大林洞では地域住民自ら防犯パトロールや環境美化に取り組むなど、実際には犯罪抑止の努力もおこなわれている。それにもかかわらず、映画やメディアでの描写により、朝鮮族や外国人移住者に対する韓国人の意識は改善されず、むしろ悪化している傾向がある [金 2018: 232-236]。架空のコミュニティや場所を描くどころか、実際に朝鮮族が暮らしている地域を撮影場所として使用し、いかにもそこで犯罪が起きているというような描写は、視聴者に「朝鮮族の住んでいる地域＝危険」という印象を抱かせかねない。また、こうした状況は、韓国社会における朝鮮族への偏見やステレオタイプが映像コンテンツを通じて生産される例として挙げられる。

今回取り上げた映画以外にも朝鮮族が悪役、犯罪組織、危険な存在として登場する作品は多く存在する。このように、映画という媒体が元々韓国社会にあった朝鮮族に対する歴史的背景、社会的な立ち位置、メディアの影響で生まれた固定概念の偏見を助長する役目を果たしていると考える。現在国内外において大きな影響力をもつ韓国映画はポジティブな影響を与えることもあれば、反対にネガティブな影響を与えることもあり、制作者はより慎重に映画製作を手掛けなければいけない。

おわりに

本論文では、韓国映像コンテンツが社会に与える影響と、その役割について考察してきた。韓国映画やドラマは、単なる娯楽にとどまらず、深刻な学歴社会や若者の生きづらさ、兵役制度といった、韓国社会が抱える構造的な問題を可視化するメディアとして機能している。さらに、国家暴力や民主化運動といった韓国という国の歴史的背景を学ぶ媒体としても機能している。

とくに SNS が発達した現代においては、視聴者の反応や議論がオンライン上で共有され、作品が個人の感情に留まらず、社会的な議論や国際的な関心へと発展する可能性をもっている。映画やドラマをきっかけに、国内外問わず、これまで知られていなかった事件や社会問題が社会全体で共有されることで、問題が風化することを防ぐ役割を果たしていると言える。

また、映像作品が直接的に法律や制度を変えるというよりも、世論を喚起し、「社会問題として認識される」状態をつくり出すことによって、結果的に政治や法制度へ影響を与えるケースも存在する。これは、映像メディアが社会の風潮や問題意識を形成する一因となっていることを示している。

テレビをつけてニュースを見る習慣が薄れつつある現代において、映画やドラマは、事件や社会問題に触れる新たな入口となっている。さらに、配信プラットフォームの普及により、韓国映像コンテンツは国境を越えて容易に視聴できるようになり、韓国社会の問題が世界的に認識・議論される対象になってきた。

さらに、韓国が現在の民主的な社会体制にいたるまでには、多くの血が流れ、数多くの市民の犠牲を伴う歴史があった。軍事政権下での弾圧や、民主化運動における市民の抵抗は決して過去の出来事として簡単に忘れてはいけない。これらの歴史は映画やドラマを通して繰り返し描かれることで、記憶として社会に刻まれ、次世代へと継承されている。

第 2 章第 2 節で扱った若者の生きづらさは、韓国社会固有の問題であると同時に、現代を生きる若者全体に共通する課題でもある。同じ年代を生きる一人として、学歴競争や経済的不安、将来への閉塞感は決して他人事ではなく、映像作品のなかで描かれる若者の姿に自己を重ね合わせる場面も少なくない。また、韓国映像コンテンツが描く社会問題を受け止めることは、韓国社会を理解することにとどまらず、日本社会の課題と比較し、考え直す契機にもなり得る。

一方で、韓国映像コンテンツは強い影響力をもつがゆえに、描写の仕方や起用の方法によって、特定のコミュニティに対して一面的、あるいはネガティブ印象を与えてしまうという課題も抱えている。こうした描かれ方が視聴者にいかなる影響を及ぼしているかについて、受容者側の視点から検討を深める必要がある。一度形成されたイメージは視聴者の認識に強く残りやすいため、社会問題を扱う際には、表現に対する細やかな配慮が求められる。しかし、韓国映像コンテンツには、これまで社会の中で可視化されにくかった人びとや、声を上げにくい立場にある人びとの存在を描き出す役割も期待される。課題はあるにせよ、声を挙げにくい人びとの存在を可視化し続けることは、韓国映像コンテンツが今後も社会と向

き合い続ける上で欠かせない役割であるといえる。

本卒論で明らかにしたいのは、韓国映像コンテンツが「社会問題を解決する手段」ではなく、「社会問題を可視化し、考えるきっかけを与える存在」であるという点である。映像メディアは、視聴者に疑問を投げかけ、社会の構造に目を向けさせることで、一人ひとりの意識変化を促す役割を担っている。

【参考文献・インターネット資料】

Alex Fisher (2018) “Son avoids military service as Korea win gold at Asian Games”
<https://www.goal.com/en/news/tottenham-son-heung-min-avoids-military-service-as-korea-win-gold-at-asian-games/czvqr300rrc91sbb2wnphshla>
2026 年 1 月 8 日 最終アクセス

The Korea Times (2023) “PSG midfielder Lee Kang-in among prominent athletes to receive military service exemption”
<https://www.koreatimes.co.kr/sports/20231008/psg-midfielder-lee-kang-in-among-prominent-athletes-to-receive-military-service-exemption>
2026 年 1 月 8 日 最終アクセス

국가기록원 [国家記録院] 「5.18 민주화운동 [5.18 民主化運動] ——그날의 기억 그리고 기록 [あの日の記憶そして記録]」
<https://theme.archives.go.kr/next/518/paper4.do>
2025 年 12 月 19 日 最終アクセス

김양희・박병수 (2018)「송홍민은 면제되고 BTS 는 안되는 “병역특례” 야변에 손보나[ソン・フンミンは免除され、BTS は免除されない兵役特例、見直されるか]」『한겨레 [ハンギョレ新聞]』
<https://www.hani.co.kr/arti/politics/defense/860492.html>
2026 年 1 月 8 日 最終アクセス

계운경 (2014) 「“도가니”의 참여적인 관객성을 위한 재현전략 [トガニの参加的な観客性のための再現戦略]」
<https://koreascience.kr/article/JAKO201430169052482.pdf>
2026 年 1 月 4 日 最終アクセス

법제처 국가법령정보센터 [法制所 国家法令情報センター] (2025) 「병역법 제 3 조

병역의무 [兵役法第 3 条兵役義務]」 법률 제 20808 호 [法律第 20808 号] 시행 2025.09.19
[施行 2025.09.19]

<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EB%B3%91%EC%97%AD%EB%B2%95/%EC%A0%9C3%EC%A1%B0>

2026 年 1 月 9 日 最終アクセス

—— (2022) 「국적법 [国籍法]」 제 2 조, 제 3 조 [第 2 条、第 3 条] 법률 제 18978 [法律第 18978 号] 시행 2022.10.1 [施行 2022.10.1]

<https://law.go.kr/%eb%b2%95%eb%a0%b9/%ea%b5%ad%ec%a0%81%eb%b2%95>

2025 年 11 月 21 日 最終アクセス

—— (2018) 「병역법 시행령 제 68 조의 11 예술·체육요원의 추천 등 [兵役法施行令第 68 条の 11 芸術・体育要員の推薦など]」 법률 제 28905 호 [大統領令第 20808 号] 시행 2018.05.29 [施行 2018.05.29]

[https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EB%B3%91%EC%97%AD%EB%B2%95%EC%8B%9C%ED%96%89%EB%A0%B9/\(20180529,28905,20180528\)/%EC%A0%9C68%EC%A1%B0%EC%9D%9811](https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EB%B3%91%EC%97%AD%EB%B2%95%EC%8B%9C%ED%96%89%EB%A0%B9/(20180529,28905,20180528)/%EC%A0%9C68%EC%A1%B0%EC%9D%9811)

2026 年 1 月 8 日 最終アクセス

병무청 [兵務庁] 「병역실시안내 개요 [兵役実施案内 概要]」

<https://www.mma.go.kr/contents.do?mc=usr0000041>

2026 年 1 月 9 日 最終アクセス

—— 「병역실시안내 병역판정검사 대상자 [兵役実施案内 兵役判定検査対象者]」

<https://www.mma.go.kr/contents.do?mc=usr0000167>

2025 年 10 月 9 日 最終アクセス

안관옥 (2019) 「광주인화학교‘장애학생 성폭행’ 축소·은폐 [光州仁和障がい学生性暴行縮小・隠蔽]」 『한겨레 [ハンギョレ新聞]』

https://www.hani.co.kr/arti/area/area_general/141261.html#ace04ou

2026 年 1 月 5 日 最終アクセス

염형국 (2011) 「“도가니” 열풍을 대하는 우리들의 자세 [トガニブームに対するわたしたちの姿勢]」

https://www.kpil.org/board_column/20111013-2/?ckattempt=1

2026 年 1 月 14 日 最終アクセス

이무영 (2011) “Outrage grows after movie relates rapes of disabled innocents,” *Korea JoongAng Daily*.

<https://koreajoongangdaily.joins.com/2011/10/03/etc/Outrage-grows-after-movie-relates-rapes-of-disabled-innocents/2942261.html>

2026 年 1 月 14 日 最終アクセス

유강하 (2012) 「“도가니 신드롬”을 통해 본 문학의 치유적 의미에 대하여 [トガニシンドロームを通してみた文学の治癒的意味について]」『아시아문화연구 제 [アジア文化研究]』 제 27 집 [第 27 集]

<https://www.gachon.ac.kr/bbs/asiaculture/398/120308/download.do>

2026 年 1 月 8 日 最終アクセス

정대하 (2019) 「“도가니”실제인물 감형 항소심서 징역 8 년…“일부 무죄 고려” [トガニ実在の人物減刑控訴審で懲役 8 年…部分的無罪の考慮]」『한겨레 [한겨레 [ハンギョレ新聞]]』

https://www.hani.co.kr/arti/area/area_general/567367.html

2026 年月日 最終アクセス

정재준 (2012) 「성폭력범죄의 처벌 등에 관한 특례법 개정안 일명“도가니법”에 대한 소고 (小考) [性暴力犯罪の処罰などに関する特例法改正案 (別名トガニ法) に対する小考]」

<https://repository.klri.re.kr/bitstream/2017.oak/6974/1/%EC%84%B1%ED%8F%AD%EB%A0%A5%EB%B2%94%EC%A3%84%EC%9D%98%20%EC%B2%98%EB%B2%8C%20%EB%93%B1%EC%97%90%20%EA%B4%80%ED%95%9C%20%ED%8A%B9%EB%A1%80%EB%B2%95%20%EA%B0%9C%EC%A0%95%EC%95%88%28%EC%9D%BC%EB%AA%85%20%27%EB%8F%84%EA%B0%80%EB%8B%88%EB%B2%95%27%29%EC%97%90%20%EB%8C%80%ED%95%9C%20%EC%86%8C%EA%B3%A0%28%E5%B0%8F%E8%80%83%29.pdf>

2025 年 11 月 17 日 最終アクセス

진명선 (2014) 「28 사단 윤 일병 사망사건, 70 년대에도 없던 야만 행위 [韓國陸軍 28 師団 윤一等兵死亡事件、70 年代にもなかった野蛮行為]」『한겨레 [한겨레 [ハンギョレ新聞]]』

https://www.hani.co.kr/arti/society/society_general/649401.html

2025 年 10 月 22 日 最終アクセス

新井保裕 (2023) 「大連市在住中国朝鮮族のモビリティとことば——オンライン・インタビュー調査を通じて——」『社会言語科学』第 26 巻第 1 号

https://www.jstage.jst.go.jp/article/jajls/26/1/26_165/_pdf/-char/ja

2026 年 1 月 6 日 最終アクセス

康熙奉 (2016)『韓流スターと兵役 あの人は軍隊でどう生きるのか』光文社出版

金敬哲 (2019)『韓国 行き過ぎた資本主義——無限競争社会の苦悩』講談社出版

金兌恩 (2018)「韓国の多文化化と中国朝鮮—ソウル・大林洞におけるフィールドノート—」『応用社会学研究』第 60 号

https://rikkyo.repo.nii.ac.jp/record/16372/files/AN00026486_60_19.pdf

2025 年 11 月 22 日 最終アクセス

木村幹 (2023)「クーデタ勢力の自己正統化論理：朴正熙政権と全斗 煥政権の事例から」『国際協力論集』第 31 巻

<https://da.lib.kobe-u.ac.jp/da/kernel/0100485836/31-2.pdf>

2026 年 1 月 9 日 最終アクセス

申鉉昨 (2025)「韓国非常戒厳令に対する憲法裁判所決定について」日本平和学会 2025 年秋季研究集会「憲法と平和」分科会

<https://www.psaj.org/bunkakai202511/>

2026 年 1 月 15 日 最終アクセス

孫賢鎮 (2025)「外交・安全保障の視点から見た韓国非常戒厳：その法的問題を中心に」日本平和学会 2025 年度秋季研究集会「憲法と平和」分科会

<https://www.psaj.org/bunkakai202511/>

2026 年 1 月 15 日 最終アクセス

独立行政法人 労働政策研究・研修機構 (2025)「日本で働く韓国人の現状——韓国労働研究院報告」

https://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2025/11/korea_03.html

2026 年 1 月 15 日 最終アクセス

中川雅彦 (1994)「第 6 章 韓国の民主化過程」岩崎育夫編『開発と政治：ASEAN 諸国の開発体制』アジア経済研究所

<https://files01.core.ac.uk/download/pdf/288462866.pdf>

2025 年 12 月 22 日 最終アクセス

日本貿易振興機構（2025）「韓国、2024 年の合計特殊出生率は 0.75、9 年ぶりに上昇」

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/03/ebbf53b40906b67.html>

2025 年 12 月 23 日 最終アクセス

——（2024）「韓国 2023 年の合計特殊出生率は 0.72、女性の社会進出と高学歴化が背景に
尹政権の少子化対策の現状と課題」

<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2024/3c50c9308a0bf63.html>

2025 年 12 月 23 日 最終アクセス

黄順姫（2021）「「日本」と「韓国」の交差的視点からみた「投資としての学歴」——教育シ
ステム、「地位降下防衛機能」、不安——」『教育社会学研究』第 108 集

https://www.jstage.jst.go.jp/article/eds/108/0/108_39/_pdf/-char/ja

2026 年 1 月 15 日 最終アクセス

牧野愛博（2025）『韓国大乱』文藝春秋出版

文京洙（2015）『新・韓国現代史』岩波新書

尹載善（2005）「韓国の社会と軍隊」国際学術交流プログラム講演会記録

<https://leo.aichi-u.ac.jp/ic/aic/civilization21/files/conts015/li.pdf>

2026 年 1 月 15 日 最終アクセス

李エステル（2021）「流行語から見る韓国の若者の現状——2014 年以降を中心に——」『政
治学研究』第 65 号

[https://keiolaw.org/wp/wp-](https://keiolaw.org/wp/wp-content/uploads/2021/09/p001_%E6%9D%8E%E3%82%A8%E3%82%B9%E3%83%86%E3%83%AB-compressed.pdf)

[content/uploads/2021/09/p001_%E6%9D%8E%E3%82%A8%E3%82%B9%E3%83%86%E3%83%AB-compressed.pdf](https://keiolaw.org/wp/wp-content/uploads/2021/09/p001_%E6%9D%8E%E3%82%A8%E3%82%B9%E3%83%86%E3%83%AB-compressed.pdf)

2025 年 12 月 21 日 最終アクセス

李恩珠（2014）「韓国社会の学歴主義と私教育熱——1990 年代の経済危機以降の動向に焦
点を当てて——」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要』別冊 21 号

https://waseda.repo.nii.ac.jp/record/10510/files/KyoikugakuKenkyukaKiyobetsu_21_2_Le.pdf

2026 年 1 月 9 日 最終アクセス

李勁松 (2004)「韓国における中国朝鮮族エスニシティの差異化について：ソウル「朝鮮族タウン」の展開から見る」『比較社会文化研究』第 16 号

https://catalog.lib.kyushu-u.ac.jp/opac_download_md/4494601/016_p083.pdf

2025 年 11 月 21 日 最終アクセス

【参考映像資料】

イ・テゴン (2016)『恋のドキドキシェアハウス～青春時代～第 2 章』

イ・ユンジョン (2016)『恋はチーズ・イン・ザ・トラップ』

カン・ユンソン (2017)『犯罪都市』

キム・ウォンソク (2014)『ミセン』

キム・ジュファン (2017)『ミッドナイト・ランナー』

キム・ソンス (2023)『ソウルの春』

チャン・フン (2017)『タクシー運転手～約束は海を越えて～』

チョ・ヒョンタク (2018)『SKY キャッスル～上流階級の妻たち～』

ハン・ジュニ (2021)『D.P. ～脱走兵追跡官～』シーズン 1

ハン・ジュニ (2023)『D.P. ～脱走兵追跡官～』シーズン 2

ファン・ドンヒョク (2011)『トガニ～幼き瞳の告発～』

名古屋学院大学国際文化学部国際文化学科

2025 年度 卒業論文

<指導教員 佐伯奈津子>

日中道德教育の比較研究

国民像形成の視点から

26W0053 神谷 美羽

はじめに

近年、グローバル化の進展により、国家間の交流は一層活発化しているが、日本と中国の関係においては、価値観や文化的背景の違いに起因する誤解や対立が目立っている。こうした状況のなかで、日中間の相互理解をどのように深めていくかは、両国関係の安定を考えるうえで重要である。

そのように考えた理由は、2 年次の中国留学にある。学校近くの店前で雨宿りをしていた際、店員の方が傘を貸し、学校まで送ってくれたのだ。筆者自身、日本のメディアが中国について、事件や政治問題などのネガティブな面を強調して報道している印象が強かった。しかし、実際に現地の方と交流するととても親切だった。両国は地理的に近い関係ではあるが、相互理解が十分に進んでいるとはいえない状況にある。その要因は、メディア報道や歴史認識の違いなどさまざまあるが、筆者は、国民がどのような価値観を身につけて育てられているかという点に違いがあるのではないかと考えた。

本論文では、日中間の誤解や相互理解が進まない要因の一つとして、学校教育における道德教育に着目する。とくに子どもたちの学校における育成過程の基礎である小学校に焦点を当てた。道德教育は、国家や社会が次世代にどのような国民像を求めているのかを反映するものであり、授業内容や方法は各国によって異なる。日本と中国において、道德教育がどのようにおこなわれているか、何を重視しているかを比較することで、両国の国民像の形成過程を理解できるのではないかと考えた。

日本と中国の道德教育の内容、目的などを調査し、課題点や改善点を考える。比較分析し、共通点や相違点などを明らかにすることで、解決策を考え、一人ひとりの意識の変化に貢献したい。また、日中間の誤解が生じる背景や相互理解が進みにくい要因について考察し、今後の日中交流のありかたについて模索する。

第 1 章では日本、第 2 章では中国の道德教育のあゆみについてまとめ、第 3 章では第 1 章、第 2 章を踏まえ、日中の道德教育を比較し、どのように日中の関係に支障が生まれるのかを考察する。

第 1 章 日本の道德教育

第 1 節 日本の道德教育のあゆみ

子どもたちにとって最大の教育の場は学校である。学校教育は国家発展のための人材育成の場として形成されてきた。日本の教育基本法においては、教育の目的として、人格の完成を目指すことと定められている [文部科学省 2006]。そして人格の基盤となるのが道德性であり、その道德性を育てることが道德教育である。道德教育では、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を前提に、人が互いに尊重し協働して社会のかたちをつくっていく上で共通に求められるルールやマナーを学び、規範意識などを育むとともに、人間としてよりよく生きる上で大切なものとは何か、自分はどのように生きるべきかなどについて、ときには悩み、葛藤しつつ、考えを深め、みずから生き方を育んでいくことが求められている [文部科学省 2017 : 1]。

学校における道德教育は戦争時にまでさかのぼる。明治期に「修身科」（以下、「修身」と略）として成立し、第二次世界大戦が終結するまで続いた。「修身」とは道德や倫理を教

えるための科目である。また、「修身」では国家を支える人格をもった人物を育てていくことが重視されていた。

しかし、1945 年「修身」は GHQ（連合国軍最高司令官総司令部）により停止された。1947 年 3 月 20 日に「学習指導要領一般編（試案）」が公表されたが、「修身」に当たる教科はなく、新たに「社会科」が道德教育の役割を果たしていた。「社会科」は「今日のわが国民の生活から見て、社会生活についての良識と性格とを養うこと」を目的としていた〔文部科学省 1947〕。1951 年の教育課程審議会「道德教育振興に関する答申」でも「道德の時間」を設置しないという方針になったが、1958 年 3 月 15 日の答申「小学校・中学校教育課程の改善について」により、小中学校で週 1 回の「道德の時間」が設置されることになった。それは時間割の 1 つとして位置づけられ、現在のように教科ではなく、教科書などはなかった。同年 3 月 18 日に「小学校『道德』実施要項」「中学校『道德』実施要項」が出され、8 月に学習指導要領が作成された。その後、学習指導要領は環境の変化に応じて、1968、1969、1977、1989、1998、2008、2015 年と文部科学省により改訂が繰り返されている。

2015 年 3 月の学習指導要領改訂では、小中学校の教育課程に「特別の教科 道德」（以下、「道德」と略）を新設した。そして小学校では 2018 年度、中学校では 2019 年度より教科としての道德の時間がおこなわれるようになっていった。それには、年間 35 時間（小学 1 年生は 34 時間）の授業時数確保と年間指導計画の遵守が求められた。

「道德」の授業内容は学習指導要領の「道德の内容項目」にそって定められている。それは学年ごとに 19～22 項目挙げられ、以下の「4 つの視点」から内容項目を提示している。1 学年のあいだにすべての項目を扱うように、年間指導計画が作成されている（表 1）。

このような内容のもと、2017 年 3 月に告示された新小・中学校学習指導要領に定められた以下の道德教育の目標と道德科の目標を果たさなければならない（表 2）。

また、道德教育の目標にある基盤には「道德性を養う」ことが求められる。「道德性」とは学習指導要領解説には「道德的心情、道德的判断力、道德的实践意欲と態度など」と示されている（表 3）。

生徒一人ひとりがこの道德的価値を自覚し、自己の人間としての生き方についての考えを深め、日常生活や今後出会うであろうさまざまな場面、状況で道德的価値を実現するための適切な行為を主体的に選択し、実践することができるような内面的資質を育てていかなければならない。

表1 「特別の教科 道徳」の内容構成

4つの視点	内容項目
A 主として自分自身に関すること	善悪の判断、自律、自由と責任
	正直、誠実
	節度、節制
	個性の伸長
	希望と勇気、努力と強い意志
	真理の探究
B 主として人との関わりに関すること	親切、思いやり
	感謝
	礼儀
	友情、信頼
	相互理解、寛容
C 主として集団や社会との関わりに関すること	規則の尊重
	公正、公平、社会正義
	勤労、公共の精神
	家族愛、家庭生活の充実
	よりよい学校生活、集団生活の充実
	伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度
	国際理解、国際親善
D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること	生命の尊さ
	自然愛護
	感動、畏敬の念
	よりよく生きる喜び

(出典) 文部科学省 [2017: 26] より筆者作成

表2 「道徳教育」の目標と「道徳科」の目標

道徳教育の目標	学校における道徳教育は、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする教育活動であり、社会の変化に対応しその形成者として生きていくことができる人間を育成する上で重要な役割をもっている。
道徳科の目標	第1章 総則の第1の2(2)に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

(出典) 文部科学省 [2017: 10, 16] より筆者作成

表3 「道德性」の諸様相

「道德的心情」	道德的価値の大切さを感じ取り、善を行うことを喜び、悪を憎む感情
「道德的判断力」	それぞれの場面において善悪を判断する能力
「道德的实践 意欲と態度」	道德的心情や道德的判断力によって価値があるとされた行動をとろうとする傾向性、道德的価値を実現しようとする意志の働き

(出典) 文部科学省 [2017: 20] より筆者作成

第2節 日本の道德教育の課題点

第1節では日本の道德教育に歴史を概説した。本節では道德教育の課題を明らかにしていく。道德教育の課題点は2点ある。

1つ目は「道德」の評価方法である。2015年3月の学習指導要領改訂で「特別の教科 道德」が教科化され、検定教科書の使用と生徒の成績評価が義務づけられた。これは事実上の「修身」教育の復活ともいえる。戦前では現在でいう通知表にあたる「学籍簿¹」の学業成績欄に「修身」の評価欄があった。教師が生徒の道德の評価をおこなうことはここからはじまっている。

個人の人格に関わる道德性の育成を目標とする「道德」において、その評価の有無やあり方は慎重に考えなければならない。そのため、特異性をもつ「道德」の評価は、他教科との区別をつけた別の評価方法を考えるべきである。2016年7月22日に道德教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議において『「特別の教科 道德」の指導方法・評価等について(報告)』が発表された。そこでは「道德」の評価について留意する点として以下の6点が挙げられている[文部科学省 2016: 9]。

- ① 道德性の育成は、資質・能力の三つの柱の土台であり目標でもある「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」に深く関わること
- ② したがって、道德科で育むべき資質・能力は資質・能力の三つの柱や道德的判断力、心情、実践意欲と態度のそれぞれについて分析し、観点別評価(学習状況を分析的に捉える)を通じて見取ろうとすることは、児童生徒の人格そのものに働きかけ、道德性を養うことを目的とする道德科の評価としては、妥当ではないこと
- ③ そのため、道德科については、「道德的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を(広い視野から)多面的・多角的に考え、自己(人間として)の生き方についての考えを深める」という学習活動における児童生徒の具体的な取組状況を、一定のまとまりの中で、児童生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を適切に設定しつつ、学習活動全体を通して見取ることが求められること
- ④ その際、個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価とすること
- ⑤ また、他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として記述式で行うこと

¹ 学籍簿には、生徒(氏名、現住所、生年月日、性別)、保護者(氏名、生徒との関係)、就学する学校などに関連する事項を記載しなくてはならない[学校教育法施行令第30条]。

- ⑥ その際、道徳教育の質的転換を図るという今回の道徳の特別教科化の趣旨を踏まえれば、特に、学習活動において児童生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視することが求められること。

現在、この留意点に沿って、教師は「道徳」を評価している。2015年の改訂による評価の義務づけは数値ではなく、記述式の文章によるものである。2018年に小学校に入学した知人の通知表では、「道徳」の評価は通知表の右、生活の記録などの下部に記載されていた。内容は3行ほどで、どのように考えをもてたか、行動できたかが書かれていた。しかし、具体的な授業のねらいに対して「～を考えることができた」とあり、個人評価の内容ではないように読み取れた。そのため、教師が一人ひとりの生徒に対してさらに把握できるよう工夫が必要になる。

また、教育学者である井ノ口淳三（2020）によると、「「道徳」授業が自分の本心を偽って教師にとっての「良い子」を演じることを強制している」という。井ノ口の本では、「先生に褒められることを意識したいい子になっていた」「先生が褒めてくれそうな、良い点がつきそうな答えを探した」など、学生の「道徳」授業の感想が紹介されており〔井ノ口2020：86〕、子どもたちが素直に回答できずにいることがうかがわれる。このような状況は、子どもたちの思考能力が上がる高学年ほど多くなると考える。子どもたちの率直な思いを引き出す必要が求められていく。そうしなければ、正確な評価ができない。

2つ目は生徒の意欲面である。筆者にとって「道徳」の時間には、頭を働かせたり、内容を覚えたりする必要がなかった。毎授業のなかで、特別得られるものは感じられず、当時の筆者は教師から与えられた問いに対して、その場の思いつきで答えていた。そのような「道徳」の授業を単調で退屈に感じていた。

また、評価の課題点でも触れたように、子どもたちは教師の「良い子」になろうと、自分の頭で考えることを封じているようにも読み取れる。読み物資料では、1時間の授業に1つの徳目を対応させる指導をしている。このように、教科書の物語や資料が「徳目」や「ねらい」など学習指導要領に拘束され、あたりまえのことばかりを考えさせ、子どもたちの発想を妨げているのである。

そこには、徳目を一方的に教え込む戦前の国家主義的道徳教育がしばしば表れていた。教育実践学会初代会長だった高久清吉（1990）は、「わかっていることをわからせる、または、わかっていることを教えられるというのでは、教える方にも学ぶ方にも張り合いが出ないのが当然である。この点に道徳教育のむずかしさがある」と述べている〔高久1990：205〕。

このように意欲をもてない生徒が多く、「道徳」授業で得られるはずの能力を十分に学ぶことができていないのが問題である。2017年3月31日に改訂された新学習指導要綱には「どのように学ぶか」を基本的な考え方をしている。授業をよりよくしていくために、「主体的・対話的で深い学び」に着目し、改善を図っていくという。では、生徒の意欲面の強化を図らせるのはどうしたらよいだろうか。

第3節 日本の道徳教育の改善点

第2節では日本の道德教育の課題点を2点、明らかにした。それを踏まえ、本節では改善点を考えていく。

1つ目は評価についてである。評価義務づけの前から道德性は人格の基盤を成すもので安に評定することは不適切であるため、評価すべきではないと否定的な考え方が多くあった。麗澤大学大学院の教員であり、教科外教育（道德教育、特別活動）を研究している富岡栄（2020）は、道德の評価について「指導と評価の一体化を図っていく必要がある」と述べている〔富岡 2020：100〕。「指導を行うことで評価をし、指導したことに基づいて改善を加えその後の指導に生かしていく」必要があるという。その過程で重要なのが、道德科のねらいの明確化である。授業の成功はねらいが達成できたかどうかであり、ねらいが曖昧だと授業の成功・不成功が分からない。道德科の1時間の指導のねらいが明確でないと、評価も不確実なものになってしまうわけである。その評価方法としては、これまでの抽象度の高い道德科のねらいを方向目標として生かしつつ、1時間のなかで評価可能な汎用性のある具体目標を定め、評価基準を設定することである。

筆者は「道德」の評価の有無についてはあってもよいと考える。しかし、評価の仕方を検討すべきだ。評価する点は他者との比較ではなく、生徒個別の特性を把握することを必要とする。進捗状況を把握し、学期ごとに生徒がどれだけ成長したかどうかを大切にしていけることが求められる。現在のように、自己の内面を見つめさせる点として、教師が生徒に対してのコメントをまとめるという点には賛成である。現在、各学校において振り返りシートや道德アンケートが学期ごとに実施されており、1単位時間ごとには授業のワークシートやノートの記述などがされている。筆者は毎授業後の資料収集を重要視すべきだと考える。生徒が自分自身の行動や授業内容を振り返る時間を設定する、毎授業での振り返りシートはとても有効的だと思う。その内容としてはただ授業の内容を振り返るだけでなく、メモ欄をつくるとよいと考える。教師が教科書を読んでいる際に感じたこと、考えたことを生徒が書く。メモ欄には罫線がなく、生徒自身が自由に文字や絵をつかえるようにする。他者理解のために友だちの意見を書く欄、自己理解のためにこれまでの自分と新しくわかったことを書き、自分自身の内面の変化を理解する欄、さらに気になったことや自分の生活にどう活かすかなど自由に授業の感想を書く欄などをつくるとよいのではないかと。筆者の提案は次のページのようなものである（図1）。

「ねらいを深く考えることができましたか」などの問いに対して、ABCや123などの数値で自己評価をするのは反対だ。なぜなら問題点で挙げたように、教師の「良い子」になろうとして、Aや1の高評価をつける生徒が圧倒的に多いと考えられるからだ。簡単に済ませようとするのではなく、生徒が自分自身の言葉で「書く」ことを重要視したい。

また、振り返りシートを書く際、文量を問わないことも重要である。毎授業となると、文を書くことが苦手な生徒は1文など短い量しか書かない生徒もいるだろう。しかし、あえて分量を問わないことで毎授業の文量を見て、どの授業で生徒が意欲をもっていたかを把握することができる。このような振り返りシートを総合して学期末の通知表につなげるとよいと考える。

図1 「道徳」授業振り返りシート(サンプル) 年 組 番(名前)
学習日 ()

内容項目		題材	
学習テーマ			

メモ欄

クラスメイトの意見【他者理解】

これまでの自分

新しくわかったこと

▶

感想 (自分の生活にどう活かすことができるか、気になったことなど)

しかし、現実には、通知表で教師が生徒一人ひとりに合った評価がされていないのではないかという問題点があった。どの授業でどのような考えをもてたかなど、振り返りシートや教師がみる活動の様子などから毎授業後、細かく資料収集をすることで通知表の評価に役立つ資料になると思う。それにより、教師も生徒一人ひとりに合った評価を学期末に総合してつけられるのではないだろうか。

2 つ目の意欲面の強化については、「道徳的実践力」を育成させるべきだと考える。「道徳」の授業は主に教室でおこなわれ、検定教科書が使用される。教科書の文章を読み、教師からの一方的な授業形態で、筆者の経験では生徒が主体的に行動を起こすことはなかった。文章が伝える内容は、経験で知ることより質が不十分だといえる。また、読み手本人の実体験ではないため、理解力に欠ける。

そこで実際、2017 年 3 月 31 日に新学習指導要領が告示され、各教科で「主体的・対話的で深い学び」をとおして資質・能力の育成が求められるようになった。教材を読んで感想を述べるだけの「読み物道徳」から、自分の問題として多面的に「考え、議論する道徳」「問題解決型」への転換が図られたのである。「問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法を工夫」することとされた〔文部科学省 2017：95-97〕。そのほか、教科書教材以外の教材、つまり映画、テレビ、ドキュメンタリー、歌、演劇、絵本、漫画などを使用した授業形態も進めるべきとされた。

筆者は、この転換からさらに、子どもたちが主体的に行動を起こす授業形態が必要だと考える。そのためには、内面的な「道徳的実践力」を育成させるべきである。「道徳的実践力」とは、人間としてよりよく生きていく力であり、一人ひとりの生徒が道徳的価値を自覚し、人間としての生き方について深く考え、将来出会うであろうさまざまな場面、状況においても、道徳的価値を実現するための適切な行為を主体的に選択し、実践することができるような内面的資質を意味している〔谷合 2018：123〕。

この能力を育成させるためには、グループワークなどをとおして、クラスメイトのさまざまな思いを知り、他者への共感能力を発達させることが必要だ。また、「実践力」の育成は「探究心」のを深めることにもつながる。小学校高学年（第 5 学年および第 6 学年）の内容項目「真理の探究」には「真理を大切にし、物事を探究しようとする心をもつこと。」があり、何が正しいのか真実を追い求め、その中で新たな発見や創造を見つけ出すことが大切だと考える。

文部科学省の道徳教育アーカイブでは、「考え、議論する道徳」の授業づくりの参考となる実践事例を授業映像を公開して紹介している〔文部科学省 2024〕。2024 年 10 月収録の小学校第 6 学年の「A 真理の探究」についての授業では「地球を一周歩いた男 伊能忠敬（「小学道徳生きる力 6）日本文教出版）」を教材としており、授業内で役割演技を取り入れている。役割演技とは、生徒に特定の役割を与えて即興的に演技をする表現活動であり、台本がないため、具体的な場面や状況を想像しながら、生徒自身の独自の感じ方や考え方を思いのままに表現できるものである。自分の考えがありながらも、予測できない相手に対して反応するため、不意に本音が出てしまうことがある。そのため、前述したような教員にとって「良い子」になろうと、生徒が自分の頭で考えることを封じることを防ぐことができる。映像内では、役割演技の実践に挙手した生徒でも、いざ本番になると言葉を詰まらせているように見えた。自分が思いついたことを頭では理解していても、実際に行動

するとなると上手にできないのである。役割演技ではこのように演技をしながら考えることでさらに自分自身が気づき、その後に「ああすればよかった」「どうしてできなかったのだろう」と反省が生まれる。そのため、役割演技では演じるだけでなく、演じたあとの感想や話し合いなどが重要であり、その際、改善点が生み出されると思う。

「実践力」や「探究心」を育成させるためには生徒が積極的に行動を起こさせながら、経験させる実践的な教育が重要である。このようにすることで自然と生徒の意欲が高まり、「道徳」で学ばせたい能力が身につくのではないだろうか。

第2章 中国の道徳教育

第1節 中国の道徳教育のあゆみ

国民の道徳性を早くから育成することを重視している中国は、道徳教育について数回にわたり、改革・改善を繰り返してきた。中国の学校における道徳教育は、思想・政治教育を内容とする教育である。中国共産党中央政府は、「徳育、知育、体育」に発達した学生を育成することを中国の教育指針としていた〔倪 2007：115〕。

1966年から1976年にかけて中国では「文化大革命」²という政治運動がおこなわれ、「徳育」に道徳教育課程の「政治」が道徳の代わりとされた。小学校では1981年9月から「思想品德」として道徳科目が本格的に再開され、主に「五講四美三熱愛」と「小学生守則」を中心とし、高学年では「愛国主義教育」と「団体主義教育」を中心にしていた〔倪 2007：125〕。

1999年、中国共産党は「教え込み」が主流であった教育方法から実践能力を高め、子どもの「素質」を重視する「資質教育」を導入した。学歴社会の形成にともない、受験戦争が激化していた従来の「応試教育（受験教育）」を見直し、道徳教育を一層強化する〔那楽 2015：19〕。

2001年11月、中国共産党の教育部は新しい義務教育課程の基準となる「義務教育課程設置実験方案」を發布し、教科の再編・統合が進められた。これまでの道徳教育は思想・政治教育に重きが置かれ、学生の判断力や創造力を育成することが無視されていた。そこで、小学校1年～6学年に置かれていた「思想品德」と小学校4年～6学年に置かれていた「社会」が統合され、4～6学年に新しく「品德と社会」という教科が新設された。「品德と社会」は学生が自主的に学ぶことを重視し、調査、体験、思考、探求、発表、製作、収集、討論の8つの面の能力を育成させることを目指した〔倪 2007：131〕。また、1～3学年の「思想品德」は「品德と生活」という新教科になった。このような改革により、道徳教育は現在まで確立していったとされる。

「品德と生活課程標準」には、「小学校の低学年には児童たちが幼稚園生活から小学校生活に適応する重要な時期であり、児童たちの道徳性、生活態度や認識能力が発達する重要な時期である」と明記されている〔中華人民共和国教育部 2011：1〕。このことから、中国では小学校低学年から道徳教育に力を入れており、早い段階で子どもたちの「道徳性」

² 中国共産党主席であった毛沢東が発動し、1966年から10年にわたり、中国大陸を振り動かした社会変革運動である〔北村 2010：251〕。

を育てようとしているのが分かる。「品德と生活」の目標は、児童がこの教科を通して、良好な品格や習慣を身に付け、探究が好きで、生活を愛する性格を育成することに置かれている。また、①感情と態度、②行為と習慣、③知識と技能、④過程と方法の4点を達成することを目標としている〔中華人民共和国教育部 2011：6-7〕。

2016年4月、教育部通知により「品德と生活」「品德と社会」の教科書が「道德と法治」に変更され、その後、「2022年版課程標準」により、科目名が「道德と法治」に変更された。「道德と法治」は小・中学校で道德教育、法治教育、公民教育の役割を担う重要な課程である。「法治」とは法律に基づいて政治をおこなうことである。現代の中国の道德の考え方としては、「道德がなくては国家は繁栄できない」とされ、法治が栄えるとき、国家は繁栄し、法治が強固であるとき国家は強くなる。公民の道德性と法知識の向上は、社会全体の進歩と個人の全面的な発展を促進するための不可欠な要件である〔中華人民共和国教育部 2020：1〕。

道德教育と法教育は、生徒に正しい政治思想、道德規範、法概念を段階的かつ体系的に教育する。道德教育は、法治が道德を助長する役割を活用し、「道德と法治」は、道德教育と法教育が合わさることで相互に補完し強化し合い、国家の復興という重責を担う次世代の生徒を育成することができる。評価方法は、観察、面談、課題、筆記試験でおこなわれる。観察では、教室での学習や社会实践における行動の様子を多角的にみる。面談では、生徒と教師、保護者が対面で指導的な役割を果たす。課題では、内容を生徒の生活に関連し、生徒の学習進歩状況を把握しながら、適切な機会では評価、フィードバック、指導を行う。筆記試験では、学生の知識を応用して、実践的な問題を分析、解決する能力を評価する。自由回答式などにし、暗記問題など難解な問題を避けるようにする。最終的な評価は、数値による点数に頼ることなく、簡潔で公平な文章での評価をするようにしている。中国道德の名称の変更とその目標と内容の歴史は表4のとおりである。

表4 中国道德の名称と目標、内容の歴史

年号	名称	目標	内容
1997	思想品德	個人、家庭、社会、国家、民族といったそれぞれの階層、それぞれの生活位に応じて道德規範やものの見方、感じ方、社会常識、情操教育などを行うことや、祖国、人民、労働、科学、社会主義を愛する思想と感情を持ち、文明的な行動、習慣を身につけ、法律、法規を守る児童を育成することなど	祖国愛、親孝行、長幼の序、団結と友愛、文明的な行動、習慣、礼儀、規律や法律の遵守、勤勉、儉約、公衆道德、誠実、有機、生命尊重、集団への関心、公共性、科学に対する愛、信頼、有機、自尊心、個人生活、家庭生活、社会生活、国家や民族の生活における道德規範
2002	品德と生活	4つの機能目標 「感情と態度」(年配の方を	4つの望ましい生活の在り方

		尊敬して、集団を愛して、故郷に愛着をもつ。命を大切にして、科学を信じて、自然に情熱を持つ。自信、誠実な人になる。) 「行為と習慣」(初歩的な生活と勤勉に励む習慣を養成する。礼儀正しくして、規則を守る。環境に優しくして、資源を惜しむ。積極的にいろいろな活動に参加する) 「能力と知識」(生活上の基本能力と常識を身につける。簡単な国の常識を勉強する) 「プロセスと方法」(体験して、問題の根源を探る。さまざまな方法で勉強する)	「健康で安全な生活」(より良い生活習慣と勤勉な生活態度を身につける。健康や安全に気をつけ、学校生活に慣れ、楽しく過ごすことができる) 「快活で積極的な生活」(明朗快活な態度や積極的で明るく前向きな姿勢を大切にする) 「責任感があり、愛のある生活」(誠実な関係や友愛の精神、社会規範や集団への愛、郷土愛や愛国心を大切にする) 「頭を動かし、創意ある生活」(創造的な夢をもち楽しむ。手や頭を使い、知識を蓄え、経験を積み重ねる。探究心を持ち、またその方法を身につける)
2016	道徳と法治	義務教育における思想・政治教育課程であり、学生 of 思想・政治的資質、道徳的人格、法的リテラシー、そして人格形成の向上を目指し、中国国民としての志、誠実さ、そして自信を高めることを目指している。これは、中華民族の偉大な復興を使命とする、理想、能力、責任感を備えた次世代の若者を育成するための確固たる思想的基盤を築くものである。	「政治的アイデンティティ」(偉大な祖国、中華民族、中国文化、中国共産党、社会主義への愛着、中華民族の偉大な復興を目指す志、社会主義核心価値観を意識的に実践し推進する能力) 「道徳的修養」(優れた道徳的性格と行動習慣を育み、道徳規範を内面化し、実践すること) 「法治観念」(憲法と法律の至上性、すべての人の法の下での平等、権利と義務の統一という原則を確立し、法の尊重、学習、遵守、適用を共通の追求と意識的な行動をすること) 「健全な人格」(正しい自己

			認識、前向きな道徳心、健康的なライフスタイルを持つこと) 「責任感」(責任を負うための認知的、態度的、感情的な能力、それを具体的な行動に移す能力)
--	--	--	--

(出典) 那楽 [2015: 21.23]、中華人民共和国教育部 [2022: 5-8] より筆者作成

第2節 中国の道徳教育の課題点

中国桂林理工大学外国語学院准教授である金海燕(2020)は、中国での社会全体の非道徳な行動慣習に関するアンケート調査を実施した。結果から、自己利益を優先的に追求する行動が公共意識の欠落につながると指摘している。そして、現代中国人は思いやり精神、公共的意識をもたない、自己都合、自己利益を最優先に追い求めていると結論づけた。

また、第1節で歴史を振り返ったが、中国の道徳教育は学生に道徳的知識を学ばせ、道徳的行動をとるように人間として守らなければならないことを国規模で教え込まれているように感じとれる。規律・規範そのものを教授する「教える教育」だけではいけない。子どもたちは、学校という組織のなかで生活する上では、教師に従い、規律を守る。しかし、学校ではない環境においては守れない傾向にあり、大人になっても現れてしまう。アンケート調査では、小学校教師が「子どもは学校では紀律規則をちゃんと守れても、学校から出ると様々な道徳問題が発生する。もっとも簡単なことで自分のゴミを責任をもってゴミ箱に入れることさえできない子どもがいる」との報告がある[金 2020: 70]。

課題点は、提示された規則を守ることはできても、その規則をどうして守らなければならないのか、守ることによってどのようなことが生まれるのかに関しては考えることができないようになってしまっているのではないか。そのような判断力や創造力が欠如していると考ええる。

第3節 中国の道徳教育の改善点

第2節では課題点として判断力と創造力の欠如を挙げた。その能力を養うには、体験や経験を通じた実践的な学習が必要である。体験や経験から得る知識は日常生活や現実社会と密接に関わる機会であり、生徒自身がみずから考え、行動することは自己選択、自己判断の能力を向上させ、判断力と創造力を養うことができる。そこで、筆者は中国の必修科目の1つである「総合実践活動」と統合しておこなうことを提案したい。

「総合実践活動」とは、2001年に公布した「基礎教育課程改革綱要(試行)」により小学校から高等学校に新設されたカリキュラムである。これまでの受身的な学習から経験・体験を重視し、主体性・創造性・実践能力を伸ばすことが目標に掲げられている[中華人民共和国教育部 2017]。「総合実践活動」の目標には、「価値認識と体験」「責任感」「問題解決能力」「創造性」の4つのキーワードが示されている。これらと「道徳と法治」の5つの目標とを見比べると、類似している点がある。以下の表は「総合実践活動」の小学校の目標と「道徳と法治」の目標を具体的な内容でまとめたものである。

表5 「総合実践活動」と「道徳と法治」の目標と内容の比較

「総合実践活動」		「道徳と法治」	
目標	内容	目標	内容
「価値認識と体験」	テーマ別教育活動への参加や体験、愛国教育拠点への訪問を通して、生徒の価値観を形成する。公共空間の基礎規範を認識し、遵守するとともに集団認識と組織意識を育み、中国共産党への愛着を育み、中国心であることに誇りをもつ。	「政治的アイデンティティ」	偉大な祖国、中華民族、中国文化、中国共産党、社会主義への愛着、中華民族の偉大な復興を目指す志、社会主義核心価値観を意識的に実践し推進する能力
「責任感」	日常生活のあらゆる場面を通して、生活の基本的なことを処理する能力、自己管理能力、自立心、生命への愛着を育み、学校生活や地域社会生活に積極的に参加する意欲を持つ。	「道徳的修養」	優れた道徳的性格と行動習慣を育み、道徳規範を内面化し、実践すること
「問題解決能力」	学校生活や家庭生活における事象から問題を発見し、みずからが関心をもつ疑問を見つけ、提起する。そして、これらの疑問を研究課題へと発展させ、研究のプロセスと方法を考え、探究することを通して探究能力を育成する。	「法治観念」	憲法と法律の至上性、すべての人の法の下での平等、権利と義務の統一という原則を確立し、法の尊重、学習、遵守、適用を共通の追求と意識的な行動をすること
「創造性」	実践的な体験を通して、手工芸品の設計と制作の技術を習得し、情報技術を利用して、創造的に作品を設計・制作することを学ぶ。そして、基本的な情報技術を利用して、実用的な問題を解決し、学習と日常生活に役立てる。	「健全な人格」	正しい自己認識、前向きな道徳心、健康的なライフスタイルをもつこと
		「責任感」	責任を負うための認知的、

			態度的、感情的な能力、それを具体的な行動に移す能力
--	--	--	---------------------------

(出典) 中華人民共和国教育部 [2017] [2022: 5-8] より筆者作成

見比べると、両方ともに「責任感」がある。「道徳と法治」の「責任感」はおもな内容が3点ある。1つ目は主体性である。みずからが選択した言動に責任をもつ姿勢は「総合実践活動」の自己管理能力と自立心に似ている。2つ目は責任感である。人びとへの奉仕の精神を持ち、ボランティア活動や社会貢献活動に積極的に参加し、自然を愛する。この自然を愛することは「総合実践活動」の生命への愛着と似ている。3つ目は秩序ある参加である。民主主義と法意識をもち、規則を遵守し、法令や規則に従って、公共活動に参加し、学校生活における民主的な実践に参加することである。また、「道徳と法治」の「道徳的修養」にも実践力を伸ばすことが内容に記載されている。

小学校の「総合実践活動」は、児童自身と社会や他人、自然とのかかわりを視点として、児童が広い生活空間のなかで、みずからの総合的な実践活動を通して、積極的に豊富な体験や経験を獲得し、生活や社会へ実践活動に積極的参加できるような資質や能力、学習態度を身につけることをねらっている[蔡 2008: 100]。そのような「総合実践活動」の多様な経験による学びを「道徳の法治」の政治思想と道徳規範、法概念を学ぶ内容と合わせることで道徳教育では一方的な学びになる傾向にあるところを、経験から得ることで言葉だけでは得られない主体性を働かせることにつながる。「総合実践活動」の活動方式は、「考察探究」「社会奉仕」「設計制作」「職業体験」の4つから構成されている。具体的な内容は表6のとおりである。

表6 「総合実践活動」の内容

	具体的な内容
考察探究	生徒が自分の興味にもとづき、自然、社会、生活の中から研究テーマを探し、定義し、探究学習をおこなう。観察、記録、考察を通して積極的に知識を蓄え、問題を分析・解決する。調査研究の例としては、現地調査、社会調査、体験旅行が挙げられる。
社会奉仕	生徒が教室外の社会活動に参加し、みずからの活動を通して社会組織や他者のニーズに応えることを学ぶ。例としては、公共福祉活動、ボランティア活動、働きながら学ぶことなどが挙げられる。生徒が自己啓発をし、知識と技能の取得を促進し、実践能力を高め、他者の要望を満たしながら、責任感を果たす個人となることを重視する。
設計制作	生徒が様々な手段や技術を用いて、設計し、制作することで発想や計画を実現し、物体や芸術作品へと変化させる過程である。例としては、映像制作、プログラミング、陶芸作品の制作などが挙げられる。活動を通して、手と頭の両方を使い、様々な知識と技能を柔軟に習得し、技術操作技能と知識伝達能力を向上させ、職人技の精神

	を体験することが求められる。
職業体験	生徒が実際の職場や模擬状況を観察・実習し、専門職の役割を理解する過程である。例としては、軍事訓練、産業実習、農業実習などが挙げられる。職業生活を真に理解し、自分の強みを発見し、キャリアへの関心を育み、正しい労働価値観と人生観を形成し、人生設計への能力を向上させることに重点を置いている。

（出典）中華人民共和国教育部〔2017〕より筆者作成

このように多様な知識をさまざまなかたちで経験することで、みずから問題と向き合い、解決しようとする力を育成することができる。何が原因でこうなるのか、どのようにすれば解決できるかなど社会と関わることで、さまざまな情報のなか、自分で主体的に行動し、模索することで判断力や創造力を養うことができる。中国の道德教育は規律・規範を教えることに偏っている。そこで「総合実践活動」と統合することで以上のような効果が生まれると考えた。

第3章 日中の道德教育の比較と考察

第1節 共通点と相違点

第1章、第2章と日本と中国の道德教育について論じた。本節では日中の道德教育を踏まえ、共通点や相違点をまとめていく。

共通点は2点あり、1つ目は、両国ともに「集団を愛する教育」があることだ。日本では内容項目C「主として集団や社会との関わりに関すること」の「よりよい学校生活、集団生活の充実」に「集団」の文字があり、「みんなで協力し合って楽しい学級をつくろうとする態度を育てる」ことをねらいとしている。

一方、中国では、徳育の基礎概念がおもに個人よりも集団を意識した集団主義の傾向がある。1993年に発表された「小学校徳育綱要」には10条の徳育内容が規定されており、その1つに「④集団を愛する教育」がある〔倪 2007：125〕。教育において、協力することやチームワークの重要性が強調され、集団での学びに重きを置き、授業の学びだけでなく、集団活動などを通して生徒同士のよりよい関係の構築を目指している。

将来さまざまな集団や社会に属して生活していく子どもたちにとって両国のこの「集団」について学ぶ教育はとても重要であり、将来の仕事場面に大きな役割を果たすと考えられる。集団での役割や責任、仲間意識など、はじめて知り合う仲間とともに協力し合っていくために重要であり、討論の際、何が最善の解決方法かを模索することに役立つだろう。また、さまざまな集団のなかでの活動を通じて、自分の役割を自覚することは個人の業績向上やチーム全体の成果につながるができる。

2つ目は、道德教育には愛国主義教育が隠されていることである。それはまた、教育に国が介入していることが考えられる。教育の条件や内容を考え、定めることは国の重要な仕事だ。しかし、どのように教えるかを国が決め、学校を通じて、教え込むのは、国の役割ではない。道德教育は、価値観や生き方に関わる教育である。もし、国が道德の教え方を一方的に定めると、子どもがみずから判断する思想・良心の自由を侵すおそれがある。

また、道徳は本来多様な価値観に触れ、対話・議論を通して考えるものであり、国が一つの価値観を押しつければ多様性が失われてしまう。道徳教育は、日中の道徳教育は互いに子どもたちの人格育成に良い影響を与える一方で、国が押し付けてしまう危険性がある。このような日中の動きには愛国主義教育が隠されているのではないか。

それは両国ともに近年にはじまったことではない。日本の戦前の国家主義的道徳教育では国家にとって都合のよい人間をつくり上げようとする、いわゆる教化がおこなわれていた。戦争時期では愛国心を教えることは教育のなかで中心的な役割であり、軍国教育が横行する戦争下の日本では「修身」が重要視されていた。実際に「修身」の教科書（第6学年）には「忠君愛国」という授業がある。「忠君愛国」とは主君（天皇）に忠誠をつくり、自国を愛することを意味する。

その後、2006年に新しい教育基本法が公布され、法律を利用して「愛国心」を教育の目標として定めたことが問題となった。その内容は「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し」（第2条第5項）という文言が書き加えられたことである〔文部科学省 2006：3〕。この改正から戦後日本の愛国心教育が「道徳」の授業を通じてはじまった。

中国では国家主導の愛国主義教育が徹底しており、1990年代に共産党政府が愛国主義教育キャンペーンを開始後、学校教育では愛国心を積極的に取り組んでいる。1995年に施行された「教育法」の6条には「国家は教育を受ける者に愛国主義、集団主義、社会主義の教育を行い、理想、道徳、規律、法制、国防、民族団結の教育を行わなければならない。」と愛国主義教育の条文がある〔文部科学省 1995〕。その後、1994年に「愛国主義教育実施要綱」が制定された。

2023年には愛国主義教育法が成立し、愛国心教育がさらに強化された。「道徳と法治」の目標の「政治的アイデンティティ」の内容に「家族や故郷、偉大な祖国を愛し、中華民族を愛し、中華民族の共同体意識を自覚的に強化し、中華民族の偉大な復興を実現する使命感を持つ。」という愛国心の内容がある〔中華人民共和国教育部 2022：5-6〕。

また、「義務教育 道徳と法治課程標準（2022年版） 中華人民共和国教育部制定」の基本原則にも「学生の理念と信念、愛国心、責任感、道徳心、法意識そして日常の行動を評価することに重点を置く」とあり、愛国心を評価内容に挙げている。

中国では、国家への忠誠を子どものころから教え込ませ、道徳教育を通じて、民族の誇りや国家目標への一体感を育むことが政策的に推進されている。このように両国、道徳教育を通じて愛国主義教育を広め、子どもたちの人格に介入しようとしている点がうかがえる。

相違点は両国、教育に関して国が介入しつつも、内容が異なることである。それには日中の方向性が現れている。日本の道徳教育は道徳的価値³の自覚を深めると同時に「人間理解」「他者理解」「自己理解」を深めている。その中で日本は「他者理解」を重要視しているのではないか。4つの視点「B 主として人との関わりに関すること」は「他者理解」を学ぶ重要な項目である。ハイコンテクスト文化である日本は相手の立場に立って想像し、

³ よりよく生きるために必要とされるものであり、人間としての在り方や生き方の礎となるものである〔文部科学省 2017：17〕。

相手の言動を察してから自らの行動をとる傾向にある。その文化が日本人のなかで共通であるため、自然と「他者理解」が社会から求められている。

一方で、中国の道德教育は、日本の道德教育で表すと「人間理解」が進んでいる。「人間理解」とは「人として大切なのはこういうことだ」と強みや弱みなど人間の構造を理解するものである。心の教育よりも規律や規範を教える中国の教育に当てはまるのではないだろうか。このように道德教育の方向性は日中それぞれの国の目指す社会思想と関係している。民主主義・自由主義である日本は個人の考えや自由を重要視しており、一人ひとりの生き方を尊重し、個人に合った成長を支援するかたちで道德教育を学ばせているように感じる。反対に、社会主義である中国は政府が目指す社会に一人ひとりの人間観を育成させようとしているように感じる。国への愛情と国民としての意識を高め、中国国民としての一体感を目指しているのではないか。

第2節 重視される価値観

日中間の相互理解が進まない要因の一つとして、道德教育を通じて形成された価値観の違いが挙げられる。国民は、それぞれの社会において学ぶ教育から相手を評価するため、無意識のうちに誤解や違和感を生じてしまう。本節では、道德教育の内容がどのような価値として表れているのか、日本を例にして考察する。

日中の価値観の違いとして大きな点は自己主張の違いである。中国人は「自己開示の程度が大きく」、「積極的」、必要に応じて「躊躇なく自己主張をする」。一方、日本人は対人関係および話し合いがおこなわれている「場」に大きく依存し、相手を傷つけないようにする [張 2010: 2]。日本人は自己主張が控えめで、中国人は強い傾向にあるのだ。

日本の自己主張が控えめな要因は、高い協調性が挙げられる。集団を意識し、他者との調和を保つことが自然と求められているのではないか。個人の意見を強く主張することがあまりなく、あまり言葉にしないことは相手の意図をくみ取る「察しの文化」と言われ [高 2019: 160]、4つの視点「B主として人との関わりに関すること」に密接に関係している。

教育出版『小学どうとく4 はばたこう明日へ』（小学4年生用）には「あいてのことを気づかって どう言えばいいのかな」という教材がある [林・柳沼・鈴木ほか 2024a: 9]。その教材に登場する少年Aは、友だちの言葉が自分の思いとは反しており、うまく友だちに伝えられず、考え込んでいた。一方、少女Bは自分の思いと反していたことに対して、主張して友だちに伝えていた。その反応に友達は怒り、少女Bは違う言い方があったのではないかと反省していた。この物語では、伝え方を間違えないように相手の気持ちを自分のなかで一度整理し、考えてから伝えることが大切だと伝えようとしている。

また、教育出版『小学どうとく3 はばたこう明日へ』（小学校3年生用）の「気持ちを つたえ合う なんて言ってつたえる？」には、4人グループのなかで1人違う意見をもった際、どう伝えるべきか考える教材がある [林・柳沼・鈴木ほか 2024b: 21]。この「問題をかいけつしよう」という欄には「自分の考えと違う意見が出た時どうするか」「どのように話せば、みんなに嫌な思いをさせずに気持ちを伝えることができるか」とあり、この教材も、相手への伝え方を考えさせている。

相手に気持ちを伝える際にどのように伝えるか、注意点を教え、学ぶことは大切であるが、日本の道德教材は子どもの頃から必要以上に相手のことを考えさせすぎているのが問

題ではないだろうか。4つの視点「A 主として自分自身に関すること」があるが、自己表現力よりも自分以外の人の気持ちを想像する機会をつくりすぎていることが考えられる。そのような教育の偏りから相手の様子をうかがい、言動に合わせることに集中して相手のことを忖度しすぎていないだろうか。

このような授業内容の影響もあり、日本人は自己主張が控えめな傾向にある。そのため、中国人から見ると、日本人が自分の立場や考えを明確に示さないことが、「消極的」だと誤解される可能性がある。一方で、日本人から見ると、自己主張の強い中国人は、自己中心的に見え、圧が強く感じることもある。

しかし、これは「性格の違い」ではなく、道德教育によって形成された価値観の違いである。正反対の価値観をもつ人間同士は互いに理解しなければ衝突は避けられない。そのため、互いが教育の違いを理解し、柔軟に対応することが求められる。日本人は、協調性が高いことを強みとして大いに発揮するべきである。高い協調性はグローバルな仕事場面において、異なる価値観を持つ人同士でも相手の立場を尊重しながら、コミュニケーションを図ることができる。強く主張するのではなく、分かりやすく意見を伝えることが最善だ。

第3節 国民像の違い

本節まで、日本と中国の道德教育を比較し、相違点を明らかにした。本節では、本節までの比較分析を踏まえ、日中両国がどのような国民像を理想として道德教育を展開しているのか考察する。

日本の道德教育の目標には、「自立した人間」「自己の生き方」と個人の成長を強調している〔文部科学省 2017：18-19〕。また、自身だけでなく、他者との関わりの中で生きていくことを重視し、「他者とともによりよく生きるため」という目標も示されている。それは、本章の第2節で述べたように、集団を意識し、他者との調和を保つことが自然と求められていることに関係していると考えられる。内容項目から見ても、「自己」と「他者」の2点は4つの視点のなかの2つに分けられており、重要視しているのではないか。このように、日本の道德教育は、「自己のありかた」や「他者との関係性」を重視し、個人が内面的に成長できるよう目標や内容構成を定めている。しかし、学習指導要領に拘束され、子どもたちの発想を妨げている点には工夫が必要だと、筆者は感じた。

それに対して、中国の道德教育は、現在にいたるまで、たびたび、道德科目の名称や目標、内容が変更されてきた。現在の「道德と法治」は、生徒に正しい政治思想、道德規範、法概念を段階的かつ体系的に教育することを目的としている。道德教育と法教育が合わさることで、相互に補完し強化し合い、国家の復興という重責を担う次世代の育成を目指している点に特徴がある。その目標には、「中国国民としての志、誠実さ、そして自信を高めることを目指している」と示されており、個人より国家を重視している点がうかがえる。このことから、中国の道德教育は、「国家への貢献」や「正しい思想の形成」を重視し、国家・社会の一員として求められる価値観や行動規範を身につけさせる役割を担っているのではないか。そのため、国や社会のために行動することが大切だと考える価値観が育まれ、さらに、政治思想や法概念と結びついた道德教育を受けることで、国の考え方や方針を受け入れ、愛国心を強める動きがみられる。

一方で、集団意識や愛国主義教育といった共通の志向も確認でき、両国の道德教育には共通基盤が存在することも明らかとなった。

このように、日本の道德教育が個人の内面形成を重視した国民像を目指しているのに対し、中国の道德教育は、国家・社会と強く結びついた価値観を内面化した国民の育成を目的としている。

おわりに

本論文では、日本と中国の道德教育を「国民像形成」という視点から比較し、相違点について考察した。両国の違いは、単なる教育内容の違いだけでなく、国家と個人の関係性や社会が求める理想的な国民像の違いが反映していると考えられる。道德は、自己の人間としての生き方についての考えを深め、集団や社会のなかでよりよく生きるための行動や心のありかたを学ぶ重要な役割を担っている。また、道德がもたらす、信頼関係の構築や社会秩序の順守などは個人だけでなく、社会全体にもかかわりをもつ。

本論文では、筆者が考えた両国の道德教育の改善点を踏まえることで、それぞれの特徴と課題が明らかになった。これにより、今後の道德教育の充実に向けた検討の一助になることを期待したい。多文化共生が進む現代に生きる人間を育てるために、国は人間としてのありかたや生きかたを学ぶ道德教育を注視し、重要な意義があることを考えるべきである。

本論文で、道德教育の違いによって形成された価値観の違いが、日中間の相互理解の誤解を生む要因となり得ることが分かった。異なる教育のため、生まれる価値観のあらわれかたの違いには互いが理解をしていかななくてはならない。それが多文化共生につながる一歩だろう。本論文が日中両国の道德教育を相互に理解する一助となり、互いの見方が変わればよいと願う。一番の情報源であるメディアやネット上にあふれる一部のネガティブな情報に捉われず、相手の国を理解する姿勢をもってほしい。

【参考文献・インターネット資料】

伊藤良高・冨江英俊・大尚志・永野典詞・冨田晴生（2019）『改訂版 道德教育のフロンティア』晃洋書房

井ノ口淳三（2020）『道德教育 改訂二版』学文社

大森直樹（2018）『道德教育と愛国心―「道德」の教科化にどう向き合うか―』岩波書店

倪冬岩（2007）「中国における道德教育の動態」『現代社会文化研究』No.38

<https://niigata-u.repo.nii.ac.jp>

2025 年 12 月 13 日 最終アクセス

北村稔（2010）「『文化大革命再考』序説」『立命館文學』第 615 号
<https://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/lt/rb/615/615PDF/kitamura.pdf>
2026 年 1 月 11 日 最終アクセス

金海燕（2020）「中国義務教育段階の道德教育の課題と対策：道德教育要綱、アンケート調査とインタビューの結果分析を通して」*Journal of Quality Education*, No.10
http://sfi-npo.net/ise/quality_education/no10_downloadfile_4.pdf
2025 年 12 月 4 日 最終アクセス

高揚（2019）「依頼に対する断りの談話展開に見られる配慮言語行動に関する一考察」『ことば』No.40
https://www.jstage.jst.go.jp/article/kotoba/40/0/40_160/_pdf/-char/ja
2026 年 1 月 15 日 最終アクセス

蔡秋英（2008）「中国の「総合実践活動」における公民教育の特質：小学校の実践事例の分析を通して」『日本教科教育学会誌』No.30
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jcrdajp/30/4/30_KJ00006855605/_article/-char/ja/
2025 年 12 月 4 日 最終アクセス

高久清吉（1990）『教育実践学』教育出版

田中耕治（2021）『よくわかる教育評価 [第 3 版]』ミネルヴァ書房

谷合しのぶ（2018）「道德における学習指導要領の変遷と教科化」『教職課程年報』No.1
<https://takushoku-u.repo.nii.ac.jp/records/219>
2025 年 12 月 4 日 最終アクセス

中華人民共和国教育部（2022）「義務教育 道德と法治課程標準（2022 年版）」
<http://www.moe.gov.cn/srcsite/A26/s8001/202204/W020220420582343475848.pdf>
2025 年 12 月 4 日 最終アクセス

——（2017）「中小学総合実践活動課程指導綱要」
http://www.moe.gov.cn/srcsite/A26/s8001/201710/t20171017_316616.html
2025 年 12 月 4 日 最終アクセス

——（2016）「『特別の教科 道德』の指導方法・評価等について（報告）」
https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afieldfile/2016/08/15/1375482_2.pdf
2026 年 1 月 10 日 最終アクセス

—— (2011) 『全日制義務教育 品德と生活課程標準』

<http://www.moe.gov.cn/srcsite/A26/s8001/201112/W020220418401381008557.pdf>

2025 年 12 月 11 日 最終アクセス

張夢溪・柳沼良太 (2023) 「道德教育の評価に関する国際比較研究：日本、中国、国際バカロリア (IB) に着目して」『岐阜大学教育学部研究報告 (人文科学)』72 巻

<https://www.ed.gifu-u.ac.jp/file/423cbb6b6572619ef5d8b32c7842eb90.pdf>

2025 年 12 月 4 日 最終アクセス

張麗 (2010) 「話者交替にみられる中国人と日本人の「自己主張」のスタイルー小集団ディスカッションを通してー (その 2)」『大正大學研究紀要 人間學部・文學部』No.95

<https://tais.repo.nii.ac.jp/records/34>

2026 年 1 月 11 日 最終アクセス

富岡栄 (2020) 「道德科における指導と評価の一体化を目指して」『道德と教育』No.338

https://www.jstage.jst.go.jp/article/doutokutokyoku/338/0/338_99/_pdf/-char/en

2025 年 12 月 28 日 最終アクセス

那楽 (2015) 「中国の小学校低学年における道德教育の変容ー「思想品德」から「品德と生活」への転換に着目してー」『道德と教育』No.333

https://www.jstage.jst.go.jp/article/doutokutokyoku/333/0/333_17/_article/-char/ja/

2025 年 12 月 4 日 最終アクセス

林泰成・柳沼良太・鈴木健二ほか (2024a) 『小学道德 4 はばたこう明日へ』教育出版株式会社

—— (2024b) 『小学どうとく 3 はばたこう明日へ』教育出版株式会社

比嘉佑典・王秋華 (1994) 「日中道德教育の比較研究 小学校の道德教育を中心に」『アジア・アフリカ文化研究所研究年報』No.29

<https://ndlsearch.ndl.go.jp/books/R1000000002-I0000000001020-d4430383#bib>

2025 年 12 月 4 日 最終アクセス

文部科学省 (2024 収録) 「地球を一周歩いた男ー伊能忠敬ー」道德教育アーカイブ～「特別の教科 道德」の全面実施～ (『小学道德生きる力 6』日本文教出版)

<https://doutoku.mext.go.jp/>

2025 年 12 月 12 日 最終アクセス

—— (2017) 「小学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 解説 特別の教科 道德編」

https://www.mext.go.jp/content/20230313-mxt_kyoiku02-100002607_012.pdf

2025 年 12 月 4 日 最終アクセス

—— (2016) 「『特別の教科 道徳』の指導方法・評価等について（報告）」

https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afieldfile/2016/08/15/1375482_2.pdf

2025 年 12 月 4 日 最終アクセス

—— (2006) 「教育基本法」

https://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/06042712/__icsFiles/afieldfile/2017/06/13/1237916_001.pdf

2026 年 1 月 1 日 最終アクセス

—— (1955) 「中華人民共和国教育法」

https://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/data/004/d004_02.htm

2025 年 12 月 12 日 最終アクセス

—— (1947) 「学習指導要領一般編 試案（抄）」

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1318000.htm

2025 年 12 月 4 日 最終アクセス

名古屋学院大学国際文化学部国際文化学科

2025 年度 卒業論文

<指導教員 佐伯奈津子>

日本で働くムスリムの課題と企業の取り組み

インドネシアの労働環境と比較して

26W0059 北村 ひかり

はじめに

現在、イスラーム教徒（以下ムスリム）の日本への「移民」は増加しており、国民の約 9 割がムスリムであるインドネシアからの労働者は 2024 年 10 月までで約 17 万人である [厚生労働省 2024：1]。このようにムスリム人口の増加が進むなか、日本社会においてもイスラーム文化への理解や配慮が求められている。しかし一方で、日本全国のカモメが所在する 95 の自治体を対象に行われた「多文化共生の取り組みのなかにムスリムに配慮した施策があるか」という調査では、約 8 割の自治体が「ない」と回答しており、制度的・社会的対応が十分に進んでいない現状が指摘されている [店田 2019：230]。

わたしはインドネシア・アチェ州への留学を通して、ムスリムの信仰心の深さと、宗教が人びとの生活に深く根付いていることを学んだ。礼拝や食事、服装、社会関係など日常のあらゆる場面で宗教的価値観が反映されており、イスラームが単なる信仰ではなく生き方そのものであることを実感した。この経験から、ムスリム移民が増加している日本社会において、彼らは果たして十分に宗教的实践をおこなうことができているのだろうか、という疑問を抱くようになった。

とくに就労をめぐる問題に関心をもった背景には、身近な経験がある。日本で暮らすインドネシア人ムスリム留学生の友人が、アルバイトの面接を何度も受けたものの、ヒジャブ¹の着用や礼拝などの宗教的な理由により、なかなか雇用に結びつかなかったという出来事である。外国人労働者の需要が高まっているにもかかわらず、宗教的背景を理由に自由な職業選択が制限されている現状は、見直されるべき重要な課題であると考えてに至った。

本研究では、日本社会におけるムスリムの就労をめぐる課題と、日本企業の対応や配慮の実態を明らかにすることを目的とする。具体的には、ヒジャブの着用・礼拝・断食の 3 つの観点から、それぞれが職場でどのような課題を生じさせているのかを分析する。また、日本での就労経験をもつインドネシア人ムスリム留学生へのインタビューを通じて、実際の体験や感じた困難、企業側の対応についても明らかにする。

本研究を通して、ムスリムが信仰を大切にしながら安心して働くことのできる環境づくりの重要性を示すとともに、異なる文化や宗教を受け入れる日本社会のありかたを考える手がかりとしたい。

第 1 章 イスラームの基本的価値観と労働観

第 1 節 礼拝・食・服装・などの基本的慣習

イスラームの基本となる考え方と行動規範は「六信五行」に集約される。イスラームを信仰する者には、6 つの信仰箇条（六信）と 5 つの義務（五行）が定められている。六信とは、アッラー（唯一神）、天使、啓典（クルアーン）、預言者、来世、天命を信じることであり、五行とは、信仰の告白、礼拝（1 日 5 回）、喜捨（貧しい者に与える）、断食、巡礼を指す。これらはムスリムの日常生活の基盤となっており、宗教的实践としてだけでなく、生活様式や価値観にも深く関わっている。

五行のなかでもっとも重要な行為が礼拝である。ムスリムは毎日 5 回決められた作法

¹ ムスリムの女性が髪の毛や体の一部を隠すために身に着けるベール。

で時間内にお祈りすることが義務づけられている。礼拝は穢れのない清潔な場所でおこなわれ、礼拝の前には、ウドゥというお清めが必要とされる。順序に従い、手、足、顔などを水で洗い清める。また男性は、金曜日に集団礼拝でモスクに集まることが推奨されている〔ハラル・ジャパン協会 2024：1〕。

食事に関しても、イスラームには明確な規範が存在する。ムスリムの人びとはアッラーに食べることを許された食べもの（ハラル²フード）を食べて生活している。口にしてはいけない食べもの（ハラム³フード）は、豚肉とアルコールである。とくに豚肉は禁忌であり、豚肉由来の成分が含まれているものや、豚に触れた食品も禁じられている。アルコールについて、多くは飲料や料理に使用するアルコールを避ける程度だが、アルコール消毒などを避ける人も少数ながらいる〔ハラル・ジャパン協会 2024：1〕。

断食（ラマダン）は、五行の1つとして義務付けられている宗教的実践である。ラマダンとは、イスラーム暦の第9番目の月の名称で、ムスリムはこの約1カ月間は日の出前から日没まで、水を飲むことを含め、いっさいの飲食が禁じられている。また日が昇っているあいだは、喫煙や性的な営み、不適切な発言をすることも禁止されている。ムスリムにとってラマダンとは、単に食を断つことではなく、欲望や悪を遠ざけ、信仰をより深めるための神聖な月である。断食は義務の1つだが、重病人や乳幼児、体調がすぐれない者（高齢者、重労働者、妊婦、生理中・授乳中の女性）は断食をしなくてもかまわない。子どもはだいたい6～7歳ごろから、お昼まで、できるところまでなど徐々に断食をはじめる〔ハラル・ジャパン協会 2024：1〕。

服装に関しては、とくにムスリマと呼ばれるイスラームを信仰する女性の装いに特徴がみられる。ムスリマは、家族や婚姻関係にある男性以外の男性には髪の毛や肌を見せたいけない。そのため女性たちは肌の露出のない服を着用し、頭にはヒジャブというスカーフを巻いている。聖典クルアーンには「男性から害されないために」とあるだけで、神は具体的に髪の毛をスカーフで覆うよう命じているわけではない⁴。しかし、女性の髪は魅力的で男性を誘惑するものであり、隠しておくべき「美しいところ（＝性的なもの）」だとする考え方がある。また、イスラームにおいて人間は弱い存在で誘惑に負けやすいものだと言われる。そのため、あらかじめ魅力的な部分を隠しておくことで女性が男性から性的な眼差しを向けられることや、男性が誘惑に負けて罪を犯してしまうことを妨げようとしているのである。同時に、女性を顔立ちや体型といった容姿ではなく内面で判断するようにうながす側面もある〔山根・堀江 2016：1〕。

² ハラルとは、イスラームの教えにおいて「許されている」という意味のアラビア語。食べものでは、野菜、果物、穀物、豆類、魚介類、牛乳、卵などがハラルフード〔ハラル・ジャパン協会 2024：1〕。

³ ハラムとは、イスラームの教えにおいて「禁じられている」という意味のアラビア語〔ハラル・ジャパン協会 2024：1〕。

⁴ 第33章59節「預言者（ムハンマド）よ、あなたの妻、その娘たち、また信者の女性たちにも、長衣を下まで垂らすように言いなさい。かの女たちが（男性から）知られ、害されないためにもそれがより適切なのです。アッラーはよく赦す方であり、慈悲深いお方なのです」〔クルアーン 2023：399〕

第2節 イスラームの労働観

聖典クルアーンにおいては、「労働」という語が直接用いられることは少ないが、「おこない（アマル）」「努力」「善行」といった広義の概念を通して、人間の行為の価値が繰り返し説かれている。また、クルアーンのみならず、預言者ムハンマドの言行を伝えるハディースにおいても、「働くことは礼拝の一部である」と強調される表現が数多くみられる。これらの教えから、イスラームにおいて労働は単なる生計手段ではなく、信仰と倫理に根ざした宗教的行為として位置づけられていることがわかる。

その根拠の一つとして挙げられるのが、アル＝ナジュム章第53章39節の一節「人間は、その努力したもの以外、何も得ることはできません」である。この章句は、個人の努力や行為が、直接的にみずからの結果として返ってくるという考えを示しており、イスラームにおける労働観の基本的な前提を成している。

さらに、アル＝カフ章第18章30節では、「信仰して善行に勤しむ者に対して、神はその報酬を無意味にしない」と述べられており、善行が神の御前において正当に評価されることが示されている。また、アル＝タウバ章第9章105節では、「言いなさい。善を行ないなさい。アッラーとかれの使徒と信者たちは、あなた方の行ないを見ています」と説かれ、すべての行為が神の監視のもとにあり、最終的に評価されることが強調されている。これに加え、ジャスィーヤ章第45章15節では、「誰でも善行をする人は自らを益し、悪行をする人は自らを損なう。それからあなた方の主の御元に帰されるのです」と述べられ、行為の結果が最終的に行為者自身に帰ってくるという因果関係が明確に示されている〔水谷 2023：470〕。

これらの章句に共通するのは、よいおこないであれ悪いおこないであれ、その結果は必ず自分自身に返ってくるという考え方である。人は人生の最終段階において、すべての行為を携えて神のもとへ帰り、そこで公平な評価と報いを受けるとされている。このような世界観のもとでは、労働を含む日常的な行為一つひとつが道徳的・宗教的意味をもつことになる。

したがって、イスラームにおける労働倫理とは、単に勤勉さを求める規範ではなく、人間がみずからの行為の善悪を判断し、責任を持って行動するための倫理的枠組みであるといえる。この労働倫理は、人間の理性にもとづく判断に加えて、クルアーンおよびハディースという2つの啓示的源泉から強い影響を受けて形成されている点に特徴がある〔Akmalia 2025：91〕。

第3節 インドネシアの労働環境

インドネシアは、人口の約87%をムスリムが占める世界最大のイスラーム人口国家であり〔BPS 2024：1〕、宗教は社会生活および労働環境の重要な要素として深く浸透している。したがって、職場においても礼拝の実施、ヒジャブの着用、ラマダン期の断食、ハラール概念など、イスラーム的实践を尊重する制度や配慮が求められる。実際、インドネシア国内に所在するイスラーム金融機関の従業員155名を対象とした研究では、イスラームの労働環境とイスラーム的労働倫理が従業員パフォーマンスに対して同時に78.6%の影響を与えることが明らかとなり、快適で安全な職場環境および宗教的価値にもとづく勤労精神が

業務成果に大きな効果を持つことが示された [Salabi 2024 : 6]。

とくにイスラームが圧倒的多数を占める地域であるジョクジャカルタ州（人口の 92% がムスリム）では、宗教的实践は単なる個人的信仰ではなく、社会規範として日常的に共有されている。ジョクジャカルタで働くムスリム女性は次のように述べている⁵。

女性がジョクジャカルタで働く場合、人口の 92% がムスリムであるため、ヒジャブの着用、礼拝、断食は当然のこととして受け入れられており、特別でも珍しいことでもありません。

これは、宗教文化が職場文化そのものの基盤として機能していることを示している。また、地域にはムハマディヤ（Muhammadiyah）とナフダトゥル・ウラマー（NU）の二大イスラーム団体⁶が強く根付いており、学校、大学、病院、金融機関など多くの社会施設が、イスラーム的価値観にもとづいて運営されている。その結果、職場の雰囲気や行動規範にも宗教的価値が反映され、ムスリムにとって働きやすい環境が形成されている。

一方で、すべての職場が同様に宗教的配慮を備えているわけではないということもインタビューのなかで述べられた。カラオケ店、ナイトクラブ、ショッピングモールなど宗教性の低い業種では、礼拝時間の確保が難しい、顧客対応において外見的規範が優先されるなど、ムスリム従業員が困難に直面する場合があるという。

実際、タンゲラン、ブカシ、スマラン⁷の不動産企業で働くヒジャブ着用女性を対象とした研究では、「ヒジャブを外したほうがきれいだと言われた」「新しい管理者からヒジャブ禁止を命じられた」「顧客対応はヒジャブを着けない従業員がおこなう」「4 年間、裏方業務に固定された」などの差別経験をもつ女性がいることも報告されている [Siti 2023 : 203]。しかしながら、多くの企業は宗教的配慮の制度化を進めており、表 1 のような実践例が確認されている。

以上より、イスラームがマジョリティであるインドネシアの労働環境において、宗教的配慮は単なる個人尊重の枠を超え、従業員満足度、パフォーマンス、組織市民行動に直接関わる重要な要素であるといえる。そして、多くの企業では宗教的配慮が制度として整備されつつあり、その結果、より公正な職場環境が実現されていることが明らかとなった。

⁵ 2025 年 10 月、ジョクジャカルタに住む筆者の友人にメールにてインタビューを実施。

⁶ ムハマディヤ（「ムハンマドに従う人びと」の意）は、1912 年ジョクジャカルタで結成された「イスラーム改革派」、ナフダトゥル・ウラマー（「ウラマー [宗教学者] の覚醒」の意）は、1926 年スラバヤで結成された「イスラーム伝統派」と評される。両者は、ライバル関係にはあるものの相互補完的に発展し、インドネシアの市民社会の土台を築いている [小林 2022 : 163]。

⁷ タンゲラン（Tangerang）はジャカルタ近郊の商業都市、ブカシ（Bekasi）はジャカルタ東部の工業都市、スマラン（Semarang）は中ジャワ州都。

表1 インドネシア企業・組織における宗教的配慮の実例

企業名	業種	内容
①礼拝施設		
PT Pertamina	国営エネルギー	礼拝スペース設置、モスク建設支援
PT Angkasa Pura I	空港運営	空港内礼拝室・大規模モスク設置
Telkom Indonesia	国営通信	宗教集会支援、礼拝スペース設置、地域宗教施設支援
PT MRT Jakarta	公共交通機関	礼拝スペース設置、従業員配慮
②ヒジャブ着用		
PT Sarinah	国営小売（デパート）	ヒジャブ着用を禁止する規定を設けない
Garuda Indonesia	国営航空会社	ヒジャブ着用規定の調整（地域対応）
③ラマダーン断食期間・宗教行事		
PT Kereta Api Indonesia	国営鉄道会社	断食明け帰省支援、宗教行事への福利厚生支援
Bank Mandiri Taspen	地方銀行	地域宗教行事支援
④イスラーム文化・宗教教育支援		
Unilever Indonesia	一般消費財メーカー	宗教教育プログラム支援、宗教行事配慮
Telkom Indonesia	国営通信	宗教集会支援、礼拝スペース設置、地域宗教施設支援
Bank Mandiri	大手銀行	イスラームセンター支援、寄付活動

（出典）各企業のホームページより筆者作成

第2章 日本におけるムスリム労働者の現状と課題

第1節 女性のヒジャブ着用と礼拝

第2章では、実際に日本で働く上での課題を「女性のヒジャブ着用・礼拝・断食」の3つの観点から考えていきたい。まず、女性のヒジャブ着用と礼拝について。第1章で述べたようにムスリマにおいてヒジャブの着用は様々な意味が込められている。ここではまず、日本に留学し、就労経験をもつインドネシア人ムスリム学生 A さんへのインタビュー⁸を紹介する。A さんは2023年9月から2024年8月までの約1年間、日本で留学生活を送った。その間、複数の職場でアルバイト経験を得ようとしたが、ヒジャブ着用の可否や礼拝時間への対応など、職場によって対応が大きく異なっていた（表2）。

このインタビューから、日本企業におけるヒジャブ着用や礼拝時間への対応には大きな差がみられることがわかる。飲食業のなかでも、外国人労働者が多い店舗では比較的柔軟な対応が取られている一方、吉野家やすき家などではヒジャブ着用が難しいとされ、ヒジ

⁸ 2025年10月21日に電話にてインタビューを実施。

ャブ着用そのものが採用の障壁となる場合もあった。

表2 インタビュー結果

企業	ヒジャブの可否	理由・職場の様子	礼拝への対応
①飲食業			
スシロー	可	外国人労働者が多く、受け入れ態勢が整っている	—
くら寿司	可	外国人労働者が多く、受け入れ態勢が整っている	—
吉野家	不可	理由は不明 客前に出ない皿洗い業務を希望したが断られた	—
すき家	実質的に不可	「難しい」と言われた 皿洗い業務を希望したが不採用 面接後、結果の連絡もなかった	—
②宿泊業			
東急ホテル	可	外国人スタッフも多い 通常休憩時間はないが、礼拝時間には特別に休憩を許可してくれる	礼拝時間に合わせて休憩可
③教育・福祉			
学童 (放課後児童クラブ)	可	礼拝時間になると休憩を取って祈ることができる	礼拝可
老人ホーム	可	スタッフのなかにすでにインドネシア人がいた 授業時間との兼ね合いで業務せず	—

(出典) インタビューをもとに筆者作成

同様の指摘は、沈・アキバリの論文(2024)にもみられる。沈らが紹介するインドネシア人大学教員は、「ヴェールを被っているとアルバイトとかできないんですよ。見た目だね。インドネシアから来る女の子は、最初からアルバイトはできないって覚悟して日本に来てる」と語っている[沈・アキバリ 2024: 101]。この証言からも、ヒジャブが日本社会での就労機会を制限する一因となっている現状がうかがえる。

一方で、同じインドネシア人ムスリム女性のなかにも、生まれ育った地域や文化的背景によって、ヒジャブを着用しないことに抵抗がない人もいる。日本に暮らすインドネシア人舞踊家ティニ・コドラットさんはその一例である。彼女はジャワ島の古都ソロ(スラカ

ルタ）出身であり、同地域はカトリック教徒も多く暮らす宗教的に多様な地域である。そのため、ヒジャブをかぶっていない女性はめずらしくなく、ティニさん自身も「コーランを勉強するときだけかぶっていた」という。また、舞踊の際に肌を見せることも、宗教的禁忌としてではなく、文化的表現の一部として受け入れられていると述べている〔森 2018：161〕。

このように、インドネシア人ムスリム女性のヒジャブに対する意識は一樣ではなく、個人の信仰度や出身地域の宗教的多様性・文化的慣習によって大きく異なる。したがって、日本で「ムスリム女性＝必ずヒジャブを着用する」ととらえる単一的な理解は、実際の多様な実態を十分に反映していないともいえる。

礼拝については、ホテルや教育・福祉分野の職場では比較的理解があり、礼拝時間への配慮もみられた。しかし、インタビューをした A さんによると、礼拝の時間やスペースを設けてもらえる場合でも、礼拝前に体の一部を水で洗い清める行為であるウドゥをおこなうための場所が確保されていないことが多く、実際にはトイレの手洗い場などでおこなわざるを得なかったという。このことから、礼拝そのものに対しては一定の理解が進んでいる一方で、ウドゥに関する理解や環境整備は十分ではないことが明らかとなった。

第2節 断食

日本企業に勤務するムスリム従業員にとって、ラマダン期の断食は宗教上の義務であり、労働者自身が重要視する実践である。しかし現実には、業種や企業の方針、勤務環境によって断食の実践が困難になる場合がある。とくに、技能実習生として来日するインドネシア人労働者は、言語・制度・職場文化の違いなど複数の制約が重なり、断食の実践が大きな課題となることがある。

ある労働者派遣機関で通訳として勤務していた労働者の事例では、来日直後のインドネシア人ムスリム実習生 2 名に対し、企業の安全規定により「勤務中の礼拝と断食は禁止されている」と伝えなければならなかったという。また、別の機会では、勤務時間の厳格さやモスクの距離の問題から金曜礼拝への参加が難しく、通常の昼の礼拝で代替せざるを得ない状況に不満を抱くムスリム労働者もいた〔Pratama 2025：16〕。

これらの事例からも、宗教実践と職場規律とのあいだに生じる摩擦が例外的ではないことがわかる。

また広島県のカキ加工関連企業では、断食禁止が明示的に通達された事例が報告されている。広島大学で博士号を取得した Reza Rustam による 2017 年のインタビューでは、音戸や呉周辺で働くインドネシア人技能実習生たちが「今年は断食ができない。会社から 3 回も警告を受けた」と語っていた。企業側は「断食による疲労や脱水、失神のリスク」「繁忙期における作業量の増加」「労働災害の発生防止」を理由としていた。しかし、ラマダン期はムスリムにとって宗教義務の履行が求められる時期であり、労働者たちは「では誰に不満を訴えることができるのか」という不安を口にしていた〔Rustam 2021：140〕。

Rustam によると、さらに問題を複雑にしたのは、企業が断食禁止を通告した場に、労働者を送り出す LPK（職業訓練機関）の代表者が同席していたにもかかわらず、労働者側を擁護する発言がいっさいなかったことである。技能実習制度の構造上、労働者は企業・監理団体・送り出し機関など複数の関係者に依存しているため、みずから問題を訴えるこ

とに慎重になりやすい。別の通訳者へのインタビューでも、同様の断食禁止が2016年にも発生していたことが確認されている。企業は「夏場で脱水リスクがある」と説明していたが、通訳者は「断食中でも通常どおり働けるはず」と述べ、昼休みに食事を強制され、その様子を監視される状況を「奇妙であり悲しい」と表現した[Rustam 2021: 140]。

以上のように、日本企業におけるムスリム従業員の断食に関する課題は、企業側の安全管理や繁忙期の業務負担と、労働者の宗教的義務とのあいだで生じる構造的摩擦によって形成される。また技能実習制度の性質上、労働者が不利益を訴えにくい状況が問題を深刻化させている。今後は、企業が宗教的配慮をどこまで制度的に取り入れるか、また技能実習生が安心して宗教実践をおこなえる環境づくりが必要であるといえる。

第3節 まとめ

本章では、日本におけるムスリム労働者の宗教的配慮をめぐる課題について、女性のヒジャブ着用・礼拝・断食という3つの観点から検討した。第1節で示したインタビューおよび先行研究で明らかになったことは、日本企業における宗教的配慮の対応が一律ではなく、業種や職場環境、外国人労働者の受け入れ実績によって大きな差が存在するという点である。

ヒジャブ着用については、外国人労働者が多い職場や国際性の高い業界では比較的柔軟な対応が見られる一方、飲食業を中心に、ヒジャブ着用そのものが採用の障壁となる事例も確認された。このことは、外見規範や「接客」に対する日本社会特有の価値観が、ムスリム女性の就労機会を制限している可能性を示している。また、ムスリム女性のあいだでもヒジャブに対する意識は多様であり、日本社会において「ムスリム女性＝必ずヒジャブを着用する」という単一的な理解が、実態とは異なる可能性がある点も指摘できる。

礼拝に関しては、一定の理解や配慮が進みつつある職場も存在するものの、礼拝前に必要とされるウドゥに対する認識や環境整備は十分とはいえない。形式的に「礼拝可」とされていても、実際には適切な場所が確保されておらず、労働者が不便や心理的負担を抱えながら宗教実践をおこなっている実態が明らかとなった。

第2節で取り上げた断食の問題では、企業側の安全管理や業務効率を理由とした断食禁止が、技能実習生を中心に繰り返し発生していることが確認された。ラマダン期の断食はムスリムにとって重要な宗教義務であるにもかかわらず、制度的に弱い立場におかれた技能実習生は、それに異議を唱えることが難しく、宗教的实践と労働規律とのあいだで深刻な葛藤を抱えている。ここには、個々の企業対応の問題にとどまらず、技能実習制度そのものが抱える構造的課題が反映されている。

以上より、日本におけるムスリム労働者の宗教的配慮の課題は、単なる「理解不足」の問題ではなく、職場規範、制度設計、そして労働者の立場の非対称性が複合的に絡み合うことで生じていることがわかる。今後は、宗教実践を一律に制限するのではなく、安全配慮や業務調整と両立させる柔軟な制度設計と、ムスリムの宗教的多様性を前提とした理解の促進が求められるといえる。

第3章 日本企業の取り組み事例

第1節 女性のヒジャブ着用と礼拝

第3章では、日本企業がムスリム従業員の宗教的実践に対してどのような配慮をおこなっているのかを、具体的な事例を通じて明らかにする。外国人労働者の増加にともない、職場における宗教的多様性への対応は、企業の人材確保や定着支援において重要性を増している。本章では、女性のヒジャブ着用・礼拝・断食と食事の3点への配慮に焦点をあて、これらが実際の職場でどのように取り入れられているのかを、新聞報道や企業発表をもとにその現状を紹介する。第1節では、ヒジャブ着用と礼拝に着目する。

日本の製造業では機械作業の安全確保の観点から、従来ヒジャブの着用を禁止する例が多かった。しかし近年、一部企業では安全と宗教実践の両立を図る試みが進められている。愛知県豊田市の自動車部品製造「明和工業」は、以前は機械への巻き込み防止を理由にヴェール着用を禁止していたものの、スポーツタイプのように身体に密着するヒジャブや、ゆったりしたタイプでも上着にたくしこむことで安全が確保できることがわかり、条件付きで着用を認めるようになったという。同社の杉浦社長は、イスラームへの理解が進んだ過程に触れ、「受け入れる側が変わらなければ人材が他国に流れてしまう」と述べており、宗教的配慮が人材確保・就労継続のための経営戦略としても位置づけられつつあることを示している [中日新聞 2023]。

外国人労働者の多い飲食店においても、服装規定の見直しを通じて宗教的配慮を明確化する事例がみられる。FOOD & LIFE COMPANIES は、運営する回転ずしチェーン「スシロー」において、2023年11月1日付でドレスコードを改定し、従業員のヘアカラーやひげを認めるとともに、ムスリム女性のヒジャブ着用についても「可能である」と明記した。同社では以前からヒジャブ着用の実例はあったものの、規定上で明文化されてはいなかった [日本経済新聞 2023]。

このような事例から、ヒジャブ着用が単なる宗教的権利の保障にとどまらず、安全管理との調整を通して組織文化や管理体制の変革をうながすという点で、日本企業における重要な動きといえる。

次に製造業の現場における礼拝への配慮についても、同様の動きがみられる。明和工業では、約10年前にインドネシア人実習生の受け入れを開始した際には礼拝スペースは存在しなかったが、現在では休憩室内に2畳ほどを礼拝スペースとして整備しているという [中日新聞 2023]。また、三重県津市の光機械製作所でも、社内に礼拝スペースを設けるなど宗教上の配慮をおこなっていることがわかった [中日新聞 2025]。

さらに医療分野においては、岐阜清流病院（岐阜市）が、特定技能外国人としてインドネシア人看護補助者を受け入れるにあたり、専用の礼拝室を設置した事例がある。同院では、礼拝中であることを示す掲示をおこなうほか、今後は礼拝前のウドゥに対応する水場の設置も計画している。また、1日5回おこなわれる礼拝時間に配慮した勤務スケジュールを組むなど、業務運営と宗教実践の両立を図る体制が整えられている。同院の看護部長は、「私たちの当たり前を変える必要がある」と述べており、多文化共生を組織理念として受け止める姿勢が示されている [中日新聞 2024]。

そして一部の大企業や商業施設では、宗教的配慮をダイバーシティ施策の一環として積極的に公表している。たとえば、楽天は本社オフィスにムスリム従業員向けの礼拝室を設置し、その取り組みを公表している [楽天株式会社 2015: 1]。また、JR西日本は大阪ス

テーションシティに礼拝室を開設し、男女別の礼拝室や礼拝前の小浄施設を整備している〔ねとらぼ 2014：1〕。さらに、イオンモール幕張新都心や建設会社の水品建設など、商業施設・企業施設でも礼拝室や小浄施設の整備が進んでいる〔Global business information 2014：1〕〔水品建設 2022：1〕。

これらの事例は、顧客対応としての側面と、施設で働く従業員のための側面が併存しており、礼拝環境の整備が都市インフラの一部として認識されつつあることがわかる。

第2節 断食と食事

第2節では、ムスリム従業員への断食・食事面での配慮に着目してその現状を紹介する。

まず楽天グループにおいては、従業員の約2割が外国人であり、100人以上のムスリム従業員が在籍している。同社ではムスリム従業員の提案により、「イフタルパーティー」が開催され、約100人が参加した。ラマダン期におこなわれる日没後の食事であるイフタルは、単なる食事ではなく、家族や仲間との絆を深める宗教的・文化的に重要な行為である。参加した約100人のうち約6割は非ムスリムであり、宗教や文化を越えた交流の場となった。参加した日本人社員からは、ムスリムが家族の絆を重視していることや、宗教上の禁止事項について理解を深める機会になったとの声が聞かれた。また、ラマダン期間中には、イフタルに間に合うよう早めの出勤を認めるなど、柔軟な勤務調整もおこなわれている。加えて、社員食堂では事前登録制でハラルフードの提供も実施されており、制度的な対応が進んでいる点が特徴である〔毎日新聞 2018〕。

次にコニカミノルタ株式会社では、楽天と同じようにムスリム従業員の提案をきっかけに、断食明けの食事である「イフタル」を社員やその家族とともに楽しむ社内イベントを開催した。同社では、このイフタルを会社で実施し、日本人社員やその家族も招くことで、イスラーム文化への理解促進を図った。また、イスラームの宗教的背景や生活習慣に関する講義もおこなわれており、職場全体での相互理解を深める取り組みがなされている。

一方で、同社に勤務するムスリム従業員は、入社当初、社員寮の食事がハラルに対応していないことや、豚肉を食べられないことに対する周囲の理解不足に直面した経験を語っている。このような経験を通じて、ムスリム従業員自身がみずからの宗教的背景を積極的に伝えることの重要性を認識し、企業側と従業員の相互努力によって理解を深めている〔withnews 2019：1〕。

東芝の事例では、社員食堂でハラル対応はなされていないものの、使用食材をイラストでわかりやすく表示するなど、食事制限のある従業員がメニューを選びやすい工夫がおこなわれている。また、ラマダン期間中には、ムスリム従業員が昼食を取らないことに配慮し、上司が周囲の職員に対して、昼食時間帯に近くでの飲食を控えるよう伝えるなど、職場内での配慮がみられる。さらに、イフタルに間に合うよう基本的に残業をしない働き方も、会社の制度としてではなく、同じグループで働く同僚の自主的な理解と協力によって実現している点が特徴である〔阿武芝 2016〕。

さらに、製造業の株式会社ヨコオでは、マレーシアのグループ会社からの研修生や出張者など、複数のムスリム従業員が工場勤務していることを背景に、2023年11月から富岡工場の食堂においてハラルメニューの提供を開始した。同社は「日本で働くムスリム社

員に安心して食事をとってほしい」という考えのもと、食事面での不安を軽減する取り組みを進めている [株式会社ヨコオ 2024 : 1]。

以上の事例から、日本企業におけるムスリム従業員への断食・食事に関する配慮は、企業主導の制度整備だけでなく、従業員同士の理解や現場レベルでの柔軟な対応によって支えられていることがわかる。特に、イフタールの実施や勤務時間の調整、食堂での情報提供やハラール対応は、ムスリム従業員が安心して働くための重要な要素であり、今後の多文化共生型の職場づくりにおいても重要である。

第3節 まとめ

本章では、日本企業におけるムスリム従業員への宗教的配慮の導入事例について、「ヒジャブ着用・礼拝・断食と食事」の3点から検討した。第1節および第2節で取り上げた事例から、日本企業の中には、宗教的实践を制限の対象としてではなく、多様性を尊重する職場づくりの一環としてとらえ、具体的な制度や習慣の見直しを進めている例が存在することが明らかとなった。

ヒジャブ着用に関しては、製造業や飲食業において、安全管理や接客規範との調整をおこないながら、条件付きで着用を認める動きがみられた。明和工業の事例に代表されるように、宗教的配慮と労働安全は必ずしも対立するものではなく、工夫や対話を通じて両立が可能であることが示されている。また、スシローのドレスコード改定のように、実態としておこなわれていた配慮を規定として明文化する動きは、従業員の安心感を高めると同時に、企業の姿勢を対外的に示す点でも重要である。

礼拝への配慮についても、製造業、医療機関、大企業、商業施設など多様な分野で礼拝室の設置や勤務時間の調整が進められていた。とくに、岐阜清流病院の事例では、礼拝そのものだけでなく、ウドゥへの対応や掲示による周囲への配慮など、ムスリムの宗教实践を具体的に理解した上での取り組みが確認できた。これらの事例は、礼拝環境の整備が個別の「特別対応」ではなく、職場や施設の標準的な環境整備の一部として位置づけられつつあることを示している。

断食と食事に関する配慮については、楽天グループやコニカミノルタのように、ムスリム従業員の提案をきっかけとして、イフタールの実施やハラール対応を進める事例がみられた。これらの取り組みは、宗教的義務への配慮にとどまらず、非ムスリム従業員との交流や相互理解を促進する役割も果たしている。一方で、東芝の事例にみられるように、制度化されていない場合でも、上司や同僚の理解と協力によって断食期間中の働きやすさが確保されている点は、日本企業における現場レベルの柔軟性の特徴を示している。

以上の導入事例から、日本企業におけるムスリム従業員への宗教的配慮は、企業主導の制度整備、現場での工夫、そして従業員同士の相互理解という複数の要素によって支えられていることがわかる。第2章で明らかにしたような課題が依然として存在する一方で、本章で示した事例は、宗教的多様性を受け入れることが人材確保や職場の安定につながるという認識が、徐々に企業の中に浸透しつつあることを示唆している。

おわりに

本研究の出発点には、前述したとおり、わたし自身がインドネシア・アチェ州への留学

を通して、宗教が人びとの生活に深く根付いている社会に触れた経験がある。礼拝や食事、服装といった日常の行為が信仰と密接に結びついている社会を実際に体験するなかで、日本という宗教的实践が表にあらわれにくい社会において、ムスリムがどのような困難を抱えながら働いているのかという疑問をもつようになった。本研究を通して明らかになったのは、日本社会においてムスリムが直面する課題は、宗教そのものに起因するものではなく、宗教的多様性を十分に想定していない職場規範や制度とのあいだで生じる摩擦だという点である。

日本における少子化や人手不足の問題を補うために、今後、外国人労働者の受け入れがさらに進むなかで、彼らが安心して働ける環境づくりを進めることは、日本社会にとって重要な課題である。そしてその宗教的配慮は、一部の企業や個人の善意に委ねられるべきものではなく、制度や職場文化のなかに組み込まれていく必要がある。そのためには、ムスリムを一括りにするのではなく、個人の信仰のあり方や文化的背景の多様性を前提とした理解を深めること、そして宗教実践と安全管理・業務運営を対立的にとらえるのではなく、対話と工夫によって両立させる視点が重要である。

最後に、本研究が、ムスリムが信仰を大切にしながら安心して働くことのできる環境づくりを考える一助となり、また日本社会における多文化共生のあり方を見直すきっかけとなることを期待したい。

【参考文献・インターネット資料】

Ahmad Salabi, Haruni Ode, Muhammad Syafri, Amrih Yuwono & Tuti Sulastri (2024) “Pengaruh Lingkungan Kerja Islami Dan Etos Kerja Islami Terhadap Kinerja Karyawan,” *Edunomika*, Vol.08, No.02.

<https://jurnal.stie-aas.ac.id/index.php/jie/article/view/12940/pdf>

2026 年 1 月 14 日 最終アクセス

Andina Ziadatul Akmalia (2025) “Pengaruh Etika Kerja Islam, Lingkungan Kerja Islam, Kepemimpinan Islam, Manajemen Islam, Dan Kepuasan Kerja Terhadap Karyawan Muslim (Studi Kasus Yayasan As-Sakinah Yogyakarta),” Skripsi Program Studi Ekonomi Islam, Jurusan Studi Islam, Fakultas Ilmu Agama Islam, Universitas Islam Indonesia Yogyakarta.

<https://dspace.uui.ac.id/bitstream/handle/123456789/55469/18423032.pdf>

2026 年 1 月 14 日 最終アクセス

ANTARA (2021) “Bank Mandiri bantu Rp5 miliar untuk pembangunan Islamic Center”

<https://www.antaranews.com/berita/2406397/bank-mandiri-bantu-rp5-miliar-untuk-pembangunan-islamic-center>

2026 年 1 月 14 日 最終アクセス

Badan Pusat Statistik Kota Samarinda (2024) “Agama di Indonesia, 2024”

<https://samarindakota.bps.go.id/id/statistics-table/1/MzI0IzE=/agama-di-indonesia-2024.html>

2026 年 1 月 14 日 最終アクセス

Bank Mandiri Taspen (2024) “Bank Mandiri Taspen Gelar Safari Ramadan di Bandung”
<https://www.bankmandiritaspen.co.id/info/id-bank-mandiri-taspen-gelar-safari-ramadan-di-bandung215/id>

2026 年 1 月 14 日 最終アクセス

Dhany Putra Pratama (2025) “Reassessing the Muslim migrant worker experience in Japan: An Indonesian perspective,” *Journal of Islamic Studies and International Relations*, Vo.8, No.2.

<https://doi.org/10.5281/zenodo.17388528>

2026 年 1 月 14 日 最終アクセス

Global business information (2014) 「イオンにもイスラム教徒向けの礼拝所が設置」

<https://global.innovations-i.com/article/24.html>

2026 年 1 月 14 日 最終アクセス

KAI (2023) “Meningkatkan Konektivitas, Mengkatalisasi Transformasi Berkelanjutan bagi Negeri”

https://www.idx.co.id/StaticData/NewsAndAnnouncement/ANNOUNCEMENTSTOCK/From_EREP/202410/06f01a7683_0259dcdcf3.pdf

2026 年 1 月 14 日 最終アクセス

MRT Jakarta (2023) “Increasing Sustainability in The Midst of Challenges”

https://www.jakartamrt.co.id/sites/default/files/2024-09/Medium_SR%20MRT%202023%2013%20Aug.pdf

2026 年 1 月 14 日 最終アクセス

Muhammad Reza Rustam (2021) “Oyster Cultivation Betting on Foreign Workers: A Study of Indonesian Workers in Hiroshima”

https://www.researchgate.net/publication/351495197_Oyster_Cultivation_Betting_on_Foreign_Workers_A_Study_of_Indonesian_Workers_in_Hiroshima

2026 年 1 月 14 日 最終アクセス

Pertamina Rosneft (2021) “Pertamina GRR Tuban Helps Mosque Construction in Kaliuntu”

<https://prpp.pertamina.com/en/prpp-news-highlight/pertamina-grr-tuban-helps-mosque-construction-in-kaliuntu/>

2026 年 1 月 14 日 最終アクセス

Siti Nur Fitasari & Fuad Mas'ud (2023) ““No Hijab in Workplace”: Discrimination against Muslim Women Employees in Indonesian Property Companies,” *Fikri: Jurnal Kajian Agama, Sosial dan Budaya*, Vol.8, No.2.

<https://journal.iaimnumetrolampung.ac.id/index.php/jf/article/view/4046/1476>

2026 年 1 月 14 日 最終アクセス

Sultan Aji Muhammad Sulaiman (2019) “PT Angkasa Pura I (Persero) Balikpapan Resmikan Fasilitas Musholla Baru”

<https://www.sepinggan-airport.com/id/berita/index/pt-angkasa-pura-i-persero-balikpapan-resmikan-fasilitas-musholla-baru-1>

2026 年 1 月 14 日 最終アクセス

Telkom Indonesia (2020) “The Governance Of Corporate Social Responsibility”

https://www.telkom.co.id/minio/show/data/image_upload/page/1630379516581_2021%20C.1.7%20Annual%20Report%202020%20page%20252-287.pdf

2026 年 1 月 14 日 最終アクセス

Unilever Indonesia (2021) “Contribute to a fairer, more socially inclusive world”

<https://www.unilever.co.id/en/sustainability/unilever-indonesia-foundation/contribute-to-a-fairer-more-socially-inclusive-world/>

2026 年 1 月 14 日 最終アクセス

VOI (2023a) “Flight Attendants Can Hijab, Garuda Indonesia Does Not Involve In Flights That Provide Alcohol”

<https://voi.id/en/economy/272922>

2026 年 1 月 14 日 最終アクセス

—— (2023b) “Regarding Employees Prohibited From Using Hijab, This Is An Explanation From The Director Of Sarinah”

<https://voi.id/ar/amp/273739>

2026 年 1 月 14 日 最終アクセス

withnews (2019) 「「豚肉じゃないと思って……」会社でイスラムの夕食会を開いたわけ」

<https://withnews.jp/article/f0190630002qq00000000000000W09j10101qq000019281A>

2026 年 1 月 14 日 最終アクセス

阿武芝バクル (2016) 「日本のラマダン：ムスリム企業マンのある一日」

<https://www.nippon.com/ja/features/c01307/>

2026 年 1 月 14 日 最終アクセス

一般社団法人ハラル・ジャパン協会 (2024a)「イスラム教について」

<https://jhba.jp/halal/islam/>

2026 年 1 月 14 日 最終アクセス

—— (2024b)「ハラル (ハラール) 基礎知識」

<https://jhba.jp/halal/>

2026 年 1 月 14 日 最終アクセス

株式会社ヨコオ (2024)「ヨコオ、富岡工場の社員食堂で、ムスリム社員向けにハラルメニューの提供を開始してから 1 年が経過」

<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/0000000067.000014426.html>

2026 年 1 月 14 日 最終アクセス

厚生労働省 (2024)「「外国人雇用状況」の届出状況【概要版】」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11655000/001389434.pdf>

2026 年 1 月 4 日 最終アクセス

小林寧子 (2022)「1920 年代のムハマディヤを語るふたつの定期刊行物——『スアラ・ムハマディヤ Soeara Moehammadijah』と『ビントアン・イスラーム Bintang Islam』——」『アカデミア』社会科学編第 23 号

https://nanzan-u.repo.nii.ac.jp/record/4148/files/acashaka23_07_kobayashi_yasuko.pdf

2026 年 1 月 15 日 最終アクセス

沈雨香/アキバリ・フーリエ (2024)「ヴェールの可視性から考える在日外国人ムスリム女性の葛藤」長沢栄治監修・嶺崎寛子編著『日本に暮らすムスリム』明石書店

店田廣文 (2019)「地方自治体におけるムスリム住民に対する「多文化共生施策の現状」」『人間科学研究』第 32 巻第 2 号

https://waseda.repo.nii.ac.jp/record/47580/files/NingenKagakuKenkyu_32_2_09.pdf

2026 年 1 月 16 日 最終アクセス

ねとらぼ (2014)「JR 西日本、大阪ステーションシティに「祈祷室」開設 JR グループで初」

https://nlab.itmedia.co.jp/cont/articles/3237744/?utm_source=chatgpt.com

2026 年 1 月 14 日 最終アクセス

中日新聞 (2025)「加藤財務相、津の 2 企業を視察 「全国の中小的の刺激になる」」

<https://biz.chunichi.co.jp/news/article/10/113460/>

2026 年 1 月 14 日 最終アクセス

—— (2024)「礼拝部屋提供、宗教的配慮を充実 岐阜清流病院、特定技能外国人受け入れ」 https://www.chunichi.co.jp/article_photo/list?article_id=865924&pid=4496691

2026 年 1 月 14 日 最終アクセス

—— (2023)「技能実習 宗教配慮道半ば ヒジャブや礼拝 理解足らず」

<https://www.chunichi.co.jp/article/626610>

2026 年 1 月 14 日 最終アクセス

日経新聞 (2023)「スシロー店員「ヘジャブ」着用 OK ドレスコードで明記」

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUF314IC0R31C23A0000000/>

2026 年 1 月 14 日 最終アクセス

毎日新聞 (2018)「外国人従業員の増加に対応し、労働環境を整備する日本企業」

https://mainichi.jp/english/articles/20180922/p2a/00m/0na/005000c?utm_source=chatgpt.com

2026 年 1 月 14 日 最終アクセス

水品建設 (2022)「M 社様 ムスリムフレンドリー化（礼拝所設置）リフォーム」

https://www.mizken.com/jirei/7334/?utm_source=chatgpt.com

2026 年 1 月 14 日 最終アクセス

水谷周監訳著、杉本恭一郎訳補完 (2023)『クルアーン——やさしい和訳』国書刊行会

森まゆみ (2018)『お隣のイスラーム 日本に暮らすムスリムに会いに行く』紀伊国屋書店

山根(堀江)絵美 (2016)「スカーフの内側からイスラームをみる」『国際人権ひろば』No.127

<https://www.hurights.or.jp/archives/newsletter/section3/2016/05/post-315.html>

2026 年 1 月 14 日 最終アクセス

楽天株式会社 (2015)「楽天、新社屋「楽天クリムゾンハウス」へ移転開始」

https://corp.rakuten.co.jp/news/press/2015/0622_02.html?utm_source=chatgpt.com

2026 年 1 月 14 日 最終アクセス

名古屋学院大学国際文化学部国際文化学科

2025 年度 卒業論文

<指導教員 佐伯奈津子>

アパレル業界のいまをコーディネートするサステナブルファッション

消費者の受容から見る持続可能な実践

26W0090 實藤 奈乃

はじめに

本研究は、現代のアパレル産業が直面する環境・社会問題を背景に、「サステナブルファッション」の可能性を考察することを目的とする。わたし自身、幼少期から衣服に強い関心を抱き、ファッションを通して自己表現をおこなってきた。また現在も衣服を取り扱う環境で働き、日常的に消費者の購買行動や流行の移り変わりに接している。さらに、大学でアパレル産業の生産背景について学びを重ねるなかで、衣服が人びとに喜びや自信を与える一方で、その裏側には大量生産・大量消費・大量廃棄という構造的な問題が存在することを強く認識した。

これまでサステナブルファッションは、環境負荷の低減や労働環境への配慮といった観点から、「倫理的に正しい選択」として語られることが多かった。しかしファッションは本来、実用性や道徳性のみで選択されるものではなく、楽しさや美意識、自己表現と密接に結びついた文化的営みである。そのため、道徳的要請としての議論だけでは、ファッションを好む消費者の実際の購買行動や価値観の変化を十分に捉えることは難しい。むしろ、ファッションを好むからこそ消費を続ける人びとが、どのようなかたちでサステナブルな要素を受け入れているのかを検討することが、持続可能な変化を考える上で重要である。

このような問題意識のもと、本研究ではサステナブルファッションを環境配慮や倫理的な要請として捉えるのではなく、「ファッションを好む消費者にどのように受容されているのか」という視点から考察をおこなった。とくに、サステナブルファッションが単なる一過性の潮流ではなく、産業構造そのものの変革を促すものであることを明らかにすることを目的とする。

本論文の構成は以下のとおりである。第1章では、ラナ・プラザ事故を契機として、ファッション産業が抱える構造的課題とサステナビリティをめぐる国際的な議論を整理する。第2章では、ファッション都市を消費の現場として位置づけ、サステナブルファッションに取り組むブランドや都市主導のイベントを通じて、消費構造に生じつつある変化の可能性を検討する。第3章では、日本に焦点を当て、ウルトラファストファッションの普及とその課題を踏まえつつ、古着文化や制度的取り組みを通じた日本独自の展開を考察する。

以上の分析を通じて、本研究は、サステナブルファッションを好む消費者が主体的に関与しうる実践として捉え直す視点を提示する。服を楽しむことと社会的・環境的配慮とを対立させるのではなく、両立し得る可能性を示すことで、今後のファッション産業や消費行動を考えるための一助となることを目指す。

第1章 ファッション産業の構造的課題とサステナビリティ

第1節 ラナ・プラザ事故と構造的課題

2013年4月24日、バングラデシュ・ダッカ近郊に位置する縫製工場ビル「ラナ・プラザ」が崩壊し、1100名以上が死亡、2500名以上が負傷するという、ファッション産業史上でも類を見ない大規模な事故が発生した。このビルには複数の縫製工場が入居しており、欧米を中心とした多数のグローバルファッションブランドの製品が生産されていた。事故前日には建物の構造的な亀裂が確認されていたにもかかわらず、生産は中断されず、結果として多くの労働者が危険な環境下で作業を強いられることとなった。

この事故は、単なる建築物の安全管理の問題にとどまらず、低賃金・短納期を前提としたグローバルなファッション産業の生産構造そのものに起因するものであった。とくに、発注側であるブランドや小売企業が、生産拠点を多層的な下請構造のなかに置くことで、労働環境や安全管理への直接的な責任を回避してきた点が、事故の背景として国際的に批判された [FASHION REVOLUTION JAPAN 2023 : 5]。

また、グローバル化が進展するなかで、ファッション産業のサプライチェーンは原材料調達、生地生産、縫製、物流、販売といった複数の段階に分断されており、その全体像を把握すること自体が困難になっている。このような構造は、コスト削減や効率化を可能にする一方で、責任の所在を不明確にし、改善の遅れを招く要因となっている。ラナ・プラザ事故は、こうした構造的欠陥が極端な形で顕在化した事例であるといえる。

こうした問題意識の高まりを背景に、近年「サステナブルファッション」という概念が注目を集めている。サステナブルファッションとは、衣服の生産から流通、消費、廃棄に至るまでの過程において、環境負荷の低減や労働環境への配慮を行う取り組みを指す概念である。具体的には、環境に配慮した素材選択、公正な労働条件の確保、サプライチェーンの透明性向上などが含まれる [環境省 n.d.]。

第2節 FASHION REVOLUTION の誕生と意義

ラナ・プラザ事故を契機として、2014 年にイギリスを本部とする国際的な市民運動「FASHION REVOLUTION」が設立された。同団体は、ファッション産業における透明性の欠如をもっとも重要な課題の一つとして位置づけ、「#whomademyclothes（わたしの服は誰が作ったのか）」というシンプルな問いを掲げて活動を展開している。この問いは、完成品として流通する衣服の背後に存在する労働者や生産現場を可視化し、産業全体に対する再考を促すものである [FASHION REVOLUTION JAPAN 2023 : 12]。

FASHION REVOLUTION の特徴は、専門家や業界関係者だけでなく、一般消費者を主体的なアクターとして位置づけている点にある。SNS を活用したキャンペーンを通じて、消費者がブランドに対して直接問いかけをおこなう行為を可視化し、企業側に説明責任を求める構図を形成してきた。

このような取り組みは、ファッション産業における労働環境や生産構造の問題を、業界内部の議論にとどめず、消費者を含む社会的議論へと拡張した点に大きな意義をもつ。「#whomademyclothes」という問いは、不可視化されてきたサプライチェーンの存在を可視化し、企業に対する説明責任を求める契機となった。この運動は、法制度の即時的な変革や産業構造の抜本的改革には直結しないものの、ファッションを「安く、早く消費される商品」としてではなく、「誰かの労働と生活の上に成り立つもの」として捉える視点を社会に提示した。その意味で、FASHION REVOLUTION は、ファッション産業をめぐる問題を公共的議題へと引き上げた運動として評価できる。

第3節 透明性をめぐる課題

FASHION REVOLUTION は 2023 年、ラナ・プラザ事故から 10 年という節目の年に、「#RememberRanaPlazaCollection」という企画を発表した。この取り組みは、衣服の生産背景を長いタグを通じて可視化し、原材料から縫製にいたるまでの情報を消費者に提示す

ることを目的としたものである。業界を横断した参加が想定され、当初は多くの賛同や肯定的な反応を集めた。しかし、実際に参加企業を募る段階において、この企画は実現にいたらなかった。その理由として、

- ①多くの企業が自社のサプライチェーン全体を把握できていないこと
- ②不完全な情報開示がグリーンウォッシュ¹と批判されるリスクをとまなうこと
- ③企業側・消費者側の双方において情報開示の必要性が十分に共有されていないこと

などが挙げられている [FASHION REVOLUTION JAPAN 2023 : 14]。

この事例は、ファッション産業における透明性向上が、理念や意志だけでは実現し得ないことを示している。すなわち、サプライチェーンの複雑性そのものが、情報開示を困難にしており、結果としてラナ・プラザ事故から 10 年が経過した現在においても、産業全体の構造が大きく変化したとは言い難い状況が続いている。

以上の背景から、サステナブルファッションを消費者個人の倫理的選択や意識の問題としてのみ捉えることには限界があることが明らかとなる。情報が十分に開示されていない状況下において、消費者に「正しい選択」を求めることは、現実的ではないばかりか、問題の所在を個人に転嫁する危険性もはらんでいる。運動の拡大や影響力は、消費者の関心や参加意欲に大きく依存しており、継続的な行動へと結びつきにくい側面を持つ。こうした点を踏まえると、FASHION REVOLUTION はファッション産業の変革を「実現した運動」というよりも、「変革の必要性を可視化し、問い続ける運動」と位置づけることが適切である。消費者の意識変化と企業の対応のあいだには依然として隔たりが存在しており、その溝をどのように埋めていくのかが、今後の課題として残されている。

第 2 章 消費の現場 ファッション都市

第 1 節 ファッション都市と浮き彫りになる問題

第 1 章では、ラナ・プラザ事故をきっかけとしたファッション産業が抱える構造的課題を整理した。本章では、企業レベルにおける具体的な取り組みを分析し、「ファッション都市」という消費の現場に焦点を当てて検討する。トレンド形成の中核として機能してきたファッション都市において、どのように消費が加速され、同時にどのような問題が浮き彫りになっているのかを明らかにする。

第 1 節では構造を明確に捉えるための分析対象として四大ファッションウィークを取り上げ、ファッション都市がもつ影響力と消費構造との関係を分析する。

世界四大ファッションウィークとは、パリ、ミラノ、ロンドン、ニューヨークの 4 都市で開催されるファッションウィークを指し、これらは現代ファッション産業においてもっとも影響力のあるイベントと位置づけられている。ファッションウィークは単なる新作コレクションの発表の場にとどまらず、都市のアイデンティティや価値観を世界に向けて発信する重要な役割を担っている。

四大ファッションウィークが重要視される理由の一つは、トレンド形成の中核として機

¹ 環境に配慮したかのように見せかける、実態がともなわない行動や表現 [FASHION REVOLUTION JAPAN 2023 : 14]。

能している点にある。これらの都市で発表されたコレクションは、バイヤーやファッションメディア、業界関係者を通じて世界中に共有され、次のシーズンにおけるデザインやスタイルの方向性を決定づける。

また、ファッションウィークはデザイナーやブランドにとって、国際的な評価を獲得するための重要な舞台でもある。新作を発表する機会は、ブランドの認知度や商業的成功を左右する要素となり、若手デザイナーにとってはキャリア形成における登竜門とされている。このように、四大ファッションウィークは創造性と経済活動の双方を支える装置として、ファッション産業に不可欠な存在となっている〔コメ兵 2025〕。

一方で、こうした影響力の大きさは、ファッションが盛んな都市特有の「新しさ」を過度に重視する価値観の固定化を生み出している。ファッションウィークではつねに革新性や斬新さが求められ、過去のスタイルや既存の価値観は相対的に評価されにくくなる。その結果、衣服は文化的・社会的な意味をもつ存在であるにもかかわらず、短期間で消費される対象として扱われる傾向が強まっている。

世界四大ファッションウィークで披露されたコレクションは、ショー会場に限定されることなく、複数の媒介を通じて消費者へと段階的に拡散していく。まず、ファッションウィークには各国のバイヤーやファッション誌、デジタルメディア関係者が集まり、ショーで発表されたデザインやスタイリングは、写真やレビュー、トレンドレポートとして即座に発信される。これらの情報は専門的な文脈のなかで整理され、「次のシーズンに注目すべき要素」として業界内で共有されていく。その後、こうしたトレンド要素は、ラグジュアリーブランドに限らず、セレクトショップや量販ブランドによって解釈・再構築され、市場に流通する商品へと転換される。この過程において、ファッションウィークで提示されたコンセプトやデザインは簡略化され、より多くの消費者が取り入れやすいかたちへと変化していく。その結果、ファッションウィークで生まれた価値観や美意識は、特定の層にとどまらず、一般消費者の日常的な消費行動にまで影響を及ぼす。

このような拡散構造は、消費者のファッションに対する判断を、個人の価値観ではなく外部の基準に委ねる傾向を強めている。ファッションウィークを起点とするトレンドは、「選ぶもの」ではなく「あらかじめ提示されるもの」として受容されやすく、消費者は無意識のうちに流行の追認者となる。この構造は、主体的な選択や長期的視点にもとづく消費を困難にし、ファッションを思考の対象ではなく、即時的な反応の対象へと変質させている。近年では、SNSや動画配信プラットフォームの普及により、この拡散の速度はさらに加速している。ファッションウィークの情報はリアルタイムで共有され、専門家による評価や文脈化を経る前に、視覚的なイメージとして消費者に届くことが多い。その結果、コレクションの背景にある思想や問題意識が十分に理解されないまま、「流行の再現」を目的とした消費が促進されやすい状況が生まれている。

このように、世界四大ファッションウィークはファッション産業と都市文化の発展に大きく寄与してきた一方で、「新しさ」を前提とした価値観や消費構造を強化する装置としても機能している。こうしたファッション都市特有の構造を踏まえた上で、次節において、既存のファッションウィーク的価値観とは異なる方向性を提示するブランドの実践を取り上げ、サステナブルファッションの可能性について検討する。

第2節 アパレルブランドの取り組み

サステナブルファッションの実践は、近年、単なるマーケティングの一環ではなく、企業理念や経営戦略そのものへと組み込まれつつある。いくつかのブランドは持続可能性を理念の中心に据えた経営をおこない、従来の消費文化に代わる新しい価値観を提示している。以下では、Klättermusen、Baserange、Barbour、GANNI、LOOM、Patagonia の6つの事例を取り上げ、サステナブルファッションの具体的実践を検討する。いずれも単に「環境に優しい服をつくる」以上のメッセージをもち、服好きが思わず共感しファンになるような哲学や物語を提示している点で共通している。北欧的な徹底姿勢を貫く小規模ブランドから、グローバル規模で透明性と社会的責任を示す大企業まで、スケールもアプローチも異なるが、それぞれが独自の方法でサステナビリティを体現していることから、本稿の分析対象として選定した。

1. Klättermusen

まず、スウェーデン発のアウトドアブランド Klättermusen（クレッタームーセン）は、機能性と環境配慮の両立を追求してきた、北欧のサステナ哲学を体現する小規模ブランドである。1984年の創業以来、「地球に優しいハイパフォーマンス」を理念に掲げ、リサイクルナイロンやオーガニックコットンを用いた製品開発をおこなっている。特筆すべきは、全製品における耐久性の徹底であり、アウトドア環境での長期使用を前提に設計されている点にある。また、環境負荷を数値化して公開する独自の「環境指数 (Environmental Index)」を導入し、製品ごとに素材使用量や二酸化炭素排出量を可視化している。このように Klättermusen はサステナビリティを「測定可能な科学的指標」として提示することで、消費者に透明性の高い情報を提供し、機能性と環境配慮の両立を実証している [Klättermusen n.d.]。

2. Baserange

フランスを拠点とする Baserange（ベースレンジ）は、オーガニックコットン²や竹繊維など環境負荷の低い天然素材を積極的に導入している。生産工程では化学薬品の使用を最小限に抑え、天然染料を採用することで環境負荷を軽減する。同社はまた、ミニマルで普遍的なデザインを志向することで、流行に左右されにくい衣服を提供し、消費者に「長く着用する」行動を促している。これは、ファッションを消費財ではなく「長期的に生活に寄り添う道具」として再定義する取り組みといえる [Baserange n.d.]。

3. Barbour

英国の老舗ブランド Barbour（バブアー）は、ワックスドジャケットを中心に耐久性の高い製品を展開することで知られる。1894年の創業以来、修理サービスやリワックスサービスを提供し、購入後も長期間使用できる製品ライフサイクルの延長を実現している。さ

² 3年以上農薬や化学肥料を使わない農地で栽培された綿花。また、オーガニック農法で栽培された綿からとれた繊維のことや、それをつかった製品のこと [日本オーガニックコットン協会 n.d.]

らに、環境に配慮した素材の採用や製造工程の見直しを進め、持続可能なブランド運営を目指している。バブアーの取り組みは、消費者に「物を大切に使う文化」を促す点で、伝統的ブランドならではのサステナブル実践の好例である [Barbour 2023]。

4. GANNI

デンマーク発の GANNI（ガニー）は、みずからを「サステナブルブランド」ではなく「責任あるブランド (responsible brand)」と位置づける点で注目される。GANNI は「完全なサステナビリティは存在しない」という立場を明確にしつつ、現実的な改善を重ねる姿勢を打ち出している。2022 年時点で製品の 57% が認証済みリサイクル素材やオーガニック素材で製造されており、サプライチェーンの透明化や労働環境改善にも取り組んでいる。この「責任ある姿勢」は、サステナブルファッションを理想主義ではなく「持続可能な産業的プロセス」として社会に提示する試みである [GANNI 2024]。

5. LOOM

フランス・パリを拠点とする LOOM（ルーム）は、サステナブルファッションのなかでも特異な立場を占める。同ブランドは「脱成長 (décroissance)」の哲学を掲げ、利益拡大や販売促進ではなく「消費を減らすこと」をミッションとしている。具体的には、広告やセールを一切おこなわず、常設コレクションのみを展開している点が特徴である。同一製品を数年単位で販売し続けることで、購入を急がせる構造そのものを排除している。さらに LOOM は、店舗拡大や人員増加を避け、小規模な組織体制とワークライフバランスを重視した運営をおこなっている。マーケティングにおいても創業者自身による対話や、ブログ・ニュースレターを通じた思想の発信を中心とし、消費者に対してブランドの哲学を丁寧に共有する姿勢をとっている [富山 2024]。

6. Patagonia

米国発のアウトドアブランド Patagonia（パタゴニア）は、環境保護活動と製品開発を一体化させたサステナブルファッションの先駆者である。リサイクルポリエステルやオーガニックコットンを積極的に使用するほか、製品のリペアサービスや中古品販売を通じて廃棄削減に取り組んでいる。また、「1% for the Planet」プログラムなど社会貢献活動を通じ、消費者に対して環境意識の高いライフスタイルを提案している。パタゴニアは、企業規模やグローバル展開を背景に、CSR の透明性と社会的責任を積極的に示す点が特徴である。企業活動そのものを通じて「ビジネスと環境保護の両立」を体現するモデルケースとして知られる [Patagonia n.d.]。

これら 6 ブランドは、いずれも異なる方法でサステナブルファッションを具体化している。Klättermusen は耐久性と環境負荷の可視化を通じて「科学的指標」に基づく実践を示し、Baserange は素材とデザインの工夫によって衣服のライフサイクルを延長し、Barbour は伝統的製品と修理サービスで「物を大切に使う文化」を促し、GANNI は「責任ある姿勢」による現実的な改善を積み重ね、LOOM は脱成長の哲学を掲げて消費の抑制そのものを提案し、Patagonia は企業活動を通じて環境保護とビジネスの両立を体現している。

これらの事例は、サステナブルファッションが単なる素材選択や環境配慮にとどまらず、産業構造の転換と消費者価値観の再構築を促す運動であることを示している。

第3節 消費の現場から生まれる変化の可能性

サステナブルファッションの実践は、企業やブランドの取り組みによってのみ達成されるものではない。それらを受け止め、実際の消費行動がおこなわれる空間のあり方が変化しなければ、持続的な転換は困難である。とくにファッション都市は、トレンドの発信地であると同時に、大量消費がもっとも顕在化する場所であり、その影響力の大きさゆえに、産業構造の変革において重要な役割を担っている。本節では、法制度および都市主導のイベントに着目し、ファッション都市がどのような変化を生み出し得るのかを考察する。

近年では、従来のファッションウィークとは異なる価値観を掲げたイベントが登場している。サステナブルファッションを主題とする各種ウィーク型イベントである。これらは、短期間に大量の新作を発表することを目的とする従来型のファッションウィークとは対照的に、持続可能性、循環、修理、地域性といった要素を前面に打ち出している。

フランスの都市マルセイユで開催された「Slow Fashion Week」では、地元生産やリサイクル素材を用いたブランドの展示に加え、トークイベントやワークショップを通じて、衣服の背景にある生産過程や使用後の行方が共有された [BAGA 2026]。このイベントは、豪華な演出や即時的なトレンド発信を目的とせず、市民が主体的に参加する構造をもつ点で特徴的である。「ウィーク」という名称を用いながらも、その内容は従来のファッションウィークを批評的に再解釈したものであり、ファッション都市における価値観の転換を象徴している。これは、ファッションウィークという形式自体が固定化された消費促進装置ではなく、新しい理念を内包し得る枠組みであることを示す事例である。

さらに注目すべきは、既存の四大ファッションウィークの内部においても、持続可能性を重視する方向への変化が見られる点である。ロンドンでは、従来のファッションウィークの枠組みを拡張する形で、デジタル技術を用いた新たな試みもおこなわれている。ロンドン・ファッション・ウィークの期間中には、Institute of Digital Fashion (IoDF) を中心としたプロジェクトが展開され、実物の衣服を制作せず、デジタル表現によってファッションを提示する取り組みが注目を集めた。またファッションウィーク主催団体がサステナビリティや倫理性に関するガイドラインを設け、素材選択や表現内容に一定の基準を設ける動きが進んでいる。これにより、若手デザイナーや参加ブランドは、創造性と同時に社会的責任を意識した発表を求められるようになった [Fashion District 2025]。

このような変化は、ファッションウィークを単なる商業イベントから、産業の方向性を示す公共的な場へと再定義する試みといえる。ファッション都市がもつ影響力を活用しながら、持続可能性を「特別な選択」ではなく「前提条件」として組み込むことで、消費者の認識にも徐々に変化が生じている。

ファッション都市におけるこれらの制度やイベントは、最終的に消費者の行動に影響を及ぼす。修理やリユースをテーマとしたイベント、衣服の背景を学ぶ展示、サステナブルブランドに焦点を当てたウィーク型企画は、「買うこと」以外のファッションとの関わり方を可視化する。これは、消費者が衣服を短期的な流行消費の対象としてではなく、時間をかけて付き合う存在として捉え直す契機となる。第2節で取り上げたブランドの実践は、

こうした都市の取り組みと結びつくことで、より現実的な選択肢として消費者の前に現れる。ファッション都市が、過剰消費を加速させる場であると同時に、消費を再考するための文化的インフラとして機能することが、サステナブルファッションの定着において不可欠である。

第3章 日本におけるサステナブルファッション

第1節 ウルトラファストファッションの人気と裏に潜む課題

本章では、これまで検討してきたサステナブルファッションの動向を踏まえ、日本におけるサステナブルファッションの現状と課題、そして今後の可能性について考察する。日本は世界有数のファッション消費国であると同時に、後述するように、長く使う文化や修理・再利用の価値観を歴史的に有してきた国でもある〔経済産業省 2003〕。一方で、トレンド消費や低価格衣料の普及により、近年は大量消費型の構造も強まっている。このような二面性をもつ日本社会において、サステナブルファッションはいかなる形で受容され、展開されつつあるのかを明らかにすることが本章の目的である。

近年、ウルトラファストファッション³は若年層を中心に急速な支持を集めている。低価格かつ高い更新頻度でトレンドを提供するこれらのブランドは、消費者にとって手軽でアクセスしやすい存在である。一方で、その大量生産・大量廃棄の構造や環境負荷、労働問題については広く知られるようになっており、とくにZ世代においてはサステナブルファッションへの関心が高いことが各種調査からも指摘されている〔デカボ Lab 2024〕。

しかし、このような意識の高まりにもかかわらず、ウルトラファストファッションの利用は減少していない。この矛盾した消費行動を説明する概念として「ごめんね消費」⁴に注目する。「ごめんね消費」とは、環境や労働への悪影響を認識しながらも、価格や利便性といった理由から当該商品を購入し、その行為に対して罪悪感や後ろめたさを抱く消費行動を指す。これは無知や無関心による消費ではなく、むしろ問題を理解した上でおこなわれる点に特徴がある〔デカボ Lab 2024〕。

ウルトラファストファッションは、こうした感情を抱きながらも購入可能な価格帯に設計されている点も見逃せない。低価格であるがゆえに購入の心理的ハードルは低く、「完全に拒否する」よりも「申し訳なさを抱えつつ消費する」選択が現実的なものとなる。さらに、情報環境に恵まれたZ世代は、環境問題や労働問題について「知りすぎている」世代でもある。しかし、日常生活においてすべての消費を熟考することは困難であり、知識と行動の乖離が常態化している。この乖離を埋める感情として、「ごめんね」という意識が機

³ オンラインで購入できる 1 着 1000 円程度の安価なブランド。従来のファストファッションが数週間～数カ月単位で商品を投入していたのに対し、数日から数週間というきわめて短い周期で新商品を市場に投入するビジネスモデルである〔デカボ Lab 2024〕。

⁴ 環境や社会への配慮が十分でないとして理解しながらも、価格や利便性などの理由から商品を購入してしまう消費行動を指す。Decarbo Lab（デカボ Lab）は、サステナブルな選択肢が限られた社会構造のなかで、消費者が罪悪感を抱えながらおこなう消費の実態を表す概念としてこの言葉を提唱している〔デカボ Lab 2024〕。

能していると考えられる。

以上のように、「ごめんね消費」は個人の意識の問題ではなく、ウルトラファストファッションを中心とした消費構造と、都市生活における選択肢の制約が生み出した現象である。この課題を克服するためには、個人の自制に依存するのではなく、消費者が罪悪感を抱かずに選択できる環境整備が求められる。次節では、その一つの可能性として、日本に根強く存在する古着文化に着目する。

第2節 日本に根強く残る古着文化

前節で述べた「ごめんね消費」は、サステナブルな選択肢が限られている都市環境において生じる構造的な問題である。そのようななか、日本においては比較的早い段階から「新品を購入しない」という選択肢が文化として成立してきた。本節では、日本に根強く残る古着文化に着目し、伝統的背景と近年の新たな展開の双方から、サステナブルファッションとの関係性を考察する。

日本における古着文化の起源は、必ずしも環境配慮を目的としたものではない。高度経済成長期以降、欧米文化への憧憬とともに輸入古着が流入し、とくに 1990 年代にはアメリカ古着を中心とした市場が拡大した [玉田 2023 : 88]。当時の古着は、安価であること以上に「他人と被らない」「一点もの」としての価値をもち、自己表現の手段として若者文化に受容されていった。このように、日本の古着文化は当初からファッション性と結びつき、単なる再利用ではなく「スタイル」として確立されてきた点に特徴がある。

また、日本では衣服を丁寧に扱い、長く使用する価値観が生活文化の中に存在してきた。着物の仕立て直しや、家族間での衣類の継承などに見られるように、「使い捨てない」衣服との関係性は、近代以前から続く慣習である。現代の古着文化は、こうした歴史的背景と、戦後以降に形成されたサブカルチャー⁵的要素が重なり合うことで、独自の発展を遂げてきたといえる [卢彦廷 2025]。

まず注目すべきは、大手セレクトショップによる古着の取り扱いである。従来、古着は専門店や限られたエリアで消費されることが多く、ファッション市場の主流とは距離のある存在であった。しかし近年では、感度の高いセレクトショップが古着をスタイリング提案の要素として積極的に取り込む動きが見られる。BEAMS WOMEN 原宿における「Vintage Mix Collection」はその象徴的な事例といえる。このポップアップでは、古着専門店からセレクトされたヴィンテージアイテムが約 1000~1500 点規模で集められ、現行ブランドの商品と同等の文脈で消費者に提示されている。ヴィンテージアイテムは特別な例外としてではなく、スタイリングを構成する一要素として位置づけられている [BEAMS 2023]。

次に、オンライン空間における実践として、電子商取引 (EC) を基盤に展開する yaekim の取り組みが挙げられる。yaekim では、古着を素材として用いたリメイクアイテムが販売されており、既存の衣服に新たなデザイン価値が付与されている点が特徴である。ここでは、古着は単なる再利用の対象ではなく、再編集されることで新たな商品として再生産されている。こうしたリメイクアイテムは一点性が高く、大量生産品では得られない独自性

⁵ 支配的・中心的文化ではなく、一部の人びとを担い手にする文化。

を消費者にもたらす [yaekim 2025]。

このように、BEAMS に代表される都市型セレクトショップと、yaekim のような EC を基盤とする実践は、古着文化の価値を具体的な消費の場において実装している。両者に共通するのは、古着を「サステナブルだから選ぶもの」として提示するのではなく、「ファッションとして魅力的だから選ばれるもの」として成立させている点である。これらの事例は、サステナブルファッションが理念や意識改革にとどまらず、実際の消費行動として社会に浸透し得ることを示す具体的な成功例であり、都市におけるファッション消費の新たな可能性を示唆している。日本の古着文化は、歴史的背景に支えられた持続性と、近年のイベントやデジタル技術による拡張を通じて、サステナブルファッションの重要な実践の場となっている。古着は、前節で述べた「ごめんね消費」に対する一つの応答として、罪悪感を伴わずにファッションを楽しむための具体的な選択肢を提供しているといえる。

第3節 サステナブルファッションへの取り組み

前節では、日本における古着文化が、歴史的背景と現代的実践の双方によって、サステナブルファッションの具体的な消費行動として成立していることを明らかにした。しかし、個々の消費者や企業の自発的な取り組みのみでは、都市規模でのファッション消費の構造転換には限界がある。そこで本節では、ファッション都市そのものが制度やイベントを通じてどのように介入し、サステナブルファッションを社会的実践として拡張しているのかを、日本の事例を中心に検討する。

近年、日本の主要都市、とくに東京においては、サステナブルファッションを産業政策・文化政策の一環として位置づける動きが見られる。その代表例が、東京都による「Sustainable Fashion Design Award (SFDA)」である [東京都 2026]。SFDA は、環境配慮や社会的責任を軸としたファッションデザインを評価・可視化する制度として設計されており、単なるデザインコンペティションにとどまらず、次世代のファッション産業の方向性を提示する役割を担っている。ここでは、素材選択や製造工程だけでなく、循環性や情報開示の姿勢といった点も評価対象とされ、サステナビリティが創造性と両立し得る価値であることが明確に示されている。

こうしたアワードの意義は、サステナブルファッションを「一部の意識の高いブランドの実践」から、「都市が公的に承認する正当な価値」へと押し上げている点にある。評価軸が可視化されることで、デザイナーや企業は持続可能性を競争力の一部として捉えるようになり、結果として市場全体に影響を及ぼす。これは、前節で述べた個別のブランドやショップの取り組みを、都市レベルで補完・増幅する装置として機能しているといえる。

また、制度的枠組みに加え、「ウィーク」という時間的・空間的に集約されたイベントも、ファッション都市における重要な実践の場となっている。日本では、従来のファッションウィークに付随するかたちで、サステナビリティを前面に掲げた企画や展示が増加している。これらは、欧州におけるサステナブルファッションウィークやスローウィークと同様に、既存のファッションシステムを否定するのではなく、その内部に新たな視点を挿入する形で展開されている点に特徴がある。

こうしたイベントでは、ショーや展示に加え、トークセッションやワークショップが併設されることが多く、消費者は完成品としての衣服だけでなく、その背景にある思想やプ

ロセスに触れる機会を得る。これは、ファッションを「見る・買う」対象から、「理解し、選択する」対象へと転換させる効果をもつ。

さらに、日本における特徴的な点として、行政・企業・クリエイター・消費者が比較的近い距離で接続されていることが挙げられる [WWD JAPAN 2025]。ポップアップイベントや期間限定展示、オンラインと連動した企画などを通じて、都市空間そのものが実験場として機能している。単なる消費の集積地ではなく、価値観の更新が繰り返される「循環的な場」として機能しはじめている。

以上のように、日本のサステナブルファッションの展開は、個人の意識変革やブランドの努力に加え、制度設計やイベントを通じた都市の介入によって支えられている。これらの取り組みは、消費者に新たな選択肢を提示すると同時に、都市生活のなかで自然に実践可能な消費行動として定着しつつあるといえる。

おわりに

本研究では、サステナブルファッションを環境配慮や倫理的要請として捉えるのではなく、「ファッションを好む消費者にどのように受容されているのか」という視点から考察を行った。ラナ・プラザ事故以降、ファッション産業の構造的問題や透明性の重要性は広く共有されるようになったものの、それらがファッション消費の中心に位置づけられているとは必ずしも言い難い。そこで本稿では、服を好む消費者から実際に支持を得ているブランドやイベントに着目し、サステナブルファッションがどのような文脈で成立しているのかを検討した。Klättermusen や GANNI、LOOM などのブランド事例、さらにファッション都市や日本の消費空間における取り組みは、サステナビリティが理念として押し付けられるのではなく、デザイン性や物語性、編集の工夫を通じて「ファッションとして選ばれている」ことを示している。

これらの事例は、サステナブルファッションが一過性の潮流として消費されているのではなく、服を愛する消費者の価値観や行動のなかに徐々に組み込まれつつあることを示唆している。その変化は急進的でも完全でもないが、消費の現場における選択の積み重ねとして現れており、ファッション産業のあり方を内側から更新する可能性をもっている。

【参考文献・インターネット資料】

BAGA (2026) 「Slow Fashion Week Marseille」
<https://baga-collectif.fr/slow-fashion-week-accueil/>
2026 年 1 月 12 日 最終アクセス

Barbour (2023) 「リワックス&刺繍サービス」
https://www.japan.barbour.com/Page/news/detail/231013_01/
2026 年 1 月 12 日 最終アクセス

Baserange (n.d.) 「生産とサステナビリティ」

<https://baserange.com/ja/pages/production>

2026 年 1 月 12 日 最終アクセス

BEAMS (2025) 「毎シーズン好評を博す“ヴィンテージアイテム”を約 1,500 点取り揃えた『Vintage Mix Collection』を「ビームス ウィメン 原宿」と「ビームス ストリート 梅田」で開催！」

<https://www.beams.co.jp/news/3778/>

2026 年 1 月 12 日 最終アクセス

Fashion District (2025) 「Fashion District Festival」

<https://www.fashion-district.co.uk/fashion-district-festival-2025/>

2026 年 1 月 12 日 最終アクセス

FASHION REVOLUTION JAPAN (2023) 「#RememberRanaPlazaCollection 断念から考える日本のファッション産業の現在地」

https://drive.google.com/file/d/1uVphFmfgPy5A1dMPOxshstynPhlA_d_z/view

2026 年 1 月 12 日 最終アクセス

GANNI (2024) 「GANNI Responsibility Report 2024」

<https://www.ganni.com/en-jp/responsibility/responsibility-report-2024.html>

2026 年 1 月 12 日 最終アクセス

Klattermusen (n.d.) 「Fabrics & Technologies」

<https://klattermusen.jp/pages/fabrics-and-technologies>

2026 年 1 月 12 日 最終アクセス

Patagonia (n.d.) 「環境的影響プログラム」

<https://www.patagonia.jp/our-responsibility-programs.html>

2026 年 1 月 12 日 最終アクセス

WWD JAPAN (2025) 「WWDJAPAN REUSE MARKET2025」

<https://www.wwdjapan.com/c/reuse-market/>

2026 年 1 月 12 日 最終アクセス

Yaekim (2025) 「yaekim shop」

<https://yaekim.jp/password>

2025 年 12 月 23 日 最終アクセス

環境省 (n.d.) 「サステナブルファッション」

https://www.env.go.jp/policy/sustainable_fashion/

2026 年 1 月 15 日 最終アクセス

経済産業省 (2023) 「Current Status and Issues of textile recycling in Japan」

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/resource_recycling/pdf/004_02_00.pdf

2026 年 1 月 12 日 最終アクセス

コメ兵 (2025) 「ファッションウィークとは？世界 4 大コレクション・楽しむ方法を紹介」

<https://komehyo.jp/komeru/1218>

2026 年 1 月 13 日 最終アクセス

玉田真紀 (2023) 「ファッション・デザインとメディア II 第三部:SNS 時代のファッション・メディア 古着ファッションを取り巻くメディアとプラットフォームの変遷」『デザイン学研究特集号』 第 30 号, pp.88-89.

デカボ Lab (2024) 「ウルトラファストファッションの誘惑に揺れる Z 世代。環境への悪影響を知らずについ購入してしまう「ごめんね消費」の現実とその背景を調査」

<https://decarbolab.earth-hacks.jp/journal/decabo-lab-ultra-fast-fashion>

2026 年 1 月 12 日 最終アクセス

東京都 (2026) 「Sustainable Fashion Design Award」

<https://sfda.metro.tokyo.lg.jp/>

2026 年 1 月 12 日 最終アクセス

富山恵梨香 (2024) 「消費を“減らす”ことを目指す、フランスの脱成長ファッションブランド「LOOM」」

<https://ideasforgood.jp/2024/08/20/loom/>

2026 年 1 月 12 日 最終アクセス

日本オーガニックコットン協会 (n.d.) 「オーガニックコットンについて」

<https://joca.gr.jp/about-organic-cotton/>

2026 年 1 月 13 日 最終アクセス

卢彦廷 (2025) 「日本の「古着文化」について」

<http://ja.shisu.edu.cn/resources/features/content15034>

2026 年 1 月 13 日 最終アクセス

名古屋学院大学国際文化学部国際文化学科

2025 年度 卒業論文

<指導教員 佐伯奈津子>

トロントの再生型観光

環境・文化資源を活かした都市観光の実践

26W0097 菅沼 凜

はじめに

近年、観光は多くの都市や地域にとって重要な産業として位置づけられている一方で、観光客の集中による環境負荷や、地域住民との摩擦といった課題も顕在化している。とりわけ都市観光においては、経済効果の追求が優先されることで、地域の生活環境や自然資源への影響が問題視される場面も少なくない。このような背景のもと、観光を単なる経済活動として捉えるのではなく、地域や環境をより良い状態へと導く手段として再評価する動きが広がっており、その考え方の一つとして再生型観光が注目されている。

わたしは大学2年生のころ、4カ月間の中期留学を通じて、カナダのトロントに滞在した。トロントは多文化性に富んだ国際都市であり、世界各地から人びとが集まる一方で、都市のなかに豊かな自然や文化が身近に存在している点が特徴的である。市内には市民の憩いの場として利用される公園やウォーターフロントが広がり、映画祭や文化イベントなどを通じて都市の魅力が継続的に発信されている。こうした環境のなかで生活することで、観光と都市、そして地域社会との関係について考える機会を得た。

滞在中にとくに印象に残ったのは、観光地として知られる場所であっても、それらが観光客専用の空間ではなく、市民の日常生活の一部として機能している点である。公園や公共空間では、観光客と地域住民が同じ空間を共有しており、観光と生活が明確に分けられていない様子が見られた。このような環境では、観光のあり方が地域住民の生活の質に直接影響を与えるため、観光と地域社会との関係性を慎重に考える必要があると感じた。これらの実体験を通じて、観光を一方的な消費行動としてではなく、地域との相互作用として捉える視点の重要性を意識するようになった。

もともとわたしは、観光や旅行に対して強い関心をもっており、旅行が人びとに新たな視点を与え、異なる文化や地域への理解を深める契機となる点に魅力を感じてきた。しかし、観光について学ぶなかで、観光地が抱える環境問題や、観光客の増加によって生じる地域社会への影響についても知るようになり、観光のあり方そのものを問い直す必要性を感じるようになった。こうした問題意識と、トロントでの滞在経験が結びついたことが、本研究のテーマ設定の背景である。

本研究では、再生型観光という概念に着目し、トロントを事例として、その特徴と意義について検討することを目的とする。再生型観光は、持続可能な観光の考え方を基盤としながら、観光を通じて地域や環境をよりよい状態へと導くことを目指す点に特徴がある。本研究では、この再生型観光の考え方が、トロントの都市観光においてどのように実践されているのかを明らかにする。

具体的には、トロントの自然環境や文化資源を活かした観光の取り組みに着目し、それらが都市や地域社会とどのような関係を築いているのかを考察する。これにより、観光が地域資源を一方的に消費する存在ではなく、都市や地域社会の価値を高める可能性を持つことを示すことを目指す。

本論文の構成は以下のとおりである。第1章では、トロントの都市的特徴と再生型観光の背景について整理する。第2章では、トロントにおける再生型観光の具体的な取り組みについて、事例をもとに考察する。第3章では、トロントにおける再生型観光の課題と展望について検討し、最後に「おわりに」において本研究のまとめを示す。

第1章 トロントと再生型観光の背景

第1節 トロントの都市的特徴と観光の位置づけ

トロントはオンタリオ湖の北岸に位置するカナダ最大の都市であり、北米における経済・文化・交通の主要拠点として発展してきた。都市圏人口は約 600 万人（2022 年）に達し、移民受け入れ政策を背景に多様な文化的背景をもつ人びとが継続的に流入している。市人口の半数以上が国外出生者であるという点は、世界でもきわめて例が少なく、英語とフランス語に加えて多数の言語が日常的に使用されるなど、多文化的環境が都市活動の基盤となっている [City of Toronto 2023a]。このような文化的多様性は都市景観にも反映され、宗教施設、食文化、コミュニティ行事など、異なる文化が共存・混在する独自の都市空間を形成している。さらに、地域ごとに異なる移民の歴史が街並みに刻まれており、多文化都市としてのストーリー性も重要な魅力となっている。

都市観光の分野でもトロントは、近年顕著な拡大を見せている。金融・IT・メディア産業の集積は国際ビジネス客を引き寄せ、トロント国際映画祭や北米四大スポーツの観戦機会は都市ブランドを高める役割を果たしている [Toronto Tourism Board 2021 : 7]。さらに、チャイナタウン、リトルイタリー、ケンジントンマーケットなどのエスニックエリアは、地域住民の生活文化を体験できる場として観光客から高い関心を集めている。これらの地区では食文化や街並みだけでなく、移民の歴史やコミュニティ形成の過程そのものが観光資源として評価され、多文化都市としての特徴を反映した新しい都市観光の形が生まれている。旅行者の価値観の変化に伴い、単なる名所訪問ではなく「文化的背景を理解しながら歩く」ことが重視されつつある点も特徴的である。

一方で、観光拡大に伴う負荷や限界も明らかになっている。中心市街地やウォーターフロント地区では混雑が慢性化し、交通渋滞や歩行者空間の過密化が住民の利便性や生活の快適性を損なっている [Buhalis 2020 : 9]。航空需要の増大や都市交通の活発化は二酸化炭素 (CO₂) 排出量の上昇に影響を与え、観光客によるごみ増加や水消費量の増大など、環境面の負荷も深刻化している。さらに、多文化性が観光資源として商業的に消費されることにより、文化の表層化や均質化が進み、伝統的実践が観光向けの演出に置き換えられる危険性も指摘される [Zukin 2010 : 55]。とくにエスニックタウンでは、再開発や家賃高騰が地域コミュニティを圧迫し、文化的自律性の維持が困難になるといった課題が生じている。このように、トロントでは観光の成長と負荷が同時進行しており、従来型観光を前提とした都市運営では地域社会と環境の持続性を確保することが難しくなっている。観光による悪影響を抑制するだけでなく、都市や地域に積極的な価値を生み出す新たな観光の枠組みが求められており、その方向性として注目されるのが再生型観光という概念である。

第2節 再生型観光とは何か

近年、「再生型観光 (Regenerative Tourism)」という言葉が世界的に注目されている。聞き慣れない概念だが、簡単にいえば「観光地の自然や地域を守るだけでなく、以前より良い状態にしていくことを目指す観光のあり方」である。この概念は、2010 年代初頭にイギリスを拠点とする観光コンサルタントのアンナ・ポロック (Anna Pollock) が提唱した「生きたシステムとしての観光 (tourism as a living system)」という考え方を理論的背景として発

展してきた。ポロックは、観光地を人間・自然・文化が相互に影響し合う一つの「生きた存在」と捉え、外部から管理・消費する対象ではなく、内側から育まれる存在として理解する視点を示している[Pollock 2019]。また現在では、この考え方をもとに、EarthCheck Research Institute や Destination Canada (カナダ観光局)、ニュージーランド観光局などの国際的な観光関連組織が、再生型観光を観光政策や地域マネジメントの指針として位置づけ、実践的な取り組みを推進している。

従来の観光は、ともすれば自然破壊や混雑、人手不足などを引き起こし、地域に負担を与えてきたという背景がある。こうした問題を反省し、「観光が来ることで地域が疲弊するのではなく、むしろ自然や地域社会が元気になる状態をつくろう」という考え方が、再生型観光の基本にある[Pollock 2019]。この考え方の理論的背景には、2010年代以降に広まった「再生(regeneration)」の思想があり、これはパーマカルチャー¹や生態系再生論²など、他分野の環境思想があるとされる。

まず、再生型観光を理解するためには、従来の「持続可能な観光」との違いを確認する必要がある。持続可能な観光は、観光がもたらす環境・社会・文化への悪影響をできる限り減らし、観光地が長く存続できるようにすることを目指してきた。たとえば、ごみの削減や文化財の保護、生態系の負荷を減らすためのルールづくりなどがその代表例である。

一方、再生型観光はこの「悪影響を減らす」だけでは不十分であるとの認識から生まれた。観光地の環境悪化や地域コミュニティの衰退が進むなか、「現状維持」では改善が追いつかないため、観光そのものが自然環境や地域社会を再生する力となることを目指している。つまり、持続可能な観光が「マイナスをゼロに戻す」ことを重視するのに対し、再生型観光は「ゼロをプラスに変える」ことを狙う点に大きな違いがある。

再生型観光の理念として最初に挙げられるのが、自然環境の回復と再生である。観光客が植林や湿地再生などの活動に参加したり、観光収益が環境修復プロジェクトにつかわれたりすることで、観光の訪問が自然の改善につながる仕組みが重視されている。次に、地域社会の再生と住民中心の観光づくりが重要である。従来の観光開発では、外部の企業が主導して大規模に開発し、地域住民の意見が置き去りにされることがあった。これに対し再生型観光では、地域住民が主体的に観光の方向性を決め、文化や暮らしを守りながら観光を進めることが重視される。観光が地域の雇用や文化継承につながり、住民が観光を誇りに思える状態をつくることが目的となる[GX & Tourism Research Group 2021: 44-24]。さらに、観光客と地域の新しい関係づくりも再生型観光の特徴である。観光客は単に景色やサービスを「消費する人」ではなく、地域の再生に関わる「参加者」と捉えられる。地域の歴史や文化、環境を深く理解しながら過ごすことで、観光客自身もその地域の価値を育てる一員とな

¹ パーマカルチャーとは、自然の生態系の仕組みを模倣し、人間の暮らしや生産活動を持続的かつ再生的に設計しようとする考え方である。農業分野を起点とするが、現在では地域づくりや環境計画などにも応用されている[Mollison 1988]。

² 生態系再生論とは、人為的な開発や環境破壊によって劣化した自然環境を、人と自然の関わりを通じて回復・再生させていくという考え方である。単なる保全ではなく、自然の回復力を高めることを重視する点に特徴がある[Society for Ecological Restoration International 2004]。

ることが期待されている。

こうした考え方が世界的に広がった背景には、大きく三つの流れがある。第一に、気候変動や環境破壊の進行である。観光は自然資源に強く依存する産業であるため、自然が失われれば観光そのものも立ち行かなくなる。第二に、観光地の混雑や生活環境の悪化といったオーバーツーリズム問題の深刻化が挙げられる。第三に、旅行者の価値観の変化で、地域に良い影響を与えられる旅行や、意味のある深い体験を求める傾向が高まっている [Tourism CoLab 2022 : 3-5]。

このように、再生型観光は「観光が地域や自然に悪影響を与える時代」から、「観光が地域をより良くする時代」へと転換するための新しいアプローチである。それは観光を単なる経済活動ではなく、地域の未来づくりに貢献する営みとして捉え直す視点を提供しており、今後の観光政策や地域振興を考える上で重要な概念となっている。

第3節 トロントにおける再生型観光への関心と動き

トロントでは近年、観光を通じて地域社会や自然環境をより良い状態へと導く再生型観光への関心が着実に高まっている。多文化社会として発展してきた同市は、多様な価値観や社会課題に向き合ってきた歴史をもち、都市政策のなかでも環境保全や社会的包摂が重要な柱として位置づけられている。そのため、観光分野においても従来の集客重視の視点から、地域の価値を守り、育て、次世代へつなぐ観光のあり方が求められるようになった。

トロント市は「TransformTO³」などの環境政策を通して、低炭素型の都市運営や自然環境の保全を推進している [City of Toronto 2021 : 1-5]。これに伴い、観光施策でも環境負荷の低減、地域資源の保護、コミュニティ参加型の観光事業の支援が重視されつつある。観光機関である Destination Toronto も、その役割を単なる情報発信から「地域価値の共創」へと広げ、地元住民との協働や文化体験の深化を重視したプログラムを整備している。こうした流れは、観光を通して地域を再生するという再生型観光の理念と明確に合致している [Destination Toronto 2022 : 2-8]。

地域主導型ツーリズムは、トロントにおける再生型観光を支える重要な基盤である。とくに先住民コミュニティによる観光事業は、土地への深い理解や持続的な自然観を学ぶ機会として注目されている。伝統的な語りや自然との関係性を体験するツアーは、観光客に環境保全への新たな視点を提供すると同時に、コミュニティの文化的復興にも寄与している [Indigenous Tourism Association of Canada 2021]。このような取り組みは、地域主体性の尊重と文化的多様性の維持を前提とする再生型観光の理念を体現するものである。

また、都市環境の再生と観光を組み合わせた事例も多い。ウォーターフロント再生事業では、生態系復元や湿地整備が進行し、市民や訪問者が自然環境とふれあう場として再生されている [Waterfront Toronto 2022a : 3-7]。さらに、地域のアーティストや小規模事業者と

³ TransformTO とは、トロント市が策定した気候変動対策を中心とする総合的な環境政策であり、温室効果ガス排出量の大幅削減と都市の持続可能性向上を目的としている。建築物の省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入、公共交通の促進、都市自然の保全などを柱とし、市民参加を重視しながら脱炭素型の都市づくりを進める戦略である [City of Toronto 2021]。

協働した文化イベントは、地域経済を活性化しつつ、住民と観光客の交流を促進する役割を果たしている。これらの取り組みは、観光を通じた環境再生・文化再生の具体的な実践例として位置づけられる [Waterfront Toronto 2022b]。

このように、トロントでは多文化性と都市環境を背景に、地域社会・文化・自然の再生を目指す観光の枠組みが徐々に形成されている。次章では、こうした理念がどのように実際の施策やプロジェクトとして展開されているのか、トロントにおける再生型観光の取り組みを具体的に説明する。Toronto Island Park は、オンタリオ湖に浮かぶ約 15 の島々から成る自然・レクリエーション空間であり、ダウンタウンからフェリーでわずか 15 分という都市近接性を有する。総面積は約 332 ヘクタールで、遊歩道やサイクリング道、ビーチ、遊園地など多様な施設を備え、都市住民および観光客にとって重要な憩いの場となっている [City of Toronto 2023a]。本公園は、都市中心部に隣接する自然環境が観光とどのように共生し得るかを示す代表的事例である。

第2章 トロントにおける再生型観光の取り組み

第1節 Toronto Island Park——都市近接自然と観光の共生

第一に、本公園は「都市近接自然」としての価値を体現している。湖岸、砂丘、湿地帯など多様な生態系が残存し、野鳥をはじめとする動植物の生息地を提供している [Destination Ontario 2023]。これにより都市に住む人びとは、日常的に自然と触れ合い、精神的・身体的健康を享受できる。また、公園の緑地や水辺は都市のヒートアイランド現象を緩和し、気候変動への適応策としても機能している。このように、環境的効用と公共的価値の両面を兼ね備える点において、Toronto Island Park は単なる観光地を超えた都市インフラの一部といえる。

第二に、観光資源としての多様性が挙げられる。公園内には、遊園地 (Centreville Amusement Park)、歴史的建造物 (Gibraltar Point Lighthouse)、迷路 (William Meany Maze) などの文化的資源が存在し、さらに水泳、ボート、サイクリングといったアクティビティも豊富である [City of Toronto 2023b]。これらは観光客に自然と娯楽の双方を提供し、都市観光の魅力を高めている。また、湖越しに眺望できるトロントのスカイラインは、都市景観と自然の対比を象徴する風景として評価されている [Torja 2022]。

しかしながら、自然と観光の共生には課題も存在する。とくに夏季の観光シーズンには来訪者が集中し、フェリーの混雑や施設利用の逼迫が生じるほか、湖岸や砂丘の生態系に物理的負荷を与えている [City of Toronto 2023b]。こうした環境圧力を緩和するため、同公園では自動車乗り入れの禁止、歩行者・自転車利用の推奨、自然保護区域の設定などが行われている。また、Ward's Island には住民が居住しており、観光開発と地域生活の調和も重要な課題である。すなわち、公園は「自然」「観光」「居住」の三要素が重層的に共存する場であり、持続可能な管理体制が不可欠となる。

さらに近年注目される再生型観光の観点からも、Toronto Island Park の意義を再考する必要がある。前述したとおり、持続可能な観光は、観光による環境・社会への負荷を抑え、現状を将来世代へ維持することを目的とする。一方で再生型観光は、持続可能な観光の考え方を基盤としつつ、自然環境や地域社会を来訪前より良い状態へと回復・再生されることを

志向する概念である [UNWTO 2021: 6-9]。その視点からすれば、島内の湿地再生プロジェクト、ネイティブ植物の植栽活動、住民主導の環境教育イベントなどは、自然環境の修復とコミュニティの強化を同時に推進する実践とみなすことができる。すなわち Toronto Island Park は、観光の受け入れと同時に自然再生や地域価値の創出を担う再生型観光の先進的フィールドとして位置づけられる。

総じて、Toronto Island Park は都市に隣接する自然環境と観光の共生を実現する場であると同時に、再生型観光の理念を適用することで、都市観光が直面する持続可能性の課題に対する新たな解答を提示し得る事例である。

第2節 High Park——持続可能な観光体験

トロント市最大の都市公園であるハイパーク（約 161 ヘクタール）は、都市における持続可能な観光の先進的事例として位置づけられる。園内にはオーク林や湿地などの多様な生態系が存在し、とくに「ブラックオーク・サバンナ」と呼ばれる、オークの木がまばらに生える草原状の環境が広がっている。この生態系は、自然火災や先住民による火入れといった周期的な火によって維持されてきた「火依存型生態系」であり、カナダ国内でもきわめて希少である。市当局は外来種の駆除や在来種の植生回復を進めるとともに、計画的に火を入れる管理手法を導入し、自然環境の再生を図っている [City of Toronto 2025]。訪問者はこうした取り組みを目の当たりにすることで、単なる観光ではなく環境教育的な学びを得ることができる。

さらに、公園利用における交通や行動の調整は、持続可能性を担保する上で不可欠である。トロント市が策定した交通戦略では、公園内の自動車通行を大幅に制限し、歩行者や自転車を優先する仕組みを導入している [City of Toronto 2023c: 29]。加えて、桜の開花期のように利用者が集中する季節には、公共交通機関の利用を推奨する施策を実施し、混雑緩和と自然環境への影響軽減を両立させている。これらは都市公園における観光需要管理の好例といえる。

また、地域社会の主体的関与もハイパークの大きな特徴である。ネイチャーセンターは子どもから大人までを対象とした自然教育や観察プログラムを実施し、ボランティア団体は植生の回復や非公式な通路の閉鎖などに取り組んでいる [High Park Nature 2018; High Park Nature Centre 2024]。これにより、訪問者は自然環境を単に「消費する」のではなく「参加する」形で体験できる。こうした仕組みは、環境と地域社会の双方を再生する観光、すなわち再生型観光の具体例と位置づけられる。

以上のように、ハイパークにおける持続可能な観光体験は、生態系の保全、利用行動の調整、地域社会の参画という三つの柱を基盤として成立している。その成果は、都市における観光と自然環境の共生モデルを提示し、持続可能な観光の実践に重要な示唆を与えている。

第3節 Toronto International Film Festival (TIFF) ——文化遺産の再生型観光

トロント国際映画祭 (Toronto International Film Festival、以下 TIFF) は、世界でも有数の映画祭であり、トロントという都市に大きな文化的・経済的影響を与えている。TIFF は単なる映画上映のイベントではなく、街全体を巻き込みながら文化遺産を活かし、新しい観光の形を生み出している点で注目される。これは文化遺産の再生型観光の好例であり、地域

の歴史や文化を守りながら観光を発展させる仕組みを示している。

その中心的な役割を果たすのが 2010 年に開館した TIFF ライトボックスである。この施設には映画館、展示スペース、教育スタジオ、映画に関する図書館などが整備されており、映画祭の開催時だけでなく年間を通じて市民や観光客が利用できる拠点となっている。建設地からは 1829 年に建てられたヨーク総合病院の遺物が発見されており、歴史的な記憶と新しい文化施設が同じ場所に存在していることは、まさに過去の遺産を未来へつなげる象徴的な事例といえる。

TIFF は観光面でも大きな効果をもつ。毎年 9 月に開催されるこの映画祭には世界中から観光客や映画関係者が訪れ、ホテルの宿泊率は大きく上昇し、飲食店やショップの売上も伸びることが報告されている [The Varsity 2025 : 3-5]。つまり、TIFF は単なる文化イベントにとどまらず、都市全体の経済を活性化する観光資源となっているのである。

また、「Festival Street」という取り組みでは、映画祭の期間中にキングストリートという場所が歩行者天国となり、屋外上映やパフォーマンス、飲食スペースが設けられる。普段は車が行き交う通りが文化を楽しむ空間へと変わること、観光客も市民も街そのものを文化体験の場として味わえる [Smolyanitsky 2025 : 45-47]。これは都市空間を一時的に再構築し、人びとに新しいかたちで街を体験させるもので、文化遺産を再生させる観光の典型例といえる。

さらに、カナダ政府も TIFF を重要な文化政策の一部として位置づけている。2024 年度には 2300 万ドルを投資し、映画産業の発展や国際的な市場拡大を支援した [Government of Canada 2025 : 2]。公的資金の投入は、TIFF が単なるエンターテインメントではなく、都市ブランドの形成や文化遺産の継承に資する存在であると認識されていることを示している。

このように TIFF は、映画祭という現代的なイベントと、TIFF ライトボックスのような恒常的な施設を組み合わせることで、歴史的遺産を守りながら都市文化を発展させ、観光資源として再生している。都市の歴史に根ざした文化拠点の創出、街全体を活用した公共空間の変化、経済的な波及効果、そして国際的な注目度の高さ。これらの要素が重なり合うことで、TIFF は持続可能で再生型の観光モデルを築いている。つまり、TIFF は「映画」という現代文化を通じて、過去の遺産と未来の都市を結びつけ、観光のかたちを更新し続けているのである。

第 3 章 再生型観光の課題と展望

第 1 節 現状の課題

近年、トロントでは環境保全や地域社会への貢献を重視する再生型観光への関心が高まりつつある。再生型観光は、観光による負の影響を抑制することにとどまらず、観光を通じて地域環境や社会をより良い状態へと回復・再生させることを目的とする点に特徴がある。しかし、その理念を都市観光の実践に落とし込む過程においては、いくつかの課題が顕在化している。

第一に、制度的な限界が挙げられる。再生型観光は、観光政策のみならず、都市計画、環境政策、地域開発政策との連携を前提とする包括的な取り組みである。しかし、都市行

政においては政策分野ごとの縦割り構造が強く、再生型観光を一体的に推進する制度設計は容易ではない。Goodwin (2019) は、持続可能性を志向する観光政策が、短期的な経済成長を重視する従来の観光施策と対立しやすい点を指摘している [Goodwin 2019 : 88]。トロントにおいても、再生型観光に必要な中長期的投資や安定的な資金確保が十分とは言えず、取り組みの継続性に課題を残している。

第二に、観光客および観光事業者の意識の問題がある。再生型観光は、観光客が地域文化や環境への配慮を意識し、責任ある行動を取ることを前提としている。しかし、実際の観光行動では利便性や価格を優先する傾向が依然として強く、再生型観光の理念が広く共有されているとは言い難い。UNWTO (2021) は、持続可能な観光の実現には、観光需要側と供給側の双方における価値観の転換が不可欠であると述べている [UNWTO 2021 : 6]。また、観光事業者にとっても、再生型の取り組みは短期的な利益に結びつきにくい場合があり、積極的な導入を阻む要因となっている。

第三に、地元住民との関係構築の難しさが挙げられる。トロントは多文化都市であり、地域ごとに住民の社会的背景や価値観が大きく異なる。そのため、観光に対する期待と懸念が併存しており、観光による混雑や生活環境への影響を問題視する声も少なくない。Butler (2018) は、住民の理解と参加を欠いた観光開発は、地域社会との摩擦を生み、長期的には観光の持続性を損なうと指摘している [Butler 2018 : 45-46]。再生型観光においては、住民を単なる受け手ではなく、主体として位置づけるガバナンスの構築が重要な課題となる。

以上のように、トロントの再生型観光は、制度的制約、観光主体の意識、地元住民との関係構築という三つの側面において課題を抱えている。これらの課題を克服することができれば、再生型観光は都市観光の新たな方向性として定着し、持続可能な都市発展に寄与する可能性を有している。これらの課題をより明確に捉えるためには、トロント単体の事例分析にとどまらず、再生型観光を先行的に導入している他都市との比較を通じて、その特徴と相対的な位置づけを検討することが重要である。

第2節 他都市との比較と教訓

トロントの再生型観光の特徴と課題をより明確に把握するためには、他都市との比較が有効である。本節では、カナダ国内の都市であるバンクーバーおよびビクトリア、さらに国際的な先進事例を参照しながら、再生型観光に関する示唆を整理する。

まず、カナダ国内の事例としてバンクーバーが挙げられる。バンクーバーは環境先進都市として知られ、都市政策全体において持続可能性を中核に据えている点が特徴である。観光分野においても、環境保全、先住民文化の尊重、低炭素型観光の推進が明確に位置づけられており、市の長期戦略と観光施策が比較的高い整合性をもっている。これにより、再生型観光が個別事業にとどまらず、都市全体の方向性として共有されやすい状況が形成されている [City of Vancouver 2020 : 8]。この点は、政策分野間の連携が課題とされるトロントにとって重要な示唆を与える。

次に、ビクトリアは中規模都市でありながら、地域コミュニティとの関係構築に重点を置いた観光を展開している点で注目される。ビクトリアでは、観光による経済効果だけでなく、住民の生活の質や地域文化の保全を重視する姿勢が明確であり、住民参加型の観光

施策が積極的に導入されている。このような取り組みは、観光に対する住民の理解と支持を得やすく、結果として観光と地域社会の共存を可能にしている [Tourism Victoria 2019: 10-15]。多文化かつ大都市であるトロントにおいても、地域単位での住民参加の仕組みを構築するうえで参考となる事例である。

さらに国際都市の事例としては、再生型観光の概念を先行的に導入している都市が挙げられる。これらの都市では、観光を単なる経済活動としてではなく、地域の自然環境や社会関係を再構築する手段として位置づけている点が共通している。Goodwin (2019) は、再生型観光の成功には、明確なビジョンの共有と、多様な主体による協働が不可欠であると指摘している [Goodwin 2019: 88]。この点において、制度面・意識面・住民参加のいずれにも課題を抱えるトロントは、先進都市の取り組みから学ぶ余地が大きい。

以上の比較から得られる教訓として、第一に、再生型観光を都市全体の長期戦略のなかに明確に位置づけることの重要性が挙げられる。第二に、住民参加を制度的に担保し、観光を地域社会と共有する仕組みが不可欠である点が明らかとなった。第三に、再生型観光の価値を観光客や事業者に分かりやすく伝えることで、意識改革を促す必要がある。これらの示唆を踏まえることで、トロントにおける再生型観光は、より実効性の高い形へと発展する可能性を有している。

第3節 トロントにおける再生型観光の可能性と提案

トロントにおける再生型観光は、都市観光が抱える環境負荷や地域社会との摩擦といった課題に対し、新たな方向性を提示する可能性を有している。今後のトロント観光においては、観光を単なる経済活動として捉えるのではなく、都市環境や地域社会の質を高める手段として位置づけることが重要となる。

今後目指すべき方向性の第一は、再生型観光を都市全体の観光戦略として明確に位置づけることである。個別の観光地やイベントに限定された取り組みではなく、環境政策や都市計画と連動した長期的ビジョンのなかで再生型観光を推進することが求められる。これにより、観光施策が短期的な集客や経済効果に偏ることを防ぎ、持続的かつ再生的な観光の実現が可能となる。

第二に、観光と都市・地域社会のより良い関係構築が不可欠である。再生型観光においては、地元住民を観光の受け手ではなく主体として位置づける視点が重要である。自然環境や公共空間を観光資源として活用する際には、市民の生活の質や利用価値を優先し、観光と日常生活が共存できる仕組みを整える必要がある。住民参加型の観光ガバナンスを構築することで、観光に対する理解と信頼を高めることができる。

第三に、文化資源を生かした再生型観光の推進が挙げられる。トロントは多文化都市として多様な文化的資源を有しており、映画、音楽、芸術といった文化イベントは都市の魅力を発信する重要な役割を担っている。これらの文化観光を通じて、観光客の消費行動を地域経済や文化産業の再生につなげることが可能である。文化を軸とした観光は、トロントの都市イメージを強化すると同時に、再生型観光の実践的手段となり得る。

第四に、観光客および観光事業者の意識変革を促す取り組みが求められる。再生型観光の価値や意義をわかりやすく発信し、環境配慮や地域貢献が観光体験の質を高める要素であることを示すことが重要である。教育的要素を取り入れた情報提供や評価制度の導入

は、観光主体の行動変容を促進する有効な手段となる〔UNWTO 2021：6〕。

以上の提案を踏まえると、再生型観光はトロントにおける将来の都市観光を方向づける中核的な考え方として位置づけられる。観光を通じて都市環境と地域社会の価値を高めるという視点を共有することで、トロントは持続可能性を超えた「再生」を志向する都市観光モデルを構築することが可能である。再生型観光は、今後のトロントにおいて観光と都市が共存・発展していくための有効なアプローチであると結論づけられる。

おわりに

本研究は、「トロントの再生型観光」をテーマとして、都市観光が抱える課題に対し、再生型観光という視点からその可能性を検討してきた。従来の観光は、地域経済への貢献という側面で重要な役割を果たしてきた一方で、環境負荷の増大や地域住民との摩擦など、さまざまな問題を引き起こしてきた。とくに大都市においては、観光の規模が拡大するにつれて、その影響が都市全体に及ぶ傾向があり、観光のあり方を見直す必要性が高まっている。このような課題が顕在化するなかで、観光を通じて地域や環境をより良い状態へ導くことを目指す再生型観光は、現代の都市観光において検討すべき重要な考え方である。

第1章では、トロントの都市的特徴と観光を取り巻く背景を整理し、再生型観光が求められる理由を明らかにした。トロントは多文化性を強みとする国際都市であり、自然環境と文化資源の双方に恵まれている。一方で、観光の集中による環境への影響や、観光地と地域住民との関係性といった課題も抱えている。こうした状況を踏まえ、観光を単なる経済活動として捉えるのではなく、都市や地域社会の持続的な発展と結びつけて考える必要性を指摘した。

第2章では、トロントにおける再生型観光の具体的な取り組みとして、トロントアイランド、ハイパーク、TIFFを取り上げた。トロントアイランドやハイパークの事例からは、自然環境の保全を前提としながら、市民と観光客の双方に開かれた空間として管理されている点が確認された。これらの場所では、観光地でありながら市民の日常生活の場としての機能も重視されており、観光が地域資源を一方的に消費する存在ではないことが示されている。また、TIFFの事例では、文化イベントを通じて都市の魅力を国際的に発信すると同時に、地域経済や文化産業の活性化に寄与している点が明らかとなった。これらの取り組みは、観光が都市の魅力を再評価し、共有する役割を果たしている点において、再生型観光の特徴を具体的に示すものといえる。

第3章では、トロントにおける再生型観光の課題と展望について検討した。制度的な制約や資金面の課題、観光客や事業者の意識、地元住民との関係構築の難しさなど、再生型観光を推進する上での課題は少なくない。さらに、観光施策が短期的な成果を重視する傾向にある点も、再生型観光の定着を難しくしている要因の一つである。一方で、他都市との比較からは、観光政策を都市全体の長期的なビジョンのなかで位置づけることや、住民参加を重視した取り組みの重要性が示唆された。再生型観光は、観光分野に限らず、都市計画や環境政策、文化政策とも関わる考え方であり、観光を都市の一部として捉える視点が求められる。

本研究を通じて、トロントにおける再生型観光は、すでに一部の分野で実践されてお

り、今後の都市観光のあり方を考える上で有効な視点であることが明らかとなった。再生型観光は、新たな観光地開発に依存するものではなく、既存の自然環境や文化資源を活かしながら成立する点に特徴がある。このような点は、大都市であるトロントにおいて、観光と都市・地域社会との関係を見直す際の一つの手がかりとなると考えられる。

なお、本研究は文献調査および事例分析を中心とした考察であり、現地調査や定量的な分析を十分におこなえていないという限界がある。また、取り上げた事例は代表的な観光資源に限られており、地域の日常的な観光実践については十分に扱うことができなかった。今後は、住民や観光客の視点を取り入れた調査や、他都市との比較を通じて、再生型観光のあり方をより多角的に検討することが求められる。

【参考文献・インターネット資料】

Buhalis, D. (2020) “Technology in tourism: From information communication technologies to smart tourism,” *Tourism Review*, 75.

Butler, R. (2018) “Tourism, sustainability and the limits of growth,” *Tourism Management*, 65.

City of Toronto (2025) “High Park Management Plan”

<https://www.toronto.ca/data/parks/prd/facilities/complex/1/index.html>

2025 年 9 月 20 日 最終アクセス

—— (2023a) “Toronto Facts & Statistics”

<https://www.toronto.ca/city-government/data-research-maps/toronto-facts/>

2025 年 12 月 9 日 最終アクセス

—— (2023b) “Toronto Island Park”

<https://www.toronto.ca/explore-enjoy/parks-gardens-beaches/toronto-island-park/>

2025 年 9 月 20 日 最終アクセス

—— (2023c) “High Park”

<https://www.toronto.ca/data/parks/prd/facilities/complex/1/index.html>

2025 年 9 月 20 日 最終アクセス

—— (2021) “TransformTO: Climate Action Strategy”

<https://www.toronto.ca/services-payments/water-environment/environmental-grants-incentives/transformto/>

2025 年 12 月 10 日 最終アクセス

City of Vancouver (2020) "Greenest City Action Plan"

<https://vancouver.ca/green-vancouver/greenest-city-action-plan.aspx>

2026 年 1 月 10 日 最終アクセス

Destination Canada (2022) "A Regenerative Approach to Tourism"

<https://www.destinationcanada.com/en>

2026 年 1 月 11 日 最終アクセス

Destination Ontario (2023) "Toronto Islands"

<https://www.destinationontario.com/en-ca/attractions/toronto-islands>

2025 年 9 月 20 日 最終アクセス

Destination Toronto (2022) "Destination Development Strategy"

<https://www.destinationtoronto.com/>

2025 年 12 月 10 日 最終アクセス

—— (2023) "Neighbourhoods & Culture"

<https://www.destinationtoronto.com/>

2026 年 1 月 11 日 最終アクセス

Goodwin, H. (2019) *Responsible Tourism: Using Tourism for Sustainable Development*, Goodfellow Publishers.

Government of Canada (2025) "Support for the Toronto International Film Festival"

<https://www.canada.ca/en/canadian-heritage.html>

2025 年 9 月 21 日 最終アクセス

High Park Nature Centre (2024) "Conservation and Education Programs"

<https://highparknaturecentre.org/>

2025 年 9 月 20 日 最終アクセス

Indigenous Tourism Association of Canada (2021) "Indigenous Experiences in Ontario"

<https://indigenoustourism.ca/>

2026 年 1 月 11 日 最終アクセス

Mollison, B. (1988) *Permaculture: A Designers' Manual*, Tagari Publications.

Pollock, A. (2019) "Regenerative tourism: The future of travel"

<https://medium.com/activate-the-future/regenerative-tourism-the-natural-maturation-of-sustainability-26e6507d0fcb>

2026 年 1 月 15 日 最終アクセス

Smolyanitsky, M. (2025) “Festival Streets and Urban Cultural Regeneration,” *Journal of Urban Cultural Studies*, Vol.11.

<https://www.intellectbooks.com/journal-of-urban-cultural-studies>

2026 年 1 月 18 日 最終アクセス

Society for Ecological Restoration International (2004) “The SER International Primer on Ecological Restoration”

https://www.ctahr.hawaii.edu/littonc/PDFs/682_SERPrimer.pdf

2026 年 1 月 18 日 最終アクセス

The Varsity (2025) “TIFF’s economic impact on Toronto”

<https://thevarsity.ca/>

2025 年 9 月 21 日 最終アクセス

Torja (2022) “Toronto skyline and urban nature”

<https://www.torja.ca/toronto-skyline>

2026 年 1 月 15 日 最終アクセス

TourismCoLab (2022) “Tourism and Regeneration”

<https://www.tourismcolab.org/>

2026 年 1 月 12 日 最終アクセス

Tourism Victoria (2019) “Sustainable Tourism Strategy”

<https://www.tourismvictoria.com/>

2026 年 1 月 10 日 最終アクセス

UNWTO (2021) “Tourism and Sustainable Development”

<https://www.unwto.org/>

2026 年 1 月 12 日 最終アクセス

Waterfront Toronto (2022a) “Waterfront Revitalization Projects”

<https://www.waterfronttoronto.ca/>

2026 年 1 月 12 日 最終アクセス

—— (2022b) “Waterfront Revitalization”

<https://www.waterfronttoronto.ca/>

2026 年 1 月 12 日 最終アクセス

Zukin, S. (2010) *Naked City: The Death and Life of Authentic Urban Places*, Oxford University Press.

名古屋学院大学国際文化学部国際文化学科

2025 年度 卒業論文

<指導教員 佐伯奈津子>

スウェーデンと日本の若者における選挙に対する意識の違い
教育環境と社会構造の比較を通じて

26W0100 高橋 玖見

はじめに

近年、多くの民主主義国家において若者の政治参加の低下が課題として指摘されている。とくに日本では、若者の投票率の低さが長年にわたり問題視されており、選挙制度が整備されているにもかかわらず、若い世代が政治に十分に関与できていない現状が続いている。一方で、同じ先進民主主義国家であるスウェーデンでは、若者の投票率が比較的高く、政治参加が若年層にまで広く浸透していることが国際的にも注目されている。

このような両国の違いは、単に若者個人の関心や意識の差によるものではなく、社会制度や教育、文化的背景など、より構造的な要因によって生み出されている可能性が高い。とくに、学校教育における政治教育の在り方や、家庭・社会における政治的対話の文化は、若者が政治をどのように捉え、どの程度主体的に関わろうとするかに大きな影響を与えると考えられる。

本研究の目的は、日本とスウェーデンの若者の選挙意識を比較し、どのような社会的・文化的・教育的要因によって、その違いが形成されているのかを明らかにすることである。具体的には、日本とスウェーデンにおける若者の政治意識の特徴を整理した上で、家庭環境、教育制度、社会文化といった観点から両国を比較し、若者の政治参加を支える要因について考察をおこなう。

研究方法としては、文献資料および既存統計データを中心とした分析を用いる。加えて、筆者自身がスウェーデン滞在中に得た補足的な経験的知見も背景理解の一助として参照するが、分析の主軸はあくまで先行研究と公的資料にもとづくものとする。

本論文は、第1章において日本とスウェーデンの若者の選挙意識の特徴とその背景を整理し、第2章では両国の社会・文化・教育環境が若者の政治態度に与える影響について考察する。第3章では、これらの比較結果を踏まえ、日本とスウェーデンの事例から若者の政治参加を促進するための示唆を導き出す。

第1章 日本とスウェーデンの若者の選挙意識とその背景

第1節 日本の若者の選挙意識：その特徴と背景要因

日本における若者の政治参加、とくに選挙への参加については、多くの研究が低投票率の背景を分析してきた。日本労働組合総連合会（連合）（2023）は、若年層の政治参加が他世代と比較して一貫して低水準にあることを指摘しており、その要因として政治的無関心や制度理解の不足を挙げている〔連合 2023：6〕。しかし近年では、若者の政治参加を単なる意識の欠如として捉える見方に対し、より構造的な要因に注目する研究が増加している。

若者の社会参画研究を専門とする両角達平（2021）は、若者の政治意識は個人の性格や価値観によって自発的に形成されるものではなく、家庭・学校・地域社会といった社会的環境の中で段階的に形成されるものであると指摘している〔両角 2021：2〕。さらに、教育社会学の立場から主権者教育を分析した川崎一彦ら（2018）は、日本の学校教育における政治学習が制度や仕組みの理解に重点を置いている一方で、生徒自身が政治的判断をおこなう実践的経験が乏しいことを問題点として指摘している〔川崎ほか 2018：184-190〕。

これらの先行研究に共通しているのは、若者の低投票率を「若者個人の問題」として還元するのではなく、社会構造や教育環境の影響として捉える必要性を強調している点である。

本節では、この視点を踏まえ、日本の若者の選挙意識の特徴を整理する。

日本の若者は、政治を生活から距離のあるものとして捉える傾向が強い。政治は「専門知識が必要な難しい分野」あるいは「政治家や官僚が扱うもの」と認識されやすく、自身の日常生活との直接的な関連性を実感しにくい。このような政治との心理的距離の大きさは、選挙行動をみずからの意思で選択する動機を低下させる重要な要因となっている〔両角 2021：3〕。

また、「自分一人が投票しても政治は変わらない」という感覚、すなわち政治的無力感も多く、若者に共有されている。日本労働組合総連合会（連合）（2023）の調査においても、若年層ほど「政治に参加しても結果は変わらない」と考える傾向が強いことが示されている〔連合 2023：7〕。政治過程の複雑さや、投票結果と政策決定との関係が見えにくい現状が、この無力感を強化していると考えられる。このような認識は、選挙の重要性を理解していても、実際の行動につながりにくいという日本の若者の特徴を説明する要因の一つである。

学校教育における政治学習も、若者の選挙意識形成に大きな影響を与えている。日本の中等教育では、公民科を中心に憲法、国会、内閣、地方自治、選挙制度などの制度理解が重視されている。一方で、政治的争点について意見を形成し、他者と議論する機会は限定的である。文部科学省（2015）が示す主権者教育の方針では、政治的中立性の確保が強く意識されており、特定の政党や政策を扱う議論については慎重な姿勢が取られている。その結果、政治を「知識として学ぶ対象」として理解することは可能である一方で、政治的争点についてみずから考え、判断する経験は十分に提供されていないとの指摘がなされている〔文部科学省 2015：2〕。

さらに、川崎一彦・澤野由紀子・鈴木賢志・西浦和樹・アールベリエル松井久子（2018）は、主権者教育が制度理解に重点を置くあまり、討論や意見形成といった実践的学習が不足している点を問題として挙げている。加えて、授業時間の制約や学習指導要領全体の進度への配慮から、政治分野に十分な時間を割くことが難しい現状も指摘されている〔川崎ほか 2018：184-190〕。このような教育環境は、若者が政治的判断を主体的におこなう経験の不足につながり、選挙に対する不安や戸惑いを増大させる要因となっている。

家庭環境も、若者の政治意識形成に重要な役割を果たしている。日本の家庭では、政治的話題が対立や摩擦を生むものとして避けられる傾向が強く、親子間で政治について話し合う機会は限られている。そのため、若者は政治を「触れてはいけない話題」として認識し、意見を表明する経験を十分に積むことができない〔両角 2021：2-3〕。

また、日本における若者の政治参加、とくに選挙への参加については、多くの研究が低投票率の背景を分析してきた。日本労働組合総連合会（連合）（2023）は、若年層の政治参加が他世代と比較して一貫して低水準にあることを指摘しており、その要因として政治的無関心や制度理解の不足を挙げている〔連合 2023：4〕。実際、同調査によれば、直近の国政選挙において「投票した」と回答した割合は18～29歳で約35%にとどまっており、60歳以上の約70%を大きく下回っている〔連合 2023：5〕。この世代間の差は、日本の若者において選挙参加が十分に定着していない現状を示している。

以上の要素を比較軸に沿って整理すると、以下の3点にまとめることができる。

1. 政治との心理的距離：政治を専門家や制度の領域として捉え、生活と切り離して認識しやすい。

2. 政治的社会化の過程：学校教育や家庭における討論・意見形成の機会が限られ、政治参加の経験が不足している。
3. 政治参加の実感：若者の意見が社会に反映されているという実感を得にくい制度的・社会的環境が存在する。

このように、日本の若者の選挙意識は、個人の無関心ではなく、教育・家庭・社会構造の相互作用によって形成される心理的距離の大きさに特徴があると整理できる。

第2節 スウェーデンの若者の選挙意識：積極性を支える社会的背景

スウェーデンの若者の政治参加は、国際比較においてつねに高い水準を示しており、とくに投票率の高さは注目されてきた。2018年の総選挙では、18～24歳の投票率が約81%に達しており、同選挙の全体投票率である87.2%と比較しても大きな乖離は見られない[Statistikmyndigheten SCB 2018]。この数値は、日本の若年層投票率と比べても著しく高く、若者の政治参加が社会的に定着していることを示している。先行研究では、この背景として、教育制度を中心とした政治的社会化の充実、家庭や地域社会における政治的対話の定着、そして若者の意見を制度的に受け止める枠組みの存在が指摘されている[両角 2021：2-3]。

同国における若者の政治参加は、個人の関心や性格特性よりも、制度的・文化的環境によって形成される側面が強い。また、若者が政治参加を「特別な行為」ではなく「市民として当然の行動」と捉えている点に、スウェーデン民主主義の特徴があると指摘している[両角 2021：29]。

とくに、学校教育において実践されるシティズンシップ教育¹や、Skolval（学校選挙）の全国的な実施は、若者が政治参加を疑似体験ではなく、現実に近いかたちで学ぶ機会を提供している。Skolvalを含む北欧諸国の市民教育が、若者の政治的有効感を高める効果をもつと評価している[川崎ほか 2018：173-179]。

スウェーデンの若者は、政治をみずからの生活や将来と直接的に結びつくものとして認識している。教育政策、福祉制度、環境政策、労働市場など、政治的意思決定が日常生活に具体的な影響を及ぼすことを、学校教育や家庭で繰り返し学んできた結果であると考えられる。そのため、選挙は単なる義務や形式的な制度ではなく、自分の意見や価値観を社会に反映させるための重要な手段として理解されている。スウェーデンにおける政府への信頼水準の高さが、政治参加を日常的行動として定着させている要因の一つであると指摘している[川崎ほか 2018：180-183]。

このような認識は、政治に対する心理的距離を縮小させ、「政治は自分には関係のないもの」という意識を生みにくい環境を形成している。結果として、若者は政治参加を特別視することなく、自然な行動として選挙に向き合う姿勢を身につけている。

スウェーデンの教育制度においては、シティズンシップ教育が中核的な位置を占めてい

¹ シティズンシップ教育（citizenship education）とは、民主主義社会の構成員として必要な知識・技能・態度を育成することを目的とした教育を指す。具体的には、政治制度や権利・義務に関する理解に加え、社会的課題について考え、他者と議論し、公共的意思決定に参加する能力の形成を重視する点に特徴がある

る。小学校段階から、生徒がみずから意見を形成し、他者の意見を尊重しながら議論することが重視されており、授業では討論、グループワーク、プレゼンテーションなどの参加型学習が日常的におこなわれている。

とくに注目されるのが、Skolval の存在である。これは、実際の国政選挙に合わせて全国の高校で実施される模擬選挙であり、現実の政党や政策をもとに投票がおこなわれる。Skolval の経験が若者にとって政治参加を現実的かつ身近なものとして理解させる契機となっていると述べている [川崎ほか 2018 : 173-180]。

スウェーデンでは、家庭や地域社会において政治的対話が日常的におこなわれている点も特徴的である。親子間で政治について意見を交わすことは一般的であり、意見の相違は対立ではなく、議論や理解の対象として受け止められる傾向が強い。こうした家庭内での政治的対話の経験が、若者にとって政治を身近なものとして認識させる重要な要因であると指摘している [両角 2021 : 18-22]。この文化的土壌は、若者がみずからの意見を表明することへの不安や躊躇を軽減し、政治参加への心理的ハードルを下げる役割を果たしている。

また、家庭内の対話にとどまらず、地域社会においても若者が政治に関与する機会が制度的に保障されている点が、スウェーデンの特徴として挙げられる。スウェーデンの自治体レベルで若者評議会 (Youth Councils) が設置され、若者の意見が政策形成の過程に組み込まれていることを報告している [両角 2021 : 38-45]。これにより、若者は自らの発言や行動が社会に影響を与えるという実感を得やすく、政治参加を一時的な行為ではなく継続的な行動として捉えるようになる。

このような家庭・社会環境は、政治参加を「遠い世界のできごと」ではなく、「自分たちが関与できる身近な営み」として捉えさせる役割を果たしている。

スウェーデンの若者の選挙意識を、比較研究の観点から整理すると、以下の特徴が挙げられる。

1. 政治との心理的距離：政治を生活や将来と密接に結びつく現実的課題として認識し、心理的距離が近い。
2. 政治的社会化の過程：学校教育における討論や Skolval、家庭や地域での政治的対話を通じて、政治参加を体験的に学んでいる。
3. 政治参加の実感：若者評議会などの制度的枠組みにより、みずからの意見が社会に反映されるという実感を得やすい。

以上のように、スウェーデンの若者の選挙意識は、教育・家庭・社会文化・制度が相互に作用することで形成されている。その結果、政治参加は個人の関心や性格の問題としてではなく、社会構造に支えられた行動として理解することが可能である。

第3節 両国の若者の選挙意識の比較とその構造

若者の政治参加を国際比較の視点から分析した研究では、投票率や政治関心の差異は、個人の資質や価値観だけでなく、教育制度、社会文化、そして若者が政治に関与する制度的参加機会といった構造的要因によって大きく左右されることが示されている [両角 2021 : 29-32]。

とくに、政治的有効感（political efficacy）²や政治との心理的距離は、若者の投票行動を理解する上で重要な概念として位置づけられてきた。これらの概念は、若者が政治を「自分に関係のあるもの」と捉えているかどうか、また、みずからの意見や行動が政治に影響を与えうると感じているかどうかを示す指標である。両角（2021）は、こうした意識の形成が若者の政治参加や投票行動と密接に関連していることを指摘している〔両角 2021：23-28〕。

本節では、第1節および第2節で整理した日本とスウェーデンの若者の選挙意識を踏まえ、両国の差異を構造的に比較・分析する。本研究では、以下の3つの比較軸を設定する。

1. 政治との心理的距離
2. 政治的社会化の過程
3. 政治参加の実感

これらの軸は、単に投票率の高低を説明するためだけでなく、若者が政治にどのように向き合い、どのような経験を通じて参加意識を形成しているのかを明らかにするための枠組みである。

第一の「政治との心理的距離」について、日本の若者は、政治を「専門的で難解な分野」として認識する傾向が強く、日常生活との結びつきを実感しにくい状況にある。その結果、選挙の重要性を理解していても、みずから主体的に関与する行動へとつながりにくい。政治は制度や知識として存在するものの、「自分事」として捉えられる機会が限られている〔連合 2023：6〕。一方、スウェーデンの若者は、教育、福祉、環境、労働といった政策分野がみずからの生活や将来に直接影響を及ぼすことを理解しており、政治を生活に密着した存在として認識している。この認識は、政治参加を特別な行為ではなく、市民として自然な行動として捉える姿勢につながっている。この心理的距離の差は、投票行動の有無だけでなく、政治に対する態度や関心の持続性にも影響を与える重要な要因である。

第二の「政治的社会化の過程」の過程においても、両国には明確な違いがみられる。日本では、公民科を中心とした学校教育において、憲法や選挙制度などの制度的知識が重視される一方で、討論や意見形成、模擬選挙といった実践的な学習機会は限定的である。そのため、政治は「学ぶ対象」として理解されても、「参加する対象」として経験されにくい。これに対し、スウェーデンでは、小学校段階からシティズンシップ教育が体系的におこなわれ、討論やグループワーク、Skolval を通じて政治参加を体験的に学ぶ機会が豊富に提供されている。このような教育実践は、若者が意見を表明することへの心理的抵抗を低下させ、政治参加への主体性を育成する役割を果たしている。この違いは、若者が政治をどのように理解し、どの段階で参加意識を形成するかという点に大きな影響を及ぼしている。

第三の「政治参加の実感」という観点から見ると、日本の若者は、みずからの意見や1票が政治に反映されていると感じにくい状況にある。国会議員の高年齢化や政策決定過程の見えにくさは、若者と政治との距離をさらに拡大させている。一方、スウェーデンでは、若者評議会（Youth Councils）や地域社会における対話の場を通じて、若者の意見が政策形成に反映される制度的枠組みが整備されている。これにより、若者は政治参加の結果を具体的に実感しやすく、政治的有効感をもちやすい環境にある。この制度的差異は、若者が政治参

² 政治的有効感とは、個人が政治を理解し、みずからの意見や行動が政治過程に影響を与えうると認識する感覚を指す。

加を継続的な行動として捉えるかどうかに大きく影響している。

以上の比較から、日本とスウェーデンの若者の選挙意識の差は、単なる個人の関心や意欲の違いではなく、教育、家庭、社会文化、制度が相互に作用する構造的な違いによって生み出されていることが明らかとなった。日本では、知識中心の教育、政治的対話を避ける文化、若者の参加実感を得にくい制度が重なり合い、政治との心理的距離を拡大させている。一方、スウェーデンでは、参加型教育、対話を重視する社会文化、若者の参画を支える制度が連動し、若者の主体的な政治参加を促す環境が形成されている。この構造的差異を理解することは、若者の投票率を単に引き上げることを目的とするのではなく、若者が政治と持続的に関わるための環境整備を検討する上で重要な示唆を与える。

第2章 考察：若者の選挙意識の差を生む社会・文化・教育要因

第1節 両国の社会・文化環境が若者の政治態度に及ぼす影響

本節で扱う社会・文化環境の特徴は、第1章において示した日本およびスウェーデンの若者の選挙意識の実態を前提としており、それらがどのような背景によって形成されているのかを検討するものである。

日本においては、家庭内で政治や選挙について話し合う機会が比較的少ないことが、先行研究においても繰り返し指摘されている。政治的話題は、意見の対立を招きやすいもの、あるいは日常生活とは切り離された専門的な領域として認識されがちであり、若者が家庭のなかで政治的意見を表明したり、議論したりする経験を十分に積むことが難しい。このような環境では、政治について考えること自体が「特別な行為」として捉えられやすく、若者の政治参加に対する心理的なハードルが高まる。

また、日本社会では、周囲と異なる政治的意見を表明することに対する慎重さや同調圧力が存在している点も無視できない。政治的発言が人間関係に影響を及ぼす可能性を懸念するあまり、若者はみずからの意見を表に出すことを控えやすくなる。その結果、政治的態度の形成が個人の内面にとどまりやすく、行動としての政治参加につながりにくい構造が生じている。

さらに、日本では政治に対する不信感が根強く存在している点も重要である。選挙に参加しても政治は変わらない、あるいは自分の一票が政策決定に影響を与えとは考えにくいという認識が広がりやすく、若者は政治参加の有効性を実感しにくい。その結果、政治は自分とは距離のある存在として認識され、選挙参加に消極的な態度が形成されやすくなる。

一方、スウェーデンでは家庭や地域社会において政治的対話が日常的におこなわれており、政治について意見を交わすことは民主主義を支える重要な営みとして位置づけられている。若者は幼少期から多様な意見に触れ、意見の違いを前提とした議論を経験することで、政治的対話に対する心理的抵抗を低く保つことができる。このような社会文化は、若者が政治を身近なものとして捉える基盤となっている。

加えて、公共空間において政治的議論が可視化されている点も、スウェーデンの特徴である。選挙期間中の対話的な政治活動や市民同士の意見交換の場は、若者にとって政治を抽象的な制度ではなく、現実の社会と結びついたものとして理解する機会を提供している。

さらに、スウェーデンでは政治制度や公共機関に対する信頼感が比較的高く、若者もみず

からの意見が政治に反映される可能性を現実的なものとして捉えやすい。社会全体におけるこの信頼感は、若者の政治的自己効力感を高め、選挙参加への動機づけを強化する役割を果たしていると考えられる。

以上のように、日本とスウェーデンの若者の政治態度の違いは、個人の関心の差によるものではなく、家庭や社会における政治的対話の文化、政治への心理的距離感、社会的信頼の在り方といった社会・文化的環境の違いによって形成されているといえる。

第2節 教育環境の比較：政治的関心を育てる仕組みと方法

第1章第2節で確認したスウェーデンの高い投票率や積極的な政治参加の背景には、教育環境の違いが大きく関係していると考えられる。

本節では、日本とスウェーデンにおける教育環境の違いに着目し、若者の政治的関心や選挙参加意識がどのように形成されているのかを比較検討する。とくに、学校教育における政治や民主主義の扱い方、討論や意見表明の機会、そして学校文化そのものの違いが若者の政治態度に与える影響を考察する。

日本では、学校教育における政治教育は、おもに公民科を中心としておこなわれている。近年は文部科学省の方針により主権者教育が推進され、高等学校段階を中心に選挙制度や憲法、国会の仕組みなどについて学ぶ機会が拡充されてきた〔文部科学省 2015：2〕。しかし、その多くは知識の習得に重点が置かれており、政治をみずから考え、判断し、意見を形成するプロセスを重視した教育は限定的である。

また、日本の学校現場では、政治的中立性への配慮から、特定の政策や政党をめぐる議論を避ける傾向が強い。その結果、生徒同士が異なる意見をもち、それを言葉にしてぶつけ合う経験が不足しやすい。政治は「答えの決まった知識」として扱われやすく、生徒自身の価値観や立場にもとづいて考える対象としては捉えにくい状況が生じている。このような教育環境は、政治的判断に対する自信の形成を妨げ、選挙参加への不安感を高める要因となり得る〔両角 2021：183-184〕。

一方、スウェーデンの教育課程では、民主主義や市民参加が教育の中核的理念として位置づけられている。社会科教育においては、政治制度の理解にとどまらず、社会問題について討論し、みずからの意見を形成する能力を育成することが重視されている〔両角 2021：62-65〕。こうした教育環境のもと、2018年の総選挙では18～24歳の投票率が約81%に達しており、若年層においても高い政治参加が確認されている〔Statistiska centralbyrån 2018〕。生徒は授業のなかで意見を述べ、他者の考えを聞き、合意や対立を経験することを通じて、政治的対話に慣れ親しんでいく。その象徴的な取り組みが、全国的に実施されている Skolval である。これは実際の国政選挙に合わせておこなわれる模擬選挙であり、生徒は現実の政党や政策をもとに投票をおこなう。こうした体験を通じて、選挙は抽象的な制度ではなく、自分自身の選択が反映される具体的な行為として理解されるようになる〔川崎ほか 2018：173-179〕。

さらに、スウェーデンの学校文化では、生徒が意見を表明すること自体が肯定的に評価される傾向がある。発言の内容よりも、考えを持ち、それを言葉にする姿勢が重視されるため、政治的発言に対する心理的な抵抗が低く保たれている〔両角 2021：38-56〕。このような環境は、若者の政治的自己効力感を育て、将来的な政治参加を促進する基盤となっている。

以上のように、日本とスウェーデンの教育環境の違いは、若者の政治的関心や選挙意識の形成に大きな影響を与えている。知識伝達を中心とする日本の政治教育と、対話と実践を重視するスウェーデンの教育の差は、若者が政治を「自分事」として捉えられるかどうかを左右する重要な要因であるといえる。

第3節 若者の意識差を生む複合的要因の整理

本節では、第1章で整理した両国の若者の選挙意識の特徴を踏まえ、それらが社会・文化・教育環境の相互作用によってどのように形成されているのかを整理する。両国の若者の政治参加の在り方は、単一の要因によって説明できるものではなく、社会構造、教育制度、文化的背景が相互に影響し合うなかで形成されていると考えられる。

まず、社会・文化環境の側面では、政治に対する社会的な位置づけの違いが若者の意識形成に大きく影響している。日本では、政治は専門的で距離のあるものとして認識されやすく、日常生活のなかで政治について語ることが控えられ傾向がある。その結果、若者は政治を自分自身の問題として捉えにくく、選挙参加に対しても消極的になりやすい。一方、スウェーデンでは、政治的対話が社会のなかで比較的日常的におこなわれており、政治参加は民主主義を支える自然な行為として理解されている。この文化的土壌が、若者の政治への心理的距離を縮めている。

次に、教育環境の違いも重要な要因である。日本の政治教育は制度理解を中心とする傾向が強く、討論や意見形成の機会が限られている。そのため、若者は政治について「正解を当てるもの」として学び、みずからの判断に自信をもちにくい。一方、スウェーデンでは、民主主義教育や市民参加教育が体系的におこなわれており、生徒は意見を表明し、他者と議論する経験を重ねている。このような教育経験の差は、政治的自己効力感の形成に直接的な影響を与えている。

さらに、社会制度の側面においても、若者の意見が政治に反映される仕組みの有無が重要である。スウェーデンでは、若者評議会や学校選挙などを通じて、若者が政治過程に関与する具体的な場が提供されている。これにより、若者はみずからの意見が社会に影響を与える可能性を実感しやすい。一方、日本では、若者が政治参加の成果を体感できる機会が限られており、そのことが政治への無力感を強める一因となっている。

これらの要因は、それぞれ独立して存在しているのではなく、相互に関連しながら若者の政治意識を形成している。たとえば、教育現場で意見表明の経験が乏しい場合、社会においても政治的発言を抑える姿勢が強化される可能性がある。このように、文化・教育・社会制度が連動することで、日本とスウェーデンの若者の選挙意識には構造的な差異が生じているといえる。

以上の分析から、若者の政治参加を促進するためには、個人の意識改革にとどまらず、社会環境や教育制度を含めた包括的な取り組みが必要であることが示唆される。本章で整理した複合的要因は、次章においておこなうより具体的な考察の基盤となるものであり、日本における若者の政治参加を考える上で重要な視点を提供している。

第3章 比較研究から見える若者参画の可能性

第1節 日本とスウェーデンにおける若者の選挙意識の比較結果

本研究では、日本とスウェーデンの若者における選挙意識の違いに着目し、両国の社会的・文化的・教育的背景を比較することで、その差がどのように形成されているのかを明らかにすることを目的としてきた。若者の投票率や政治参加の在り方は、民主主義の将来を左右する重要な要素であり、その実態と背景を分析することには大きな意義がある。

第1章では、まず日本の若者の選挙意識について検討した。日本では、若者の投票率がほかの年代と比較して低い水準にとどまっている。たとえば、2021年に実施された第49回衆議院議員総選挙において、総務省の公式統計によれば、全体の投票率は約55%であった。一方、年代別投票率の推移をみると、若年層の投票率は他の年代と比較して低い水準にとどまっていることが示されている[総務省 2021]。また、若者向けの政治参加啓発資料においても、若年層の投票参加が相対的に低い傾向にあることが指摘されており、政治が自分自身の生活と結びつきにくい「遠い存在」として認識されやすい状況がうかがえる[連合 2023: 6]。

その背景には、家庭や学校において政治について意見を交わす機会が限られていることや、政治的自己効力感が形成されにくい社会的環境が存在していることが指摘された。また、学校教育における主権者教育が制度理解に重点を置く傾向にあり、主体的な判断や討論を通じて政治参加を体験的に学ぶ機会が十分でない点も、日本の若者の選挙意識に影響を与えていることが示された。

一方、スウェーデンの若者の選挙意識について検討した第1章第2節では、若者が政治を生活と密接に関わるものとして捉え、選挙をみずからの意見を社会に反映させる自然な手段として認識している点が明らかになった。スウェーデンでは、シティズンシップ教育を中心とした学校教育を通じて、民主主義や政治参加が日常的な学習テーマとして扱われている。また、Skolvalなどの取り組みにより、若者が実際に選挙を体験する機会が制度的に保障されている。さらに、家庭や地域社会においても政治的対話が日常的に行われており、若者が自らの意見を表明することへの心理的抵抗が低い社会文化が形成されていることが確認された。

第1章第3節では、これらの分析を踏まえ、日本とスウェーデンの若者の選挙意識を比較した。その結果、両国の差は若者個人の政治への関心の有無によるものではなく、政治との心理的距離、政治的社会化の過程、そして若者の意見を制度的に受け止める仕組みの有無といった構造的要因によって生み出されていることが明らかになった。特に、政治参加を「特別な行為」と捉えるか、「日常的な行為」と捉えるかという認識の違いが、選挙参加への態度に大きな影響を与えている点が示唆された。

以上の分析から、本研究は、若者の選挙意識を理解するためには、個人の意識や態度だけでなく、それを取り巻く社会・文化・教育環境を総合的に捉える必要があることを明らかにした。若者の政治参加を促進するためには、制度の整備にとどまらず、日常的に政治について考え、対話し、参加する経験を積み重ねることができ環境を整えることが重要であると結論づけられる。

第2節 本研究における調査方法と分析上の限界

筆者は2025年9月にスウェーデンを訪問し、国際文化学部「国際文化研究」助成を受

けて、現地の若者に対して政治や選挙に関する聞き取り調査をおこなった。調査対象は、デンマークの首都コペンハーゲンから鉄道で約 1 時間の距離に位置するルンドに在住する、ルンド出身のスウェーデン人男性の若者 2 名である。ルンドは人口約 9 万 4000 人規模の学生都市であり、高等教育機関が集積する地域として知られている。

聞き取り調査では、これまで学校教育のなかで受けてきた政治や選挙に関する授業内容、高校段階で実施された模擬選挙の具体的な様子、選挙期間中に設置される選挙小屋の利用実態、さらには政治家が学校を訪問する機会の有無などについて質問をおこなった。これは、先行研究や文献資料から得られるスウェーデンの若者像と、実際の経験とのあいだにどのような共通点や相違点があるのかを確認することを目的としたものであった。

その結果、政治や選挙について時間をかけて体系的に学ぶ授業が存在することや、模擬選挙が実施されている点については、先行研究の記述と一致する回答が得られた。一方で、地方都市であることも影響し、政治家が学校に直接訪問する機会は必ずしも多くないことが示された。また、対象者 2 名はいずれも自身を内向的な性格であると述べており、選挙小屋の存在は認識しているものの、実際に足を運んだ経験はないという点も共通していた。

ただし、本聞き取り調査は対象が 2 名に限られており、性別や出身地も限定されていることから、スウェーデンの若者全体の意識を代表するものとは言いがたい。そのため、本研究においてはこれらの聞き取り内容を分析データとしては用いず、あくまで補足的な背景理解にとどめることとした。以上の理由から、本研究は文献資料および既存統計にもとづく分析を中心として構成している。

第 3 節 今後の展望：若者の政治意識を高めるための示唆

本研究で明らかにしてきた日本とスウェーデンの比較から、若者の政治意識や選挙参加は、個人の関心の有無だけでなく、教育政策や社会環境の在り方によって大きく左右されることが示された。ここでは、これまでの分析を踏まえ、日本における教育政策への示唆と、今後の研究につながる視点について整理する。

第一に、教育政策への示唆として、政治を「知識として学ぶ対象」から「考え、関わる対象」へと位置づけ直す必要性が挙げられる。日本における主権者教育は、制度理解や法的枠組みの学習に重点が置かれる傾向が強く、政治的判断や意見形成の過程を経験する機会は十分とは言えない。スウェーデンの事例が示すように、討論や模擬選挙などを通じて、若者自身が判断し、選択する経験を積むことは、政治への心理的距離を縮める上で重要である。とくに、正解のない問いについて意見を述べ、他者と議論する経験は、政治的自己効力感の形成に寄与する可能性が高い。政治的自己効力感とは、自分の意見や行動が政治に影響を与えることができるという認識や感覚を指し、政治参加への意欲や行動を支える重要な心理的要因である。日本の教育現場においても、政治的中立性への配慮を前提としつつ、意見の違いを前向きに扱う学習環境を整備することが求められる。その際、政治参加を特別な行為として強調するのではなく、日常生活と結びついた問題として扱う視点が重要となる。

第二に、今後の研究への視点として、本研究の限界と発展可能性を指摘しておく必要がある。本研究は、文献資料および既存統計を中心に分析をおこなったため、若者一人ひとりの具体的な意識形成過程や個人差については十分に明らかにできていない。今後は、より多様な属性を持つ若者を対象とした質的調査やインタビュー調査を通じて、制度と個人の関係

をより詳細に検討することが求められる。

また、スウェーデンにおいても、制度が存在することと実際の参加行動とのあいだには差異が存在する可能性がある。地域差や個人の性格、社会的背景が政治参加にどのような影響を与えるのかを分析することで、若者の政治意識をより多面的に捉えることができるだろう。こうした視点は、日本との比較研究をさらに深化させる上でも重要である。

以上のように、本研究の比較分析は、日本における若者の政治意識を考える上で多くの示唆を提供している。今後は、教育政策と社会環境の双方に着目しながら、若者が政治を自分自身の問題として捉え、主体的に関わることができる条件について、引き続き検討していく必要がある。

おわりに

本研究では、日本とスウェーデンの若者の選挙意識を比較することを通じて、若者の政治参加を個人の関心や意欲の問題としてではなく、教育や社会環境との関係の中で捉える視点を提示してきた。

若者が政治を自分の生活と結びつけたものとして感じられるかどうかは、生まれつきの性格や資質によって決まるのではなく、これまでにどのような学習経験や対話の場に触れてきたかによって左右される。こうした視点は、若者の政治参加を論じる際に、投票率の高低のみで評価することの限界を示している。

本研究が示した比較の視点は、若者の政治参加を一時的な行動としてではなく、民主主義社会のなかで育まれる長期的なプロセスとして考えるための一つの手がかりとなるものである。今後、若者と政治との関係をより豊かに捉える議論へとつながることを期待したい。

【参考文献・インターネット資料】

Statistikmyndigheten SCB (2018) “Statistikdatabasen, Valdeltagande i riksdags-, region- och kommunfullmäktigval efter region. Valår 1973–2018”

http://www.statistikdatabasen.scb.se/pxweb/sv/ssd/START_ME_ME0104_ME0104D/
2026年1月19日 最終アクセス

川崎一彦・澤野由紀子・鈴木賢志・西浦和樹・アールベリエル松井久子 (2018) 『みんなの教育 スウェーデンの「人を育てる」国家戦略』
ミツイパブリッシング

総務省 (2021) 「衆議院議員総選挙における年代別投票率の推移」

https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/sonota/nendaibetu/
2026年1月19日 最終アクセス

日本労働組合総連合会（連合）(2023) 『若者が政治を変える！！』

https://www.jtuc-rengo.or.jp/campaign/data/18sai_senkyoken_ver3.pdf

2026 年 1 月 19 日 最終アクセス

両角達平（2021）『若者からはじまる民主主義—スウェーデンの若者政策』萌文社

文部科学省（2015）「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等 の生徒による政治的活動等について（通知）」

https://www.mext.go.jp/content/20151029-mxt_kyoiku02-100002611.pdf

2026 年 1 月 19 日 最終アクセス

名古屋学院大学国際文化学部国際文化学科

2025 年度 卒業論文

<指導教員 佐伯奈津子>

フィンランドと日本の ICT 初等教育の違い

日本の ICT 教育における質的課題の考察

26W0113 田邊 侑里

はじめに

近年、スマートフォンやタブレット端末の急速な普及により、子どもたちを取り巻く学習環境は大きく変化している。とくに日本では、GIGA スクール構想のもとで小学生 1 人 1 台の端末環境が整備され、ICT を活用した学習が日常的におこなわれるようになった。一方で、スマートフォンをはじめとするデジタル機器の長時間使用が、学力や集中力に与える影響について、多くの課題が指摘されている。

わたしは中学 3 年生のときにスマートフォンをつかいはじめた。当時、スマートフォンの使用を十分に自制することができず、定期テストや大学受験の時期には、強い葛藤を抱えた。この経験を通して、スマートフォンが学習に与える影響について強い関心をもつようになり、「スマートフォンのつかい方次第で学習環境は大きく左右されるのではないか」という問題意識を抱くにいたった。

こうした個人的経験に加え、近年の調査において、日本の小学生のスマートフォン使用時間の増加が学力低下や学習意欲の低下と関連している可能性が指摘されていることを知った。ICT 機器は本来、学習を支援する有効な手段となり得る一方で、適切な活用がなされなければ、学習の妨げとなる危険性もあわせもっている。このような現状を踏まえ、本研究では、日本の初等教育における ICT 教育のあり方を改めて問い直す必要があると考えた。

本研究では、日本の ICT 初等教育を考察するにあたり、比較対象としてフィンランドを取り上げる。フィンランドは、国際的な学力調査において高い評価を受けてきた教育先進国であり、早期から ICT を教育に取り入れてきた国としても知られている。本論文においてフィンランドは、日本の ICT 教育の問題点や課題を相対化し、改善の方向性を検討するための比較対象国として位置づけられる。

先行研究においては、日本の初等教育における ICT 活用が、とりわけ社会経済的に不利な背景に育ち、学習面で困難を抱えやすい児童生徒への支援という観点から多く論じられている。政令指定都市を対象とした調査では、ICT が学習機会の保障や学習のつまづきの軽減に資する可能性をもつ一方で、実際の授業では ICT 活用が十分に学習改善につながっていない事例も多いことが指摘されている。とくに、家庭の経済状況や学習環境の差が学力格差として表れやすい児童生徒に対して、ICT をいかに有効に活用できるかが課題とされており、日本の ICT 初等教育は、整備段階から支援の質を問う段階へ移行しつつあることが示唆されている [藤原 2022 : 135]。

本研究の目的は、日本とフィンランドの ICT 初等教育を比較することで、日本における ICT 教育の現状と課題を明らかにし、今後のより望ましい ICT 活用のあり方を検討することである。とくに、スマートフォンを含むデジタル機器と学習との関係に着目し、ICT が児童の学びを支えるためにどのように位置づけられるべきかを明らかにすることを目指す。

本論文は、以下の構成で展開する。第 1 章では、日本における ICT 初等教育の導入背景と現状を整理する。第 2 章では、フィンランドの ICT 初等教育の実態と課題、そしてその対応について考察する。第 3 章では、日本とフィンランドの比較分析をおこない、日本の

ICT 初等教育が抱える課題と今後の方向性を提示する。

本研究の意義は、ICT 教育の推進そのものを否定するのではなく、児童の発達段階や学習の質を踏まえた ICT 活用の在り方を再考する点にある。本論文が、日本の初等教育における ICT 教育の改善や、子どもたちのより良い学習環境の構築につながることを願う。

第 1 章 日本の ICT 初等教育の現状と課題

第 1 節 ICT 教育導入前の日本の初等教育

まず、ICT 以前のコンピュータの教育利用について見ていく。コンピュータは、筆やノート、教科書、黒板と同様に、教育において用いられる道具（ツール）の一つである。しかし、コンピュータは従来の文具や教具とは異なり、多様な機能を備え、学習者の思考過程そのものに関与し得る点に特徴がある。そのため、コンピュータの教育利用は、単に新しい機器を導入することではなく、教育観や学習観と密接に結びつくものとして捉えられてきた [佐藤 1996 : 164-165]。

これまでのコンピュータの教育利用は、大きく二つの方向性に分かれて発展してきた。一つは、教師による指導を効率化するための道具として用いられる CAI (Computer Assisted Instruction) であり、もう一つは、学習者自身の思考や理解を支援する CAL (Computer Assisted Learning) である。これら二つの様式は、それぞれ異なる教育のあり方を反映しており、コンピュータはそれ自体が教育を変革する存在ではなく、既存の授業形態を再生産しやすい道具であることが指摘されてきた。

実際に、1970 年代から 1980 年代にかけての日本の初等教育におけるコンピュータ利用は、学習内容を段階的に提示するチュートリアル方式や、反復練習を中心としたドリル学習など、教師主導型の授業を補助する形が主流であった。その後、パーソナル・コンピュータの普及や、コンピュータ・ネットワーク、マルチメディア技術の発展により、教育における活用の可能性は拡大したものの、当時の初等教育現場では、学習者が主体的に活用する段階には十分にいたっていなかった [佐藤 1996 : 161]。

このように、ICT 教育が本格的に導入される以前の日本の初等教育において、コンピュータはおもとして教師主導の授業を補助する道具として位置づけられており、学習者の主体的な思考や協働的な学びを支える活用には限界があったと言える。

こうした教育観やコンピュータ活用の位置づけを背景として、ICT 教育が本格化する 2010 年代前半までの日本の初等教育は、黒板とチョーク、紙の教材を中心とした学習形態を基盤として展開されていた。授業は、教師が内容を説明し、児童がそれをノートに書き写すという「一斉指導」が中心であり、学級全体が同じ進度で学ぶことが一般的であった。その理由として、初等教育においてもっとも重視されてきたのが、読み・書き・計算といった基礎的学力の確実な定着であったことが挙げられる。

一斉指導型の授業は、学級全体の学習進度を揃えやすく、基礎的知識や技能を反復的に習

得させる点で有効であった。しかし、一人ひとりの理解度やつまづきに応じた学習調整が難しく、生徒は聞いているそぶりをして学びを怠ることが可能であり、課題も多く潜んでいた[佐藤 2012:26]。そのため、小学校 1, 2 年生は円座を組んで座るかコの字型配置による全体学習の共同的学びとペア学習、小学校 3 年生以上、中学校、高校は男女混合 4 人グループの共同的学びがおこなわれるようになり、一斉授業から転換していった[佐藤 2012:10]。

以上のように、日本の初等教育におけるコンピュータの教育利用は、当初から学習者の主体的な学びを促す可能性を有していたものの、実際の学校現場では長らく教師主導の一斉指導を補助する道具であった。その背景には、基礎的学力の確実な定着を最優先とする教育観があり、黒板や紙教材を中心とした学習形態が、合理的かつ有効なものとして受け止められてきた経緯がある。

第 2 節 ICT 教育の導入から近年の現状

2000 年代後半以降、スマートフォンやタブレット端末など新しいデジタル機器の普及を背景に、教育分野における ICT 活用は急速に進展してきた。たとえば、総務省の「フューチャースクール推進事業（2011～2013 年）」では、全国の実証校において 1 人 1 台端末による学習環境が整備され、協働的な学びの実践が試みられた[林 2025:89]。また、文部科学省も 2011 年に「教育の情報化ビジョン」を策定し、端末やネットワーク、セキュリティ体制や整備の重要性を示した[林 2025:89]。

その後、「日本再興戦略（2013 年）」をはじめとする政府方針のもと、プログラミング教育や実践的 IT 人材育成への取り組みが加速した[林 2025:90]。さらに 2017 年告示の学習指導要領では、情報活用能力の一環として小学校段階からのプログラミング教育が新たに導入され、ICT 教育の基盤は着実に整えられつつあった[林 2025:90]。加えて、2018 年には「デジタル・トランスフォーメーション（DX）」の概念が広がり、ICT 教育の環境整備が国家的施策として一層推進された[林 2025:91]。

こうした一連の取り組みを受け、2019 年には「学校教育の情報化の推進に関する法律」が制定され、翌 2020 年度には、1 人 1 台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し教育の質向上を目的とした「GIGA スクール構想」が本格的に始動した。この構想はコロナ禍によって前倒しで実施され、日本の初等教育現場における ICT 環境整備を一気に加速させる契機となった[林 2025:83]。

GIGA スクール構想が実施された背景には、2019 年に公表された経済協力開発機構（OECD）による「生徒の学習到達度 2018 年調査（PISA2018）」¹も大きく関係している。PISA2018 では、日本の生徒は、国語・数学・理科などの授業におけるデジタル機器利用時間がきわめて短く、OECD 加盟国最下位であった。また、デジタル機器を「利用しない」

¹ 義務教育修了段階の 15 歳を対象に、2000 年から 3 年ごとに、読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーの 3 分野で実施した調査。

と回答した生徒が約 80%に及び、加盟国中でもっとも高い割合であった。そして、OECD 加盟国におけるランキングでは、数学的リテラシーは 1 位、科学的リテラシーは 2 位と上位に入っていたものの、読解力は 11 位であった。読解力の分野で、とくに「必要な情報がどの Web サイトに記載されているか推測し探し出す」「情報の質と信ぴょう性を評価し自分ならどう対処するか、根拠を示して説明する」といった問題において正答率の低さが目立っていた〔文部科学省 2019：2-10〕。

読解力が低下した理由については、さまざまな要因が複合的に影響していると考えられているが、PISA2018 結果を踏まえた文部科学省の施策のなかで、読解力等の言語能力向上のための育成案の一つに、情報活用能力の確実な育成が掲げられている〔文部科学省 2019：11〕。

第 3 節 ICT 教育導入後の現状、変化と課題点

GIGA スクール構想をはじめとする ICT 整備が急速に進んだことにより、日本の初等教育現場では、学習形態や授業にさまざまな変化が見られるようになった。まず肯定的な変化として、1 人 1 台端末の普及により、児童たちのおおのの反応を踏まえた双方向型の「一斉授業」が実現しやすくなった点が挙げられる。教師が授業中でも一人ひとりの反応を把握できるようになったからである。また、児童一人ひとりの学習状況に応じた「個別学習」が可能になった。そして、リアルタイムで児童同士が双方向の意見を交換できるようになったため、各自の考えを即時に共有し多様な意見にも即時に触れられる「協働学習」も可能になった。〔文部科学省 2020：3〕

一方で、ICT 導入によって浮き彫りになった課題も少なくない。まず、文部科学省の調査によると「ほぼ毎日活用する学校」と「週 3 回の学校」が全国平均約 8 割に及ぶが、ほぼ毎日活用する学校は、約 2～8 割と顕著な地域差が見られる。また、ICT 活用の度合いにも教員間で差が見られる〔文部科学省 2023：2〕。児童に ICT 活用を指導する能力がある教員が 9 割以上満たしている自治体がある一方、7～8 割にとどまる自治体がほとんどである〔文部科学省 2024：30〕。

とくに初等教育では、低学年ほど端末操作に時間がかかり、ICT 活用の負担が大きくなる傾向にある。小学生によるアンケートでは、入力を困難に感じている割合が中高生に比べ非常に高い〔デジタル庁 2021：4-8〕。タイピング技能が十分でない児童が多いため、調べ学習や意見入力に時間がかかり、かえって学習効率が可能性低下するおそれがある。

さらに、ICT 利用が学習の本質を阻害するケースも指摘されている。保護者による、学習者（児童生徒）に感じる課題についてのアンケート結果から、「学習以外の用途に利用してしまう」「情報モラルが不足している」と言った心配の声が寄せられている〔デジタル庁 2021：9-11〕。端末操作に意識が向き過ぎて学習内容への集中が低下することや、授業中にゲームや別サイトにアクセスするなど、情報端末特有のリスクが初等教育ではとくに大きい。そして、個人情報の取り扱いや情報モラルについて、児童が十分に理解できないまま端末を

扱うことの危険性を忘れてはならない〔総務省 2023：46〕。

ICT は初等教育における学習の幅を大きく広げる一方で、地域差や教員間のスキル格差、低学年の操作負担、情報モラルの未熟さといった新たな課題も浮き彫りにした。今後は端末整備だけでなく、研修の充実やモラル教育の強化など、児童が学びに集中できる環境づくりが不可欠である。

第2章 フィンランドの ICT 初等教育の実態

第1節 いち早くデジタル教育を導入した背景

フィンランドは、国際的に ICT 先進国として知られ、初等教育段階からデジタル技術を学習に取り入れてきた国の一つである。その背景には、単なる教育技術の導入にとどまらない、国家戦略や教育理念、社会構造に特性があった。

まずフィンランドは 1990 年代以降、国家レベルにおいて「情報社会 (Information Society)」の実現を重要な政策課題として掲げてきた。情報通信技術は経済成長を支える手段だけでなく、市民の参加や民主主義を支える基盤として位置づけられた〔日本情報処理開発協会 2007：139-140,144-145〕。国家戦略としての情報社会実現への取り組みが、教育政策、とくに ICT 教育に対する社会的期待・方向性の背景となったと思われる。

また、フィンランドの教育制度の特徴として「現場の裁量の大きさ」が挙げられる。フィンランドのナショナル・コア・カリキュラムは日本の学習指導要項のように詳細なものではなく、最低授業日数など「国民として習得すべきこと」の基準を示すのみである。具体的な教育内容や指導方法についてはそれぞれの自治体や学校、教師に委ねられている。そして、教師は修士号取得が必須であり、高度な専門職として社会的信頼も高い〔増田 2008：10-12〕。そのための ICT 活用についても一律の導入ではなく、各学校や教室の状況に応じた柔軟な実践が可能であったため、いち早く導入できたと考えられる。

さらに、教育基本計画も ICT 導入を後押しする要因となった。フィンランドでは、移民流入による社会構造の変化、少子高齢化にともなう労働人口の変化、地域格差、グローバル化など、社会経済的環境が変化している。こうした環境変化に対応した教育制度を整備し、かつ、「国民がすべての段階の教育を安心して受けられること」を目標に本計画が策定された。もとより、平等、寛容、国際化、男女平等および環境問題に対する責任といった価値観を有する国である。「教育の機会平等」をもっとも重視し、移民も含めすべての人びとは自分の能力に従い生涯学習し続けるべく教育を受ける平等な権利があるとされる〔文部科学省 n.d.〕。このような理念のもとで、居住地域や家庭環境、言語的背景の違いによって学習機会に格差が生じることは、可能な限り是正されるべき課題であるとされてきたことが窺える。

以上から、フィンランドにおける ICT 教育の導入は、技術革新への対応というよりも、教育理念である平等性を具体化するための施策として推進され、結果的に他国に先駆けた

早期導入につながったと考えられる。

以上のように、国家戦略としての情報社会化、現場に大きな裁量を与える教育制度、そして平等性を目指す教育理念が相互に影響したことが、フィンランドが ICT 初等教育を早期に導入できた背景である。

第2節 ICT 教育導入後による課題

フィンランドでは、1990 年代から ICT 化が進み、2010 年代初頭から子ども一人ひとりにタブレットを渡す学校が増加、紙の教科書の使用が減少している。しかし、その導入が進むにつれ、新たな課題も明らかになっている。ICT 教育は学習の可能性を広げる一方で、その活用のあり方によっては教育の質に影響を及ぼすため、慎重な検討が求められている。

まず指摘されている課題の一つが、児童の発達段階と ICT 活用とのバランスである。初等教育では、読み書きの基礎的スキルや対面でのコミュニケーション、身体感覚を伴う学びが重要とされており、過度な ICT 機器の使用は集中力、学習意欲低下への影響が懸念されている。また、スマホや電子ゲーム等コンピュータの開始年齢が早くなると依存状態になってしまうという意見や、前頭前野を中心に脳が発達しないとといった精神面や身体面での負の側面も指摘されている [森原 2022 : 44-45]。

次に、ICT 活用と学習成果の関係についても議論が続いている。ICT を導入したからといって学力が向上するわけではない。学生が一定の基準を超えてデバイスを使用すると、学業成績に悪影響を与える。PISA のような大規模な国際学習評価のデータによると、過度な ICT 利用と生徒の成績との間には負の相関がある。モバイルデバイスの近くにいるだけで、生徒の注意力が散漫になり、学習に悪影響を及ぼすことが 14 カ国で明らかになった [ユネスコ 2023 : 1]。このことから、ICT 活用が必ずしも学習に成果をもたらすとは限らないと言える。

さらに、教育の平等性の観点からも課題が存在する。フィンランドは教育格差が少ない国として知られているが、児童の ICT 活用能力の差は、家庭の社会的経済的環境や保護者のデジタルリテラシーの優劣によって生じる。実際、フィンランドを含む欧州 3 国を対象とした研究では、ICT に関するデジタルスキルは所得や教育水準といった社会的経済的因子に影響されており、家庭背景によって ICT の活用機会やスキル獲得効果が異なることが分かっている [Failli, D., Arpino, B. & Marino, M. F. 2024 : 19]。

以上のように、フィンランドの ICT 初等教育は、発達段階への配慮、学習効果、教育の平等性といった課題を抱えている。

第3節 フィンランドの現在の ICT 初等教育

フィンランドの初等教育における ICT 教育は、第2節で述べた課題を踏まえた上で、現在では徐々に改善されつつある。ICT をどれだけ多く利用するかではなく、どの場面でどのように活用することが学習の質を高めるのかが重視されているようである。

まず、児童の発達段階と ICT 活用のバランスという課題に対し、フィンランドでは ICT 教育の在り方を柔軟に見直す動きが見られる。たとえば、デジタル教育に先進的であったリーヒマキ市は、2024 年度から外国語や数学の教科書をデジタルから紙へ切り替える方針を打ち出した。これは ICT 教育自体を否定するものではなく、児童の集中力や理解の深まりといった観点から、教科や発達段階に応じて紙教材の有効性を再評価した結果である。また、ヘルシンキ市でも紙の教科書へのアクセスを保障する決議が採択されるなど、教育の平等性を重視した対応が進んでいる [東洋経済オンライン 2025]。以上から、自治体によってデジタル教材の活用を継続・拡大する動きもあり、フィンランドの ICT 初等教育は一律ではなく、課題を踏まえつつ柔軟に調整されていることが分かる。

次に、学力低下への対応として、ICT 機器との適切な距離を保つ取り組みが進められている。2025 年 8 月には、小中学校におけるスマートフォン使用を原則禁止する法律が施行されることにより、授業への集中力向上や、休み時間における児童生徒同士の対面での交流の増加といった肯定的な変化が報告されている [AERA with Kids+ (プラス) 2025]。現在のフィンランドは、ICT を全面的に排除するのではなく、学習環境改善や発達段階に適した使用を目標とした制限・調整により、学びの質を高めようとする姿勢が見られる。

さらに、教育の平等性の課題への対応の 1 つとして、情報リテラシー教育が初等教育段階から体系的に行われている。教育現場では、情報の信ぴょう性を見極める視点や、情報発信の意図を批判的に考察する力を育成するための教材やポスターが活用されている。小中学校では情報源の有用性を確認や、メディアが社会や個人に与える影響を分析する授業がおこなわれている。このように、ICT 活用を個人や家庭の能力差に委ねるのではなく、学校教育の中で批判的思考と情報理解を育てることで、教育の平等性を担保しようとする傾向が見られる [日本経済新聞 2025]。

以上のように、フィンランドの現在の ICT 初等教育は、導入後に明らかになった課題に向き合いながら、教育理念と結びついたかたちで発展してきた。児童の発達や学びの本質を重視する姿勢は、日本の ICT 初等教育を考察する上でも多くの示唆を与えるものであり、次章でおこなう日本とフィンランドの比較において重要な視点となる。

第 3 章 日本とフィンランドにおける ICT 初等教育の比較と考察

第 1 節 ICT 初等教育における共通点と相違点の概略

本節では、第 1 章で整理した日本の ICT 初等教育の現状と課題、および第 2 章で述べたフィンランドの ICT 初等教育の実態や課題を踏まえ、両国の共通点と相違点について比較したい。日本とフィンランドはいずれも、ICT を教育の重要な要素として位置づけ、初等教育段階からの活用を進めている点で共通している。しかし、その導入の背景や活用のあり方、教育理念には大きな違いが見られる。

まず共通点として、両国とも ICT を学習支援するための手段として捉え、個別学習や協

働学習の可能性を広げようとしている点が挙げられる。日本では 2020 年度から GIGA スクール構想のもと、1 人 1 台端末と高速通信環境が全国的に整備された。フィンランドにおいては 1990 年代から学校現場への ICT 導入が進められてきた。また、情報活用能力やデジタルリテラシーの育成が重要であるという認識も共通しており、ICT を活用した学びが今後の教育に不可欠であるという方向性は一致している。

一方で、両国の間には明確な相違点も存在する。それは、ICT 導入の背景と目的の違いである。日本では、国の政策主導のもとで ICT 整備が進められ、Society5.0 に対する社会的要請もあり、短期間に一斉導入がおこなわれた。[文部科学省 2022：5-6]そのため、ICT の整備自体が目的化しやすく、「学校の学習指導での活用」「教員の ICT 活用指導力」についての課題が特に指摘されている [文部科学省 2021：22]。一方、フィンランドでは、多民族国家ゆえ教育の平等性や児童の主体性を重視する教育理念を背景に、ICT は学びを深めるための「道具」として位置づけている。そして、教師による現場の判断や裁量が尊重されている [FinCEED n.d.]。

以上の比較から、日本とフィンランドは ICT 初等教育において共通の方向性をもちながらも、導入の理念や実践の在り方において大きな違いがある。

第 2 節 日本とフィンランドにおける ICT 初等教育の課題比較

第 1 節では、日本とフィンランドの ICT 初等教育の共通点と相違点を挙げた。本節では、両国の相違点に着目し、ICT 初等教育の課題を比較する。すなわち、その課題が生じる背景や、その向き合い方の違いに焦点を当てることで、両国の ICT 教育の特徴をより明確にしたい。

まず、授業における ICT の活用方法に違いが見られる。まず、日本の ICT 初等教育における課題として挙げられるのは、ICT 活用が学習の質向上に十分に結びついていない点である。GIGA スクール構想により、1 人 1 台端末や校内ネットワークといった学習環境の整備は急速に進展した。しかし実際の授業においては、ICT が補助的な使用や、形式的な活用にとどまる場合も少なくない。

PISA2022 の結果からも、ICT 環境は整いつつある一方で、情報を集める、集めた情報を記録する、分析する、報告するといった場面でデジタル・リソースをつかう頻度は他国に比べて低く活用が十分に定着していないことが示されている [国立教育政策研究所 2023：10, 17]。また、教員の ICT 活用指導力には個人差や地域差が見られ、児童が主体的・探究的に ICT を活用する学習が十分に定着しているとはいえない状況にある。教員の ICT 指導力が活用の成果に影響しやすく、教員の負担が大きいことも課題となっている。

このように日本における一番の課題は、ICT 環境は整っているが、教育実践として十分に活かしきれていない点である。

これに対し、フィンランドでは、義務教育のカリキュラムにおいて ICT は横断的能力の

一つとされており、情報の収集・整理・表現や他者との協働を支えるために用いられているという考え方が根付いている [小野塚・辻 2017: 426]。ICT 環境の整備や教員の ICT 理解も進んでおり、ICT は学習を支える道具として自然に取り入れられてきた。しかし近年では、ICT の使用頻度が高まることによる児童の集中力低下や学習意欲への影響、さらには健康面や発達への懸念が課題として浮上している。そのため、自治体によっては必要に応じて紙の教材を併用するなど、ICT をつかうか否かを教育的観点から柔軟に判断している [東洋経済オンライン 2025]。また、教師の専門性が高く、学習の主導者としての役割が重視されている。このような教育文化の違いが、ICT 活用の質にも影響を与えていると考えられる。

以上を踏まえると、両国の課題は大きく異なることが分かる。日本では、ICT をどのように教育に組み込み、活用を促進するかが課題の中心であるのに対し、フィンランドでは、ICT をどの程度まで用いるべきか、どのように制御するかが重要な論点となっている。言い換えれば、日本の課題は不足への対応であり、フィンランドの課題は過剰への調整であると整理できる。

このような違いは、両国の教育に対する基本的な考え方の差異から生じていると思われる。日本では政策主導で ICT 導入が進められてきたのに対し、フィンランドでは教育理念や児童の幸福を基盤として ICT の位置づけが判断されている。その結果、課題への向き合い方にも差が生じていると考えられる。

第3節 今後の日本の ICT 初等教育に向けて

本章では、日本とフィンランドにおける ICT 初等教育の共通点と相違点、ならびに課題の質的な違いを比較してきた。日本では GIGA スクール構想のもと、端末配布や通信環境の整備が急速に進められた一方で、ICT の活用が十分に学習成果へと結びついていない点が課題として浮かび上がった。これに対しフィンランドでは、ICT を教育の中心に据えるのではなく、学習の目的や児童の発達段階に応じて柔軟に活用・制御する姿勢が見られた。こうした比較を踏まえ、本節では今後の日本の ICT 初等教育の方向性について考察する。

まず重要なのは、ICT を「目的」ではなく「手段」として明確に位置づけることである。日本では ICT をつかうこと自体が教育の成果と捉えられがちであるが、フィンランドではつねに何のためにつかうのかが問われている。ICT は児童の思考を深めたり、表現を支援したりするための補助的な道具であり、使用しない方が学習効果を得られる場合は、あえてつかわない選択もなされている。今後の日本においても、ICT 活用の有無ではなく、学習の質を基準とした判断が求められる。

次に、教員の役割と指導力の向上が不可欠である。日本では教員間の ICT 活用スキルや意識の差が、児童の学習経験の差につながるという問題が指摘されている。一方、フィンランドでは教員が ICT の操作を教えるだけでなく、児童の学びを支える存在である。従って日本においても、単なる技術研修にとどまらず、ICT を一つの道具として用いた授業設計力や教育観を育成する研修の充実が望まれる。

さらに、ICT を通じて児童の主体性や批判的思考を育む視点が重要である。フィンランドで体系的におこなわれているメディアリテラシー教育に習い、今後日本でも ICT を活用して「調べる」「考える」「判断する」といった思考過程を重視する学習活動を拡充していく必要がある。

わたしは、ICT 活用だけでなく、自然のなかでの体験や人と人との対話を通じた学びを意識的に取り入れる必要があると考える。自然と向き合う経験は、失敗や恐れを含めて世界を実感的に理解する力を育て、そこから新しい発想や問いが生まれる。子どもを家庭や学校だけで抱え込むのではなく、社会全体で見守り育てる視点をもつことも、創造力と他者への想像力を兼ね備えた人間を育てる基盤になる [小林 2008：16-28]。

先行研究では、日本の初等教育における ICT 活用が、とくに家庭の経済状況や学習環境の差が学力格差として表れやすく、ICT をいかに有効に活用できるかが課題であると記されていた。フィンランド初の女性大統領ハロネンは「フィンランドの子供たちはフィンランド国民全員で育てる」と発言し、「弱い立場の人々も平等に生活ができる国づくりを目指す」と述べている [小林 2008：28]。

以上より、日本の ICT 初等教育は環境整備の次の段階として、教育理念にもとづく ICT 活用の質を高めることが求められている。フィンランドの事例は、ICT を教育の目的化から解放し、児童の成長を中心に据えた活用のあり方を示している。日本でも ICT を適切に選択・制御し、経済状況により教育環境が整っていない児童にも平等な教育支援・機会が設けられることが、今後の日本の初等教育において重要な鍵となるだろう。

おわりに

本研究では、日本の初等教育における ICT 活用の現状と課題を整理し、フィンランドの教育実践との比較を通して、ICT が学習に果たす役割について考察してきた。

本研究を通して、ICT はそれ自体が学習を変革するものではなく、どのような教育観のもとで、どのように用いられるかによって、その効果が大きく左右されることが明らかになった。日本の初等教育では、ICT 環境の整備が進む一方で、学習者の主体的・協働的な学びを支える活用が十分に定着しているとは言い難い。他方、フィンランドの事例からは、自然との触れ合い体験や対話を重視する教育文化の中で、ICT が学びを支える道具として位置づけられ、また社会経済的背景が整っていない児童・生徒にも平等な学習機会・支援が提供されることが重要な課題である点が浮かび上がってきた。

よって、日本でも自然体験を尊重した教育の有効性にも着目し、ICT 教育を手段として広く平等な教育機会支援に繋げていくことが望まれる。

【参考文献・インターネット資料】

Failli, D., Arpino, B. & Marino, M. F. (2024) “A finite mixture approach for the analysis of digital skills in Bulgaria, Finland and Italy: the role of socio-economic factors,” arXiv: 2311.03801v3

<https://arxiv.org/pdf/2311.03801>

2026 年 1 月 19 日 最終アクセス

FinCEED (n.d.) “Principles”

<https://www.oph.fi/en/exploring-finnish-digital-education/principles>

2026 年 1 月 19 日 最終アクセス

小野塚葵・辻宏子 (2017) 「フィンランドと日本の資質・能力に関する一考察」『日本科学教育学会年会論文集』

https://www.jstage.jst.go.jp/article/jssep/41/0/41_399/_article/-char/ja

2026 年 1 月 19 日 最終アクセス

国立教育政策研究所 (2023) 「OECD 生徒の学習到達度調査 (PISA)」

https://www.nier.go.jp/05_kenkyu_seika/pisa/index.html

2026 年 1 月 19 日 最終アクセス

小林朝夫 (2008) 『「子どもの頭のよさ」を引き出すフィンランド式教育法』 青春出版社

佐藤学 (2012) 『学校を改革する——学びの共同体の構想と実践』 岩波書店

—— (1996) 『教育方法学』 岩波書店

総務省 (2023) 「インターネットトラブル事例集 (2023 年版)」

https://www.soumu.go.jp/main_content/000872813.pdf

2026 年 1 月 19 日 最終アクセス

デジタル庁 (2021) 「GIGA スクール構想に関する教育関係者へのアンケートの結果及び今後の方向性について」

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/information/field_ref_resources/ef0c3b27-0c39-447e-a7e5-68edb9c975c9/20210903_giga_summary.pdf

2026 年 1 月 19 日 最終アクセス

東洋経済オンライン (2025)「北欧で「教科書“紙に回帰”」、「デジタル教科書推進」の日本はどう受け止めれば？フィンランドも異変、学習や健康面から議論」

<https://toyokeizai.net/articles/-/873543>

2026 年 1 月 19 日 最終アクセス

中村茉莉花 (2025)「デジタル教育先進国・フィンランドで広がる“アナログ回帰” 小学校でスマホを原則禁止にし、にぎやかさが戻った」AERA with Kids Plus

<https://dot.asahi.com/aerakids/articles/-/269363>

2026 年 1 月 19 日 最終アクセス

日本経済新聞 (2025)「偽情報に「だまされない」教育リテラシー世界一のフィンランド」

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCB073WW0X00C25A7000000/>

2026 年 1 月 19 日 最終アクセス

日本情報処理開発協会 (2007)「海外における IT 戦略・IT 利活用に関する調査研究」

<https://www.jipdec.or.jp/archives/publications/o7rsui000000tp10-att/J0004392.pdf>

2026 年 1 月 19 日 最終アクセス

林向達 (2025)「コンピューターの教育利用の歴史」『日本語』18 巻

https://www.nhk.or.jp/bunken/d/_data/book/media/articles/BUNA0000050000180007/files/202503_1_4.pdf

藤原文雄 (2022)「公正で質の高い教育を目指した ICT 活用の促進条件に関する研究：2021 年度政令指定都市調査の第一次分析」

<https://nier.repo.nii.ac.jp/records/1916>

2026 年 1 月 19 日 最終アクセス

増田ユリヤ (2008)『教育立国フィンランド流教師の育て方』岩波書店

森原将貴 (2022)「コンピュータが子どもの発達に及ぼす影響についての一考察」『山梨障害児教育学研究紀要』16 巻

<https://yamanashi.repo.nii.ac.jp/records/5087>

2026 年 1 月 19 日 最終アクセス

文部科学省 (2024)「令和 4 年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果（概要）」

https://www.mext.go.jp/content/20231031-mxt_jogai01-000030617_1.pdf

2026 年 1 月 19 日 最終アクセス

—— (2023) 「GIGA スクール構想の現状について」

https://www.mext.go.jp/content/20230605-mxt_jogai01-000029579_0042.pdf

2026 年 1 月 19 日 最終アクセス

—— (2022) 「Society 5.0 の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ」

https://www.mext.go.jp/content/20220617-mxt_koutou01-000023442_9.pdf

2026 年 1 月 19 日 最終アクセス

—— (2021) 「GIGA スクール構想に関する各種調査の結果」

https://www.mext.go.jp/content/20210827-mxt_jogai01-000017383_10.pdf

2026 年 1 月 19 日 最終アクセス

—— (2020) 「GIGA スクール構想の実現へ」

https://www.mext.go.jp/content/20200625-mxt_syoto01-000003278_1.pdf

2026 年 1 月 19 日 最終アクセス

—— (2019) 「OECD 生徒の学習到達度調査 2018 年調査 (PISA2018) のポイント」

<https://www.mext.go.jp/content/000021454.pdf>

2026 年 1 月 19 日 最終アクセス

—— (n.d.) 「諸外国の教育施策に関する文献調査報告書」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo7/shiryo/07100513/008.htm

2026 年 1 月 19 日 最終アクセス

ユネスコ (2023) 『教育におけるテクノロジー：誰のためのツールなのか?』

https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000386147_jpn

2026 年 1 月 19 日 最終アクセス

名古屋学院大学国際文化学部国際文化学科

2025 年度 卒業論文

<指導教員 佐伯奈津子>

ファッションはなぜ繰り返すのか

流行の循環メカニズムとその社会的背景

26W0119 塚野 咲花

はじめに

ファッションは、単なる衣服の流行にとどまらず、時代の価値観や社会構造、人びとのライフスタイルや自己表現のあり方を反映する文化現象である。新しさが重視される分野であるにも関わらず、ファッションの歴史を振り返ると、過去に流行したスタイルがかたちを変えて繰り返し登場していることがわかる。たとえば、レトロブームやリバイバルファッション、Y2K ファッションなどにみられるように、流行はつねに「更新」されながらも「再生」されてきた。このような現象は偶然ではなく、社会的・心理的・産業的要因が複雑に関係した結果であると考えられる。

本研究では、「なぜファッションは繰り返すのか」という問いを中心に据え、流行の循環構造とそのメカニズムを明らかにすることを目的とする。ファッションの反復性に注目することで、単なるトレンドの変化としてではなく、文化的現象としてのファッションをより立体的に捉えることが可能になると考える。

まず、第1章では、日本のファッションがどのような歴史的過程を経て形成されてきたのかを、江戸時代から戦前期にかけての変遷を中心に考察する。ファッションは単なる衣服の変化ではなく、その時代の社会構造、経済状況、価値観、美意識と密接に結びつきながら発展してきた文化現象である。したがって、日本のファッション史をたどることは、流行の変化を追うだけでなく、日本社会における人びとの生活意識や自己表現のありかたの変容を読み解くことにも繋がる。こうした歴史的展開を踏まえながら、日本における流行がどのように生まれ、どのような仕組みによって社会へ浸透していったのかを明らかにする。

続いて、第2章では、戦後日本におけるファッションの変遷について、社会背景や若者文化、メディアの影響と関連付けながら整理する。戦後の日本社会は、復興期から高度経済成長、さらにはバブル期とその崩壊を経て大きく変化しており、ファッションはそれぞれの時代における価値観やライフスタイルを色濃く反映してきた。衣服は単なる生活必需品にとどまらず、自己表現や世代意識を象徴する手段として重要な役割を果たすようになる。とくに1950年代以降を起点として、1970年代、1990年代という3つの時代区分に着目する。それぞれの時代における代表的なスタイルや傾向を整理することで、戦後日本のファッションがどのように繰り返されてきたのかを明らかにする。

最後に、第3章では、本論文の中心的テーマである「なぜファッションは繰り返すのか」という問いについて考察する。ファッションはつねに新しさを追求する分野であると同時に、過去のスタイルがかたちを変えて再び流行として登場するという特徴をもつ。こうした反復的現象は単なる偶然や一時的な懐古趣味によるものではなく、一定の構造とメカニズムに基づいて生じていると考えられる。第1章、第2章での歴史的分析を踏まえ、ファッションが循環する理由を、ファッションサイクルに関する理論、メディア・およびSNSが流行の形成・再流行に及ぼす影響、ファッション業界による戦略という観点から明らかにする。これらの分析を通じて、ファッションが単なる流行現象ではなく、社会的・経済的要因が複雑に絡み合った循環構造をもつ現象であることを示したい。

これらの考察を通じて、本論文はファッションの循環が個人の嗜好の変化だけでなく、社会的環境や産業構造と深く結びついていることを明らかにすることを目指す。

第1章 日本のファッション歴史（戦前）

第1節 江戸時代

約 260 年続いた江戸時代は、経済や文化が発展し、庶民の生活が安定した時期だった。町人文化が成熟するにつれて、人びとは、衣服を通して自分らしさや美意識を表現するようになり、手仕事による衣料も多くつくられるようになった。また、身分による服装の違いが明確で、着物の形や袖丈、帯の結び方などによって立場や生活様式が反映されていた [山口 2025]。

とくに、江戸時代初期には、上級階級の下着として使われていた「小袖」が徐々に庶民の衣服として広がっていった。江戸初期における小袖は、身幅が広く、丈は身丈と同じで、袖丈は短く、袖口は小さいものが一般的であった。やがて、折りこむスタイルの「カルタ結び」が普及した。また、江戸幕府の体制に反発する「男伊達」や「かぶき者」と呼ばれるやくざや町の用心棒も現れ、豪快で大胆な柄の衣服が着用された [山口 2025; 刀剣ワールド n.d.]。

江戸時代中期に入ると、貴族や武士の文化に見られた花見や旅行などの娯楽や行事が庶民にも広まり、町人の経済力の向上とともに、町人文化がさらに発展した。この時期、庶民のあいだでは、「元禄模様」と呼ばれる花鳥や百花、風景などを描いた華麗な模様が流行し、いまでも人気のある友禅染が誕生した。また、当時活躍した尾形光琳の画風を模した「光琳模様」もブームとなった。ただし、中期の後半になると、豪華な模様は人気をなくし、縞模様や小紋といった控えめな柄が定着するようになった [山口 2025]。

また、江戸時代中期には、普段着の小袖もかたちや帯が変化し、「機能性より見た目」を重視する方向へ変化していく。小袖のかたちも次第に変わり、袖丈が伸びて身丈が長くなり、体を包み込むようなシルエットが確立していった。帯は幅が広く、長いものが普及し、「帯結び」にも多彩なバリエーションが生まれた。そのファッションリーダーになったのが、当時人気のあった歌舞伎役者たちだった。上村吉弥による「吉弥結び」などを中心に、さまざまな帯の結び方が誕生し、「昼夜帯」と呼ばれるリバーシブルの帯も流行した [山口 2025; 刀剣ワールド n.d.]。

なお、「機能性より見た目」という流行から、袂を長くさいた振袖を娘に着せる習慣もはじまった。袖の長さは 1 尺 5 寸くらい（約 45cm）からさらに伸び、最終的には 2 尺 9 寸（ほぼ 90 cm）まで達したと言われている [山口 2025; 刀剣ワールド n.d.]。

江戸時代後期も、「見た目」重視の美しい衣装が流行り、羽織やお太鼓結びなど、現在の着物に通じるものが多く登場した。しかし、寛政・天保の改革によって贅沢品への規制が一段と厳しくなり、櫛などの小物でも、華美な品とみなされれば奉行所に連行されるようになる。しかし、ファッションリーダーとなった中流以下の庶民のあいだでは、地味な「縞模様」や「小紋」が定着し、質素な衣服を着ながらも、小物や裏裾などをつかって、「規制の範囲内でオシャレを楽しむ」という新しい美意識が誕生した [山口 2025; 刀剣ワールド n.d.]。

このような流れのなか、重ね着をする人が増えていく。襦袢や内着などの配色や模様を工夫することが、センスのみせどころだった。「一見地味だけど、よく見るとオシャレ」というのが「江戸の粋」とされた。また、小袖は、身丈や身幅・袖幅が現代とほぼ同じ寸法となり、裾を引いて細長く見せるスタイルが主流となった [山口 2025; 刀剣ワールド n.d.]。

第2節 明治時代

明治維新後の近代化によって西洋文化が流れ込むことで、着物中心だった生活様式が大きく揺さぶられ、日本のファッションが大きく変わるタイミングとなった。明治時代（1868年～1912年）になると、政府が文明開化を掲げ、西洋文化の導入を積極的に推奨しはじめた。政治や軍事の分野だけでなく、一般市民の衣服にも洋装が取り入れられるようになった。官僚や軍人、警察官などの制服が一斉に洋装へ変わり、学校でも洋服の導入がはじまった〔山口 2025〕。日常生活では着物を着る人も多かったが、ハイカラな人びと（当時のおしゃれな若者）は、洋服を取り入れたスタイルで、モダンさをアピールした。明治維新後に生まれた流行語に「ざんぎり頭」や「ハイカラさん」があるが、これは日本人の新しいファッションに対する驚きや関心の象徴である〔山口 2025〕。

明治時代は、日本が急速に近代化を進めた時期であり、その影響はファッションにも大きく現れた。江戸時代の伝統的な和装から、ヨーロッパ風の洋装へと変化するなかで、日本独自の「和洋折衷ファッション」が誕生した〔山口 2025〕。

明治期において和洋折衷ファッションが形成・普及していった要因について、制度的側面と社会的側面の双方から整理したのが表 1 である。

表 1 明治時代の洋装革命と和洋折衷ファッションのはじまり

官僚と軍人の洋装化	明治政府は官僚や軍人に洋装を義務づけ、西洋風の制服が導入された。
教育機関での洋装	学校教育の場で制服が洋装化され、学生たちのあいだで洋服が広まった。
皇室と上流階級の影響	皇室や貴族階級が率先して洋装を取り入れたことで、洋装がステータスシンボルとなった。完全な洋装への移行は容易ではなく、和装と洋装を組み合わせた独自のスタイルが生まれた。
男性の和洋折衷スタイル	袴に洋風のシャツやブーツを合わせるスタイルが流行した。とくに学生服としての詰襟スタイルが定着した。
女性の和洋折衷スタイル	和装の着物に洋風の帽子やコルセットを組み合わせるスタイルが登場し、洋傘やレースの手袋も流行した。
和洋のミックス素材	和服の伝統的な柄や素材を用いながら、洋装のシルエットやデザインを取り入れた服がつくられた。洋装の普及は段階的に進み、さまざまな要因が影響した。
産業革命と布地の大量生産	工業化により洋服用の布地が大量生産され、手に入りやすくなった。
メディアの影響	新聞や雑誌で洋装の最新トレンドが紹介され、人びとのあいだで関心が高まった。
都市化と洋装の普及	都市部では洋装が日常化し、地方にも徐々に広がっていった。

〔出典〕フレティア〔2025〕より筆者作成

このように、明治期の和洋折衷ファッションは、政府主導の洋装化や皇室・教育機関の影響といった制度的要因に加え、工業化による大量生産、メディアの発達、都市化の進展といった社会的要因が複合的に作用することで形成・定着していった。これは、単なる西洋化ではなく、日本の美意識と近代性が融合した再構築の過程であり、その後の日本ファッションにおける「外来文化の受容と再解釈」という特徴的構造の原点であったといえる。このような過去の様式を再解釈し、新たな流行として提示する構造こそが、ファッションが繰り返されるメカニズムの基盤であり、第3章で論じる「流行の循環」を理解する上で重要な視点となる。

第3節 大正時代

大正時代（1912年～1926年）は服装や食文化を含む生活様式が大きく変化し、社会全体に新しい価値観が広がった時代である。西洋文化の影響が本格的に浸透し、都市部を中心に多様な流行や風俗が生まれ、文化的にも非常に活気のある時期であった〔山口 2025; Lovely 2024〕。

この時代には、西洋的な生活や装いを取り入れた若者たちが増え、「モガ（モダンガール）」や「モボ（モダンボーイ）」と呼ばれる存在が注目を集めた。彼らは最新の音楽やダンスを楽しみ、従来の価値観にとらわれない自由なファッションを実践していた。一方で、和装も衰退したわけではなく、大正浪漫の影響を受けながら発展を続けた。銘仙などの量産品が流通したことで、着物は比較的手に入りやすくなり、普及の後押しとなった。着物に洋風の帽子を合わせるなど、和洋折衷の個性的な装いが見られるようになったのもこのころである〔山口 2025; Lovely 2024〕。明治時代の和洋折衷が西洋文化の導入を中心としたものであったのに対して、大正時代には和と洋の要素を自由に組み合わせるようになり個性や独自性を表現する人びとが増えた。

明治時代までは和装が日常的な服装であったが、大正時代に入ると、動きやすさや実用性が重視されるようになった。警察官や軍人、学生などを中心に、男性の服装は和装から洋服へと移行していった。和装からスーツへと切り替わり、シャツにネクタイを合わせる服装が広まり、髪型も七三分けや、オールバックなどが流行した。スーツに帽子、丸メガネを合わせた装いは、大正時代の男性を象徴するスタイルであり、時代が進むにつれて一般にも浸透していった。きちんとベストを着用することで、清潔感や規律正しさを表現していた点も特徴的である〔山口 2025; Lovely 2024〕。

服装の変化は女性の方がより顕著であった。大正時代中期になると、女性は和装である着物を自分なりに工夫して着こなしたり、華やかな柄の着物や当時流行しはじめた洋服を取り入れたり、ファッションを楽しむようになった。洋服は黒や地味な色に限らず、色彩のあるものが好まれ、装いの幅が広がっていった〔山口 2025; Lovely 2024〕。

男性は外出時には和装、仕事の間では洋装といったつかい分けをすることが多かったのに対して、女性は仕事と私生活の区別に関わらず、その日の気分や場面に応じて和装と洋装を選んでいった。また、女中や使用人の制服として用いられていたメイド服も、この大正時代に取り入れられたものであり、洋装が生活のなかに定着していく過程を示している〔山口 2025; Lovely 2024〕。

第2章 日本のファッション歴史（戦後）

第1節 1950年代～

戦後日本におけるファッションは、1950年代から60年代にかけて大きな転換期を迎えた。高度経済成長期に突入したこの時代、人びとの生活水準は向上し、既製服（プレタポルテ）が普及しはじめたことで、洋服を気軽に購入できる環境が整っていった。百貨店や専門店が増加し、ファッション雑誌も数多く発行されるようになり、最新の流行やスタイルが迅速に人びとへ伝えられるようになった。また、海外の映画スターや音楽スターの影響は非常に大きく、銀座や渋谷といった繁華街には、流行をいち早く取り入れた若者たちが集まった〔山口 2025；戦後昭和史 n.d.〕。

1950年代は戦争の記憶が色濃く残る時代でもあったが、ファッションに対する関心は次第に高まりを見せていた。1947年にクリスチャン・ディオールが発表した「ニュールック」は、丸みある肩や胸元、細く絞られたウエスト、広がりのあるスカートによって女性の身体を美しく魅せるスタイルであり、1950年代の日本のファッションにも大きな影響を与えた〔アジア歴史資料センター n.d.；戦後昭和史 n.d.〕。また、石原慎太郎の小説『太陽の季節』の映画化をきっかけに、「太陽族」と呼ばれる若者たちが登場し、彼らのファッションやライフスタイルが注目を集めた。スポーツ刈りにアロハシャツ、マンボズボン、サングラスといったアイテムは、当時の若者文化を象徴するものであった〔戦後昭和史 n.d.〕。さらに、洋画『ローマの休日』や『いとしのサブリナ』の影響により、オードリー・ヘップバーンのファッションを真似したヘップバーンカットやサブリナパンツなども女性のあいだで大流行した〔戦後昭和史 n.d.〕。

1960年代を象徴するファッションとしては、ヒッピー文化が挙げられる。このスタイルは、社会的な解放運動を背景に生まれ現代のファッションにもたびたび取り入れられている。フレアジーンズにTシャツを組み合わせた服装を基本として、インドやアフリカ、東欧などの民族衣装をモチーフにしたデザインが多く見られた〔戦後昭和史 n.d.〕。また、ビートルズの影響によって流行ったモッズファッションは、細身のスーツやスリムなパンツ、ミリタリーパーカーなどを特徴とし、流行に敏感な若者「みゆき族」の間で大流行した〔アジア歴史資料センター n.d.；戦後昭和史 n.d.〕。アイビールックもこの時代を代表するスタイルの1つであり、3つボタンのブレザーにボタンダウンシャツ、コットンパンツ、コインローファーを合わせ、ロングスカートにはリボンベルトを結び、頭には折りたたんだハンカチーフを被るなど、清潔感と知性を感じさせるスタイルが特徴であった〔戦後昭和史 n.d.〕。

第2節 1970年代～

1970年代に入ると、日本のファッションは一段と多様化し、表現の幅が大きく広がった時代へと移行した。世界的に活躍する日本人デザイナーとして、イッセイ・ミヤケやケンゾーなどが登場し、数多くのコレクションを発表したことも、この時代の特徴である〔戦後昭和史 n.d.〕。これまで作業着として認識されていたジーンズが70年代にはファッションアイテムとして再評価され、デザイナーの手によって新たな価値が与えられたことで注目を集めた。ジーンズは若者を中心にお洒落の定番アイテムとして定着していった〔戦後昭和史 n.d.；年代流行 2022a〕。

また、アメリカのサブカルチャーの影響も日本に広まり、テニスやサーフィンといったアメリカンスポーツが人気を集めた。その影響を受け、日本ではジーンズを基調としたダウンジャケットやスニーカーなど、カジュアルなスタイルが支持されるようになった〔戦後昭和史 n.d.; 年代流行 2022a〕。

この時代には『an_an』や『non-no』といったファッション雑誌が創刊され、若者に向けて流行を発信する重要な役割を果たした。『an_an』によって広まった横浜発祥の「ニュートラ」スタイルは、ワンピースやブレザー、カーディガンなどに、エスメスやグッチといった高級ブランドのバックを取り入れた上品なお嬢様風ファッションとして人気があった〔戦後昭和史 n.d.; 年代流行 2022a〕。

1980年代に入ると、日本経済はバブル期を迎え、景気の高揚とともにファッションへの消費意欲も一層高まった。若者から社会人まで幅広い世代が、積極的にお金をかけて流行を楽しむようになった。この時代の流行を象徴、するのがデザイナーズブランドとキャラクターズブランドを組み合わせた「DCブランド」ファッションである。また、身体のラインを強調するタイトなドレスによって女性の美しさを際立たせる「ボディ・コンシャス」、略して「ボディコン」と呼ばれるスタイルも大流行した〔戦後昭和史 n.d.; 年代流行 2022b〕。

一方で、豪華なファッションの流行とは異なった、Tシャツやポロシャツ、ジーンズやチノパンといった落ち着いたカジュアルスタイルも支持を集めた。こうしたスタイルは「渋カジ」と呼ばれ、「渋谷カジュアル」の略称として定着した。渋カジは、派手さを抑えつつも洗練された印象を持つスタイルであり、都内で育った若者世代を中心に広がっていった。カジュアルでありながらもブランドへのこだわりは強く、有名ブランドのアイテムが好まれる傾向にあった〔戦後昭和史 n.d.; 年代流行 2022b〕。

第3節 1990年代～現代

1990年代に入ると、1991年のバブル崩壊をきっかけに、それまでの80年代に見られた華やかで派手な雰囲気は次第に影を潜め、時代全体が落ち着いた方向へと変化していった。後半にかけては、ファッションやヘアメイクにおいても過度な装飾は避けられ、シンプルで自然体なスタイルが好まれるようになる。Tシャツやジーンズといった動きやすく実用的なアイテムを中心とした、カジュアルなストリートファッションが支持を集め、消費を抑えつつも自分らしさを重視する若者が増加した。このような傾向を持つ人びとは「コギャル」と呼ばれ、当時の若者文化を象徴する存在となった〔年代流行 2022c〕。

当時の女子中高生を中心に、「茶髪」や「厚底ブーツ」「ルーズソックス」「ガングロメイク」など、従来の美意識とは異なる独自の流行が次々と生み出された。また、LAファッションやヒップホップファッション、グランジロックファッション、スケーターファッションなど、音楽やスポーツ文化と結びついたスタイルが注目を集め、ファッションが自己表現の手段として強く意識されるようになった〔年代流行 2022c〕。

2000年代に入ると、特定のカリスマ的ファッションリーダーの影響力は次第に弱まり、個人が自分の好みに合わせて服装を選ぶ、多様化の時代へと移行した。カジュアルなアイテムとドレスリーなアイテムを組み合わせたり、ロックやフォークロアなど異なるテイストをミックスしたりするなど、相反する要素を取り入れたスタイルが広がっていった。ファッ

ション誌においても、専属モデルだけでなく一般の読者が登場するようになり、身近な存在を参考にする読者モデル文化が定着した。さらに、インターネットの普及によって、雑誌やファッションショーの情報を誰でも手軽に入手できるようになり、流行の広がり方にも変化が見られるようになった [年代流行 2022d]。

このように、現代に近づくにつれてファッションは「誰かを真似るもの」から「自分らしさを表現するもの」へと性質を変えていった。全体としては個性を重視した多様なスタイルが共存する時代となり、女性は可愛らしさを、男性は爽やかさを意識したファッションが主流となっている [年代流行 2022d]。

第3章 なぜファッションは繰り返すのか

第1節 ファッションサイクル

本章では、本論文のテーマである「なぜファッションは繰り返すのか」という問いについて考察する。ファッションは新しさが重視される一方で、過去に流行したスタイルがかたちを変えて再び流行するという特徴をもっている。このような現象は、単なる偶然や一時的な流行ではなく、一定の仕組みによって生じていると考えられる。

これまで第1章および第2章では、日本のファッションの歴史を通して、流行が社会背景や時代の価値観と深く関わりながら形成されてきたことを整理してきた。とくに、外来文化の受容や若者文化の発展、メディアの影響が、流行の誕生や広がり大きな役割を果たしてきたことが明らかとなった。本章では、これらの歴史的背景を踏まえた上で、ファッションが繰り返される理由を検討する。

ファッションの循環は、個人の好みの変化だけでなく、人びとの心理や社会の動き、さらにはファッション業界の仕組みとも関係している。人びとは新しいものに惹かれる一方で、どこか懐かしさを感じるスタイルにも魅力を感じる。このように、「新しさ」と「懐かしさ」が同時に求められることが、ファッションが繰り返される理由の一つであるといえる [リリー 2025]。

ファッションサイクルとは、あるトレンドが生まれ、広まり、定着した後、時間の経過とともに次第に注目されなくなり、最終的には流行として姿を消していく一連の流れを指す。そして、消えたトレンドは「過去のスタイル」として認識され、後の時代に再評価されることもある。

このトレンドのサイクルは、持続する期間の長さによって違いがある。まず、シーズンごとに変化する流行やスタイルは、短期的なトレンドといえる。たとえば、特定のカラーやデザインが一時的に注目されるケースがこれに当たる。1970年代のディスコファッションも、当時の流行として比較的短期間で広まったトレンドであった。

一方で、数年間にわたって継続し、時代や文化に大きな影響を与えるものは長期的なトレンドといえる。クラシックなスタイルやエコファッション、また1990年代のグランジスタイルなどは、その代表例である。このようなトレンドは、単なる流行にとどまらず、ファッションの価値観そのものに影響を与えてきた。ファッションサイクルは、さまざまな要因によってかたちづけられているが、とくに重要なのが社会的要因と経済的要因である。これら二つの要因は、トレンドの発展や変化に大きな役割を果たしている。

まず、社会的要因としては、時代背景や価値観の変化、世代意識、若者文化の台頭などが挙げられる。社会が不安定な時代には、実用性や機能性を重視したファッションが好まれる傾向がある。一方で、社会や経済が安定している時代には、装飾性や個性を強調したスタイルが流行しやすい [join war 2024]。このように、ファッションは社会状況を反映する存在であり、時代ごとの価値観の変化がトレンドの形成に大きく影響している。

次に、経済的要因もファッションサイクルに強く関係している。経済成長期には消費意欲が高まり、新しいスタイルや高価格帯の商品が受け入れられやすくなる。一方、不況期には消費が抑えられ、過去のスタイルや定番のファッションが再び注目されることも多い

[join war 2024]。このような経済状況の変化は、流行の周期を変化させ、過去のトレンドが再流行するきっかけとなっている。

以上のように、ファッションサイクルは社会的・経済的要因の影響を受けながら、流行の誕生、拡散、衰退、再流行という過程を繰り返している。しかし近年では、メディアや SNS の発達によって、このサイクルは従来よりも短くなり、流行の移り変わりがより速くなっている。次節では、メディアおよび SNS がファッションの流行形成と循環に与える影響について詳しく考察する。

第2節 メディア・SNS の影響

現在では、SNS を活用してブランドや消費者が情報を発信することは一般的なものとなっている。新作情報の発信に加え、コーディネートを紹介、広告の展開、コレクション動画の配信、ファッションアプリの開発、さらには実店舗や EC サイトとの連動など、SNS の活用方法は多様化している。

また、SNS の役割は消費者への情報発信にとどまらない。たとえば、モデルのキャスティングを依頼から支払いまで一括で管理できる SNS アプリ「Swipecast」がニューヨークで開発され、ファッション業界において注目を集めた。このように、SNS は業務の効率化や新たな仕組みを生み出すツールとしても活用されている。SNS の活用が進む中で、他社との差別化を図るため、企業によるコンテンツ展開は今後さらに進化していくと考えられる。また、これまで SNS と関わりのなかった企業の参入も増加し、SNS は企業と消費者の双方にとって、より利便性の高いツールとして発展していくことが期待される。

しかし、SNS の影響にはメリットだけでなくデメリットもある。第一に、SNS では、一般の利用者による投稿や口コミを通じてファッション情報が短時間で広範囲に拡散され、流行の形成や再流行が加速している。一方で、その即時性と拡散力の高さゆえに、情報の正確性が十分に検証されないまま共有される場合も多く、誤ったファッション情報や過度な宣伝が広まる危険性も内包している。

第二に、SNS と EC サイトの連携によって投稿から直接商品を購入することが可能となり、消費行動の即時化が進んでいる。一方で、加工された画像や演出された投稿によって商品の印象が強調されることで、実際の商品との間にイメージの乖離が生じるという問題も指摘されている。

第三に、同じ趣味・嗜好を持つ利用者同士が容易に繋がれることでファッションコミュニティが形成され、新たなトレンドの温床となっている。一方で、投稿を通じた個人情報の露出は、プライバシー侵害や情報流出のリスクを高めるという問題を抱えている。

第四に、従来のモデルや芸能人に限らず、一般の個人が影響力をもつ「ファッショニスタ」として台頭する現象も顕著となっている。一方で、炎上や誹謗中傷といった問題も深刻化しており、SNS の利用は利用者に精神的負担を与えるだけでなく、社会的影響の大きさも無視できない状況にある。

表2 SNS の影響

メリット	デメリット
口コミにより情報が拡散できる	誤った情報が拡散されてしまう
掲載されたアイテムをそのまま購入できる	買ったもののイメージが違う
同じ趣味や嗜好をもった人とつながることができる	個人情報流出のリスク
新たなファッショニスタが生まれる	炎上・誹謗中傷のリスク

(出典) Fashion HR [2016] より筆者作成

以上のように、SNS はファッション情報の拡散や新たなトレンドの創出を促進するなど多くの利点を有する一方で、誤情報の拡散、イメージの大きな違い、プライバシー侵害、炎上・誹謗中傷といった問題も内包している。これらのメリットデメリットを踏まえると、SNS は現代のファッションにおいて不可欠な存在であると同時に、影響力の大きさゆえに、利用のあり方や情報の受け手の姿勢が強く問われるメディアであるといえる。

第3節 ファッション業界戦略

現在では、SNS を活用してブランドや消費者が情報を発信することは一般的なものとなっている。新作情報の発信に加え、コーディネート紹介、広告の展開、コレクション動画の配信、ファッションアプリの開発、さらには実店舗やECサイトとの連動など、SNS の活用方法は多様化している。

また、SNS の役割は消費者への情報発信にとどまらない。たとえば、モデルのキャスティングを依頼から支払いまで一括で管理できる SNS アプリ「SwipeCast」がニューヨークで開発され、ファッション業界において注目を集めた [片岡 2025]。このように、SNS は業務の効率化や新たな仕組みを生み出すツールとしても活用されている。

SNS の活用が進むなかで、他社との差別化を図るため、企業によるコンテンツ展開は今後さらに進化していくと考えられる。また、これまで SNS と関わりのなかった企業の参入も増加し、SNS は企業と消費者の双方にとって、より利便性の高いツールとして発展していくことが期待される。

現代のファッション業界における戦略の特徴を整理する [片岡 2025]。

第一に、WEB マーケティングである。これは、公式サイトやECサイト、検索エンジンなどを通じて情報発信および販売をおこなう手法である。ブランドはオンライン上で世界観や商品情報を発信することで、消費者との接点を拡大している。また、ECサイトの普及により、消費者は時間や場所を問わず商品を購入できるようになり、流行の即時的な消費が可能となった。これにより、トレンドの拡散と回転が加速し、ファッションの循環構造はより短期化・高速化している。

第二に SNS マーケティングである。Instagram や TikTok などのプラットフォームを通じて、視覚的かつ感情に訴える形でブランドイメージを構造する手法である。インフルエンサーの起用やユーザー参加型の投稿を通じて、消費者自身が流行の担い手となる点に特徴がある。この仕組みによって、ブランドは広告にとどまらず、日常的な文脈の中で商品を浸透させることが可能となり、トレンドの創出および再流行を意図的に促進している。

第三にコンテンツマーケティングである。単なる商品紹介ではなく、ストーリー性や世界観、価値観を伴った情報発信によってブランドへの共感を生み出す手法である。ルックブック、動画、特集記事、コラボレーション企画などがその代表例である。こうしたコンテンツは、過去のデザインやアーカイブ再解釈する機会を提供し、流行の「再編集」を可能にする。結果として、ファッションが繰り返される構造文化的側面から支えている。

第四にカスタマーマーケティングである。新規顧客の獲得だけでなく、既存顧客との長期的関係の構築を重視する戦略である。会員制度、パーソナライズ化された提案、アフターサービス、コミュニティ形成などを通じて、ブランドへの愛着や継続的消費を促している。これにより、消費者は単なる購買者ではなく「ブランドの支持者」となり、流行の再生産に主体的に関与する存在となっている。

以上のように、ファッション業界は WEB、SNS、コンテンツ、カスタマーという複数の戦略を組み合わせることで、流行の創出・拡散・再解釈を体系的におこなっている。これらの戦略は、消費者の関心を継続的に喚起すると同時に、過去のトレンドを新たな価値として提示する仕組みを支えている。すなわち、ファッションが繰り返される現象は偶然ではなく産業構造の中で意図的に形成されている側面が大きいといえる。

おわりに

本論文では、「なぜファッションは繰り返されるのか」という問いをもとに、戦前から戦後にかけての日本のファッション史の整理と、流行が循環する仕組みについて考察してきた。

第 1 章では、江戸時代から大正時代までの日本におけるファッション文化の基盤を整理し、第 2 章では戦後復興期から現代にいたるまでのファッションの変遷をたどった。そのなかで、各時代の社会状況や若者文化、メディアの発展とともに流行が生まれ、過去のスタイルが再解釈されてきた過程を明らかにしてきた。これらの分析から、日本のファッションは外来文化と日本固有の文化の影響を受けながら、重なり合うように発展してきたことが確認できた。

第 3 章では、ファッションが繰り返される要因について、ファッションサイクル、メディア・SNS の影響、ファッション業界の戦略という 3 つの視点から検討をおこなった。その結果、流行は自然に生まれて消えていくものではなく、情報の広がり方や消費者の心理、さらには産業の仕組みによって、意図的かつ継続的に循環している側面が大きいことが明らかとなった。とくに SNS の普及は、過去の流行を簡単に目にできる環境を生み出し、ファッションの循環をこれまで以上に速いものになっているといえる。

以上の考察から、ファッションが繰り返される現象は、「新しさ」と「懐かしさ」という相反する価値を同時に満たす文化的な仕組みとして捉えることができる。人びとは過去の

スタイルに親しみや安心感を覚える一方で、それが現代的に表現されることで新鮮さを感じる。このような 2 つの感覚が共存することが、ファッションの循環を支える大きな要因であると考えられる。

【参考文献・インターネット資料】

Fashion HR (2016)「ファッション業界と SNS の関連性、メリット・デメリットは？」

https://fashion-hr.com/hr-talks/hr-talks_real/8453/

2026 年 1 月 19 日 最終アクセス

join war (2024)「ファッションサイクルとは？ファッションの流れとトレンドの変遷」

<https://joinwar.exblog.jp/34008445/>

2026 年 1 月 19 日 最終アクセス

Lovely (2024)「大正時代時代の服装の特徴は？男性・女性別にファッションを紹介します！」

<https://lovely-media.jp/posts/9029/>

2026 年 1 月 19 日 最終アクセス

アジア歴史資料センター (n.d.)「戦前と戦後で女性のファッションはどう変わったの？」

<https://www.jacar.go.jp/exhibition/glossary/tochikiko-henten/qa/qa02.html>

2026 年 1 月 19 日 最終アクセス

片岡弘一 (2025)「アパレル業界におけるマーケティング戦略とは？効果的な手法から成功事例まで徹底解説！」

<https://shopi-lab.com/marketing/44977/>

2026 年 1 月 19 日最終アクセス

戦後昭和史 (n.d.)「ファッション小史」

<https://shouwashi.com/fashion.html>

2026 年 1 月 19 日 最終アクセス

刀剣ワールド (n.d.)「江戸時代の生活、服装とは」

<https://www.touken-world.jp/tips/51219/>

2026 年 1 月 19 日 最終アクセス

年代流行 (2022a)「1970 年代 流行ファッション／年代流行」

<https://nendai-ryuukou.com/1970/fashion.html>

2026 年 1 月 19 日 最終アクセス

—— (2022b)「1980 年代 流行ファッション／年代流行」

<https://nendai-ryuukou.com/1980/fashion.html>

2026 年 1 月 19 日 最終アクセス

—— (2022c)「1990 年代 流行ファッション／年代流行」

<https://nendai-ryuukou.com/1990/fashion.html>

2026 年 1 月 19 日 最終アクセス

—— (2022d)「2000 年代 流行ファッション／年代流行」

<https://nendai-ryuukou.com/2000/fashion.html>

2026 年 1 月 19 日 最終アクセス

フレティア (2025)「明治時代の洋装革命：和洋折衷ファッションの始まり」

<https://rokakum-ntg.com/2025/02/19/明治時代の洋装革命：和洋折衷ファッションの始/>

2026 年 1 月 19 日 最終アクセス

山口大貴 (2025)「初心者にもわかる日本ファッションの歴史！着物から現代まで」

<https://www.pirokinoterakoya.com/japanese-fashion/>

2026 年 1 月 19 日 最終アクセス

リリー (2025)「音楽やファッションの流行が繰り返される理由：心理学と社会的メカニズムからの解明」

https://note.com/goban_senichi/n/n19e8a6045502

2026 年 1 月 19 日 最終アクセス

名古屋学院大学国際文化学部国際文化学科

2025 年度 卒業論文

<指導教員 佐伯奈津子>

外国人の子どもへの教育の実態

～外国人児童生徒にとってあるべき日本の教育環境～

26W0140 西村 由利江

はじめに

以前から、外国人に日本語を教えることに関心があり、市のボランティア団体が実施している日本語学習支援に参加し、外国にルーツをもつ子どもに日本語を教える機会があった。漢字は読めないものの、ひらがなは問題なく読める子がいる一方で、簡単な指示を出しても理解できずにいる子もあり、日本語能力の差を強く実感した。説明が十分に伝わらない場面に直面し、自身の伝え方を工夫する必要性を感じると同時に、子どもたちがなぜ日本語能力が十分でない状況のまま来日し、日本で生活しているのかという疑問を抱いた。

外国人の子どものなかには、かれらの親の都合により日本へ移住した家庭もある。子どもは日本語能力が十分ではないなか、日常生活だけでなく、学校生活で多くの困難に直面していると考えられる。また、子どもだけでなくその親も十分な日本語能力がない家庭も多く存在する。日本ではこのような状況の子どもが年々増加しているが、彼らへの支援が十分行き届いていないのが現状である。

この現状を踏まえて、本論文では、現在の外国人児童生徒への教育や支援の実態について理解を深め、かれらにとって必要な日本の教育環境や支援とは何かを明らかにする。かれらにとって必要な教育支援を明らかにすることは、日本の教育現場を見直す手がかりとなり、外国人の子どもが安定した教育環境のもとで学ぶことを可能にする。その結果、かれらの将来の選択や可能性を広げることにつながると考えられる。

第1章では、外国人の子どもへの教育の実態、第2章では愛知県が実際におこなっている支援の紹介、第3章では支援における課題とその改善策についてまとめる。

第1章 外国人の子どもへの教育の実態

第1節 外国籍児童生徒数の増加と日本語指導の必要性の高まり

文部科学省のデータによると、2023年の日本の公立学校（小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校）に在籍している外国籍の児童生徒数は12万9449人である。2014年は7万3289人だったので、10年間で約56万人、約1.77倍増加している〔文部科学省 2024a：7〕。また、2023年の日本語指導が必要な外国籍の児童生徒¹数は5万7718人、2014年は2万9198人となっており、10年間で約28万人増え、約1.98倍増加している〔文部科学省 2024a：4〕。さらに、2023年の都道府県別の日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数の調査によると、1位が愛知県の1万1924人、2位が神奈川県²の6182人、3位が東京都の5373人となっており、愛知県が圧倒的な数字となっている〔文部科学省 2024a：6〕。外国籍の児童生徒数が増加すると、比例して日本語指導が必要な数も増えており、日本語教育がかれらに十分行き届いていない可能性が推測される。

こうした日本における外国籍の子どもが増加した原因には、国境を越えた人の移動が一般化し、日本に長期定住する外国人が増えているという社会構造ができたことが背景にある。1990年に入管法が改正されたことにより、外国人住民が増加し、労働者の定住化によ

¹ 日本語指導が必要な外国籍の児童生徒とは、日本語で日常会話が十分にできない児童生徒、もしくは、日常会話ができていても学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じている児童生徒を指す。

り、外国籍世帯が増えた。その後、労働者だけでなく、日本人の配偶者や日系人の増加により、日本の学校へ通う子どもの数も増加していった。

外国籍世帯のなかには、しばしば日本語能力が十分でない世帯も見られる。その子どもも日本語能力が十分でないまま学校に通いはじめると、学習への支障だけでなく、学校生活への支障も考えられる。つまり、外国人児童生徒への教育の課題には、労働目的で来日した親自身についても見逃せない。したがって、2 節、3 節では資料をもとに学校生活においての問題を児童自身と親自身に分けて紹介する。

第2節 児童生徒が直面する課題

日本語指導が必要な外国人児童生徒は、学校でさまざまな課題に直面している。

第一に、習得した日本語と教科で学習する課題にギャップが生じることである。外国人児童生徒における日本語能力は、日常生活で用いる「生活言語能力」と、教科学習に必要な「学習言語能力」に区別される。

前者は1対1の具体的な会話を通じて自然に身につく場合もあるが、支援があればより習得が促進される。一方、学習言語能力は、授業における情報の入手・処理・分析・考察を支える能力であり、日常生活だけで習得されることは少ない。そのため、外国人児童生徒が授業に参加し学習を進めるためには、日本語指導担当教師が中心となった計画的かつ意図的な支援が不可欠となる。しかし、学習言語能力は取得に時間がかかるため、日本人児童生徒との学力差が生じやすい〔文部科学省 2019：25〕。

第二に、学校文化に適応できないことである。日本の学校では、教科学習に加えて給食当番や清掃、係活動など、集団のなかで協力しながら社会性を育成することを目的とした学校文化が重視されている。しかし、こうした習慣は、存在しない国や地域も多い。

そのため、外国籍の児童生徒にとって、これらの活動は役割理解や集団行動において戸惑いや負担が生じやすい。不慣れな場合、協力が進まず孤立感やストレスが生じたり、暗黙のルールが理解できずに誤解やトラブルにつながったりする可能性もある。したがって、児童生徒本人だけでなく保護者も含め、学校文化に関する丁寧な説明と支援をおこなうことが重要である〔仙台観光国際協会 2020：4〕。

第三に、友人関係の形成が難しいことである。海外にルーツをもつ子どもは、日本語能力や文化の違いから友人関係の形成が難しくなることがある。そのため、日本の学校でいじめを経験する例も少なくなく、不安から就学をためらう家庭も存在する。いじめには、肌や髪の色、文化、宗教など、本人が選ぶことのできない属性が標的になりやすいという特徴がある。さらに、日本語を習得したあとも、イントネーションや助詞の誤りといった「日本人と完全に同じではない日本語」をからかわれる場合があり、努力するほどいじめが深刻化することもある。こうした経験は、子どもたちに強い疎外感や自信喪失をもたらし、日本語を話すこと自体への恐怖から沈黙を選ばせる要因ともなっている〔田中 2018〕。

第四に、アイデンティティが形成されにくいことである。日本語能力や学校文化適応に負担が生じると、本人のアイデンティティの形成に影響を受ける。とくに日本の教育環境では、カリキュラムや授業の内容、教師の指導、クラスメートとの関係が、家庭で身につけた行動様式と日本的価値観とのあいだに葛藤を生じさせる場合がある。さらに、授業に反映された文化的価値や学習スタイルを理解しにくいと、外国出身児童は授業について

いけず、不登校やいじめへと繋がると考えられる。その結果、学級内で異質と見なされ、「意欲がない」「基本的なしつけができていない」と評価されてしまうこともある〔額賀 2025：25-26〕。

第3節 保護者が直面する課題

児童生徒だけでなく、保護者もまたさまざまな課題に直面している。

第一に、学校とのコミュニケーションが難しいことである。外国人保護者のコミュニケーションの困難は、子どもの学校生活や教師との連携、親子関係にも影響を及ぼす。学校との連絡が理解できないと、「情報が届かない」「相談できない」「誤解が生じる」という連鎖が起こる。通訳者がいない地域では、保護者会や面談への参加を避ける場合も多い。実際、学校からの連絡文書を読み取れず、子どもが必要な持ち物を持たずに登校し、「忘れ物が多い」と評価される例もある。日本語能力が高い保護者でも学校特有の表現や文化的文脈を理解しにくく、教師との信頼関係構築を妨げる要因となる。さらに、学校側の情報提供不足や保護者の多忙さが、進路選択などにおける親子の意思疎通を困難にし、子どもの負担を大きくしている〔今村 2023：73-75〕。

第二に、学校文化や教育制度の理解不足である。外国人保護者が直面する問題は、言葉の壁だけでなく日本特有の学校文化にもある。PTA 活動や宿題、集団行動などの慣習、学年制や通知表の評価方法など、母国と異なる点が多く、誤解や孤立、教育方針のずれを生みやすい。さらに、「集団登下校」「掃除当番」「給食当番」といった制度や、「上履き」「お道具箱」などの細かな持ち物規定、髪型や装飾品などの校則にも戸惑うことが多い。こうした文化的背景について丁寧な説明と理解促進が必要である。また、日本の学校文化には同質性を重視し、異なる文化をもつ子どもを同化させようとする傾向があり、多様性を十分に受け入れられないことが、外国につながる子どもの学校適応を困難にしている〔竹内 2022：6〕。

第三に、進路情報や教育制度が複雑ということである。たとえば、外国籍児童の高校進学において、制度の地域差と情報提供の不足が深刻な課題であると指摘されている。高校入試制度や特別入学枠、学費支援制度などは都道府県ごとに内容が異なり、保護者が制度を理解しづらい状況にある。また、学校や行政による多言語での情報発信・相談体制が十分でないため、子どもが学力的・言語的に困難を抱えていても、保護者が適切な支援にアクセスできない場合が多い。その結果、進路選択や高校進学の際に格差が生じ、進学率や中退率にも影響している。そのため、自治体間の制度格差を改善し、外国人保護者が安心して相談できる環境づくりの必要性がある〔日本学術会議 2020：12-14〕。

第四に、支援体制へのアクセスが難しいことである。外国人保護者の支援体制へのアクセスの難しさについて、情報提供の言語的・制度的な壁を指摘している。支援制度は存在しても、その多くが日本語のみで発信されており、保護者が必要な情報を理解・活用できない状況がある。また、行政・学校・地域 NPO の間で連携が十分でなく、相談や支援が分散しているため、どこに頼ればよいか分からず孤立する家庭も少なくない。特に、教育や生活支援に関する情報が一元的に整理されていないことが、支援の届きにくさを生んで

いる。地域の日本語教室や学校と連携した包括的支援カリキュラムの構築が、外国人保護者の孤立防止と支援の実効性向上に不可欠である〔今村 2023：76-77〕。

第2章 愛知県の外国人の子どもとその保護者に対する支援

第1節 日本語指導・教科指導

日本語指導が必要な児童生徒のもっとも多い愛知県では、児童生徒と保護者に対して、どのような支援をおこなっているのだろうか。第1節では、日本語支援と授業における支援についてまとめる。

第一に、日本語の支援がある。学校には、日本語の習得状況や年齢が異なる複数の外国人児童が在籍している。児童一人ひとりに対して、適切な日本語指導をするためには、個々にあった指導をする必要がある。実際に、愛知県の小学校で実施されている支援を紹介する。

担当教員は、児童一人ひとりの実態（来日時期や滞在期間、日本語習得状況、生活への適応状況等）を把握し、個別の指導計画を作成して、「特別の教育課程²」による指導をおこなった。指導計画にあたっては、文部科学省が提供している、「コース設計 プログラムの組み合わせ例」を参考に、日本語指導の1週間の時間数やプログラムを児童の実態に応じたペースで配置した。

たとえば、来日直後でまったく日本語が話せない児童には、学校生活のあらゆる場面で困難さに直面するため、「サバイバル日本語」や「日本語基礎」を中心に指導している。一方で、日常会話が可能で児童には、「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント(DLA)³」と文部科学省が提供している、「外国にルーツをもつ子どもたちの学習目標例」を用いて、「話す」「読む」「書く」「聴く」の4技能について、子どもが、いま何ができて、何ができていないか確認した。そのうえで、学習目標項目例を参考にしながら、コース設計をした。

このように、一人ひとりの実態に応じて個別の指導計画を作成し、「特別の教育課程」による指導をおこなった。また、日本語習得を促すため、初期指導では翻訳アプリに頼りすぎず、日本語に触れる機会を大切に「愛知県教育委員会 2024：16」。

第二に、教科の学習での支援がある。日常でつかう生活言語は1～2年で習得できる一方、教科の学習で必要となる学習言語は5～7年かかる。日常会話に問題がなく、友だちとも関わっていたとしても、教科学習のなかで読み書きに困難がみられる児童生徒もいる。学習言語は教科学習を通して習得する必要があるため、教員はさまざまな工夫をして、児童生徒の学習意欲の向上に努めている。

たとえば、外国籍の小学校3年生のAさんに対して、担当教員は、授業であつかう語彙や表現を、写真やイラストを用いて、視覚的に理解できるようにした。国語の物語文や説

² その学校や生徒の実情に合わせて特別に組まれるカリキュラムのこと。

³ 文化的、言語的に様々な背景を持つ外国人児童生徒たちの日本語能力を、マンツーマンによる対話で測る支援付き評価ツール。

明文では、児童の日本語レベルに合わせたリライト文⁴を用いることで、内容の把握を容易にした。漢字指導では、3年生の内容を進めつつ、理解が不十分な部分は1、2年生に戻り、合格シールを用いることで意欲を高めながら段階的に指導した。

また、日記指導を通して言葉のまとまりで読む力や、自分の考えを書く力を育成したり、図書館の利用機会を増やしたりすることで、強制的に学ばせるのではなく、日常生活のなかでも自然に日本語を使ってアウトプットできる機会を多く設定した〔愛知県教育委員会 2024：17〕。

第三に、在籍学級での授業の支援がある。編入して間もない外国人児童の場合、国語や算数等は取り出し授業⁵をおこなうが、体育や図工、音楽は在籍学級で授業をおこなう場合がある。しかし、編入してきて間もない児童の場合、在籍学級の授業では、言葉の問題によって理解できない児童もいる。

編入後3カ月が経過した小学校4年生のBさんへの支援を紹介する。担当教員はまず、児童の座席について配慮した。教室に支援員を配置し、座席は担任とコミュニケーションが取りやすく、周囲の様子が見えやすい前から2列目の中央にした。

在籍学級の授業については、社会や理科では、言葉だけで理解しにくいと、具体物や写真などの視覚資料を多くつかい、プリントにはルビを付けるなどの支援を加えた。音楽や体育の授業では、Bさんの母国にはそれらの授業がなかったため、文化の違いに配慮した。たとえば体育では、視聴覚教材の活用やグループ活動の増加をおこない、図工では制作例を示し、最初は教員と一緒に作業して活動を理解しやすくした。音楽では、リコーダーを演奏したことがない可能性を踏まえ、取り出し授業で事前に音階の説明や基礎練習をおこなった。

さらに、在籍学級の授業で指示を出す際には、「やさしい日本語⁶」を使用することを意識した。一文を短くし、一文に一つの情報に留めるようにしたことで、Bさんだけでなく、在籍学級のほかの外国人児童にも効果があった。

このように、コミュニケーション面では、指差しやジェスチャー、ゆっくり大きな声で話すなど多様な方法を試し、母語によっては漢字やローマ字を併用するなど柔軟に対応した。また、来日直後の不安を考慮し、自分から助けを求めにくいBさんに対して、担任から積極的に声掛けをおこなうようにした〔愛知県教育委員会 2024：19〕。

第四に、授業に参加するための支援がある。日本の学校へ編入してきた児童生徒のなかには、母国で学んだ学習内容は習得しているが、日本の学校では、言葉の壁によって、授業に参加できない児童生徒もいる。愛知県の学校ではそのような生徒に向けての支援を実施している。編入後3カ月が経過した中学校2年生のCさんへの支援を紹介する。

まず、担当教員は、外国から来たCさんに対して、文化や学習歴の違いを踏まえ何ができて何が苦手なのかを簡単なテストや聞き取りで把握し、興味や得意なものと結びつけた

⁴ すでにできている文章をテーマは変えずに書き直して、読者によりわかりやすく読んでもらえるようにした文。

⁵ 在籍学級以外の教室で指導をおこなう教育形態のこと。

⁶ 日本語を母語としない人や、日本語に不慣れな人にも伝わりやすいように工夫した日本語。たとえば、「避難」→「逃（に）げる」、「給水」→「水（みず）をくばる」。

学習計画を作成した。学習計画は、1時間の授業でCさんがどのように参加できるか、どこまでできることを目標とするかを明確にし、単元全体の見通しがもてるようにした。

そして、作成した学習計画をもとに、支援員や他教科の教員と情報共有し、学習内容を関連付けながら指導した。そうすることで、数学でできたことを理科に活かすなど、教科間で連続性のある支援が可能になった。このように、担任1人ですべてを支援するのではなく、環境を整え、さまざまな教職員と協力しながら、長期的に支援をした〔愛知県教育委員会 2024：20〕。

第2節 共生・アイデンティティ

外国人児童生徒は言葉や文化の違う日本の学校での、学習や学校生活において、困難に直面することが心の不安につながり、彼らのアイデンティティが形成されづらくなる。第2節では、外国人児童生徒が困難への不安を解消するために、愛知県が実施している事例を紹介する。

第一に、前述の中学校2年生のCさんへの支援を紹介する。Cさんは、編入後しばらくは周りの生徒が話しかけ、友だちの輪のなかにいる姿がみられた。しかし、その後一人でいることが多くなり、さまざまな教員が、「大丈夫？」と声をかけると、「はい、大丈夫」と答えるものの、表情は暗いままであった。

担当教員はまず、Cさんの「本人の思い」を知るため、市の語学支援員による母語相談を実施した。第1回目の相談には担任も参加したところ、Cさんが母語で自分の気持ちを流暢に語る様子から、これまで言っていた「大丈夫」は本心ではなかったことが分かった。Cさんは、学習の遅れへの不安、日本語に自信がなく笑われるかもしれないという恐れ、周囲からどう見られているかの心配、中学校卒業後の進路への不安を抱えていた。担任は語学支援員を通して「あなたは仲間であり、間違えても大丈夫」という思いを伝え、気持ちを共有することでCさんの表情も和らいだ。学級の生徒にもCさんの不安を伝えたとところ、生徒が声をかける姿が見られた。担当教員は、母語相談での内容を受け、日本語初期指導の内容を見直した。教科の学習の割合を増やし、得意教科は取り出しをおこなわず、学級で学べるよう時間割を調整した。また、友人関係に配慮して座席も変更した。

第2回目の母語相談には母親も参加し、進路への不安や受験制度について話題にした。さらに、週末に通える日本語教室の存在を伝え、親子で日本語習得の道筋を見いだすことができた。その後、Cさんは学級で笑顔が増え、休み時間や当番活動でも自分から友だちの輪に入る姿が見られるようになった。このように、悩み相談の機会を作り、母語相談や通訳者を活用することで、当事者同士が安心して気持ちを共有でき、よりの確な支援に繋がった〔愛知県教育委員会 2024：28〕。

第二に、中学校1年生のDさんへの支援を紹介する。Dさんは、ひらがなを読むことができるが、意味の理解はできていなかった。Dさんに対して、受入れ側の生徒は話をしたいが、話をすることができず困っていた。

Dさんが周りの生徒との関係を築くために担当教員は、外国人生徒が自然にクラスに溶け込めるよう、班活動や授業だけでなく、レクリエーションやミニゲームを取り入れ、言語以外の関わりを増やした。たとえば、「ミッション」活動では、「～することができますか？」などのやさしい日本語をつかって在籍学級の生徒と交流することでミッションをク

リアしていく。使用するカードのメモ欄の数を調整することで、関わる生徒数を調整できる。この活動は、受け入れ側の生徒も答えやすく、双方が安心してコミュニケーションを取れる工夫となった。

さらに、朝の会の5分間を活用し、班で0～9の話題カードをつかって質問し合う活動をおこなった。言葉だけでなくジェスチャーや表情で伝え合う経験となり、互いの好きなものや特技を知るきっかけにもなった。これにより、Dさんにとって自分の体験や経験を伝える表現の勉強にもなった。これらの取り組みを通して、生徒同士が無理なく楽しく関われる環境を整え、自然な関係づくりを促した〔愛知県教育委員会 2024：29〕。

第三に、かれらのアイデンティティを形成するために実施している支援を紹介する。小学校6年生のEさん（日本生まれ、日本育ちの外国籍）は、就学前から日本人の子どもたちと教育を受けてきたため、言語の不自由さは感じていなかった。しかし、自分の母国に自信をもつことができないため、自分の大切なルーツを隠してしまう傾向がある。当教員は、本人がアイデンティティを確立するための指導をおこなった。

まず、Eさんの思いやこれまでの経験を丁寧に聞き取り、日本語が分からず苦しんだことや外国人であることでからかわれた経験、保護者が日本語を話せないことへの恥ずかしさなど、抱えてきた悩みを把握した。こうした思いについて、母語通訳者を介して保護者と共有し、学校としてEさんのルーツを大切にしている取り組みを進めたいことを伝え、協力を得られるよう働きかけた。

さらにEさんの学校では、アイデンティティの確立には、周囲の理解が不可欠であることから、外国にルーツをもつ児童自身が母国の文化や言語を誇りに思い、日本人児童が他文化に触れ国際理解を深められるよう、「ワールドウィーク」という全校的な活動を実施した。ワールドウィークでは、外国にルーツをもつ児童が自分の国の文化・言語・風習・学校制度などを調べ、インタビューや資料をもとに全校へ発信した。期間中は児童が、昼の放送で対象国の挨拶を紹介したり、イメージカラーの小物を身につけたりして、学校全体で楽しみながら国際理解を深めた。外国人児童からは、「自分の国についてはじめて知ることがいっぱいあった」「友達が興味をもって質問してくれてうれしかった」などの声があり、日本人児童からも「発表を聞いて外国についてもっと知った」「大人になったら行ってみたい」などの外国に興味をもったという声があった。

このように、外国にルーツのある児童が自分の母国に興味をもち、誇りをもてるよう、挨拶や食文化、学校生活などを調べて全校に紹介する活動をおこなった。また、保護者にも協力を依頼し、インタビューや母国の品物の提供などを通して、学校と家庭が連携できるようにした〔愛知県教育委員会 2024：31-32〕。

第3節 保護者との連携

外国人児童生徒が学校生活を送るには、保護者の学校への理解や協力が必要となる。第3節では、愛知県が保護者におこなっている支援を紹介する。

第一に、家庭との連絡方法についての支援がある。外国人児童生徒の保護者も日本語能力が十分ではないために、学校からの連絡が家庭にうまく伝わらないことがある。電話に出てもらえないこともあるため、緊急時の連絡が課題となっている。

たとえば、小学校4年生のFさん（編入後3カ月経過）の保護者の場合、担当教師は保護

者と連絡手段（電話・手紙・FAX 等から選択）を相談し、電話連絡を基本とすることにした。しかし、日本語の壁から折り返しもなく必要な情報共有が難航した。そこで教員は、「やさしい日本語」を活用し、短い文や簡単な表現で話すよう工夫したところ、保護者からの返答が増え、少しずつ家庭の様子や F さんの状況を共有できるようになった。さらに、さらに「明日の〇時に電話します」などと事前に具体的な約束を伝えると、時間どおりに電話に出てもらえるようになり、その後は折り返しの連絡もくるようになった。

現在は連絡帳に手紙を書き、「ママに見せてね」と伝えることで、事前の連絡調整が円滑になっている。また、重要な連絡や説明が必要な場面では、市の通訳者を依頼し、通訳が難しい場合には保護者の知人に同席してもらうなど、言語面の支援を工夫した。

このように言葉の壁を低くしたり、通訳者を活用したり、事前の連絡を意識した結果、連絡が取りやすくなり、緊急時も含めた学校と家庭のコミュニケーションが改善した〔愛知県教育委員会 2024：24〕。

第二に、保護者の学校参加への支援を紹介する。外国人児童生徒の保護者にとって、日本の学校の行事の中には、馴染みのない物もあり、参加意義が分かりづらいことから、参加しない保護者も存在する。

たとえば、中学 2 年生の G さん（編入後 1 年経過）は、日本の学校生活にも慣れて活発に過ごしているが、日曜日の授業参観や体育祭などに保護者が参加できず、寂しさを感じていた。そこで学校側は、まず保護者が参加できない理由を探り、文化的背景への理解を深めた。その結果、保護者は日曜午前中に家族で教会へ行く習慣があるため、午後の行事なら参加しやすいことが分かった。そこで実際、文化祭で G さんのクラスの合唱が午後であると事前に伝えたところ、保護者は参加することができた。

また、学校行事への参加を促すため、年間行事が分かっている場合は初回の面談で説明し、とくに海外に存在しない行事については目的や意義を丁寧に伝えた。保護者の母国の文化や習慣により学校行事への参加意識が異なることもあるため、長期休業中に通訳者を交えた保護者会で必要な情報を共有する工夫もおこなった。さらに、1 カ月前には詳細な便りを渡し、翻訳やルビを付けるようにした。学級通信等の場合は、写真やわかりやすい日付表示を添えることで、保護者が行事の意義や子どもの頑張りを理解しやすいよう配慮した。

このように学校側は保護者の文化や価値観を尊重し、無理に参加を求めるのではなく、気持ちを十分に聴き取りながら、やさしい日本語や通訳などを活用して「伝わりやすさ」を高めることに努めた結果、学校と家庭の連携が促進された〔愛知県教育委員会 2024：25〕。

第三に進路相談への支援を紹介する。外国人児童生徒の保護者にとって、日本での子どもの卒業後の進路は、複雑な物であり、イメージしづらい。

たとえば、中学校 2 年生の H さんは保護者と進路相談を進めているが、具体的な進路を思い描けていなかった。また、外国にルーツをもつ生徒の進路選択について、具体的な事例を紹介したくても情報が見当たらなかった。国によって高校進学仕組みが異なるため、保護者や生徒が日本の制度にとまどうことがある。そのため教員はまず、H さんの母国の学校制度を理解したうえで、日本では高校入学に試験や学費の準備が必要であることや、進学までの流れなどを丁寧に説明した。

また、Hさんのような外国人生徒向けに、やさしい日本語と通訳者を用いた進路説明会をおこない、日本の教育制度や受験制度、学費について分かりやすく説明した。さらに、外国人生徒の卒業生のビデオメッセージや講話を通して、進路についてどう考え、どう選択したかなど、体験談を聞く機会を設けることで、他の外国人生徒にも進路選択の具体的なイメージをもたせた。

このように、地域とのつながりが薄い家庭は日本の進学情報を得にくいため、教員が懇談会などを通して早い段階から家庭と連携し、継続的に正しい進路情報を伝えた〔愛知県教育委員会 2024：26〕。

第3章 課題とその改善策

第1節 外国人の子どもへの支援における課題

第2章では、現在愛知県の学校現場で実施されている外国人児童生徒への支援について紹介してきた。しかし、現状の支援体制では十分に解決できていない課題もいくつか存在する。

第一に、外国人児童生徒を支援する教員の不足である。第1章の第1節で取り上げたが、日本に在籍する外国人児童生徒数は年々増加している一方で、かれらを支援する教員は十分に確保されているとはいいがたい。データによると、日本の教員数は数字上では、大きく減っているわけではない。しかし、学校現場においては、授業準備や保護者対応に加え、部活動指導や行事対応といった不足や負担を感じさせる要因が存在する。そのようななか、増加する外国人児童生徒への対応が新たに求められている〔文部科学省 2023：2〕。

外国人児童生徒への対応は、個別指導や取り出し授業だけでなく、一人ひとりの背景や学習状況さらには保護者の文化的・言語的背景を理解し、それぞれにあった学習計画を立てる必要がある。その結果、教員の長時間労働に繋がり、負担は重くなってしまう。外国人児童生徒への支援の充実を図るためには、教員個人の努力に依存するのではなく、人的配置や支援体制の在り方を含めた構造的な改善が求められる。

第二の課題は、不就学問題である。不就学とは、学齢期にあるにもかかわらず、学校に在籍していない、あるいは就学状況が把握できていない状況を指す。文部科学省の「外国人の子供の就学状況等調査」によると、2024年の義務教育年齢に該当する外国籍の子どものうち、1097人が不就学であることが確認されている。さらに、転出・転入の把握が困難で連絡が取れないなどの理由により、就学状況が確認できない子どもを含めると、その数は8419人にのぼると報告されている〔文部科学省 2024b：1〕。この結果から、外国籍の子どもが多くは日本の学校に就学しているものの、一定数の子どもが教育制度の枠組みから外れている可能性があることが明らかである。

不就学の背景としては、保護者が日本の就学制度を十分に理解していないこと、日本語による情報提供が不十分であること、在留資格や家庭の経済的事情等がある。また、日本では外国籍の子どもに対して就学義務が法的に課されていないことも、不就学問題を生じさせる一因となっている。そのため、市区町村による就学案内や個別の働きかけが重要な役割を果たしているが、自治体ごとに対応の差があり、十分な把握や支援が行き届いていないケースも見られる〔松本 2025〕。この課題は、不就学の実態把握や、保護者への多言

語による情報提供や関係機関との連携を強化し、外国人児童生徒が確実に教育につながる仕組みづくりが必要だと考えられる。

第三の課題は、支援体制に地域格差があることである。文部科学省の調査によると、日本語指導が必要な外国人児童生徒は、愛知県・神奈川県・東京都などの都市部に多く集中している一方で、地方自治体では在籍数が少数にとどまる地域が多数存在していることが明らかになっている。とくに、全国の自治体のうち約4割では、日本語指導が必要な児童生徒数が5人未満であると報告されている〔朝日新聞：2024〕。

このような在籍数の差は、支援人材の配置状況に直接的な影響を与えている。外国人児童生徒の在籍数が多い自治体では、日本語指導教員や支援員を専任で配置したり、教室を設置したりするなど、比較的体系的な支援体制が整えられている。一方で、在籍数が少ない自治体では、専任の日本語指導教員を配置することが難しく、学級担任や既存教員が通常業務と並行して対応せざるを得ない状況が見られる。

さらに、近年では鳥取県や大分県など、人数自体は少ないものの日本語指導が必要な児童生徒数の増加率が高い地域も確認されている。これらの地域では、これまで外国人児童生徒への対応経験が十分に蓄積されておらず、急増する支援ニーズに対して人材配置や支援体制の整備が追いついていない可能性が高い〔松本 2025〕。このように、居住する地域によって、外国人児童生徒が受けられる支援の量や質に差が生じている点は、教育の機会の平等という観点から重要な課題であると言える。

第2節 課題の改善策を考察する

第1節で取り上げた課題を解決するにはどう改善する必要があるか、第2節で考察してみる。

第一に、外国人児童生徒を支援する教員の不足の改善を考察する。第3章第1節で述べたように、この課題の原因は、日本の教員の業務内容に負担を感じさせる要因があることである。第2章第1節～第3節で紹介した支援事例のなかで、外部の支援員や通訳者を活用したり、児童への支援を校内の複数の教員で協力したりしていることにふれた。しかし、外国人児童への専門教員ではない教師が支援を担当するのは、負担が重い改善方法を考察してみる。

一つ目は、教員養成の段階で、日本語教育や異文化理解に関する内容の教育を充実させることである。外国人児童生徒への対応は一部の専門教員に限られた課題ではなく、今後は多くの教員が直面する可能性が高い。この改善法により、専門教員の不足を補いながら、学校全体で支援を担う体制を構築することができる。

二つ目は、日本語指導を担う専門人材を制度的に配置することである。第2章第1節で述べたように現在は、日本語指導が必要な外国人児童生徒への対応を学級担任や既存教員が兼務しておこなっている。しかし、個別指導や取り出し授業をおこなうためには、専門的知識と継続的な指導体制が不可欠である。そのため、日本語指導を専門とする教員や支援員を、非常勤として雇用するのではなく、制度として安定的に配置する仕組みを整えることが重要である。とくに、在籍数の多い自治体には専任配置を進めることで、教員一人当たりの負担軽減と支援の質向上が期待できる。

三つ目は、外部人材の活用を拡大することである。学校内の教員のみで外国人児童生徒

への支援を担うことには限界がある。そのため、地域の日本語教師、通訳・翻訳人材だけでなく、大学生ボランティアなど、学校外の専門人材との連携を強化することが有効だと考えられる。これにより、教員は授業や学級経営に専念しつつ、言語面や生活面の支援を分担することが可能となる。特に保護者対応において通訳支援を導入することは、教員の負担軽減に大きく寄与すると考えられる。

第二に、不就学問題の改善策を考察する。この課題の原因として、さまざまな要因があるが、それらの根本には、外国籍の子供に対して就学義務が法的に課されていないことがある。従って、この課題は、国をあげて改善する必要がある。

考えられる改善策として、一つ目は、就学状況の把握体制の強化である。不就学問題の大きな要因の一つは、外国籍の子どもの就学状況を自治体が十分に把握できていない点にある。現状では、住民登録がなされていない場合や、転入・転出が頻繁な家庭において、就学の有無が不明となるケースが存在する。この課題に対しては、教育委員会と市区町村が連携し、住民登録などの情報を活用して外国籍の子どもの就学状況を定期的に確認する体制を整えることが重要であると考えられる。これにより、不就学や長期欠席の児童生徒を早期に発見し、適切な支援につなげることが可能となる。

二つ目は、就学案内や情報提供を充実させることである。外国人保護者のなかには、日本の就学制度や義務教育の仕組みを十分に理解できていない場合がある。そのため、学校に入学する以前に、多言語による就学案内や学校生活に関する情報提供を充実させることが不可欠である。具体的には、入学案内などを複数言語で作成することや、やさしい日本語を用いた説明資料や動画を活用することで、制度への理解を促進することができる。

第三に、支援体制の地域格差の改善法を考察する。この課題の改善策として考えられるものとして、一つ目に、国主導による支援体制の標準化をすることである。現在、外国人児童生徒への支援内容は自治体ごとに異なっている。そこで、国が中心となって、最低限必要な支援内容や体制の基準を全国共通で示すことが重要である。国が一定の基準を定めることで、住んでいる地域によって受けられる支援に差が生じることを防ぐことができる。

二つ目に、連携による支援体制の構築や共有をすることである。外国人児童生徒が少ない地域では、ひとつの自治体だけで十分な支援体制を整えることが難しい。そこで、複数の自治体が協力し、専門人材を共有し必要に応じて派遣できる仕組みを整えることが重要だと考えられる。また、オンラインで指導を行ったりすることで、必要な支援を受けられるようになる。

第3節 これからの日本のために

第1章第2節で述べてきたように、外国人児童生徒は、日本語能力の不足や文化的背景の違いにより、授業理解や学校生活への適応に困難を抱えやすい状況にある。しかし、日本語指導や学習支援の体制は自治体ごとに大きな差があり、専門的な指導を受けられるかどうか地域によって左右されている。

こうした課題は外国人児童生徒とその保護者個人の問題として捉えられがちである。しかし、十分な支援がおこなわれない場合、学力や進路における格差が拡大し、将来的に進学や就職の選択肢が狭まるなど、将来にわたる影響を及ぼす可能性が高い。その結果、貧困や社会的孤立につながる可能性がある。このような状況は、日本社会全体に影響を及ぼ

すことが懸念される。とくに、少子高齢化が進む日本において、外国人児童生徒は将来の労働力や地域社会の担い手として重要な存在である。多様な背景をもつ人びとが能力を発揮し、社会に参画できるかどうかは、日本社会の持続性を左右する重要な要素である。その基盤となるのが学校教育であり、外国人児童生徒への教育支援は、共生社会を実現するための不可欠な取り組みであるといえる。

以上のことから、外国人児童生徒への教育支援は、外国人児童生徒に対する特別な配慮ではなく、日本社会全体の将来を支えるための重要な課題である。今後は、国主導による支援体制の整備や専門人材の育成を進めるとともに、学校・自治体・地域が連携した包括的な支援の在り方を検討していく必要がある。

おわりに

本研究では、日本の学校教育における外国人児童生徒への教育支援の現状とその課題について述べてきた。近年、日本では外国人の子どもの増加が進んでおり、学校現場において外国人児童生徒が在籍することは珍しい状況ではなくなっている。筆者自身の経験としても、中学校時代に外国人のクラスメイトが在籍しており、日本語能力の不足から授業理解や学校生活への適応に困難を抱えている様子が見られた。担当教員は個別指導などの対応を行っていたものの、その負担は大きく、十分な支援を継続することの難しさがうかがえた。

本研究を通して、こうした課題は学校現場のみの問題ではなく、自治体間の支援体制の格差が要因となっていることが明らかになった。

前節で述べたように、少子高齢化が進行する日本において、外国人は将来の労働力や社会の担い手として重要な存在である。そのため、外国人児童生徒への教育は、個人の支援にとどまらず、日本社会の発展を支える上でもきわめて重要な課題である。

以上のことから、外国人児童生徒への教育支援の充実は、日本の将来のみならず、グローバル化が進展する社会において、在日外国人が安心して生活し、能力を発揮できる環境づくりにつながるものである。本研究を通じて、外国人児童生徒への教育支援が今後さらに発展していくことを願う。

【参考文献・インターネット資料】

愛知県教育委員会（2024）「外国にルーツをもつ児童生徒受入れ・共生のためのはじめの一步」

<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/500720.pdf>

2026 年 1 月 18 日 最終アクセス

朝日新聞（2024）「日本語指導が必要な子、全自治体の 6 割に在籍 全国平均で 3 校に 1 人」

<https://www.asahi.com/articles/ASS88251CS88UTIL01MM.html>

2026 年 1 月 18 日 最終アクセス

今村桜子 (2023)「外国人保護者が抱える困難と保護者支援の状況：地域日本語教室における外国人保護者支援カリキュラム構築の必要性」『学校教育学研究論集』48号

<https://u-gakugei.repo.nii.ac.jp/records/2000161>

2026年1月18日 最終アクセス

仙台観光国際協会 (2020)「外国につながる児童生徒の受入れと指導の手引」

https://int.sentia-sendai.jp/child/school/j/pdf/guidance_j.pdf

2026年1月18日 最終アクセス

竹内愛 (2022)「外国にルーツを持つ子どもの教育課題——教員・児童生徒の視点から——」『共愛学園前橋国際大学論集』No.22

<https://kyoai.repo.nii.ac.jp/record/246/files/2022-takeuchi.pdf>

2026年1月18日 最終アクセス

田中宝紀 (2018)「学校ではしゃべらない。日本社会の片隅で孤立する海外ルーツの子どもたち」

<https://www.refugee.or.jp/fukuzatsu/ikitanaka01>

2026年1月18日 最終アクセス

日本学術会議地域研究委員会多文化共生分科会 (2020)「提言 外国人の子どもの教育を受ける権利と修学の保障——公立高校の「入口」から「出口」まで——」

<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-24-t289-4.pdf>

2026年1月18日 最終アクセス

額賀美沙子 (2025)『外国につながる生徒の学校生活と支援状況に関する調査報告書——都立高校インタビュー調査の分析結果——』

<https://www.schoolexcellence.p.u-tokyo.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2025/06/6a7e4f3a1effd9938bff09af791b05a1.pdf>

2026年1月18日 最終アクセス

松本倉一 (2025)「取り残される外国人の子どもたち：目立つ学校側の受け入れ態勢不足」

<https://www.nippon.com/ja/in-depth/c15501/>

2026年1月18日 最終アクセス

文部科学省 (2024a)「令和5年度 日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果について」

https://www.mext.go.jp/content/20240808-mxt_kyokoku-000037366_4.pdf

2026年1月18日 最終アクセス

—— (2024b)「令和 6 年度 外国人の子供の就学状況等調査結果」

https://www.mext.go.jp/content/20251002-mxt_kyokoku-000045092_2.pdf

2026 年 1 月 18 日 最終アクセス

—— (2023)「教員勤務実態調査（令和 4 年度）」

https://www.mext.go.jp/content/20230428-mxt_zaimu01-000029160_1.pdf

2026 年 1 月 18 日 最終アクセス

—— (2019)『外国人児童生徒受入れの手引 改訂版』

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm

2026 年 1 月 18 日 最終アクセス

名古屋学院大学国際文化学部国際文化学科

2025 年度 卒業論文

<指導教員 佐伯奈津子>

「推す」という行為の意味

SNS 時代のファン文化と自己肯定感の関係性

26W0169 水谷 凜

はじめに

現代の若者文化において「推し活」は重要なライフスタイルの一つとして定着しており、若者の8割以上に「推し」が存在している[SHIBUYA109lab, 2022]。アイドルや俳優、アーティスト、キャラクターなど、特定の対象を「推す」行為は、単なる娯楽にとどまらず、個人の生活リズムや価値観、さらには人間関係の形成にも影響を与えている。とくに SNS の普及以降、「推し活」は可視化され、ファン同士の交流や情報共有が日常的におこなわれるようになった。

「推し活」は若者にとって精神的な支えや生きがいとなる側面をもつ一方、他者との比較や過度な消費、精神的依存といった問題も内包している。「推し」の存在によって前向きな感情を得られる反面、SNS 上での序列化や承認欲求の増幅により、自己肯定感が揺らぐ場面も少なくない。

筆者自身、小学生時代から「推し活」に従事しており、その存在がこれまでの人生の精神的支えとなっていた一方で、SNS 上の熱量比較に疲弊した経験をもつ。この個人的な葛藤は、現代の若者に共通する問題なのではないだろうか。

そのような問題意識から、本研究では、「推し活」が若者の自己肯定感およびアイデンティティ形成に与える影響を明らかにすることを目的とする。とくに、「推し活」が個人にとって精神的な支えとなる側面と SNS を通じた比較や消費行動によって生じる負の側面の両方に着目する。それらを明らかにすることによって、SNS による「可視化」と「比較」が避けられない現代において、「推し活」が若者の精神的な支えとなるポジティブな側面と、自己肯定感を揺るがすネガティブな側面の相関関係を明らかにし、情報社会における健やかな自己形成のあり方を提示できると考える。

研究方法としては、関連する先行研究の文献調査に加え、筆者自身の「推し活」経験を事例として分析する。実体験を用いる際には、個人的感情に偏らないよう客観的視点を保ちつつ、現代の若者が直面する推し活の実態を具体的に示すことを試みる。とりわけ若者は、自己形成の過程にある時期であり、他者評価や所属意識の影響を受けやすいとされている。そのため、「推し活」が自己肯定感やアイデンティティにどのように作用するのかを検討することは、現代社会における若者理解を深める上で意義があると考えられる。

第1章で「推し活」について概説したのち、第2章では、「推し活」が若者の自己肯定感およびアイデンティティ形成にどのような影響を与えているのかを、心理学的理論を中心に検討する。とくに、自己肯定感の概念を整理した上で、「推し活」がもたらすポジティブな効果とネガティブな側面の両方を明らかにする。第3章では、SNS を媒介としたファンコミュニティの構造と、そのなかで生じる承認欲求や比較について分析する。とくに、SNS が「推し活」に与える影響を、ファン同士の関係性および自己肯定感との関連から考察する。第4章では、「推し活」文化を国際的視点から捉え、日本の「推し活」にも大きな影響を与えている韓国とのファン文化の違いについて考察する。とくに、ファンと推しの距離感やコミュニケーションのあり方に注目し、推し活が若者の意識や行動にどのような影響を与えて

いるのかを明らかにする。そしてこれまでの議論を総括する第5章では、SNS 時代における「推し活」の意義を再定義し、若者が抱える葛藤とその乗り越え方について考察する。

第1章 「推し」に生きる若者の現状と SNS 社会の変容

第1節 「推し活」の台頭

近年、「推し活」という言葉は一般的な用語として広く浸透している。かつては「オタク文化」として一部の層に限定されていたファン活動は、現在では年齢や性別を問わず、多様な人びとによって実践される文化へと変化している。特定の人物や作品を応援する行為は自己表現の一形態として社会的に受容されるようになった。

さらに、「推し活」という言葉はメディアや広告、企業のマーケティング戦略においても積極的に用いられるようになり、社会的に認知された概念となっている。グッズ購入やイベント参加といった消費行動だけでなく、日常生活のモチベーションや生きがいとして「推し活」を位置づける人も多い。このように、「推し活」は単なる娯楽を超えて、個人の価値観や生活様式と結びついた文化として広がっているといえる。

この背景には、メディア環境の変化が大きく影響している。テレビや雑誌といったマスメディア中心の時代から、インターネットや SNS を中心とした双方向的なメディア環境へ移行したことで、ファンは推しの情報を能動的に取得し、発信できるようになった。その結果、「推し活」は個人的な趣味の領域を超え、コミュニティを伴う社会的活動としての側面を強めている。

第2節 SNS の役割

SNS は現代の推し活において欠かせない存在である。X（旧 Twitter）や Instagram などのプラットフォームを通じて、ファンは「推し」に関する最新情報を即時に共有し、感情を表現することが可能となった。また、ファン同士がつながることで、共通の価値観や経験を共有するコミュニティが形成されている。さらに、SNS は単なる情報共有の場にとどまらず、ファンにとって心理的な居場所としても機能している。匿名性の高さや即時的な反応が得られる特性により、現実の人間関係では表出しにくい感情や思いを共有しやすい環境が整っている。そのため、とくに若者にとっては、推しを軸とした SNS 上のつながりが日常的なコミュニケーションの一部となっている。

しかし、SNS は同時に比較や競争を生み出す装置としても機能する。ライブの参加回数やグッズの購入量、さらには推しからの「認知」といった要素が可視化されることで、ファン同士の間に暗黙の序列が生まれる。このような環境は、自己肯定感に影響を及ぼす可能性がある。

第2章 「推し活」と若者のアイデンティティ形成

第1節 自己肯定感の理論

自己肯定感とは、自分自身を価値ある存在として受け入れる感覚を指す概念である。自己肯定感とは「自分の存在そのものを肯定的に捉える感覚」とも定義されており、個人の精神的安定や対人関係に大きな影響を与える要素であると述べられている〔日本セルフエスティーム普及協会 2021〕。自己肯定感が高い人は、失敗や困難に直面した際にも自分を過度に否定することなく、前向きに行動することができるとされる。

また、発達心理学者であるエリクソンの「アイデンティティ理論」によれば、青年期は「自我同一性（アイデンティティ）」を確立する重要な時期であり、自分が何者であるかを模索する過程にあるこの過程において、他者との関係性や社会的役割は重要な意味をもつ〔エリクソン 1973: 154-157〕。現代社会では、その役割の一つとして「ファンである自分」「推しを応援する自分」という自己像が形成されることがある。

自己肯定感とはしばしば承認欲求と関連づけて論じられる。承認欲求とは、他者から認められたい、価値ある存在として扱われたいという欲求であり、心理学者のマズローの「欲求5段階説」においても重要な位置を占めている〔Cross Marketing 2024〕。自己肯定感が安定している場合、他者からの承認は補助的な役割を果たすが、自己肯定感が不安定な場合、外部からの評価に過度に依存しやすくなるとされる。現代の若者は、学校や家庭だけでなく、SNS を通じてつねに他者からの反応にさらされている。このような環境において、自己肯定感と承認欲求の関係はより密接になっており、「推し活」はその欲求を満たす手段の一つとして機能していると考えられる。

第2節 「推し活」と自己肯定感の関係

「推し活」は、多くの若者にとって日常生活のモチベーションとなっている。「推し」の存在は、日々の学業やアルバイトといった業務的な活動に意味付けを与え、「推しに会うためにがんばる」「推しを応援するために努力する」といった前向きな行動を促す。

筆者自身の経験においても、複数の「推し」の存在が日常生活の原動力となっている。ライブやイベントに参加することは、単なる娯楽ではなく、日常の疲労やストレスから一時的に解放される回復の場として機能している。「推し」に「会えた」という体験は、幸福感や達成感をもたらし、「また明日からがんばろう」という前向きな感情を生み出していた。

「「推し活動」を始めてから自己肯定感が向上した」というデータがある〔原田 2023: 3-4〕。「推し」を応援する行為は、ファン自身の存在意義を見出す手段となり得る。とくに、「推し活」を通じて形成されるファンコミュニティは「同じ対象を好きである」という共通点を基盤とした安心感を提供し、孤独感の軽減にも寄与している。このような点から、「推し活」は自己肯定感を直接的に高めるというよりも、「生きる意味」や「がんばる理由」を与えることで、間接的に個人を支える役割を果たしていると考えられる。

「推し活」が自己肯定感に与える影響は、必ずしも直接的な自己評価の上昇に限られない。

「推し」の存在を通じて得られる喜びや達成感は、「自分は何かに熱中できる存在である」「誰かを大切に思える存在である」という感覚をもたらす。このような感覚は、自己肯定感を下支えする基盤として機能していると考えられる。

また、「推し活」を通じて得られる成功体験は、自己効力感の向上にもつながる。チケットを当てる、遠征を計画する、イベントに参加するなどの経験は、小さな達成の積み重ねとして自己認識に影響を与えている。

第3節 依存や負の側面

一方で、「推し活」は必ずしも自己肯定感を一方向に高めるものではない。とくに SNS の普及以降、「推し活」は他者との比較をとまなう活動へと変化している。ライブの参加回数、グッズの購入量、「推し」からの認知といった要素が可視化されることで、ファン同士の間に暗黙の序列が生じやすくなっている。

筆者の経験では、SNS 上でほかのファンの活動を見ることにより、「自分は十分に「推し」に貢献できていないのではないか」「ほかのファンと比べて劣っているのではないか」と感じる場面が多く見られた。とくに、推しからの認知を得ているファンの存在は、自己否定感を強める要因となっていた。

また、「推し活」にとまなう経済的・身体的負担も無視できない。頻繁な遠征やイベント参加のために夜行バスを利用し、十分な休息が取れない状況が続くことは、心身の消耗を引き起こす。さらに、稼いだ収入の多くを「推し活」に費やすことで、自分自身の生活や欲求を後回しにする選択を迫られることもある。

それにも関わらず「推し活」を継続する理由として、「「推し」に救われた過去の経験」や「ともに過ごした時間への価値付け」が挙げられる。「推し活」は単なる趣味ではなく、人生の一部として位置づけられており、その関係性を断ち切ることは自己否定につながる恐れもある。

このように、「推し活」は自己肯定感を支える側面と同時に、比較や消耗を通じて自己肯定感を揺るがす側面を併せもつ、両義的な文化実践であるといえる。

心理学において自己肯定感とは、他人と比較することなく、今の自分を認め、尊重することによって生まれる感覚を指す[一般社団法人日本経営心理士協会 2022]。自己肯定感が高い状態では、失敗や他者との違いを過度に否定的に捉えず、自身の存在を肯定的に認識することが可能となる。一方で、自己肯定感が低下すると、他者からの評価や比較に敏感になり、自分自身を過小評価しやすくなるとされている。

一方で、「推し活」は必ずしも自己肯定感を一貫して高めるものではない。とくに SNS と結びついた「推し活」においては、他者の「推し活」がつねに可視化されているため、比較が生じやすい環境が形成されている。同じ「推し」を応援する他者と、自身の行動や消費量、外見などを比較することで、「自分は十分に応援できていないのではないか」という否定的感情が生まれる場合がある。

このような比較は、「推し活」を通じた自己形成の過程に複雑な影響を与える。「推し活」は本来、個人の感情や価値観にもとづく私的な行為であるにもかかわらず、SNS 上では「理想的なファン像」が共有されやすい。その結果、「推し活」は自己表現の手段であると同時に、評価の対象となり、自己肯定感を揺るがす要因ともなり得る。

しかしながら、この矛盾こそが現代の「推し活」の特徴であるとも言える。「推し活」は、個人を救い、支える力をもつ一方で、比較や競争を通じて個人を疲弊させる側面もあわせもっている。重要なのは、「推し活」が自己肯定感を「高めるか否か」という二分法ではなく、どのような条件や環境のもとで、どのように作用するのか捉える視点である。

以上のことから、「推し活」は若者のアイデンティティ形成において、単純に肯定的または否定的と評価できるものではなく、SNS という情報環境と密接に結びついた、動的な実践であると考えられる。

第3章 SNS コミュニティとファン文化の特徴

第1節 ファンコミュニティの形成

SNS の普及により、「推し活」は個人的な活動から、他者とされる社会的実践へと変化した。X (旧 Twitter) をはじめとする SNS 上では、「推し」に関する情報や感情がリアルタイムで共有され、ファン同士が容易につながることが可能となっている。

筆者の経験においても、SNS を通じて知り合ったファン同士が、単なるオンライン上の関係にとどまらず、実際に会って交流する関係へと発展している。「推し」という共通の対象をもつことで、年齢や生活環境を超えたつながりが生まれ、日常生活における居場所として機能している。

このようなファン・コミュニティは、承認や共感を得る場としての役割を果たす。「推し」への愛情や体験を共有することで、「理解されている」という感覚が生まれ、精神的な安定につながる側面がある。そのため、SNS 上のファン・コミュニティは、若者にとって重要な社会的ネットワークの一つとなっている。

第2節 SNS における可視化と評価の構造

SNS は、ファン行動や熱量を数値や投稿として可視化する機能をもつ。ライブ参加回数やグッズ購入量、「推し」からの反応といった要素は、投稿や「いいね」数、リポスト数を通じて他者から評価されやすい。この可視化は、ファン同士の関係性を水平なものから、評価や序列をとまなう関係へと変化させる。

このような評価構造は、個人の意図とは無関係に形成される。SNS 上では、より多く投稿する者や目立つ行動をとる者が注目されやすく、その結果として「理想的なファン像」が規範化される。この規範は、ファン自身に「より多く消費し、より積極的に行動すべきだ」という無言の圧力を与える。その結果、ファンはみずからの「推し活」を他者と比較し、自

身の行動や熱量が「十分であるか」をつねに意識するようになる。

このような比較は、達成感や所属意識を高める一方で、過度な自己評価や劣等感を生み出す要因ともなり得る。SNS 上の評価構造は、「推し活」の楽しさと同時に、精神的負担を内包しているといえる。とくに若者にとって、他者からの評価は自己認識に影響を与えやすく、「推し活」を通じた経験が自己肯定感の形成に深く関わる可能性がある。

第3節 アルゴリズムとファン文化の変容

この不可視性は、ファン行動の基準を不明瞭にし、不安や比較を強める要因となっている。SNS における情報拡散は、個人の意思だけでなく、プラットフォームのアルゴリズムによっても左右される。注目を集めやすい投稿や話題性の高い内容は優先的に表示され、結果として特定のファン行動が協調される。この構造は、ファン文化全体の価値基準を形成する要因となっている。

その結果、「推し活」は本来の「応援」から、他者に見せるための行為へと変質する可能性がある。SNS 上での評価を意識するあまり、個人の楽しみ方が制限される状況も生じている。このように、SNS はファン同士をつなぐ一方で、無意識の競争を生み出す装置としても機能している。

また、アテンションエコノミーという言葉が存在する。アテンションエコノミーとは、人々の「関心」や「注目」の度合いが経済的価値をもち、まるで貨幣のように交換材として機能する状況や概念のこと。日本語では「関心経済」や「注意経済」と呼ばれることもある。

[ハーチ株式会社 2022]。SNS においては、ユーザーの関心を長く引きつける投稿やコンテンツが優先的に表示・拡散される仕組みが採用されており、可視性そのものが評価や影響力と結びついている。アテンションエコノミーのもとでは、より刺激的で注目を集めやすい投稿が優先的に拡散される傾向がある。その結果、推し活においても消費量や行動の多さが評価されやすくなり、ファン同士の競争意識や自己否定感を助長する構造が形成されている。

このような構造が継続すると、ファン文化全体の価値観にも影響を与える。「推し活」の本質が「応援」や「共感」ではなく、「どれだけ目立つか」「どれだけ反応を得られるか」に偏る危険性がある。その結果、静かな応援や私的な楽しみ方は評価されにくくなり、「推し活」の多様性が損なわれる可能性がある。したがって、アルゴリズムの影響を前提とした「推し活」の在り方を再考する視点が重要である。

このように SNS のアルゴリズムはファン文化のありかたそのものを変容させており、推し活は個人の感情に基づく行為であると同時に、情報環境によって規定される社会的実践となっている。

第4章 「推し活」文化の国際的特徴——日本と韓国の比較を中心に——

第1節 日本における「推し活」文化の特徴

日本の「推し活」文化は、長年にわたってアイドル文化や芸能文化とともに発展してきた。日本では「応援する側」と「応援される側」の関係性が比較的明確に保たれており、「推し」との距離感が一定程度保たれる傾向にある。ファンはライブやイベント、メディア出演などを通じて推しを応援するが、私生活への過度な介入は暗黙のうちに避けられてきた。また、必ずしも短期的な熱狂ではなく、時間をかけて推しとの関係性を築いていく点に特徴がある。デビューから長期間にわたって応援を続けるファンも多く、その過程で生じる経験や記憶そのものに価値が見出されている。

このような「推し活」は、成果や反応の即時性よりも、「推し」と同じ時間を生きているという感覚を重視する傾向がある。そのため、「推し活」は一時的な消費行動ではなく、人生の一部として位置づけられ、個人のアイデンティティ形成に深く関与していると考えられる。

一方で、前述したとおり、近年はSNSの影響により、ファン同士の比較や競争が可視化されやすくなっている。従来の日本的な「節度ある応援」は揺らぎつつあり、「推し活」のあり方は変容の過程にあるといえる。

第2節 韓国における「推し活」文化の特徴

韓国の「推し活」文化は、日本以上にファンと「推し」の距離が近い点に特徴がある。SNSや配信サービス、ファンミーティングなどを通じて、「推し」が日常的にファンとコミュニケーションをとる機会が多く、ファンは「身近な存在」として推しを感じやすい環境に置かれていると考えられる。

この距離の近さは、ファンにとって大きな魅力である一方、過剰な期待や執着を生みやすい側面ももつ。「推し」との相互的な関係性が協調されることで、ファンはより積極的な行動や消費行動を求められる傾向がある。その結果、一部では行き過ぎたファン行動やトラブルも問題視されている。

筆者の体験においても、韓国の俳優やアイドルの「推し活」では、日本とは異なる緊張感が存在していた。「推し」との距離感が近いからこそ得られる幸福感がある一方で、ファンとしての振る舞いに対する不安やプレッシャーも大きいと感じられた。

第3節 日韓の比較からみえる課題

日本と韓国の「推し活」文化を比較すると、「推し」との距離感やファンの役割意識に違いがみられる。日本では古くから「見守る応援」が重視される傾向がある。ファンはあくまで「受け手」であり、公式が提供するコンテンツを消費することで満足感を得る。この場合、「推し」との境界線が明確であるため、自分自身の生活やアイデンティティを保ちながら安定した精神状態で応援を継続することが可能である。対して韓国の「推し活」は、ファン自身がプロデューサーのように振る舞う「参加型・相互型」の応援が協調される。例えば、新

曲発表時に音源チャートの順位を上げるためにファンが組織的に楽曲を再生し続ける「スミソ (ストリーミング)」や、ファンが私費を投じて駅や街頭に巨大な広告を出す「センイル広告」がその象徴にあげられる。このような文化圏では、ファンは『『推し』の成功は自分たちの努力の結果である』という強い当事者意識をもつ。これは「推し」の成功を「自分の成功」として体験できるため、一時的に極めて高い自己肯定感や達成感をもたらす。しかし、この距離の近さでは両刃の剣でもある。韓国型の「参加型」では、目標 (チャート 1 位など) を達成できなかった際に、「自分の貢献が足りなかった」という過度な罪悪感や、他ファンとの貢献度比較による自己否定感が生じやすい。

一方日本においても近年、SNS の普及や K-POP 文化の流入により、この境界が曖昧になりつつある。日本国内でもハッシュタグイベントや投票活動が活発化しており、静かに「見守る」だけではファンとしての熱量が足りないのではないか、という無言の圧力が生じている。

日韓の比較を通じて明らかになったのは、推しとの距離が近づき、ファンの役割が「応援」から「支援・プロデュース」へと変化するほど、自己肯定感は「推しの成果」や「他ファンとの比較」という外部要因に依存しやすくなるという課題である。SNS 時代の推し活においては、この両義性を自覚し、自分なりの適切な距離感を再設計することが、アイデンティティを守るうえでの共通の課題といえるだろう。

第 5 章 SNS 時代における「推し活」の意味と課題

第 1 節 若者にとっての「推し活」の再定義

これまでの章では、「推し活」を自己肯定感やアイデンティティ形成、SNS 環境との関係から分析してきた。本節では、それらの議論を踏まえ、「推し活」が若者にとってどのような文化的実践であるのかを改めて整理する。

一般的に「推し活」は、趣味や娯楽、あるいは消費行動として捉えられることが多い。しかし本研究で述べてきたように、「推し活」はそれ以上の意味をもつ行為である。「推し活」は、日常生活のなかで感情を動かし、努力の動機を生み出し、自分自身の在り方を支える役割を果たしている。「推し」の存在があるからこそ、学業や労働をがんばれる、あるいはつらい状況を乗り越えられるという経験は、「推し活」が精神的支柱として機能していることを示している。

また、「推し活」は時間的に継続される点にも特徴がある。短期的な熱狂にとどまらず、長い時間をかけて「推し」とともに経験を積み重ねることで、「推し活」は個人の人生史の一部となる。この過程で形成される思い出や感情は、単なる消費の結果ではなく、自己理解や価値観の形成に影響を与える要素となる。

このように考えると、「推し活」は「過剰労働」や「自己形成のプロセス」として再定義することが可能である。「推し」を応援する行為は、自らの感情を調整し、意味付け、維持

する作業でもあり、そこには主体的な選択と努力がともなっている。「推し活」は受動的な娯楽ではなく、能動的に関与する文化実践でるといえるだろう。

第2節 比較と評価のなかで生じる葛藤

一方で、「推し活」がつねに個人を支える存在として機能するわけではない。本研究で繰り返し示してきたように、SNS時代の「推し活」は他者との比較や評価から逃れにくい構造をもっている。

SNS上では、ライブ参加回数やイベント当選、グッズ購入、推しからの認知といった要素が可視化されやすい。これらは本来、「推し活」の一側面に過ぎないにもかかわらず、評価の指標として機能してしまう。その結果、同じ「推し」を応援しているにもかかわらず、他者と自分を比較し、「十分に応援できていないのではないか」「自分は劣っているのではないか」と感じる状況が生まれる。

この比較は、「推し活」における楽しさと同時に、苦しさを生み出す要因となる。「推し活」が精神的な支えである一方で、経済的、時間的負担や身体的疲労をとまなう行為となり、ときには義務感へと変化することもある。それでも「推し活」をやめられない背景には、これまで積み重ねてきた経験や感情、そして「推しを応援し続ける自分」という自己像が存在している。

このような葛藤は、個人の問題として片づけられがちである。しかし、本研究で示したように、比較や評価はSNSの構造やアルゴリズムによって強化されている側面が大きい。したがって、「推し活」にともなう苦しさは、個人の弱さではなく、情報環境と文化構造のなかで生じる現象として理解する必要がある。

第3節 「推し活」との距離の取り方と今後の可能性

では、SNS時代において「推し活」とどのように向き合うことが望ましいのだろうか。本節では、推し活を続けるか否かという二分法ではなく、「距離の取り方」という視点から今後の可能性を考察する。

アテンションエコノミーのもとでは、つねに注目を集める行為が価値をもつように見える。しかし、「推し活」において重要なのは、他者からどれだけ見られているかではなく、自分自身がどのような意味を見出しているかである。SNSから一時的に距離を置く、比較を生む情報を意図的に制限するなど、主体的な選択によって「推し活」のあり方を調整することも可能である。

また、フィルターバブルの影響を自覚することは、「推し活」をより健全に続ける上で重要である。SNS上で見える「推し活」の姿がすべてではないと理解することで、「理想的なファン像」に縛られすぎること避けることができる。推し活のかたちは本来多様であり、それぞれの生活や価値観に応じた関わり方が存在する。

「推し活」との距離を調整することは、「推し」への愛情が弱まることを意味しない。む

しろ、自身の生活や心身の状態を優先する選択は、「推し活」を長期的に続けるための重要な条件である。「推し活」を「すべてを捧げる行為」と捉えるのではなく、「自分の人生を豊かにする一要素」として位置づけ直すことが求められる。

「推し活」をめぐる問題は、個人の姿勢だけで解決できるものではない。SNS プラットフォームの設計や、ファン文化における価値基準の共有のされ方も大きく関係している。今後は、「推し活」を楽しむ主体だけでなく、それを取り巻く社会的環境についても議論を深めていく必要があるだろう。

以上のように、「推し活」は距離を再設計することで、個人にとってより持続可能な文化実践となり得る。本研究の分析から、「推し活」は若者の人生に深く関与する行為であると同時に、情報社会のなかで再考されるべき対象であることが明らかとなった。

おわりに

本論文では、「推し活」が若者の自己肯定感およびアイデンティティ形成に与える影響について、心理学的視点および SNS 時代のファン文化という視点から考察してきた。「推し活」は、日常生活に意味や目的を与え、若者にとって精神的な支えとなる重要な文化実践であることが明らかとなった。

一方で、SNS 普及によって「推し活」は可視化され、他者との比較が避けられない環境に置かれている。この背景にはアテンションエコノミーの存在がある。SNS 上では、人びとの関心や注目が経済的価値をもち、より刺激的で目立つ投稿が優先的に拡散される。その結果、「推し活」においても消費量や行動の多さが評価されやすくなり、ファン同士の競争意識や自己肯定感を助長する要因となっている。

さらに、フィルターバブルの影響も無視できない。SNS のアルゴリズムは、利用者の興味関心にもとづいて情報を選別し、似た価値観や行動様式をもつ投稿を優先的に表示する。この構造により、特定の「推し活」スタイルや価値観が強化され、「理想的なファン像」が無意識のうちに内面化されていく可能性がある。その結果、「推し活」の多様性が失われ、個人の楽しみ方が制限される危険性も生じている。

また、日本と韓国の「推し活」文化の比較からは、ファンと「推し」の距離感や文化的背景の違いが、「推し活」の体験の質に影響を与えていることが示された。とくに、SNS と結びついた「推し活」は、国境を越えて共通の構造的課題を抱えているといえる。

以上の考察から、「推し活」は自己肯定感を支える文化であると同時に、アテンションエコノミーやフィルターバブルといった現代的メディア環境の影響を強く受ける文化現象であることが明らかとなった。今後は、「推し活」を個人の嗜好や努力の問題として捉えるのではなく、情報環境や社会構造と結びついた現象として分析していく視点が求められるだろう。

本研究の限界としては、事例が筆者自身の経験にもとづいている点が挙げられる。今後の

課題として、異なる文化圏や世代のファンを対象とした比較研究をおこなうことで、「推し活」文化の多様性と共通性をより明確にしたい。

【参考文献・インターネット資料】

Cross Marketing (2024)「マズローの欲求 5 段階説とは？」

<https://www.cross-m.co.jp/column/marketing/mkc20241129>

2026 年 1 月 13 日 最終アクセス

SHIBUYA109 lab. (2022)「Z 世代のヲタ活に関する意識調査」

<https://shibuya109lab.jp/article/220712.html>

2026 年 1 月 12 日 最終アクセス

一般社団法人日本経営心理士協会 (2022)「自己肯定感」

[https://keiei-](https://keiei-shinri.or.jp/word/%E8%87%AA%E5%B7%B1%E8%82%AF%E5%AE%9A%E6%A1%88/)

[shinri.or.jp/word/%E8%87%AA%E5%B7%B1%E8%82%AF%E5%AE%9A%E6%A1%88/](https://keiei-shinri.or.jp/word/%E8%87%AA%E5%B7%B1%E8%82%AF%E5%AE%9A%E6%A1%88/)

2026 年 1 月 13 日 最終アクセス

エリクソン (1973)『自我同一性—アイデンティティとライフサイクル』誠信書房

日本セルフエスティーム普及協会 (2021)「自己肯定感とは？」

<https://self-esteem.or.jp/selfesteem/>

2026 年 1 月 12 日 最終アクセス

原田祐理花 (2023)『「推し」活動が人の健康に及ぼす影響』『山口県立大学学術情報』第 16 号

[https://www.l.yamaguchi-](https://www.l.yamaguchi-pu.ac.jp/archives/2023/01.part1/03.nursing%20and%20human%20nutrition/01.nursing_HARADA.pdf)

[pu.ac.jp/archives/2023/01.part1/03.nursing%20and%20human%20nutrition/01.nursing_HARADA.pdf](https://www.l.yamaguchi-pu.ac.jp/archives/2023/01.part1/03.nursing%20and%20human%20nutrition/01.nursing_HARADA.pdf)

2026 年 1 月 13 日 最終アクセス

ハーチ株式会社 (2022)「アテンションエコノミーとは」

<https://ideasforgood.jp/glossary/attention-economy/>

2026 年 1 月 16 日 最終アクセス

名古屋学院大学国際文化学部国際文化学科

2025 年度 卒業論文

<指導教員 佐伯奈津子>

ファストファッション業界が抱える問題

大量生産・大量廃棄がもたらす影響

26W0170 三田村 彩加

はじめに

近年、ファストファッション産業の拡大により、流行の衣服を低価格で容易に手に入れられるようになった。その一方で、衣服の大量生産と大量廃棄は、深刻な社会的・環境的問題を引き起こしている。世界では年間数百億点に及ぶ衣服が生産され、その多くが短期間で廃棄されていると言われており、資源の浪費や環境負荷の増大が懸念されている〔国連広報センター 2023〕。

執筆者自身もファストファッション業界でアルバイトをしており、店頭に並ぶ商品の入れ替わりの早さや、売れ残った衣服がセールを経ても処分されていく現場を目の当たりにしてきた。日常的に利用されるファッションの裏側に、環境問題や労働問題が存在するという現実を無視できないと感じた。

近年では、ファストファッションを取り巻く問題は、個人の消費行動にとどまらず、社会全体で考えるべき課題として注目されるようになってきている。環境省が「サステナブルファッション」¹を推進している〔三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 2025〕ほか、テレビやインターネット、SNS などでも、衣服の大量廃棄や環境負荷に関する情報が多く取り上げられている。ファッションは単なる流行や娯楽ではなく、環境や社会と深く結びついた存在であるという認識が広まりつつある。

さらに、ファストファッション産業では、生産の多くが海外でおこなわれており、労働環境や人権に関する問題も指摘されている。消費者が日常的に目にするのは完成した衣服であるが、その背後には多くの人びとの労働や資源の消費が存在している。ファッションを取り巻く問題を正しく理解するためには、こうした生産過程にも目を向ける必要がある。ファストファッションは、わたしたちの生活に身近であるとともに、その影響は環境や社会のさまざまな側面におよんでおり、問題の全体像を把握することが重要である。

本研究では、ファストファッション産業における洋服の大量生産・大量廃棄の現状と背景を整理し、その社会的・環境的影響を考察し、さらに、企業や消費者が果たすべき役割とともに、消費者が果たすべき役割についても検討し、持続可能なファッションの実現に向けた可能性について論じることを目的とする。

第1章 ファストファッションとは

第1節 歴史的背景

ファストファッションは、20 世紀後半以降のアパレル産業の構造変化と、消費者ニーズの多様化を背景に誕生・発展してきた概念である。第二次世界大戦後、衣料品産業は大量生産技術の進展や合成繊維の普及により、従来よりも短期間で安価に衣服を供給できる体制を整えていった〔堀内 2023〕。

とくに 1960 年代以降、欧米を中心に低価格衣料品市場が拡大し、消費者が求める「手ごろで流行性の高いファッション」への需要が増加したことが、ファストファッション誕生の基盤となった〔堀内 2023〕。

¹ 衣服の生産から廃棄までの過程で、環境や社会への影響を考慮し、持続可能性を高めようとする取り組みのこと。

1970～1980年代にかけては、グローバルなサプライチェーンの構築が進み、企業は生産拠点を海外へ移転することで製造コストを大幅に削減した。この時期にスペインのZARA、スウェーデンのH&Mなど、のちにファストファッションの代表的ブランドとなる企業が成長をはじめた。これらの企業は、商品企画から製造、物流、販売までを一貫して管理し、短期間での商品の入れ替えを実現した。この「企画から店頭に並ぶまでのスピード」がファストファッションの特徴として定着していくことになる[Hiroko 2025]。

日本においては、1990年代初頭のバブル経済崩壊以降、長期的な経済低迷を背景として消費者の価格志向が強まった。低価格で流行を取り入れた衣料品への需要が拡大し、1990年代後半以降、ユニクロに代表されるSPA型ビジネスモデルの普及を通して、ファストファッション的な生産、販売体制が日本の衣料品市場において広がった[寺島 2014:19-22]。

こうした歴史的経緯を通じて、ファストファッションは「低価格」「短い商品サイクル」「大量生産」という特徴を備えた産業として社会に根付いた。現在では、一部ブランドが撤退する動きも見られるものの、依然として多くの企業が大規模な市場を維持しており、ファストファッションは現代の衣料品産業において重要な地位を占め続けている[環境省 n.d.]。

第2節 消費者にどのような影響を与えるか

ファストファッションの普及は、消費者の購買行動・価値観・ライフスタイルに大きな変化をもたらしている。

第一に、低価格で多様な商品が短いサイクルで提供されることにより、消費者は流行を手軽に取り入れることが可能になった。従来、流行に合わせて衣服を購入することは一定のコストをとまっていたが、ファストファッションの登場によって「手ごろな価格で流行を楽しむ」という購買スタイルが一般化した。

第二に、ZARAやH&Mのようなブランドが毎週のように新商品を投入することで、消費者は売り切れる前に買わなければならないという心理（「買い逃し不安」、FOMO: Fear of Missing Out）に駆られ、衝動的な購買行動が促されると指摘されている[Gourica 2025]。このような購買行動は、衣服を長期的に使用する価値観の希薄化につながり、「必要に応じて買い替える消費財」として衣服が認識される傾向が強まっている。

第三に、ファストファッションは消費者に「選択肢の増加」をもたらした側面もある。多様なデザイン、サイズ、価格帯のアイテムが市場にあふれることで、消費者は自らのライフスタイルに合わせて衣服を選択しやすくなり、ファッションへのアクセスが一般化された。とくに若年層においては、限られた予算でも個性を表現できる機会が増えたことが肯定的にとらえられている。

一方で、低価格で衣服を入手できることは、消費者の過剰消費を助長し、衣服の廃棄量増加につながるという指摘も多い。環境省の報告によれば、日本国内の衣類廃棄量は年間約100万トンにのぼり、その大半が焼却、埋立処分されている。衣服の購入頻度が高まった一方で、平均着用回数は減少傾向にあることが示されており、消費者自身が購買に対する満足度を得にくくなっている[環境省 n.d.]。

以上のように、ファストファッションは消費者に対して「低価格で流行にアクセスできる」という積極的な影響を与える一方で、「衝動買いの増加」「衣服の短寿命化」「大量廃棄の増加」といった負の側面も生み出している。そのため、消費行動の変化とその背景を理解

することは、現代の衣料品産業を考察するうえで重要である。

第3節 経済効果や雇用の側面

ファストファッション産業の拡大は、国内外の経済活動や雇用構造に大きな影響を与えてきた。

まず経済面では、低価格かつ短い商品サイクルを特徴とするファストファッションは、衣料品の供給量および消費量を増大させ、アパレル市場における消費構造そのものを変化させてきたと指摘されている[環境省 n.d.]。とくに若年層を中心にトレンド消費が促進され、従来よりも広い消費者層をアパレル市場に取り込むことで、小売業における販売の回転を早める要因の一つとなったと考えられる。

一方で、こうした雇用創出には労働環境の悪化や安全性の問題など否定的側面も存在する。低コスト生産を優先する構造のなかで、低賃金・長時間労働・劣悪な作業環境などの問題が国際的に課題となっており、2013年のバングラデシュ・ラナプラザ崩落事故²はその象徴的事例とされる[ILO 2022: 18-19]。この事件を契機に、企業にはサプライチェーン管理の透明性向上や倫理的調達の実施が求められるようになり、欧州を中心に規制強化も進んでいる。

国内においても、ファストファッションの普及は雇用構造の変化をもたらした。大手ブランドの店舗拡大は販売職の雇用増につながったものの、一方で中小アパレル事業者は価格競争の激化により経営が圧迫され、倒産や雇用縮小を招くケースが増えたとされる[岩佐 2022: 21-23]。このように、企業規模によって利益構造が大きく異なる点は、産業全体の二極化を進行させる要因ともなっている。

近年では、環境配慮の動きが強まり、リサイクル素材の開発や回収システムの導入など、サステナビリティに関連する取り組みが進められている。これは、従来の大量生産・大量廃棄モデルを見直し、より持続可能なアパレルビジネスを構築する試みとして位置づけられている[環境省 n.d.]。

近ごろでは従来のファストファッションをさらに加速させた「ウルトラ・ファストファッション」と呼ばれる新たな形態も登場している。SHEIN や TEMU に代表されるこのビジネスモデルは、オンライン販売を中心とし、きわめて短い期間で商品を企画、生産、販売する点に特徴がある。これにより、在庫リスクを抑えつつ需要を迅速に取り込むことが可能となり、企業側にとっては高い収益性を確保しやすい構造が形成されている。

一方で、この仕組みは生産現場にさらなるコスト削減とスピードを求めるため、労働者への負担が一層大きくなる懸念も指摘されている。とくに、下請け構造が複雑化することで、賃金水準や労働条件の把握が困難となり、企業の社会的責任が十分に果たされにくい状況が生じている。ウルトラ・ファストファッションの拡大は、雇用機会を生み出す一方で、労働の質や安定性という面において新たな課題を提示しているといえる。

² 2013年4月、バングラデシュ・ダッカ近郊で衣料用品工場が入居していた商業ビル「ラナ・プラザ」が崩落し、1100人以上が死亡、約2500人が負傷する大規模事故が発生した。同事故は、ファストファッション産業における下請け工場の安全管理の不備や、劣悪な労働環境を国際社会に強く認識させる契機となった[ヒューマンライツ・ナウ 2013]。

以上のように、ファストファッションは市場拡大や国際的な雇用創出など多くの経済効果をもたらしてきたが、一方で労働環境や産業構造の歪みといった課題も抱えている。今後は、経済的効率性と倫理的配慮を両立した産業モデルの構築が求められる。

第2章 ファストファッションがもたらす問題点

第1節 環境への影響

ファストファッション産業は、大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とするビジネスモデルを採用している。この構造は、衣料品の価格を低く保ち迅速な商品投入を可能にする一方、環境への負荷を大きく高める要因となっている。とくに、資源消費、温室効果ガス排出、水質汚染、廃棄問題など、多方面にわたる環境影響が指摘されている。

まず、衣料品は大量に生産、供給されている。環境省の資料によると、2022年における衣料品の国内新規供給量は81.9万トンにのぼり、その約9割に相当する78.7万トンが使用後に事業所や家庭から放出されている。また、手放された衣料品のうち、廃棄される量は51.0万トンと最も多く、全体の64.8%を占めている〔日本総合研究所 2022：3〕。

次に、衣料品の供給構造にも特徴がみられる。環境省の資料では、国内で流通する衣料品の多くが海外で生産されていることが示されており、日本における衣料品の供給は国外の生産拠点に依存している状況が確認できる〔日本総合研究所 2022：3〕。

さらに、衣料廃棄の問題も深刻である。環境省の調査によれば、日本では使用後に手放された衣料品のうち、多くが廃棄されていることが示されている〔日本総合研究所 2022：3-8〕。

こうした問題に対応するため、企業や行政による取り組みも進められている。環境省は「サステナブルファッション」を推進し、衣類の長期使用やリユース、リサイクルの促進を呼びかけている。また、企業側も衣料回収やリサイクル素材の活用など、環境負荷を減らす取り組みを行っている。しかし、これらの対策はまだ十分とは言えず、ファストファッション産業全体として環境問題を解決するためには、さらなる改善が必要であるといえる。

第2節 労働・人権問題

ファストファッション産業は、低価格で大量の商品を供給する仕組みを維持するために、おもに人件費の低い国や地域で生産がおこなわれている。この生産体制は、衣料品を安価に提供できるという利点がある一方で、労働者の労働環境や人権に関する問題を引き起こしている。

多くのファストファッション製品は、アジアを中心とした発展途上国で生産されている。これらの地域では、長時間労働や低賃金、劣悪な労働環境が問題となるケースがあり、労働者の安全や健康が十分に守られていない状況が指摘されている。とくに、縫製工場などでは、低賃金や長時間労働が指摘されており、最低賃金制度が十分に機能していないケースや、十分な休憩時間を確保できない労働者が存在するとされている〔ILO 2022：13-18,21-25〕。

また、工場の安全管理が不十分であることも大きな問題である。過去には、縫製工場の事故により多くの労働者が被害を受けた事例が報告されており〔ヒューマンライツ・ナウ

2013]、ファストファッション産業における安全対策の遅れが社会的に注目されるきっかけとなった。このような事故は、コスト削減を優先するあまり、建物の安全確認や労働環境の改善が後回しにされてきたことが背景にあると考えられている。

さらに、児童労働の問題も無視できない。国際的には児童労働の禁止が進められているものの、サプライチェーンが複雑であるファストファッション産業では、生産の下請け段階において不適切な労働がおこなわれている可能性が完全には否定できない。この点については、企業側による取引先管理や監査体制の強化が求められている〔織研新聞 2023〕。

こうした問題に対し、近年では企業や行政による改善の動きも見られる。日本企業を含む多くのアパレル企業は、取引先工場に対して労働基準を定めた行動規範を設け、定期的な監査を実施するなどの対策を進めている。また、消費者庁や環境省も、サステナブルな消費行動の重要性を示し、企業の社会的責任を重視する姿勢を打ち出している〔良品計画 2025〕。

しかし、これらの取り組みはまだ十分とはいえず、すべての労働者の人権が守られている状況にはいたっていない。ファストファッション産業が今後も社会的に受け入れられていくためには、低価格のみを重視するのではなく、労働環境や人権への配慮を含めた持続可能な生産体制の構築が不可欠であるといえる。

第3節 消費者意識

ファストファッション産業の発展は、消費者の衣服に対する価値観や購買行動に大きな変化をもたらしてきた。従来、衣服は「長く大切に扱うもの」として認識されてきたが、ファストファッションの普及により、「安く購入し、短期間で着用し、不要になれば処分するもの」という考え方が広がっている。このような価値観の変化は、現代の消費社会における衣服の位置づけそのものを変えたといえる。

ファストファッションの最大の特徴は、低価格かつ流行を迅速に反映した商品展開である。これにより、消費者は流行の衣服を気軽に購入できるようになり、衣服の購入に対する心理的なハードルが大きく下がった。その結果、「必要だから買う」のではなく、「安いから」「流行っているから」といった理由で衣服を購入する行動が一般化している。この傾向は、とくに若年層を中心に顕著である。環境省の調査によると、ファストファッションの普及とともに、衣服の購入点数は増加している一方で、1着あたりの着用回数は減少していることが明らかにされている。これは、衣服が消耗品のように扱われるようになったことを示しており、結果として衣料廃棄量の増加につながっている〔三菱 2025〕。実際、日本ではまだ着用可能な衣服が大量に廃棄されており〔環境省 n.d. 〕、消費者の購買行動が環境問題と密接に結びついていることが分かる。

また、ファストファッションは消費者の流行に対する意識にも影響を与えている。短い周期で新商品が投入されることにより、消費者はつねに最新の流行を意識するようになり、「流行遅れになること」への不安を感じやすくなっている。このような心理は、衣服の買い替えを早める要因となり、結果的に大量消費を助長していると考えられる。

一方で、近年では消費者の意識に変化も見られる。環境問題や労働問題に関する報道や情報発信が増えたことで、ファストファッションの背景にある問題に関心をもつ消費者が増加している。消費者庁の調査では、価格だけでなく、環境への配慮や企業の社会的責任を考慮して商品を選びたいと考える消費者が一定数存在することが示されている〔消費者庁

2022：3-4]。こうした意識の高まりを背景に、衣服の購入量を抑える行動や、長く着用することを意識する消費者も増えている。また、フリマアプリやリユースショップの利用、古着の購入など、衣服を循環させる消費行動も広がりつつある。これらの行動は、衣料廃棄問題の抑制につながる可能性をもつ点で評価できる。

しかし、これらの動きは消費者全体に十分に浸透しているとは言いがたい。利便性や価格の安さを重視する消費行動は依然として主流であり、ファストファッションを中心とした大量消費の構造は大きく変化していないのが現状である。そのため、消費者の意識変化だけに依存するのではなく、企業による情報開示の充実や、行政による啓発活動など、社会全体での取り組みが求められる。

以上のように、ファストファッションは消費者に利便性と選択肢の拡大をもたらした一方で、大量消費・大量廃棄を助長する要因ともなってきた。今後、持続可能なファッションを実現するためには、消費者一人ひとりが衣服の選び方や使い方を見直すと同時に、企業や行政が連携し、消費行動を変えていく仕組みづくりが重要であるといえる。

第3章 業界や各国の取り組み

第1節 ブランドのサステナブル戦略

ファストファッション産業において、サステナビリティへの取り組みは避けて通れない課題となっている。大量生産・大量廃棄を前提とするビジネスモデルは、環境汚染や劣悪な労働環境など、社会的にも多くの問題を引き起こしてきた。こうした状況を背景に、近年は各ブランドが環境負荷の軽減や倫理的な生産体制の構築を目指したサステナブル戦略を打ち出している。本節では、世界的なファストファッション企業であるファーストリテイリング（ユニクロ）、インディテックス（ZARA）、H&Mの3社を取り上げ、それぞれの戦略の特徴と方向性を整理する。

・ファーストリテイリング（ユニクロ）

ファーストリテイリングは、日本発のグローバルブランドとして、独自のサステナブル戦略を展開している。代表的なのが「RE.UNIQLO（リ・ユニクロ）」である。これは、回収したダウンジャケットなどを再利用し、新たな製品として再生する取り組みで、循環型社会の実現を目指すものだ。また、ユニクロは「Life Wear（ライフウェア）」というブランド哲学のもと、「良い服を長く着る」という価値観を提唱しており、耐久性や品質の高さによって“使い捨て”を防ぐことを重視している。さらに、労働環境の改善にも注力し、協力工場の監査制度や人権教育を強化している点も評価されている [ユニクロ n.d.；ファーストリテイリング n.d.]。

・インディテックス（ZARA）

ZARAを展開するインディテックス社（スペイン）は、サステナブル化を企業戦略の中心に据えている。同社は「Join Life」というサステナブルラインを展開し、持続可能な原材料の使用、エネルギー効率の高い店舗運営、サプライチェーン全体での二酸化炭素（CO₂）削減などに取り組んでいる。とくに、インディテックス社は生産から販売までの工程を自社管

理することで、過剰在庫や輸送ロスを抑え、従来の大量生産型モデルからの脱却を目指している点が特徴である。また、すべてのブランド（ZARA、Bershka、Pull & Bear など）で、2040 年までにネットゼロ（CO₂排出実質ゼロ）を達成するという長期目標を掲げている [Inditex 2025]。

・ H&M

H&M（スウェーデン）は、業界のなかでも早くからサステナブル経営に力を入れている企業の一つである。同社は 2013 年から「Garment Collecting Program（衣類回収プログラム）」を実施しており、不要になった衣類を店舗で回収し、再利用・再資源化する仕組みを構築した。また、2030 年までにすべての素材をリサイクル素材またはサステナブル素材へ切り替えることを目標として掲げている。さらに、「Conscious Collection」という環境配慮型コレクションを展開し、オーガニックコットンやリサイクルポリエステルなど、環境にやさしい素材を積極的に使用している [H&M (a)]。

このように各ブランドは、それぞれの立場からサステナビリティを意識した戦略を展開している。しかしその一方で、「グリーンウォッシング（見せかけの環境配慮）」と批判されるケースもある [フロンタインプレス 2025]。企業の発信する情報が必ずしも透明ではなく、実際の生産現場での改善が十分でない場合も多い。そのため、今後は企業の取り組みを定量的に評価し、第三者機関による監査や情報開示を強化することが求められている。

第 2 節 リサイクル・回収の取り組み

衣服のリサイクルや回収は、ファッション産業が抱える「大量廃棄問題」に対するもっとも現実的な解決策の一つといえる。

近年、インディテックスや H&M といった大手ファストファッションブランドは、自社店舗に回収ボックスを設置し、消費者が不要になった衣服を持ち込める仕組みを積極的に導入している。これらの取り組みは、回収した衣類を再販売、再利用、または工業用資材などへの再資源化へとつなげることを目的としており、循環型ファッションモデル構築に向けた重要な試みである [H&M (b) ; ZARA 2025]。

しかしその一方で、ブランドごとの回収量には限界があり、回収された衣類のすべてが有効に再利用されているわけではない。環境省（2022）によると、日本では年間約 51 万トンの衣類が廃棄されており、その多くが焼却処分されている [日本総合研究所 2022 : 3]。回収された衣服についても、素材や劣化の状態によっては再利用が困難であり、結果として廃棄処分に回されるケースが少なくない。とくに、ポリエステルなどの合成繊維はリサイクル工程が複雑で、コストも高いことから、大量生産・大量消費を前提とするファストファッション産業においては、根本的な解決には至っていないのが現状である。

さらに、回収された衣類が海外へ輸出され、低価格市場に再流通するケースも指摘されている。こうした衣類は最終的に現地で廃棄される場合も多く、環境負荷を他国へ移転しているにすぎないという批判も存在する [環境省 n.d.]。近年はこの課題に対応するため、リサイクルの「質」を高める技術開発も進められている。従来の物理的リサイクルでは繊維の品質が低下しやすいという問題があったが、化学的リサイクル技術の発展により、合成繊維を原料レベルまで分解し、新品に近い状態で再生することが可能になりつつある。しかし、こ

これらの技術はまだコストが高く、大規模な実用化には課題が残されている。

また、リサイクル・回収の仕組みを社会に定着させるためには、企業の取り組みだけでなく、消費者の行動変容も不可欠である。消費者庁（2021）は、衣服の購入時に価格やデザインを重視する傾向が強い一方で、環境配慮や廃棄、リサイクル行動は十分に浸透していないと指摘している〔消費者庁 2021：9〕。衣服を「使い捨てるもの」ではなく「循環させる資源」として捉える意識をもつことが、循環型社会の実現に向けた重要な要素となる。

衣服のリサイクル・回収は、ファストファッション産業における重要な改善策であるが、現段階では完全な循環型モデルの確立にはいたっていない。今後は、リサイクル技術の発展、行政による制度整備、企業の透明性向上、そして消費者の意識改革を含めた多方面からの取り組みが求められる。これらが相互に連携することで、ファッション産業全体の持続可能性が高まると考えられる。

第3節 企業による消費者参加型の取り組み

近年、ファストファッション産業においては、企業が環境配慮や社会的責任を果たすための取り組みを進めるだけでなく、消費者を巻き込んだかたちでの活動が重視されるようになってきている。これは、衣服の大量生産・大量廃棄という問題が、企業側の努力だけでは解決が難しく、消費者の行動変化も不可欠であるという認識が広がってきたことを背景としている〔環境省 n.d. 〕。

代表的な取り組みの一つが、店舗での衣料品回収活動である。前述したとおり、ユニクロを展開するファーストリテイリングでは、不要になった衣服を店舗で回収し、難民支援への寄贈やリユース・リサイクルへとつなげる「RE.UNIQLO」プロジェクトを実施している。この取り組みでは、消費者が不要な衣服を持ち込むことで、資源の有効活用に直接参加できる仕組みが整えられている。同様に、H&M や ZARA を展開するインディテックスにおいても、ブランドを問わず衣服を回収するボックスを設置し、再利用や再資源化を目指す活動がおこなわれている。

こうした回収活動は、消費者にとって環境問題を身近に意識するきっかけとなる点で重要である。衣服を「不要になったら捨てるもの」ではなく、「再び資源として循環させるもの」としてとらえ直す意識の変化をうながす役割を果たしている。また、回収に参加した消費者に対して割引クーポンなどを提供する仕組みを導入している企業もあり、環境配慮と購買行動を結びつける工夫がなされている。

さらに、企業による情報発信や啓発活動も消費者参加型の取り組みとして重要である。多くのファストファッション企業は、公式ウェブサイトや店頭表示を通じて、サステナブル素材の使用状況や環境配慮の方針について説明している。たとえば、再生ポリエステルやオーガニックコットンなど、環境負荷の低い素材を使用した商品には特別なタグを付け、消費者が選択しやすいよう工夫がなされている〔松下 2016〕。これにより、消費者は価格やデザインだけでなく、環境への配慮という視点から商品を選ぶことが可能となっている。

また、長く着用することの重要性を伝える取り組みも見られる。修理サービスの提供や、衣服の取り扱い方法を紹介する情報発信などを通じて、衣服の使用期間を延ばす行動をうながす企業も増えている〔ユニクロ 2023〕。これらの活動は、消費者の意識や行動に働きかけることで、結果的に廃棄量の削減につながる可能性をもっている。このように、ファスト

ファッション企業による消費者参加型の取り組みは、単なる企業イメージの向上にとどまらず、消費者一人ひとりの行動変化を促す重要な役割を果たしている。企業が提供する仕組みに消費者が主体的に関わることで、環境配慮型の行動が日常的な選択として定着していくことが期待されている。ファストファッション産業における持続可能性の実現に向けて、企業と消費者の協働は今後ますます重要性を増していくと考えられる。

おわりに

本研究を進めるなかで、ふだん何気なく利用していたファストファッションが、想像以上に多くの仕組みや課題を抱えていることを改めて実感した。とくに、低価格でトレンドを追えるという便利さの裏側に、複雑な国際的サプライチェーンや多くの労働者の存在があることを知ったことは、本研究を通じてもっとも印象に残った点である。消費者としては安く可愛い服がすぐ手に入ることを当たり前のように感じていたが、その背景には企業の努力だけでなく、労働環境や環境問題といった見えない負担が存在していることに気づかされた。

また、文献を読み進めることで、ファストファッションが単なる「流行りの服」ではなく、社会・経済・文化と深く結びついた存在であると理解するようになった。消費者行動の変化や SNS の影響、企業のサステナビリティ戦略など、ふだんニュースで見聞きしている要素が実際にはどのように関係しているかが整理され、「身近だけど知らないこと」が非常に多かったと感じた。とくに、消費者の購買サイクルが早まっていることや、トレンドの移り変わりが SNS によってさらに加速している現状は、自分自身にも思い当たる部分があり、研究を通して消費者としての振る舞いを見直すきっかけにもなった。

さらに、企業のサステナビリティへの取り組みについて調べるなかで、現在のファッション業界が抱える課題と改善の動きの両方を知ることができた。リサイクル活動や素材開発など前向きな取り組みは進んでいる一方で、その実効性や規模にはまだ課題が残っていることも分かった。環境問題や労働問題は一朝一夕に解決できるものではないが、企業努力と同時に、消費者側の意識や行動の変化も求められていると感じた。

今回の研究を通じて、ファストファッションをめぐる問題は「どれか一つの立場が悪い」という単純な話ではなく、複数の視点が関わり合う複雑なテーマであることを強く実感した。そして、より良い産業のあり方を考えるためには、企業、消費者、社会全体がそれぞれの役割を果たす必要があることも理解した。ファッションは日常生活の中で非常に身近な存在であるからこそ、今後は「安さ」や「トレンド」だけではなく、その背景にある社会的な側面にも目を向けていきたいと感じている。

本研究は限られた範囲の調査ではあったが、日常生活での見方を変える大きなきっかけとなった。これからは、研究で得た知識を活かしながら、より責任ある消費者として行動していきたいと考える。

また、本研究を通して、ファストファッションの問題は遠い国や業界だけの話ではなく、自分自身の選択と強く結びついていることを実感した。これまでの執筆者は、価格やデザインを重視して服を選ぶことが多く、購入後の使い方や処分の方法について深く考えることはほとんどなかった。しかし、衣服の生産から廃棄までの流れを知ったことで、1着の服が

持つ重みを意識するようになった。今後は、本当に必要な服かどうかを考えて購入することや、長く大切に着ること、不要になった際にはリサイクルや回収を利用することなど、日常のなかで実践できる行動を積み重ねていきたいと考えている。ファストファッションを完全に否定するのではなく、その利便性を理解した上で、より賢く向き合っていく姿勢が重要であると感じた。本研究をきっかけに得た気づきを、今後の生活のなかでも活かしていきたい。

【参考文献・インターネット資料】

Gourica (2025)「若者の消費心理における FOMO の影響」
<https://gourica.co.jp/service/goinsight/goinsight-column/gi-20250210/>
2026 年 1 月 15 日 最終アクセス

H&M (a)「サステナビリティ方針 (Dress the whole)」
<https://career.hm.com/jp-ja/sustainability/>
2026 年 1 月 15 日 最終アクセス

—— (b)「古着回収サービス (Garment Collecting Program)」
https://www2.hm.com/ja_jp/sustainability-hm/services/garment-collecting.html
2026 年 1 月 15 日 最終アクセス

Hiroko M (2025)「ファストファッションとは？～歴史・仕組み・代表ブランド」Spaceship Earth
<https://spaceshipearth.jp/fast-fashion/>
2026 年 1 月 15 日 最終アクセス

ILO (2022) “Employment, wages and productivity trends in the Asian garment sector : Data and policy insights for the future of work”
https://www.ilo.org/sites/default/files/wcmsp5/groups/public/@asia/@ro-bangkok/documents/publication/wcms_848624.pdf
2026 年 1 月 15 日 最終アクセス

Inditex (2025) “ZARA, PULL&BEAR, MASSIMO DUTTI, BERSHKA, STRADIVARIUS, OYSHO, ZARA HOME AND LEFTIES CELEBRATE STYLE, SELF-EXPRESSION AND THE POWER OF FASHION TO MAKE A CHANGE.”
<https://www.inditex.com/ja/sustainability>
2026 年 1 月 15 日 最終アクセス

ZARA (2025) “OUR USED CLOTHING DONATION PROGRAMME”
<https://www.zara.com/jp/en/help-center/ClothesCollectionProgram>

2026 年 1 月 15 日 最終アクセス

岩佐一之 (2022) “Apparel Globalization, Fast Fashion Regime and Local Struggles in the Japanese Garment Industry,” *Annals of the Society for Industrial Studies, Japan*, Issue 37.

https://www.jstage.jst.go.jp/article/sisj/2022/37/2022_21/_article/-char/en

2026 年 1 月 15 日 最終アクセス

環境省 (n.d.) 「SUSTAINABLE FASHION これからのファッションを持続可能に」

https://www.env.go.jp/policy/sustainable_fashion/

2026 年 1 月 15 日 最終アクセス

消費者庁 (2022) 「令和 4 年度第 3 回消費生活意識調査結果について」

https://www.caa.go.jp/notice/assets/survey_003_221222_0001.pdf

2026 年 1 月 15 日 最終アクセス

—— (2021) 「「サステナブルファッション」に関する消費者意識調査 令和 3 年 7 月調査」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/ethical/investigation/assets/consumer_education_cms202_211013_01.pdf

2026 年 1 月 15 日 最終アクセス

織研新聞社 (2023)

「【ファッションとサステナビリティ】“児童労働”問題の現在地は？ 認定 NPO 法人 ACE に聞く」

<https://senken.co.jp/posts/fb-sustainability-ace>

2026 年 1 月 15 日 最終アクセス

寺島拓幸 (2014) 「「失われた 20 年」のファッション消費——低価格志向は消費量に影響するか？——」『文京学院大学人間学部研究紀要』Vol.15

https://www.bgu.ac.jp/library/wp-content/uploads/sites/11/2022/08/hum2013_019-030.pdf

2026 年 1 月 15 日 最終アクセス

日本総合研究所リサーチコンサルティング部門事業開発・技術デザイン戦略グループ (2022)

「環境省 令和 2 年度 ファッションと環境に関する踏査業務——「ファッションと環境」調査結果——」

https://www.env.go.jp/policy/pdf/st_fashion_and_environment_r2gaiyo.pdf

2026 年 1 月 15 日 最終アクセス

ヒューマンライツ・ナウ (2013)

「【声明】 バングラデシュ「ラナプラザ」後も続く低価格競争のなか、縫製工場の搾取的労

働が今も続いている」

<https://hrn.or.jp/news/3036/>

2026 年 1 月 15 日 最終アクセス

フロントラインプレス (2025)「偽りの環境配慮＝グリーンウォッシュとは」JBpress

<https://jbpress.ismedia.jp/articles/-/92399>

2026 年 1 月 15 日 最終アクセス

堀内翔太 (2023)

「ファストファッションとは？メリットや課題、トレンドなど一挙解説」LISKUL

<https://liskul.com/fast-fashion-158344>

2026 年 1 月 15 日 最終アクセス

松下久美 (2016)「反ファスト宣言の「ザラ」、実はこんなにもサステナ先進企業だった！」
WWD

<https://www.wwdjapan.com/articles/904903>

2026 年 1 月 15 日 最終アクセス

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング (2025)

「環境省請負業務 令和 6 年度循環型ファッションの推進方策に関する調査業務 2024 年
衣類のマテリアルフロー」

<https://www.env.go.jp/content/000312877.pdf>

2026 年 1 月 15 日 最終アクセス

ファーストリテイリング (n.d.)「LifeWear を活かし続ける取り組み」

<https://www.fastretailing.com/jp/sustainability/products/recycle.html>

2026 年 1 月 15 日 最終アクセス

ユニクロ (2023)「LifeWear を長くご愛用いただくためのサービスを拡大」

[https://www.uniqlo.com/jp/ja/contents/corp/press-
release/2023/08/23083011_reuniqlo.html](https://www.uniqlo.com/jp/ja/contents/corp/press-release/2023/08/23083011_reuniqlo.html)

2026 年 1 月 15 日 最終アクセス

—— (n.d.)「服のチカラを、社会のチカラに。」

<https://www.uniqlo.com/jp/ja/contents/sustainability/>

2026 年 1 月 15 日 最終アクセス

良品計画 (2025) “Sustainability Aiming for a balanced relationship between humans, nature
and artifacts”

<https://www.ryohin-keikaku.jp/eng/sustainability/supply-chain/monitoring/>

2026 年 1 月 15 日 最終アクセス

名古屋学院大学国際文化学部国際文化学科

2025 年度 卒業論文

<指導教員 佐伯奈津子>

出産と子育てを安心してできる社会とは
日本とオクラホマ州の制度の違いから考える

26W0181 森島 愛

はじめに

本研究では、日本とアメリカのオクラホマ州における出産および育児支援の制度を比較し、子育てにやさしい社会とはどのようなものかを考察する。少子化が深刻な問題となっており、その背景のひとつは、子どもを産み育てることが「個人の努力」に委ねられている現状である。一方で、海外の一部地域では行政や地域社会、宗教的コミュニティが連携し、家族全体を支援する仕組みが発達している。このような違いを比較することで、制度の整備だけでなく、社会や文化の側面から、子育てにやさしい社会を考える手がかりを得たいと考えた。

研究を進めるにあたって、従姉妹の Harris 氏（以下、Harris 氏と表記する）が日本とオクラホマ州で出産・育児を経験したことをきっかけに、日本とオクラホマ州の制度的・文化的な違いに関心をもった。Harris 氏へのインタビューを通して明らかになったのは、出産や育児において不安を感じたときに、家族や地域の人が具体的に声をかけたり手助けをしたりする環境があるかどうか、母親の心理的な安心感を大きく左右しているという点であった¹。この視点をもとに、日本の制度や支援の仕組みを再考し、より実践的な課題を探ることを目的とする。

なお、本研究で扱うオクラホマ州の事例については、地域特有の背景を踏まえて位置づける必要がある。オクラホマ州はアメリカのなかでもネイティブ・アメリカン²の人口比率が比較的高い州であり（約9%）[U.S. Census Bureau 2023]、州内にはインディアン保健局（Indian Health Service: IHS³）の医療施設が複数設置されている。

今回インタビューをおこなった Harris 氏は日本国籍であり、ネイティブ・アメリカンの夫をもつ。そのため、妊娠・出産に関わる医療費が IHS によって全額負担されるという、州内でも比較的まれなケースに該当する。オクラホマ州の一般的な家庭では、民間医療保険または州の公的保険（SoonerCare⁴）を利用し、出産費用は数千～1 万ドル以上となるのが通常である[Agency for Healthcare Research and Quality 2023]。したがって本研究では、Harris 氏の経験を「オクラホマ州におけるひとつの事例」として扱いつつ、同州における一般的な出産制度や文化的背景とも照らし合わせながら考察を進める。

本論文は3章構成である。第1章では、日本とオクラホマ州の出産制度について、母子健康手帳や妊婦健診、出産費用などの観点から比較をおこなう。第2章では、育児支援制

¹ Harris 氏へのインタビュー（2025 年 10 月 7 日、オンラインにて筆者実施）。

² 本論文で用いる「ネイティブ・アメリカン」とは、アメリカ合衆国の先住民全体を指す一般的な呼称である。また、「インディアン」という表現は、Indian Health Service などの公的制度や機関の正式名称にもとづくものであり、差別的な意図を含むものではない。

³ Indian Health Service (IHS) とは、アメリカ合衆国政府が運営する公的医療機関であり、ネイティブ・アメリカンおよびアラスカ先住民として正式に部族登録をしている人とその家族を対象に、妊婦健診、出産、産後ケアなどの医療サービスを原則無償で提供する制度である。

⁴ アメリカでは日本のような全国共通の公的医療保険制度は存在せず、多くの人は民間の医療保険に加入して医療費を支払っている。一方、SoonerCare はオクラホマ州が運営する低所得者や妊婦を対象とした公的医療保険制度であり、加入条件を満たす場合に医療費の一部または全額が補助される。

度や地域サポートに焦点をあて、両地域の特徴と課題を明らかにする。第3章では、制度面だけでなく文化的・社会的側面から、子育てにやさしい社会とは何かを考察し、今後の課題をまとめる。

本研究は、出産や育児における制度的な違いを明らかにするだけでなく、安心して子どもを産み育てられる社会を実現するために何が必要なのかを考察することを目的とする。とくに、日本の少子化対策が形式的な支援に留まらず、実際に子育て世帯の心に寄り添う政策へと発展することを期待している。

第1章 出産を支える仕組み

第1節 日本における出産制度

日本では、出産や育児を支える制度が国の基本方針にもとづいて整備されてきた。現在は「成育医療等基本方針」に沿って、妊娠期から出産・育児期までを切れ目なく支援する体制が整えられている〔こども家庭庁⁵ 2024〕。妊婦が医療機関で妊娠の診断を受けると、自治体で母子健康手帳を交付され、妊婦健診や出産、育児に関する記録を継続的に管理することができる。この制度は日本独自のものであり、医療と行政の連携を支える基盤になっている。

妊婦健診は、妊婦と胎児の健康を守るために定期的に実施されている。日本では14回分までの妊婦健診が公費で助成される仕組みとなっており〔こども家庭庁 2024〕、経済的な負担を軽減しながら継続的な受診を促している。さらに、健診のなかでは体重測定、血液検査、超音波検査などを通して妊娠経過を確認するが、妊婦に対する心理的サポートも重視されるようになっている。

出産費用については、「出産育児一時金」が支給され、2023年度からは原則50万円が支給されている〔厚生労働省 2025：9〕。この制度により、出産にかかる経済的負担は軽減されているが、病院によってはそれを上回る費用がかかることもある。とくに都市部の私立病院では50万円を超えるケースが多く、地域間格差が課題として指摘されている〔厚生労働省 2025：12〕。

山田美津子ら（2005）は、働く母親を取り巻くソーシャル・サポート・ネットワークについて分析し、家族（夫・祖父母）だけでなく、職場や保育施設、地域社会といった複数の支援が母親の心理的・身体的負担の軽減に重要であると指摘している〔山田ほか 2005：41-62〕。

第2節 オクラホマ州における出産制度

オクラホマ州では、日本のような全国共通の母子健康手帳制度は存在しない。代わりに、各医療機関が独自のカルテや検査記録を発行し、妊婦がそれを個人で保管するかたちをとっている。筆者が2025年10月7日に実施したHarris氏へのインタビューによると、妊

⁵ 2023年に発足したこども家庭庁は、日本における妊娠・出産から子育てまでを一体的に支援する行政機関であり、保育施策や地域子育て支援の充実を担っている。

娠中は診察を受けるたびに注意事項や検査結果の用紙を渡され、それを自分で整理して管理していたという。

妊婦健診の回数は、初期には2カ月に1回、後期になると月1回から週1回程度と、日本とほぼ同様であった。しかし特徴的なのは、アメリカでは診察時に「DV（家庭内暴力）」や「妊娠鬱」の確認をおこなう面談が含まれている点である。Harris氏によれば、診察ごとに看護師から「夫との関係で不安はないか」「気持ちが落ち込んでいないか」といった質問があり、精神的ケアにも重点が置かれていたという。

診察時に実施されるDVスクリーニングについては、Harris氏の家庭がネイティブ・アメリカンであるために特別におこなわれたものではなく、アメリカ全体で妊婦を対象に標準的に実施される手続きである。American College of Obstetricians and Gynecologists (ACOG)⁶ (2012)によると、妊娠期は親密なパートナーからの暴力リスクが高まるため、すべての妊婦に対して定期的な安全確認（DVスクリーニング）をおこなうことが推奨されている [American College of Obstetricians and Gynecologists 2012]。

したがって、民族的背景を理由に「DVの可能性が高い」とみなされるわけではなく、むしろ全妊婦に対して平等におこなわれる医療的配慮である。Harris氏自身も、検診でDVやメンタルヘルスについて質問されるたびに「自分たちが疑われている」というよりは、「妊婦の身を守るための当たり前の確認」であると受け止めていたという。こうした経験から、オクラホマ州では制度面の違いだけでなく、妊婦を心理的に支える体制が重視されていることが分かる。このように、身体面だけでなく心理面の健康管理を重視している点は、日本にない特徴である。

また、オクラホマ州では出産費用が高額である。アメリカでは、通常自然分娩でも数千ドルの費用がかかり、帝王切開では1万ドルを超える場合もあることが、米国の医療費統計から示されている [Agency for Healthcare Research and Quality 2023]。しかしHarris氏の場合、夫がネイティブアメリカンとして登録されており、医療費が全額無料になるIHS特例制度を利用できたため、妊娠から出産、産後ケアまで無料で受けられたという。このように、オクラホマ州では保険制度や人種登録制度によって費用が大きく変わる仕組みとなっている。

さらに、アメリカでは無痛分娩（epidural analgesia）が一般的であり、実臨床の報告では約70～75%の妊婦が無痛分娩を選択しているとされている [American Sexual Health Association 2024]。Harris氏も麻酔を利用して出産した。「痛みがない分、冷静にお産を迎えられた」「赤ちゃんが生まれる瞬間を鏡で見られたのが感動だった」と語っており、日本の出産よりもストレスが少なかったと述べている。出産直後は24時間で退院するなど、日本と比べて短期的な入院であるが、本人は「回復が早く、すぐに日常生活に戻れた」と話しており、医療制度と文化の違いが母体の経験に大きな影響を与えていることが分かる。

第3節 日本とオクラホマ州の比較

⁶ American College of Obstetricians and Gynecologists (ACOG) とは、アメリカ合衆国の産婦人科医で構成される専門学会であり、出産や妊産婦医療に関するガイドラインや公式見解を示している機関である。

日本とオクラホマ州を比べてみると、出産をめぐる支援のあり方に大きな違いが見られる。日本では国や自治体が中心となり、全国共通の制度が整っている。母子健康手帳の配布や妊婦健診の公費助成、出産育児一時金などが代表的な支援であり、どこに住んでいても一定のサポートが受けられる安心感がある〔こども家庭庁 2024〕。一方で、制度の内容が複雑で手続きが多く、実際に利用しづらいと感じる人も少なくない。また、地域によってサポートの内容や助成金額に差があるという課題も指摘されている。とくに保健所の支援体制や自治体間の助成制度の違いは、妊婦にとって制度が分かりにくい要因となっており、制度のアクセス性が課題である〔山田ほか 2005：41-62〕。

一方、オクラホマ州では日本のように全国共通の母子手帳制度はなく、医療機関ごとに方針が異なる。しかし、妊婦健診では医師や看護師が体のことだけでなく、気持ちの面まで丁寧に声をかけてくれることが多く、Harris 氏も「毎回、“心は大丈夫？”と聞かれたのが印象的だった」と話していた。日本では健診が形式的になりがちな部分もあるが、アメリカではメンタルケアがしっかりしており、妊婦が安心して話せる環境があるのが特徴である。

出産費用にも大きな違いがある。日本では出産育児一時金が 50 万円支給され、経済的負担を軽くする仕組みがあるが、都市部ではそれでも足りない場合がある〔厚生労働省 2025：9〕。一方、オクラホマ州では保険の種類や家族の条件によって大きく差が出る。Harris 氏は夫がネイティブアメリカン登録をしていたため、医療費が全額無料になったが、そうでない場合は数千ドルの費用がかかる人も多い。日本は「誰でも平等に支援があるが上限が決まっている」、オクラホマ州は「条件次第で支援が大きく変わる」という点が対照的である。

また、文化的な違いも見逃せない。日本では妊娠や出産を「家族のなかのこと」として私的に受け止める傾向が強く、他人に頼ることを遠慮する文化があると指摘されている〔White 2002：135-136〕。それに対して、アメリカでは出産が地域全体で祝われるできごととして捉えられ、ベビーシャワーなどの慣習を通じて、周囲が妊婦を支える文化が存在する〔Pew Research Center 2015〕。

このように、日本は制度面では整っている一方で心理的な支えを得にくい傾向があり、アメリカでは制度が十分でなくとも、人とのつながりが安心感につながっていると考えられる。White (2002) や Pew Research Center (2015) の指摘からも、両国における子育て文化の違いが、出産に対する心の余裕に影響していることが分かる。

どちらも一長一短があり、どちらかが完全に優れているとは言えない。しかし、Harris 氏が語ったように「制度も人の支えもどちらも大事」という考え方は、今の日本社会にとって重要な視点だと思う。少子化が進む中で、経済的な支援を増やすことも大切だが、それと同時に、地域や周りの人とのつながりを感じながら出産できる社会をつくっていくことが、安心して子どもを産める環境につながるのではないだろうか。

第2章 育児を支えるサポート

第1節 日本における育児支援制度

日本では出産後の育児を支える制度が多様に整備されている。育児休業制度では、子ども

もが1歳になるまで休業が認められ、一定の条件を満たすと育児休業給付金が支給される〔こども家庭庁 2024〕。さらに、2022年からは「産後パパ育休（出生時育児休業）」が新設され、父親も生後8週間以内に最大4週間まで休暇を取ることができるようになった。男女ともに仕事と育児の両立を支援する制度が拡充しており、少子化対策の一環として注目されている。

また、保育所や認定こども園、学童保育といった施設の整備も進んでおり、共働き世帯が安心して働ける環境づくりが推進されている〔こども家庭庁 2024〕。とくに待機児童問題は徐々に改善傾向にあるが、都市部では依然として保育所不足が課題である。地方では逆に定員割れしている地域もあり、地域によって状況に差があることが分かる。

制度の数が増える一方で、「使いにくい制度」になっている点も指摘されている。政策基礎研究所（2021）は、子育て支援制度が整備されているにもかかわらず、実際には利用につながらないケースが少なくないことを示しており、育児期の母親が孤立しやすい状況があると指摘している〔政策基礎研究所 2021：3-7〕。たとえば、育休を取りたくても職場の理解が得られない、復職後のサポート体制が不十分など、社会全体の意識や働き方の問題が根底にあり、制度の周知や企業文化の改善が求められている。

また、子育て支援は保育だけでなく、地域とのつながりにも関係している。こども家庭庁は、子ども・子育て支援の一環として、地域のニーズに応じた相談支援体制の整備や、身近な地域で親子が交流できる拠点の充実を進めている〔こども家庭庁 n.d.〕。このような取り組みは、子育て家庭の孤立を防ぐ役割を果たすと考えられる。一方で、制度が整っても利用しにくさが残る日本においては、こうした「人との関わり」をどのように実際の支援につなげていくかが、今後の課題になると考えられる。

第2節 オクラホマ州における育児支援制度

オクラホマ州では、育児支援制度は日本ほど整っていないが、社会や文化による支えが大きい。育児休業は連邦法「家族・医療休暇法（FMLA）」にもとづき、最大12週間の無給休暇が認められている。Harris氏の職場でもこの制度を利用し、3カ月間休暇をとってから職場に復帰したという。また、2023年に施行された「妊娠労働者公平法（PWFA）」や「公正労働基準法（FLSA）」によって、妊娠・出産後の女性への勤務配慮（授乳時間やシフト調整など）が義務づけられている。法律で守られている点は心強いが、実際の内容は企業の方針や上司の理解に左右されることが多い〔U.S. Department of Labor n.d.〕。Harris氏も「制度はあっても使いやすさは職場次第」と話していた。

オクラホマ州の特徴は、制度よりも「人の支え」が中心にあることである。地域では教会や近所の人たちが自然に助け合い、ベビーシャワーなどの文化を通して妊婦や母親を応援する。Harris氏は「子どもを生んでからも、近所の人食べ物を持ってきてくれたり、必要なものを貸してくれたりした」と話しており、地域の温かい支えが生活の安心につながっている。

このような助け合いの文化は、アメリカの中でもとくに地方都市に多く見られる。こうした助け合いについて、White（2002）の調査では「制度がなくても周囲の大人が自然に子どもを見守るため、安心できる」という母親の声が多かった。たとえば「仕事で迎えが間に合わないとき、近所の人代わり送ってくれた」「教会の友人が子どもの世話を引き

受けてくれた」など、日常的な支え合いが育児の負担を軽減していることが報告されている [White 2002 : 130-140]。このことから、オクラホマ州では母親一人に負担を集中させるのではなく、周囲の人びとや地域との関わりの中で子育てを支える傾向があると考えられる。このように、制度が十分でなくとも、人のつながりによって支えられる場面が多い点は、制度中心の日本とは異なるアプローチであり、家族と地域が共同で子育てをおこなう姿が特徴である。

保育制度については、ほとんどが民間による運営であり、利用料は非常に高額である。Harris 氏によると「生後 3 カ月で保育園に預けたが、月に 20 万円ほどかかった」という。経済的負担は大きい、保育園の内容は家庭的で柔軟な対応が多く、保育士が家庭の事情を理解してくれる点はよかったという。また、地域によっては教会が主催する無料の育児サポートや、一時預かり制度もあり、経済的に厳しい家庭を助ける役割を果たしている [White 2002 : 130-140]。制度の少なさを地域のつながりで補っているのが、オクラホマ州の特徴といえる。

第 3 節 日本とオクラホマ州の比較

日本とオクラホマ州を比較すると、育児支援の「方向性」に明確な違いが見られる。日本では国が中心となって制度をつくり、子育てを支援する仕組みが整っているが、オクラホマ州では行政よりも地域や個人の支えが中心である。日本では育児休業や保育制度が整備されている一方、職場文化や社会の理解が十分とは言えず、「制度が整っていても実際には利用につながりにくい」という課題が指摘されている [政策基礎研究所 2021 : 3-7]。オクラホマ州では制度の数は少ないものの、教会や友人などのつながりを通じて支援がおこなわれ、精神的な安心感を得られる傾向がある。

また、働き方の違いも大きい。日本では正社員として長期間働くことが前提となっており、育児との両立が難しくなる場合が多い。これに対し、オクラホマ州では短時間勤務や在宅ワークを柔軟に選べる職場が多く、子どもの体調や家庭の事情に合わせて働き方を変えやすいという。Harris 氏も「保育園に預けられない日は、上司が在宅勤務を勧めてくれた」と話しており、職場の柔軟さが子育てしやすさにつながっている。

文化の面では、オクラホマ州は「子育てを地域全体で支える」という意識が強いのに対し、日本では「親が責任をもつ」という考えが根強い。たとえば、アメリカでは子どもの誕生日や学校の行事に近所の人も参加するなど、地域全体で子どもを見守る文化がある。日本でも地域イベントや PTA などがあるが、負担を感じる保護者も多く、支援というより「義務」に感じてしまうこともある。この点で、支え合う雰囲気づくり方に違いがあると感じる。

総じて言えば、日本は「制度で支える国」、オクラホマ州は「人で支える地域」である。どちらも一長一短があり、Harris 氏が語ったように「制度も人の支えもどちらも大切」であることが分かる。今後の日本の子育て支援では、経済的支援や制度の充実に加えて、地域のつながりをどう回復させるかが大きな鍵になると考えられる。

第 3 章 子育てにやさしい社会とはなにか

第1節 子育てを支える制度と社会インフラ

日本とオクラホマ州の比較から分かるのは、子育てを支える制度のあり方が国や地域によって大きく違い、その「使いやすさ」が育児中の安心感につながっているという点である。日本では育児休業や保育サービス、公的な相談窓口など、国として整えられた制度が数多く存在しており、一見するとサポートが充実しているように見える。しかし、制度が複雑で分かりにくかったり、職場の理解が十分でなかったりするため、「制度はあるのに実際には使いにくい」という声が多いのが現状である。育休を取りたいと思っても職場の雰囲気や遠慮してしまう人や、復職後の働き方が柔軟ではなく負担につながるケースも報告されており、制度の整備と利用しやすさのあいだにギャップが生じている。

一方、オクラホマ州を含むアメリカでは、日本ほど制度が整っているわけではない。育児休業が無給であったり、保育料が高額だったり、経済的な負担は大きい。それでも、地域の教会や友人、親族が積極的に子育てを支える文化があるため、制度だけでは補えない部分を「人のつながり」が支えているという特徴がある。とくにオクラホマ州では、周囲の人が自発的に手助けしてくれる場面が多く、制度の弱さを社会的なサポートが補っていると言える。

さらに、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング（2023）を参考にすると、育児休業の所得補償が高く、保育サービスが整っている国では、母親の不安が軽減されやすいことが示されている。カナダでは1年以上の育休を取得することが一般的で、生活面の心配をせずに育児に向き合える環境が整っている〔三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 2023：8-12〕。ドイツでも、保育施設が利用しやすく、制度が全国で統一されているため、地域差が少ないという特徴がある。また、イギリスでは「ヘルスビジター制度」という公的な専門職が産後の家庭を訪問して支援する仕組みがあり、母親の孤立を防ぐ役割を果たしている。

これらをまとめると、日本は制度が多いものの利用しにくさが課題であり、オクラホマ州は制度が少ないかわりに人とのつながりが強い。カナダやドイツは制度自体が分かりやすく利用しやすい点が大きな特徴である。つまり、子育てにやさしい社会を実現するためには、制度の数が多いかどうかよりも、その制度が実際に利用者に届き、生活の中で使いやすい形になっているかが重要である。また、制度だけでは補えない部分を社会や地域のつながりがどれだけ支えているかも大きなポイントになる。

第2節 文化と人の繋がりがつくるやさしさ

子育てのしやすさを考えるとき、制度がどれだけ整っているかだけでなく、「文化」や「人とのつながり」が大きく関わっていることが分かってきた。制度が充実していても、相談できる人が周りにいなかったり、ひとりで育児を抱え込む状況になってしまったりすると、親の負担はかなり大きくなる。一方で、制度があまり整っていなくても、家族や地域の人たちが自然と支えてくれる環境があれば、親は安心して子育てに向き合うことができる。つまり、子育てがしやすいかどうかは制度と文化の両方がそろってこそ成り立つと言える。

日本では「迷惑をかけないようにする」という考え方が強いため、人に頼ることが苦手な人が多いと言われている〔White 2002：130-140〕。そのため、育児で困っていても誰かに相談しづらく、母親が一人で頑張りすぎてしまうケースが多い。政策基礎研究所（2021）

も、子育て支援が整備されている一方で、実際には人とのつながりを感じにくく、支援を利用できていない母親が多いことが指摘している〔政策基礎研究所 2021：3-7〕。制度が整っているからといって育児の負担が軽くなるとは限らないことが分かる。また、祖父母と離れて暮らす核家族が増えたり、地域のつながりが弱くなってきたりしたことも、孤立しやすさにつながっている。

一方、オクラホマ州を含むアメリカでは、家族や友人が子育てに積極的に関わる文化が根付いている。困っている人を見たら手伝うのが当たり前という雰囲気があり、「手伝ってほしい」と気軽に言いやすいことが大きな特徴である。とくにオクラホマ州では、教会やコミュニティが日常的にサポート役を果たしていて、出産後に食べ物を届けてくれたり、子どもを預かってくれたりするなど、非公式な支援が当たり前になっている。筆者がおこなったインタビューでも、周りの人の支えによって安心して育児ができたという話があり、文化的なつながりの強さが大きな支えになっていることが分かった。

これらを比べてみると、日本は制度が整っている一方で「助けを求めにくい文化」があり、孤立しやすい傾向が見られる。それに対してオクラホマ州やカナダのような地域では、制度が十分でなくても人とのつながりが自然に支えになり、育児のしやすさにつながっている。つまり、子育てにやさしい社会を考えるうえでは、制度を充実させるだけでなく、親が気軽に頼ったり相談できたりする文化や環境づくりがとても重要だと言える。

第3節 これからの日本の子育て支援の課題

日本とオクラホマ州、そしてほかの国々を比べてみると、日本の子育て支援にはいくつかの課題があることが分かってきた。日本の場合、制度自体はとても充実しており、育児休業や保育サービスなど、親を支える仕組みが全国的に整えられている。しかし、制度がある一方で「実際には使いにくい」と感じる人が多いという現状がある。制度の内容が分かりづらかったり、申請が複雑だったり、職場の雰囲気です育休が取りにくい場合もあり、制度が生活の中で十分に機能していないという問題が見えてくる。

また、日本では育児をする親が孤立しやすいことも大きな課題である。第2節で述べたように、「迷惑をかけないように」という価値観や、核家族が増えて身近に頼れる人が少ないことなどが影響し、困ったときに相談しづらい状況が生まれやすい。周りに助けを求められないまま一人で抱え込んでしまうことは、育児の負担をさらに重くしてしまう。オクラホマ州のように、家族や地域の人が自然と支え合う文化がある地域と比較すると、日本との違いがよりはっきりと分かる。

さらに、日本の子育て支援は行政が中心となって制度を整えているため、制度以外のサポートが弱くなりやすいという点も課題である。他国では、制度と同じくらい文化的な支えや地域のつながりが重要視されており、制度でカバーできない部分を家族やコミュニティが補っている。それに対して日本では、「制度に頼らざるを得ない」状況になりがちで、もし制度が使いにくい場合、他の選択肢が少なくなってしまう。加えて、必要な情報が分かりにくいという問題もある。制度があることは知っていても、どうやって申し込めばいいのか、どんな人が対象なのかが分からず、結果的に利用につながらないことも少なくない。支援が十分に届かない理由として「情報の見つけづらさ」や「相談しづらさ」があるという点は、今後改善が必要な部分だと言える。

これらのことから、日本が今後取り組むべき課題として、以下の4点が挙げられる。

- ① 制度をもっと分かりやすく、使いやすくすること
- ② 親が孤立しないように地域や人とのつながりを強めていくこと
- ③ 行政だけでなく、職場や地域全体で子育てを支える仕組みを広げること
- ④ 支援情報を必要とする人に届きやすくすること

こうした課題に向き合うことができれば、日本でも制度と文化の両方がうまく機能し、親が安心して子どもを育てられる社会に近づいていくと考えられる。

おわりに

本研究を進めるなかで、出産や育児を支えるためには、制度の充実だけではなく、人とのつながりや文化的な支えが大きな役割を果たしていることに気づかされた。日本は制度が整っているにもかかわらず、それが必ずしも安心につながっていない場面がある一方で、オクラホマ州では制度が十分ではない部分を、家族や友人、地域の人々の関わりが自然に補っている。制度の違い以上に、日常のなかで「誰かに頼れるかどうか」が、子育てのしやすさに大きく関わっていることを実感した。

とくに、オクラホマ州で出産と育児を経験した Harris 氏へのインタビューは、制度だけでは見えてこない「安心して子育てができる環境とは何か」を考える大きなきっかけとなった。出産前のベビーシャワーや、産後に家族や近所の人が食べ物を届けてくれた話を聞くなかで、周囲の人の支えがどれほど心強いものなのかが伝わってきた。また、病院でのメンタルケアや、IHS による費用の支援など、制度面でも支えられていたが、それ以上に「ひとりにしない文化」が Harris 氏の安心につながっていたことが印象的だった。

一方で日本では、制度があっても活用できなかったり、周囲に頼れず孤立してしまったりするケースが少なくない。育児の負担をひとりで抱えてしまう状況は、制度の不足だけでなく、社会の価値観や人との距離感とも深く関わっていると感じた。だからこそ、日本が子育てにやさしい社会を目指すためには、制度の改善はもちろん、親が気軽に助けを求められるような雰囲気づくりや、地域でのつながりを育てていくことが大切だと考える。

本研究は限られた地域や事例をもとにした比較であり、すべての家庭に当てはまるわけではない。しかし、異なる環境で育児を経験した人びとの声を聞くことで、自分が当たり前だと思っていた日本の子育て環境を、別の角度から捉え直すことができた。今後は、さらに多様な国や地域の子育て支援に触れながら、「どのような社会なら親が安心して子どもを育てられるのか」を考え続けていきたい。そして将来、自分自身が子どもを育てる立場になったときには、今回の学びを思い出し、周りの人と支え合いながら子育てができる社会のなかで生活したいと強く感じている。

【参考文献・インターネット資料】

Agency for Healthcare Research and Quality (2023) "Medical Expenditure Panel Survey "
<https://www.ahrq.gov/data/meps.html>

2026 年 1 月 8 日 最終アクセス

American College of Obstetricians and Gynecologists (2012) "Intimate Partner Violence"
<https://www.acog.org/clinical/clinical-guidance/committee-opinion/articles/2012/02/intimate-partner-violence>

2026 年 1 月 8 日 最終アクセス

American Sexual Health Association (2024) "New Study Shows Epidurals During Delivery Offer More Than Just Pain Relief"

<https://www.ashasexualhealth.org/new-study-shows-epidurals-during-delivery-offer-more-than-just-pain-relief/>

2026 年 1 月 8 日 最終アクセス

Indian Health Service (2024) "Maternal and Child Health Programs"

<https://www.ihs.gov/mch/>

2025 年 11 月 28 日 最終アクセス

Pew Research Center (2015) "Parenting in America"

<https://www.pewresearch.org/social-trends/2015/12/17/parenting-in-america/>

2026 年 1 月 8 日 最終アクセス

U.S. Census Bureau (2023) "American Indian and Alaska Native population: Oklahoma"

<https://www.indexmundi.com/facts/united-states/quick-facts/oklahoma/american-indian-and-alaskan-native-population-percentage>

2026 年 1 月 8 日 最終アクセス

U.S. Department of Labor (n.d.) "Family and Medical Leave Act"

<https://www.dol.gov/agencies/whd/fmla>

2025 年 10 月 6 日 最終アクセス

White, M. (2002) *Perfectly Japanese: Making Families in an Era of Upheaval*, University of California Press

厚生労働省 (2025) 「医療保険制度における出産に対する支援の強化について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001584788.pdf>

2026 年 1 月 9 日 最終アクセス

こども家庭庁 (2024) 「保育所等関連状況取りまとめ (令和 6 年 4 月 1 日)」

<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/torimatome/r6>

2026 年 1 月 8 日 最終アクセス

—— (n.d.) 「こども・子育て支援」

<https://www.cfa.go.jp/policies/kosodateshien>

2026 年 1 月 10 日 最終アクセス

周燕飛 (2023) 「若年層の経済的不安と出産選択—男女比較・日米比較の視点から—」『季刊 個人金融』2023 春

https://www.yu-cho-f.jp/wp-content/uploads/2023spring_articles04.pdf

2025 年 11 月 19 日 最終アクセス

政策基礎研究所 (2021) 「子育て世代にかかる家庭への支援に関する調査研究報告書」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000793394.pdf>

2026 年 1 月 8 日 最終アクセス

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング (2023) 「『社会で子どもを育てる』諸外国の取組状況調査業務報告書」

<https://www.pref.kyoto.jp/kikaku/kosodate/torikumi/documents/abroadsurvey.pdf>

2026 年 1 月 8 日 最終アクセス

山田美津子・有吉浩美・堀川淳子・石原逸子 (2005) 「働く母親のソーシャル・サポート・ネットワークの実態」『Journal of UOEH』27 巻第 1 号

https://www.jstage.jst.go.jp/article/juoe/27/1/27_KJ00003570247/_article/-char/ja

2025 年 12 月 16 日 最終アクセス